

嵐山町議会令和2年第1回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (2月27日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	12
嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告	22
施政方針表明	24
議案第17号～議案第22号の上程、説明、質疑	32
予算特別委員会の設置、委員会付託	55
予算特別委員会委員の選任	55
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	56
議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託	56
陳情の委員会付託について	58
休会の議決	58
散会の宣告	58

第 2 号 (3月3日)

議事日程	5 9
出席議員	6 0
欠席議員	6 0
本会議に出席した事務局職員	6 0
説明のための出席者	6 0
開議の宣告	6 3
諸般の報告	6 3
一般質問	6 3
5 番 佐久間 孝 光 議員	6 3
3 番 狛 守 勝 義 議員	9 2
1 2 番 渋谷 登美子 議員	1 0 3
1 番 小 林 智 議員	1 3 5
散会の宣告	1 5 4

第 3 号 (3月4日)

議事日程	1 5 5
出席議員	1 5 6
欠席議員	1 5 6
本会議に出席した事務局職員	1 5 6
説明のための出席者	1 5 6
開議の宣告	1 5 9
諸般の報告	1 5 9
一般質問	1 5 9
2 番 山 田 良 秋 議員	1 5 9
9 番 青 柳 賢 治 議員	1 7 0
1 1 番 松 本 美 子 議員	1 8 5
散会の宣告	2 0 3

第 4 号 (3月5日)

議事日程	205
出席議員	206
欠席議員	206
本会議に出席した事務局職員	206
説明のための出席者	206
開議の宣告	209
諸般の報告	209
一般質問	209
10番 川口浩史議員	209
4番 藤野和美議員	243
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	271
教育長就任の挨拶	274
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	277
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	281
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	284
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	286
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	289
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	292
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	295
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	302
会議時間の延長	302
休会の議決	304
延会の宣告	305

第 5 号 （3月9日）

議事日程	307
出席議員	308
欠席議員	308
本会議に出席した事務局職員	308

説明のための出席者	308
開議の宣告	311
諸般の報告	311
発言の訂正	311
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	311
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	313
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	314
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	327
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	332
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	334
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	341
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	345
休会の議決	348
散会の宣告	348

第 6 号 (3月17日)

議事日程	349
出席議員	350
欠席議員	350
本会議に出席した事務局職員	350
説明のための出席者	350
開議の宣告	353
諸般の報告	353
議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決	354
議案第18号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決	370
議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決	375
陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	376
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	380
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	381
議員派遣の件について	382

閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について……………	382
日程の追加……………	383
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	383
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	386
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	391
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	394
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	396
町長挨拶……………	398
議長挨拶……………	399
閉会の宣告……………	400
署名議員……………	401

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第23号

令和2年第1回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月14日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 令和2年2月27日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	小 林	智	議 員	2 番	山 田	良 秋	議 員
3 番	狛 守	勝 義	議 員	4 番	藤 野	和 美	議 員
5 番	佐 久 間	孝 光	議 員	6 番	大 野	敏 行	議 員
7 番	畠 山	美 幸	議 員	8 番	長 島	邦 夫	議 員
9 番	青 柳	賢 治	議 員	1 0 番	川 口	浩 史	議 員
1 1 番	松 本	美 子	議 員	1 2 番	渋 谷	登 美 子	議 員
1 3 番	森	一 人	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和 2 年第 1 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

2月27日(木) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(森議長)
- 日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 永島教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 施政方針表明(岩澤町長)
- 日程第 8 議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 9 議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第11 議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第12 議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第13 議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定について
- 日程第14 議案第24号 町道路線を廃止することについて(公共用地払下申請)
- 日程第15 陳情の委員会付託について

○出席議員（13名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
5番	佐久間	孝光	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼	総務課長
賛田	秀男	地域支援課 人権・安全安心担当	副課長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長

伊	藤	恵	一	郎	まちづくり整備課長
山	下	隆	志		上下水道課長
金	井	敏	明		会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸		教 育 長
村	上	伸	二		教育委員会事務局長
杉	田	哲	男		農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第1回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第5番 佐久間 孝 光 議員

第6番 大野 敏 行 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

[松本美子議会運営委員長登壇]

○松本美子議会運営委員長 令和2年第1回定例会、議会運営委員長より報告を申し上げます。おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にいたしまして、2月20日、議会運営委員会を開会をいたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員といたしまして、出席者とい

たしまして森議長、出席要求に基づく出席者といたしまして岩澤町長、安藤副町長、青木参事兼総務課長に出席をいただきました。提出されます議案につきましては、説明を求めました。

長提出議案については、人事1件、条例11件、予算11件のその他2件、計25件ということでございます。このほか、委員外提出議案、議員提出議案も予定をされております。

そのほか、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は本日27日から3月17日までの20日間とすることに決定をいたしました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付をしたとおりでございます。

また、一般質問には、受付順といたしまして、3月3日、1番、佐久間孝光議員から4番、小林智議員、3月4日に5番の山田良秋議員から8番、松本美子、3月5日、9番の川口議員と10番の藤野和美議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことを報告いたしました。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日2月27日から3月17日までの20日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの20日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、人事1件、条例11件、予算11件及びその他2件の計25件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案が提出されましたので、報告いたします。発委第1号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出について、発委第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則の提出について、以上2件であ

ります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、委員会提出議案2件につきましては、最終日の3月17日に審議する予定でありますので、ご了承願います。また、このほかに議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和元年12月から令和2年1月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和2年2月5日、吉見町のフレサよしみにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員11名が出席いたしました。

令和2年2月7日、さいたま市埼玉県民健康センターにおいて、埼玉県町村長・町村議会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第27号 幼児教育・保育無償化についての全額国負担を求める意見書の提出について、発議第28号 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出について、発議第30号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について、以上3件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、山岸地域支援課長は都合により本日の会議を欠席しております。山岸地域支援課長の代理として、地域支援課人権・安全安心担当、賛田副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに令和2年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、令和2年度予算案をはじめ町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政の進展のため、誠に感謝に堪えないところでございます。

さて、本議会に提案をいたします議案は、人事1件、条例11件、予算11件、その他2件の計25件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、去る2月21日、一般社団法人埼玉建築士会比企支部と嵐山町との被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書の調印式を行いました。この協定により、危険建築物の倒壊等から生じる二次災害の防止において、より迅速な対応が可能となりました。大変心強く、感謝申し上げます。

そのほか、令和元年11月から令和2年1月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念をされております。町といたしましては、国または県の動向を注視をしながら、その対応に万全を期してまいります。

以上をもちまして挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から2点報告をさ

せていただきます。

資料37ページを御覧ください。2番、学校教育関係、(2)令和2年度小中学校入学予定者の入学通知送付者数についてでございます。転居等に伴いまして、現時点におきましての入学予定者数は、菅谷小学校64とございますけれども、現時点で61人でございます。2学級規模でございます。七郷小学校は13人で、変動ございません。志賀小学校は、34人とございますが、現時点で33人の1学級でございます。小学校合計は、111人から107人でございます。

中学校でございます。菅谷中学校は、68人から63人、2学級規模でございます。玉ノ岡中学校は46人で、変動ございませんので、2学級規模でございます。

次に、38ページを御覧ください。1、生涯学習関係、(1)生涯学習関係、1月12日、成人式についてでございます。民法の改正によりまして、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、2022年、令和4年4月1日から施行されますが、それに伴いまして、成人式につきましては、実行委員の意見等も参考に、成人になられる方の進路面での負担等も含め、成人式という名称の変更は考えられますが、これまでどおり20歳での実施を考えているところでございます。

そのほかの事業につきましては、お手元の報告書のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

最後になりますが、議員の皆様には、成人式をはじめとする行事開催に当たりまして、ご多用の中、ご出席をいただきましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、明日2月28日は県公立高等学校の入学試験日となっており、来月15日には中学校卒業式、18日には幼稚園卒園式、22日には小学校の卒業式が行われます。現在新型コロナウイルスへの対応について、各種通知等を参考に幼稚園長、小中学校長と連携を行っているところであり、卒業、卒園式につきましては、園児、児童生徒、教職員、保護者のみの参列とさせていただきたいと考えているところでございます。ご来賓の皆様にはご案内を申し上げましたところですが、今後校長、園長からまた通知のほうを出させていただきたいと考えています。

入学式につきましては、今のところ同様の対応も取ることもあるかと思いますが、改めまして通知をさせていただきたいと思いますので、議員の皆様にもご承知おきいただければと思います。

以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします
す。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳総務経済常任委員長。

〔青柳賢治総務経済常任委員長登壇〕

○青柳賢治総務経済常任委員長

令和2年2月27日

嵐山町議会議長 森 一人様

総務経済常任委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「災害に強いまちづくりについて」及び「駅周辺10年計画について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「災害に強いまちづくりについて」及び「駅周辺10年計画について」を調査するため、12月13日、1月10日及び2月3日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 12月13日の委員会について

各委員より「災害に強いまちづくりについて」及び「駅周辺10年計画について」具体的に検討する内容について意見集約をした。

ア 「災害に強いまちづくりについて」

- ・実際に発生した水害に対しての防止対策、行政区を含めた情報伝達の在り方。
- ・「自助、共助、公助」を円滑に図るための共通認識をいかに醸成するか。(避難所の運営を含む)

イ 「駅周辺10年計画について」

- ・観光との関係において、いかに駅活性化につなげるか。
- ・住民要望が反映された計画になっているのか。
- ・テーマ性のある面的整備が求められるのでは。

以上のような意見について、1月10日に担当課の説明を求めるといたしました。

(2) 1月10日の委員会について

当日は、地域支援課長、石榑危機管理幹に出席を求め、「防災、避難、復旧等災害対応に係る現状と課題、今後の方針について」の質疑応答、「被害があった地域の対策について」の説明を受けた。

ア 防災、避難、復旧等、災害対応に係る現状と課題、今後の方針

○主な質疑応答

(問) 情報伝達の整備状況（防災無線を含む）や要援護者への対策は。

(答) コアの人への情報伝達が大切である。（区長、防災会、議員）防災無線が聞こえないことについては、半鐘のような音が有効であること、デジタル化工事に伴ってのFM電波などについても研究したい。要援護者、援護支援者については、手伝いをする人の責任もあり、進んでいない。

(問) 多くの人が避難をしたが、どのような情報によって避難したのか把握しているか。

(答) 具体的に把握していない。役場への問合せも少なかった。消防団の皆さんに地域を回ってもらった。

(問) 避難所の運営が長期に及ぶ場合、役場主体の運営は不可能では。

(答) 避難所の長期運営は、平成31年3月に運営マニュアルを策定し、防災会長の会議では説明をしたが、内容が多岐にわたり難しいので、概要版も必要と感じた。今の避難所が設備・施設的に妥当なのかについても検討する。

(問) 防災会の位置づけは。

(答) 防災会が設置されたのは計画策定後なので、計画に位置づけがない。

(問) 比企広域市町村圏組合との連携が見えないが。

(答) 嵐山分署と連絡は取り合っていた。消防団との連携と比べると、確かに薄いと感じる。今後の課題にしたい。

イ 被害があった地域の対策について

石樽危機管理幹より、令和元年台風19号の概要、対応経過、被害状況、今後の課題について説明があった。

参考資料といたしまして「床上浸水住宅に対する支援対応状況」を添付しておきました。ご高覧ください。

○説明後の主な質疑

(問) 支援対応状況の中で、支援金の支給について、一部の方を除くとあるが。

(答) 申請をしないお宅があった。

(問) 補償は床下浸水も含まれるのか。

(答) 法律の適用は床上浸水のみ。床下でも罹災証明が発行された。

この後、災害ごみについても、次の議会において許可を得た上で委員会として調査研究することとした。

(3) 2月3日の委員会について

当日は、伊藤まちづくり整備課長、久保まちづくり整備副課長に出席を求め、「駅周辺10年計画について」の進捗状況の説明を受けた。その後、台風19号による被害のあった地域の現地調査を行った。

ア 駅周辺10年計画の進捗状況

平成30年度購入予定の用地確保が前進したこと、平成31年度分についてはおおむね事業の内容についての了承を得たとのこと。今後、住民説明会を経て、令和5年3月の完成を目指すとの説明であった。

○説明後の主な質疑

(問) アンケートが出て、それに基づいての平面図設計なのか。

(答) 平成29年度のアンケートに基づいて平成30年度設計に入った。

(問) 導入部について、充実した歩道整備ができるのか。

(答) 導入部は県道となっており、県との協議を進める。

(問) 歩行者の駅正面までの安全確保は。

(答) 駅前広場のロータリー前を通行するのではなく、車は車道、歩行者は歩道の通行をするということで警察と協議をしている。

今後、県道武蔵嵐山停車場線を含めた武蔵嵐山駅に西口駅前広場における歩行者、車両などを含めた設計の基本的考え方を確認した上で、委員会の意見を提案することとしました。

イ 台風19号による被害のあった地域の現地調査

伊藤まちづくり整備課長と久保まちづくり整備副課長の案内で杉山地区と太郎丸地区の現地調査を行った。杉山地区は、道路と1段下の水田との境の柵に流木が挟まり、堰のようになって水があふれ、床下、床上となった。太郎丸地区は、市野川の増水によりポンプで吐き出せない上に、流れ込む支流が逆流したことにより床上浸水とのことでありました。

○帰庁後、各委員の意見・感想

・諏訪堰の改良はもちろんのこと、中小河川の集中豪雨時の時間差があるので、対策の研究が必要。

- ・河川のしゅんせつ、雑木の伐採が必要なのは。
- ・河川の管理が県の管轄であることから、県にどのように要望していくか。
- ・水害時の越水について、具体的な場所は特定できるので、いかに対処するか。
- ・多面的機能の補助事業等も町の防災対策に活用できるのでは。
- ・ハザードマップの公開や低地の周知徹底も必要ではないか。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 2ページの被害があった地域の対策について、答えて申請をしないお宅があったということなのですが、なぜ申請をしなかったのかまでは踏み込んだお話は出なかったのでしょうか。

○森 一人議長 青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 この質問に対してはそこまでで、一応質問した委員さんも納得されて、それ以上踏み込んだ発言はなかったということでございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 随分たってから私のところにも話がありまして、申請をしてくれと言われたけれども、私はそういうことは書き方も分からないし、何も分からないのだけれども、親切に教えてくれなくて、ただ出せと言われたので、とても出せなかったのだというような話が後からあったものですから、それはちょっと問題だったかなというようなことで、そんな話があったものですから、今後そこら辺のところも

突っ込んでいただければというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今のところの上の床上浸水住宅に対する支援対応状況添付、この添付というのは今日我々に添付するという事ではないということなのですか。どこについていますか。

○森 一人議長 文教の所管事務調査報告の前についております、参考資料ということで。

○10番（川口浩史議員） こちらね。了解しました。落としていました。

○森 一人議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、令和2年2月27日、嵐山町議会議長、森一人様、文教厚生常任委員長、畠山美幸、所管事務の調査報告を申し上げます。

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「太陽光発電について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「太陽光発電について」を調査するため、12月18日、1月14日及び2月10日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 12月18日の委員会について

今後の太陽光発電についての委員会の進め方について、まずは嵐山町内で工事が始まった志賀地内の太陽光発電施設へ12月14日に訪問した際の話をお野委員より聞かせていただきました。

志賀地内には、2か所の設置が予定されている。1か所が今回視察に行った志賀笹

山の太陽光発電施設で、開発面積が1.73ヘクタール、太陽光パネル4,276枚、1,175キロワットである。2か所目は、志賀6.4568ヘクタールである。1か所目の太陽光発電施設維持管理協定書に基づいて、甲、乙で交わした内容の説明を受けた。その後、質疑を行った。

○説明後の主な質疑

問 「甲」の人は変わらないのか。

答 変わっていく。現在は、2人の議員と土地改良組合で、志賀1区産業廃棄物中間処理場対策委員会が「甲」となっている。平均年齢が70歳代であり、今後40歳から50歳代の方をお願いしたいが、なかなか見つからない。

問 「乙」の業者についても名義が変わっていくのか。

答 変わっていく。協定書は引き継いでもらう。

質疑終了後、次回1月14日の委員会では、環境課、農政課、税務課の各課長に来ていただき、太陽光発電施設の設置場所、規模、申請の状況、10キロワット以上の償却資産の固定資産税について説明を受け、質疑を行い、午後からはピックアップした発電施設の現地を見ることとして委員会を終了した。

(2) 1月14日の委員会について

内田環境課長、杉田農政課長、村田税務課長に出席を求め、説明を受けた。

○太陽光発電の町内設置の現状と今後の見込みについて(説明)

内田環境課長からは、2020年から二酸化炭素減少の第5次エネルギー改革が始まる。再生可能エネルギーの太陽光、風力、地熱、バイオマスのうち9割が太陽光で、偏りが生じている。当初のFIT法では、稼働開始時期に制限がなく、法の認定を受けない案件が30万件以上となり、国民負担である賦課金の増大が懸念されたため、平成29年4月の改正でFIT法では設備認定から事業計画認定へ制度を変更し、実現可能性をチェックし、長期安定発電を促す制度へと変わった。嵐山町の太陽光発電は、令和元年6月末で10キロワット以上の認定件数が194件、導入件数が124件。環境省で現在ガイドラインを作成している。それを基にチェックシートなど活用し、事業者を設置運用面で環境への配慮等を指導していきたいとの説明を受けた。

農政課長からは、山林1ヘクタール未満の小規模林地開発について、森林法の伐採届が出されているもののうち太陽光発電に関するものが平成28年度11件、平成29年度25件、平成30年度11件、1ヘクタール以上の林地開発の申請は平成27年度1件であっ

た。農地については、基本的には設置困難で、2種農地以外は原則許可しない。ただし、事業区域内に3割未満の農地が入った場合は対象となる。また、太陽光発電施設の設置については、災害、水害、環境配慮を考慮するルールであり、水質の管理、水源の確保、除草管理等を指導していきたいとの説明を受けた。

税務課長からは、嵐山町の太陽光の現状について、土地は平成30年度57筆、税相当額で195万7,936円、令和元年度65筆、税相当額で215万723円であった。家屋は、屋根一体型は令和元年度まで10キロワット未満が31件、10キロワット以上は経済産業省の平成29年1月のリストで屋根一体型が13件、架台等で屋根に設置型が56件である。屋根設置型は、10キロワット以上は償却資産に該当し、平成30年度税相当額2,053万3,675円、令和元年度税相当額1,774万3,598円、固定資産税の合計として、平成30年度税相当額2,249万1,611円、令和元年度1,959万4,321円で、比較すると289万7,290円の減額であったとの説明を受けた。その後、質疑を行った。

○説明後の主な質疑

問 町内の個人、商店を除く太陽光設置の業者は、固定資産の関係もあるので、自前の土地なのか、借用地なのか。

答 65筆の土地に課税しており、そのうち売買10件、相続10件、雑種地への地目変更等が大部分である。

問 志賀地区では地主に「貸すのはよくない」と言っているが、他地区の傾向は。

答 事業者で申告され、課税している。

問 業者の太陽光発電は、土地を買う、借りるがすぐに見えてこない。把握は。

答 事業の認定が義務づけられており、そこまでの把握はしていない。

問 国のガイドラインはいつ頃できるのか。

答 案が示された。現在パブリックコメント募集を行っている。太陽光設置について、環境等の配慮項目が既に示されているので、該当するものがあれば、これを基に町独自で設置者に指導していく。

問 太陽光設置業者が地元住民に接触してきたとき、その後の町の対応は。また、設置の計画はあるが、未稼働の箇所は。近隣住民の関係で、地元説明会については。

答 認定の要件は、用地の確保が必要になる。この段階では、町には情報はない。事前にあるケースについて指導している。維持管理については、業者に計画を示されている。不適切案件については、国にできることになっている。未稼働の部分について

ては、相談に応じ指導している。説明会については、事業ごとにケースは異なるが、まず地元自治会の区長に相談し、出席範囲を決めて実施している。また、説明会はガイドラインに沿って行ってほしいと指導している。

問 業者にも説明会をきちんと指導してほしい。

答 そうしたい。

質疑の後、現地調査を実施し、全員で志賀、古里方面の太陽光発電設置の現状を視察した。帰庁後、説明及び視察の内容を踏まえ、課題点等を協議した。

○委員からの主な意見・感想

- ・景観の問題がある。
- ・古里地内、脇にあるハウレンソウ畑への活用は。
- ・午前中の説明の中で、法整備も必要と感じた。
- ・設置場所を町が地元の協力を得て区域指定によるすみ分けをしてほしい。
- ・傾斜に設置は、崩れやすいのが心配。
- ・設置には、地元周辺住民の理解が必要。
- ・太陽光パネルが破損した場合、構造物に含む物質による二次被害が心配。
- ・千葉で太陽光破損の事故があった。その結果も調べられるとよい。
- ・生態系の破壊が心配。ホテル、オオムラサキなど。
- ・太陽光設置場所の業者の整備は様々である。町が環境影響評価等考えてもよい。
- ・町の太陽光設置の歯止めが必要である。
- ・全国的なガイドラインを調べたい。
- ・近隣町村の吉見町、滑川町でも県外を視察している。
- ・山梨県北斗市にも先例がある。

協議後、次回2月10日の委員会の進め方について、配付された「嵐山町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」に目を通し、また議員及び事務局で他市町村の情報を調べてくることとして委員会を終了した。

(3) 2月10日の委員会について

太陽光発電に関する他の自治体の取組状況について、各議員より調査内容を説明してもらった。

- ・各自治体とも法整備が追いついていない現状がある。
- ・太陽光設置は、残土の問題とも関わっている。

・嵐山町内で6,678キロワットが地上、屋根の発電である。(20キロワット未満は含まない)

・各自治体の条例は手続条例である。それは、事業を始める前に業者が地元で協議し、協定書を結び、そして町から許可が下りるといったものである。しかし、罰則規定はない。

・効果として、この条例があると手続面で業者が設置に時間がかかるということがある。

・太陽光の設置を制限する場合、緑地、地域、環境のいずれに視点を置くかが重要である。

事務局からは、吉見町は茨城県龍ケ崎市を、滑川町は長野県上田市を行政視察しているとの報告があった。

今回は、群馬県高崎市、長野県上田市、茨城県龍ケ崎市の条例を参考に検討していくこととし、委員会を終了した。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 指名をいただきました長島でございます。朗読をもって委員会報告をさせていただきます。

令和2年2月27日

嵐山町議会議長 森 一人 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴常任委員会の所管について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、12月19日、1月8日、1月16日に委員会を開会し、調査研究を行った。また、広報広聴常任委員会は12月定例会終了以降、広報部会（議会だより）に6名、広聴部会（議会報告会等）6名の1年交代のローテーションでスタートしました。

（1）広報部会

①議会だより第177号の発行について

主な所管は議会だよりの発行であり、既に決定している編集スケジュールに添い、12月17日の原稿締切り、1月8日の初校、1月22日に校了、2月1日に発行に向け、全員で進める。

主な掲載は、12月定例会の内容報告を中心に、表紙には2度目の議場コンサートの風景、補正予算では、猛威を振った台風19号の被害内容、委員会報告、一部事務組合報告等であった。編集では、初経験の新議員、経験者とのスタートであり、一致団結の編集でありました。

②議会だより第178号の発行について

1月16日の委員会にて、事務局及び印刷業者から提出された178号の発行スケジュール案を検討。3月定例会議事を主な内容として、3月25日に原稿締切り、3月30日に入稿、4月21日に校了、5月1日に発行と決定。あわせて、掲載項目案、担当ページも検討し、概略を全て決定しました。

（2）広聴部会

①議会モニターとの意見交換会について

2月1日（土）の午後1時30分からと午後7時からの2回に分けて開催された。今回は、議会モニターが参加しやすいように土曜日の2回開催としたところで、8名の議会モニターが参加をしての委員全員との意見交換となりました。

議会傍聴についてのルール徹底や傍聴席への移動の安全確保、議会の様子の動画配信の必要性、選挙における低い投票率に関連して、若者に町政への関心を高めてもらう課題、女性が活躍できる町政の在り方、町内のごみ処理問題など多岐にわたって意見が出され、委員との活発な意見交換が行われた。

②第16回議会報告会・意見交換会について

昨年9月に町議選が行われたことで秋の開催が見送られた「議会報告会・意見交換会」を5月16日（土）に開催することで決定した。リハーサルはゴールデンウィーク明けの5月8日（金）に行う。

議会報告会は、令和2年度予算の概要や各委員会の報告、主な議案等の報告などを行うこととし、各委員長等が担当する。

意見交換会についてのテーマは、「災害対策について」と「子育てしやすいまちづくりについて」とし、総務経済常任委員会と文教厚生常任委員会のメンバーがそれぞれ担当し、リーダーは正常任委員長が務めるものとする。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第6、嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

川口嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長。

〔川口浩史嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長登壇〕

○川口浩史嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長 朗読をもって報告に代えさせていただきますと思います。

令和2年2月27日

嵐山町議会議長 森 一人様

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長 川口浩史

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「小中一貫校新設に伴う児童生徒の教育の保障と地域振興について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「小中一貫校新設に伴う児童生徒の教育の保障と地域振興について」を調査するため、1月30日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 1月30日の委員会について

初めての会議は、各委員がどのような課題を持っているのかを出し合い、その中から調査研究をすることにし、各委員から課題を出してもらった。各委員の意見には微妙な違いがあり、同じような意見を下記のようにまとめさせてもらった。

- ①小中一貫校の意義
- ②小中一貫校の運用方法
- ③小中一貫校の理想像
- ④少人数教育と多人数教育の比較検討
- ⑤跡地または施設利用
- ⑥施設整備の在り方
- ⑦送迎方法（通学の範囲、通勤等への使用範囲）
- ⑧地域におけるコンセンサス（合意）の確保について
- ⑨地域の核としての学校がなくなることについて
- ⑩教育行政の範囲と保護者・地域との関係
- ⑪財政計画

以上のような課題が出され、これらを大項目4点にまとめた。

〔大項目〕

- ア 財政計画
- イ 一貫校移行に係るコンセンサスの確保（地域と保護者）
- ウ 地域振興（送迎方法、後施設活用）
- エ 一貫校の在り方（運用等について）

次回以降、上記の大項目について調査研究をすることにした。次回の会議では、教育委員会に、説明会やパブリックコメントの内容と現時点までの進み具合について説明を求めることにして閉会した。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。
以上で嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会所管事務調査報告を終わります。

◎施政方針表明

○森 一人議長 日程第7、町長の施政方針表明を行います。
岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 本日ここに令和2年度第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご参会を賜り、心から感謝を申し上げます。

本議会におきましては、令和2年度の当初予算（案）をはじめ町政の重要な諸議案につきましてご審議をいただくこととなります。それに先立ちまして、令和2年度に臨む町政運営に関する基本方針と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたく、お願いを申し上げる次第でございます。

昨年5月、我が国は新しい時代「令和」を迎えました。令和2年度は、新時代のスタートとともに、さらなる町の発展に向け、大きく羽ばたいていくときであります。急速な人口減少と高齢社会に直面している今、社会全体が縮小傾向に向かいつつありますけれども、このような状況下だからこそ、先行きの問題を的確に把握することは極めて重要であります。

今、町の山林耕地の魅力が乏しくなり、子どもたちから相続の強い要求が薄くなっています。このようなときだからこそ、耕地に魅力を持たせ、我らがふるさと嵐山町をしっかりと次の世代に引き継ぐ努力、これが私たちの責任であります。

昨年各地に甚大な被害を残した台風19号、これは私たちに様々な面で大きな課題を残しました。その一方で、人と人とのつながり、絆の重み、これを改めて教えてくれました。高僧最澄は「己を忘れて他を利するは慈悲の極みなり」との言葉を残したとされておりますが、町民の誰もがこのような心持ちであってほしいと願うところであります。

令和2年度は、町の将来像を掲げた「第6次嵐山町総合振興計画」を策定する年と

なります。計画の策定に当たりましては、現行計画の評価や住民意識調査の結果を踏まえ、昨今の社会の変化に的確に対応するとともに、これまで以上に町民と行政が協働したまちづくりを進めるための新たな羅針盤としてまいります。あわせまして、第2次嵐山町総合戦略を策定することにより、人口減少社会を見据え、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

私たちは、今日まで町の活性化、商業の産業の推進力、稼ぐ力の創出と魅力あふれる、元気あふれるまちづくりの土台をつくり上げてまいりました。この動きを一步、二歩と歩みを進め、目指すべきまちづくりへ邁進してまいります。

政府の令和2年度予算案、これは約102兆6,580億円と8年連続で過去最大となっており、当初予算としては2年連続で100兆円の大台を超えています。高齢化に伴う医療費の増に幼児教育・保育の無償化などが加わり、一般会計の3分の1を占める社会保障費が大きく伸びております。財源となる税収も消費増税による増収分を含め過去最大規模であり、地方財政対策においても市町村の地方税収を前年度比1.9%増と見込んでおります。

一方、昨年10月から12月の国内総生産の年率では5四半期ぶりのマイナス成長と公表されました。10月からの消費増税と台風被害による個人消費の落ち込みを軽減税率などの対策にて解消を図ることとしておりましたが、新型コロナウイルスの拡大に日本経済全体が予断を許さない状況であります。

次に、令和2年度予算の概要について申し上げます。

令和2年度の一般会計当初予算は59億4,000万円と、前年度比6.8%減の予算といたしました。国民健康保険特別会計は20億1,540万円の前年度比12.6%減、後期高齢者医療特別会計は2億4,140万円の前年度比7.0%増、介護保険特別会計は15億1,500万円の前年度比3.7%増、水道事業会計は5億6,205万円の前年度比0.4%減、下水道事業会計は6億6,804万4,000円、合計で109億4,189万4,000円となりました。

なお、下水道事業会計につきましては、平成27年度より準備を進めておりました地方公営企業法による財務規定等を4月より適用するに当たりまして、特別会計を廃止し、公営事業会計へ移行して計上しております。

次に、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

令和2年度嵐山町一般会計の税収は、固定資産税償却資産の減収を見込み、前年度比1.2%減としております。地方交付税につきましては、国の地方財政計画における

総額は引き続き増加となっているところでありますけれども、交付額の減額の要素も見込まれるため、前年度と同額としております。

国庫支出金は、幼児教育・保育の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費負担金及び子ども・子育て支援交付金等の増により前年度比6,464万4,000円、9.4%増で計上しております。

県の支出金ですけれども、ため池の耐震点検と豪雨点検に対しまして交付される防災・減災事業補助金が令和元年度に国において補正予算化されたことによりまして、前年度比1,425万円、3.0%減で計上しております。

地方債につきましては、緊急自然災害防止対策事業として、將軍沢地区の前川護岸整備、長寿命化修繕計画に基づきまして実施をする平沢地内の嵐山歩道橋整備、埼玉県防行政無線施設の再整備及び鎌形地内の消防防災施設整備に係る事業債を新たに追加しておりますが、大型事業が終了したことによりまして、前年度比4億8,210万1,000円、58.4%減といたしました。これに伴い、予算額に占める借入額と償還額のバランス、基礎的財政収支につきましては、元金ベースにおきましておよそ3,200万円の黒字となり、厳しい中でも財政の健全化に資することができました。

繰入金につきましては、不足する一般財源を補うため、財政調整基金から1億5,000万円、地域活性化事業など、ふるさとづくり基金から2,445万円、人材育成のための地域福祉人材育成基金から135万円をそれぞれ繰り入れるものといたしました。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明を申し上げます。

義務的経費につきましては、人件費が地方公務員法、地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員制度の導入によりまして前年度比9,168万1,000円、7.5%の増、扶助費は幼児教育・保育の無償化に伴う子どもたちの教育・保育給付事業によりまして前年度比4,771万6,000円、4.3%の増、公債費は前年度比2,337万1,000円、3.5%の増であります。

投資的経費では、主に昨年の防災行政無線デジタル化更新事業の完了により前年度比4億6,015万2,000円、60.9%の減であります。

物件費では、臨時職員賃金が人件費に移行したことによりまして前年度比7,863万7,000円、7.5%の減、補助費等は新年度下水道事業会計補助金を計上したことによりまして前年度比1億3,612万6,000円、13.4%の増、繰出金は下水道事業特別会計繰出金の廃止により前年度比1億8,454万7,000円、35.3%の減といたしました。

令和2年度の主な事業につきましては、人口減少社会を見据え、町の未来を切り開くための「近未来の嵐山町づくり」に沿って説明をさせていただきます。

最初の災害に強いまちづくりですけれども、平成23年度の東日本大震災、平成26年度の大雪、そして昨年度の台風と自然災害への猛威はいつどこで起こるかもしれず、予断を許さない状況が続いております。

風水害、災害及びその他の災害から町民の生命、身体及び財産を守るために、まず町の災害対策の指針である嵐山町地域防災計画、これを全面的に見直してまいります。町民、行政区、自主防災会による自助、共助の取組を強力に推進しながら、さらに町、消防、警察、自衛隊などによる公助の体制を整えまして、地域の防災力の強化を図ってまいります。同様に、人為的な災害に対しましては、国民保護に関する嵐山町計画、これを見直し、町民皆様の安全確保のために万全の体制を整えてまいります。

食料、飲料水の備蓄、避難所、避難経路の確認など日常的な災害に対する備えは自助の重要な取組であります。町民の皆様が日頃から災害に対する意識を高めていただき、いざというときに安全、速やかに避難していただけるよう、地震ハザードマップを改めて作成いたします。また、地域の防災訓練への参加費補助や防災倉庫の整備、防災資機材の充実により、共助である自主防災組織の活動を支援してまいります。

災害に強いまちづくりを推進するためには、消防、防災の対応力の向上につながる施設等の整備が必要です。経年劣化が進んでいる第1分団第3部鎌形消防団の消防施設を嵐山町南部の防災の要として令和2年度より整備を進めてまいります。

そのほか、農業用ため池の耐震点検調査とハザードマップの作成、それから風倒被害、風による倒壊ですけれども、それやブロック塀の倒壊事故等を予防するための事業などを展開をし、町民皆様の安全の確保に取り組んでまいります。

次に、「まちの活性化、産業の推進力、稼ぐ力の創出」でございますが、昨年初夏、千年の苑ラベンダー園が本格オープンをいたし、関東各地から7万5,000人ものお客様をお迎えができ、ラベンダーを用いた手芸、また摘み取りを体験していただくなど、嵐山町の新しい新たな名所として、その魅力を広く、強く発信をいたしました。

令和2年度は、ラベンダー苑を核にしつつ、観光資源の嵐山溪谷バーベキュー場、都幾川桜堤及び槻川紅葉エリアを一つの観光ゾーンと捉え、加えて町全体の耕地、これも体験農園、観光地としてのビジネス化を推進するDMO組織を立ち上げ、さらに稼ぐ力、これを創出してまいります。

町の玄関口を良好で魅力的な空間として形成する駅周辺整備、これは旧国道254号の歩道整備など、周辺道路の整備も併せて駅前広場の整備工事に着手をしております。

花見台工業団地拡張地区につきましては、引き続き県企業局と連携しながら事業を進めることとし、川島地区の都市計画道路整備及びその周辺地区につきましては、法手続に係る関係機関との調整等を進めているところでございます。

このほか、さくらまつりや市街地の活性化に資する事業を展開する地域商業等活力創出推進委員会、農業の担い手となる新規農業者を育成指導する嵐丸塾等、町の活性化と魅力アップへの取組を積極的に支援してまいります。

3番目に、「日本一の教育のまちづくり」でございますが、グローバル化や情報化等、子どもたちを取り巻く環境が年々大きく変化していく中で、心身ともに健やかに学ぶことのできる豊かな教育環境を創造することは私たちの責務であります。一人一人の能力が十分に発揮できる、「嵐山町で学んでよかった」と思えるような充実をした教育の場を整えてまいります。

学習指導要領の改訂に伴いまして、小学校3、4年生に外国語活動の時間、小学校5、6年生には外国語の時間が令和2年度より全面实施をされます。引き続き英会話講師を派遣して、小中学校における実践的な英語教育の充実、これを支援してまいります。

また、学力向上を目指して平成29年より実施をしておりました学習支援教室につきましては、3年間大勢の児童生徒に学んでもらい、十分な成果を得ることができました。令和2年度からは、小中一貫教育推進事業、この中において支援講師を増員し、包括的な学習支援を行いながら児童生徒一人一人のさらなる学力向上を目指してまいります。

このほか、全ての小中学校に児童生徒の学力や体力の成長を一括管理することができる統合型校務支援システム、これを導入いたします。教員の事務負担の軽減、そして児童生徒に接する時間、これを十分確保することができるような環境、これを整えることにより、教育の質の維持向上につなげてまいりたいと思います。

昨年の小中学校適正規模等検討委員会答申を受けまして、嵐山町立学校適正規模等検討基本計画を策定いたしました。児童生徒の生活の場であるとともに、地域の拠点でもある学校施設を計画的に整備を進めていくための計画であります。この計画に基

づき、令和2年度より保護者、学校、地域住民の代表者から成る委員会を設置し、小中一貫校開校に向けた整備を順次進めてまいります。

そして、4番目ですけれども、「子ども・子育て支援」についてでございます。

安全かつ安心して妊娠、出産、子どもが健康で育つこと、これは全ての人の限りない願いでもあります。この願いに応えるべく、町では多種多様な子ども・子育て支援策を講じてまいりました。

「子どもも大人も未来志向になれるまち嵐山町」、これを基本理念といたしまして、次世代の社会を担い、明るい未来をもたらしてくれる子どもを地域社会全体で応援すること、これを目標とした第2次嵐山町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。前の計画を点検評価し、そして子ども、子育てをめぐる町の現状、これらをしっかりと踏まえ、より充実をした子育て支援、町民、地域、事業者など地域みんなで安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

昨年開設いたしました妊娠期から就学前の乳幼児の子育て家庭に対しまして総合的な支援を行う子育て世代包括支援センター、そして主に小中学生を対象とした就学前の子育て家庭への支援を行う子ども家庭支援センターb&gらんざんにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の仕組みをさらに発展させ、社会の希望であり、未来をつくる、未来の担い手である子どもたちに対して、嵐山町ならではの子育て支援策を講じてまいります。

5番目ですけれども、「安全安心笑顔のらんざん」です。

急速な高齢社会の進行により、令和元年9月の日本の高齢化率は世界最高の28.4%、令和2年2月の町の高齢化率は32.5%と、65歳以上の高齢者が3人に1人となる時代がすぐそこまで来ております。これとともに、独り暮らし高齢者も年々増え続け、このような方々を、どう社会で支えていくかが喫緊の課題でもあります。

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心していつまでも健康で生活を続けていくためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステム、この構築が必要となります。令和2年度は、第8期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、2025年問題、これを見据えながら、システムの構築をさらに進めてまいりたいと思います。

また、高齢者の閉じ籠もり防止対策といたしまして、空き家を利用した居場所づくりをモデルケースとして開設いたします。ふらっと歩いて通える場所で、利用者が主

体となり、簡単で効果的な筋力アップ体操で体を動かし、お茶を飲んで会話をし、楽しめる空間、これらを目指してつくっていきたいと考えております。

道路メンテナンス事業につきましては、皆様が安全に安心してご利用いただけますよう、橋りょうの定期点検を継続実施するとともに、平沢地内の嵐山歩道橋の修繕工事を行います。また、杉山地内の2-9号線は、舗装維持修繕計画に基づきまして修繕工事を実施するとともに、地域の安全性確保に努めてまいります。

児童遊園地及び都市公園につきましては、地域住民や子育て世代の交流の場として安心して利用していただくために、全ての器具を点検し、適正な整備と維持管理を行ってまいります。

水道は、生活の最も重要な基となるライフラインであり、安全安心を支えるものがあります。水道事業につきましては、昭和46年の第1次拡張事業、これから50年、昭和55年の第2次拡張事業から40年、一度も給水制限をすることなく安定供給に努めてまいりました。しかしながら、施設の老朽化は進み、更新が必要な時期に入っているものの、それぞれの施設を維持するためには、地形等の理由により極めて困難な状況にあります。

このため、令和2年度より2か所の施設を統合した新しい浄水場及び配水場施設の建設に向けた準備を進めてまいります。あわせて、老朽管更新計画を見直して、老朽化した送配水管の更新、これを計画的に実施することとし、水道事業運営のさらなる健全化につなげてまいります。

公共下水道事業につきましては、昨年度下水道管の老朽化により大きな緊急修繕を2度実施しました。このような突発的な事態を防止するため、下水道ストックマネジメント計画を策定いたしまして、老朽化した下水道管の更新、これを計画的に実施するための準備を整えてまいります。

PFI方式による市町村管理型浄化槽事業につきましては、平成24年度の事業開始から770基の整備が進みまして、周辺水域の水質向上につながっております。令和3年度に第1期事業の完了を見込んでおります。そして、その今後の事業の方向性につきましては、さらに検討を加えてまいりたいと思います。

そのほか、快適に過ごせる環境を創出するため、ポイ捨て・路上喫煙禁止区域の周知、巡回指導、きれいな川をよみがえらせるための河川及び調整池の水質検査、生ごみ処理機設置に対する補助、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助など

を実施してまいります。

令和2年、半世紀の時を経て、竣工間もない新国立競技場に世界中のアスリートが集結をして、スポーツの祭典、オリンピック・パラリンピックが開催されます。海外から多くの観光客が訪れ、様々な困難を乗り越えた選手の躍動から私たちは多くの感動、そして勇気を受けることになるでしょう。嵐山町も機運を高めるため、その一翼を担うこととなり、7月9日、女性教育会館からつきのわ駅までの聖火リレーが行われます。大勢で歓迎をし、大いに盛り上げていけるよう計画をしております。

長きにわたるまちづくりの課題であった駅西の活性化がいよいよ目に見える形で動き始めます。県内外から多くの乗客が武蔵嵐山駅に降り立ち、千年の苑、また嵐山渓谷バーベキュー場を目指してにぎわう光景が待ち遠しく感じられてなりません。

県内多くの自治体の人口が減少している中にありまして、嵐山町はここ数年、転入人口が転出を上回る社会増が続きます。これは、企業誘致、区画整理事業、定住促進事業などの取組による成果であります。

この流れは、この先も決して止めるわけにはいきません。町の未来のために、今ある重要課題に取り組み、しっかりと次の世代に引き継ぐこと、これこそ必要であると確信をしております。新しい時代に大きく羽ばたいていくため、町民、地域、役場の力を結集して、ますます元気なまちづくりを目指してまいります。

以上、令和2年度に臨む嵐山町政に関する基本方針と令和2年度の施策内容の概要を申し上げました。

なお、私は今任期満了まで、町民福祉の向上、この1点を心魂に込めまして、より一層努力をしてまいります。議員各位をはじめ町民の皆様には、引き続き特段のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和2年度2月27日。嵐山町長、岩澤勝。

よろしく申し上げます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。これにて施政方針表明を終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時30分といたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時29分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号～議案第22号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第8、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第9、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第12、議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、日程第13、議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上6件を一括議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第17号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第17号は、令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。令和2年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,000万円と定めるものであります。このほか、継続費1件、債務負担行為2件及び地方債8件の認定並びに一時借入金の借入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第18号は、令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。令和2年度の国民健康保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,540万円と定めるものであります。このほか、一時借入金の借入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第19号は、令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。令和2年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,140万円と定めるものであります。

次に、議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第20号は、令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。令和2年度の介護保険関係を運営するため、歳入歳出予算の総額、これを歳入歳出それぞれ15億

1,500万円と定めるものがございます。

次に、議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第21号は、令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。令和2年度の水道事業会計は、業務の予定量を給水戸数8,190戸、年間総配水量、これを273万7,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を5億3,473万8,000円、事業費用を4億8,639万9,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,000円、資本的支出2億4,519万3,000円とするものであります。このほか、一時借入金の借入れ限度額等について定めるものであります。

最後に、議案第22号につきまして提案趣旨をご説明申し上げます。議案第22号は、令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件でございます。令和2年度の下水道事業会計は、業務の予定量を公共下水道事業の水洗化戸数4,975戸、年間有収水量155万2,000立方メートル、浄化槽事業の水洗化戸数807戸、年間有収水量18万立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を6億2,478万1,000円、事業費用を6億1,182万1,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1億8,067万5,000円、資本的支出2億7,920万8,000円とするものであります。このほか、債務負担行為2件、企業債2件の設定並びに一時借入金の限度額について定めるものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

初めに、議案第17号について細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第17号の細部につきましてご説明させていただきます。

初めに、予算案の参考資料を御覧いただきたいというふうに思います。まず、参考資料の1ページをお願いいたします。令和2年度の一般会計総額でございますが、前年度比4億3,000万円、6.8%の減の59億4,000万円とさせていただくものでございます。

続きまして、資料の4ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきまし

ては、歳入の財源別内訳表を記載させていただいておまして、自主財源、依存財源別のそれぞれの内訳を掲載してございます。

自主財源でございますが、前年度比7,256万4,000円、2.3%減の31億3,394万5,000円でございます。予算総額に占める構成比でございますが、前年度に比べますと2.5ポイント増の52.8%という割合となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらは、歳出の性質別内訳表でございます。歳出の内訳を義務的経費、投資的経費、その他経費と、大きく3つに分けているところでございます。

特徴的なものとしたしましては、義務的経費中の人件費につきましては7.5%、9,168万1,000円の増と大幅な増となっているところでございます。こちらの内容につきましては、制度の改正に伴いまして、従前物件費で区分をしておりました臨時職員賃金が、会計年度職員制度が始まることに伴いまして、人件費の区分という扱いがございます。そちらの影響で人件費の割合が高くなっていると。伸びが大きくなっていると。それに比して、物件費につきましては、こちらについては前年度比7.5%減という形になっております。

また、中ほどの投資的経費につきましては、前年度比60.9%と大きな減となっているところでございますが、前年度大きな事業といたしまして、防災行政無線のデジタル化更新工事、こうした大きな事業が終了したことに伴います減額となっているものでございます。

それでは、予算書をお願いいたします。まず、予算書の3ページをお願いいたします。総額につきましては、59億4,000万円とさせていただいたところでございまして、これ以外に継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高額、こうしたものを定めさせていただいているところでございます。

それでは、予算書の8ページをお開きいただきたいと思っております。第2表、継続費でございます。武蔵嵐山駅西口地区整備事業を施行するに当たりまして、その履行に3年間、期間がかかるということでございまして、その経費の総額及び年割額を定めさせていただくものでございます。総額につきましては3億円、令和2年度、3年度、4年度それぞれ1億円ずつという形で定めさせていただくものでございます。

9ページの第3表、債務負担行為でございますが、令和2年度に新たに設定する債務負担行為2件を設定させていただくものでございます。

次の10ページをお願いいたします。第4表、地方債でございまして、防災安全事業ほか6事業及び臨時財政対策債の限度額等々を定めるものでございます。全ての限度額の合計が3億4,330万円という内容でございます。

それでは、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。2の歳入でございます。主立ったものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、1款1項2目法人でございまして、前年度に比べまして1,119万2,000円減という形で計上させていただいております。こちらにつきましては、主に法人税割の税率の改正がなされたことに伴います減という形でございます。

同じく1款2項1目固定資産税でございまして、前年度比2,692万5,000円という減でございまして、こちらにつきましては、償却資産の減収の見込み分を見させていただいての減額という内容でございまして。

一番下の3項2目環境性能割でございまして、昨年の税制改正に伴いまして、新たに軽自動車税、環境性能割が創設されたことに伴います計上でございまして。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。中ほどでございまして。6款1項1目法人事業税交付金でございまして、新たに計上させていただいております。新たに計上させていただいております。市町村の税源の偏在の是正と財政運営の安定化を図るためになされた税制改正に伴いまして、新たに設けられたものでございまして、2,300万円を計上させていただいております。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。13款1項1目民生費負担金でございまして、前年度比4,354万8,000円の減というものでございまして。大きなものとしたしましては、次ページでございまして、特定教育・保育施設利用者負担金、こちらが幼児教育・保育無償化による影響ということでございまして、大幅な減額となっているものでございまして。

続きまして、32ページ、33ページをお願いいたします。一番下でございまして。15款2項4目土木費国庫補助金、都市再生整備事業交付金9,000万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、駅西口地区の都市再生整備計画に計上されている事業、こちらにつきまして9,000万円を計上させていただいているというものでございまして。

次に、48ページ、49ページをお開きいただきたいと思っております。中ほどでございまして。19款2項1目財政調整基金繰入金でございまして、年度間の財源調整のための基金が

ら今年度財源が不足する分を1億5,000万円を繰り入れさせていただくものでございます。なお、この繰り入れによりまして、令和2年度末の残高見込みにつきましては9,300万円ほどとなっているところでございます。

同じく、3目のふるさとづくり基金繰入金でございますが、2,445万円を地域活性化事業等に対しまして繰り入れるものでございます。このうちの大きなものとしたしましては、千年の苑事業補助金の財源1,350万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。21款4項2目雑入中、中ほどでございます自治総合センターコミュニティ事業助成金といたしまして2件、地域防災組織育成助成事業並びに一般コミュニティ事業、それぞれ200万、170万円を計上させていただいております。宝くじの普及広報事業、こういったものを財源といたしまして10分の10で受け入れるものを計上させているところでございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。3、歳出につきましても同様に主立ったものにつきましてご説明をさせていただきます。

なお、地方自治法施行規則の改正に伴いまして、従前7節の賃金、そういった節がございましたが、7節の賃金が廃止になりまして、以下1ずつ繰り上がってございますので、申し上げさせていただきます。

それでは、68ページ、69ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費中、20、電子自治体推進事業でございます。こちらの12節委託料に電算委託料3,060万5,000円を計上させていただいておりますが、このうち新たな事業といたしまして、学校の現場で教員の事務効率の向上などを図るために、統合型校務支援システム、こちらを導入する経費を計上させていただいております。こちらの金額につきましては2,099万2,000円でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。2目文書広報費中、7、情報発信事務事業でございますが、使用料76万3,000円でございます。このうち新たな事業といたしまして、テレビ埼玉市町村データ放送に係る経費66万円を計上させていただきました。嵐山町のイベントの情報、あるいは避難所の開設等々の情報をリアルタイムで発信ができると、こうした経費を計上させていただいたものでございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。6目企画費中、9、総合振興計画策定事業でございます。第6次総合振興計画及び第2次総合戦略の策定に要する経費といたしまして、委員報酬、費用弁償、委託料、こうしたものを計上させていただ

てございます。

次に、98ページ、99ページをお願いいたします。5款2目指定統計調査費中、5、国勢調査事業でございます。5年に1度行われる国の重要な統計ということでございまして、人口、世帯の実態を把握し、行政施策等の基礎資料となる国勢調査に要する経費、合計で880万円を計上させていただいているものでございます。

次に、110ページ、111ページをお願いいたします。3款1項3目介護保険事業費の一番下でございます。3、介護保険特別会計繰出事業でございます。前年度比2,934万3,000円の大幅な増となっているものでございます。内容といたしましては、介護保険における保険給付費の増大並びに低所得者介護保険料の軽減の拡大に伴います増ということでございます。

次に、142ページ、143ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費中、6、千年の苑事業でございます。先ほど基金のところでも触れさせていただきましたが、18節負担金、補助及び交付金で千年の苑事業補助金1,350万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、観光地域づくりを行う、かじ取り役となるDMO法人に対しまして、新たに立ち上げ、そちらに対しての補助金という形でございます。

次の144ページ、145ページをお願いいたします。5目農地費中、2、農業用施設整備事業でございますが、12節委託料で測量設計委託料3,100万9,000円を計上させていただいております。災害の未然防止、あるいは被害の軽減を図るためのため池の点検等々に要する経費といたしまして、県から10分の10で補助をいただきまして、実施をするものでございます。

次に、154ページ、155ページをお願いいたします。8款1項3目道路新設改良費中、中ほどにございます3、幹線道路整備事業、14節工事請負費で300万円を計上させていただきました。町道1-3号整備に係る経費ということでございます。町道1-3号につきましては、複数年にわたりまして実施をしまいついておるところでございますが、令和2年度、この事業をもって終了ができる見込みということでございます。

次に、158ページ、159ページをお願いいたします。3項1目都市計画総務費中、7、武蔵嵐山駅西口地区整備事業でございます。12節委託料、14節工事請負費、それぞれ380万円、1億円と計上させていただいております。町道菅谷36号線測量設計及び駅前広場整備事業に要する経費ということでございまして、計上させていただいたも

のでございます。なお、駅前広場につきましては、全体の面積は2,600平方メートル、こうした面積を予定しているところでございます。

次に、164ページ、165ページをお願いいたします。9款1項3目消防施設費中、2、消防施設整備管理事業でございまして、12節委託料及び14節工事請負費に220万円、3,200万円を計上させていただいたところでございます。

内容でございしますが、消防車庫の施設整備に要する経費ということでございまして、第1分団第3部、鎌形でございしますが、こちらの施設整備に要する経費を計上させていただくものでございます。

次に、172ページ、173ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費中、14、小中一貫教育推進事業、一番下でございまして、1の報酬の会計年度任用職員報酬という形で記載をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、中1ギャップ解消等のため、小中一貫教育推進に資する講師を従前2名雇用しておったところでございますが、こちらを充実させるため、従前中学校に配置していたものを小学校各校に配置をすると。2名から3名に増員をして対応するという形で増額をして計上させていただいているところでございます。

次の174ページ、175ページをお願いいたします。中ほどの19、学校適正規模等推進事業でございしますが、7節報償費で委員報償27万円を計上させていただいてございまして。学校再編に係る準備委員会の運営ということでございまして、開校準備の一環ということで委員報償を計上させていただくものでございます。

次に、208ページ、209ページをお願いいたします。6項1目保健体育総務費中、6、オリンピック聖火リレー事業でございまして。7月9日に嵐山町内で行われます聖火リレーに要する経費を計上させていただくものでございます。

214ページ、215ページをお願い申し上げます。最後、13款1項1目予備費でございしますが、1,533万6,000円を計上させていただいているところでございます。

なお、216ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

甚だ簡単でございしますが、以上をもちまして議案第17号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 6 分

再 開 午後 1 時 2 8 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第18号及び議案第19号について細部説明を求めます。

高橋町民課長。

[高橋喜代美町民課長登壇]

○高橋喜代美町民課長 それでは、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

最初に、令和2年度予算案の参考資料によりご説明させていただきます。23ページをお開きください。1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は20億1,540万円であります。前年度予算額23億630万円に対しては、2億9,090万円、率にして12.6%の減額となっております。構成比の大きな順に、県支出金15億3,022万8,000円で、構成比は75.9%、次に国民健康保険税3億5,028万7,000円で、構成比は17.4%、次に繰入金1億3,300万5,000円で、構成比は6.6%となっております。

次に、24ページ、2、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費14億9,281万9,000円で、構成比は74.1%、次に国保事業費納付金4億6,475万円で、構成比は23.1%、次に保健事業費4,265万3,000円で、構成比は2.1%となっております。

25ページをお開きください。3、世帯数、被保険者数の推移ですが、令和2年度の見込みは世帯数2,516世帯、被保険者数3,847人で、高齢化による後期高齢者医療制度への移行と社会保険制度の改正による加入対象の拡大などが影響し、毎年それぞれ減少となっております。

次の26ページは、年度別医療費の推移ですが、上段、一般被保険者のグラフを見ていただきますと、令和元年度まで年々上昇していた医療費が令和2年度においては抑制できる見込みとなっております。

次の27ページ以降、年度別、月別療養諸費の状況等の資料ですが、後ほどご覧いただき、説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、これからは予算書によりご説明させていただきます。240、241ページを

お聞きください。2、歳入ですが、保険税につきましては、令和元年度と同様に、医療給付費分の賦課方式を所得割と均等割の2方式、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割の率及び均等割額及び法定軽減割合も7割、5割、2割と前年同様に積算しております。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は3億5,026万5,000円で、前年度比較1,427万7,000円の減額となっています。1節から3節までの現年課税分については、それぞれの収納率を調定見込額の94%と見込んだもの及び被保険者数の減少を見込み、計上しています。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税は2万2,000円で、前年度比較203万7,000円の減額となっています。退職被保険者制度は、平成27年度から廃止となり、新たに退職被保険者の該当になる者がいないため、現年課税分は科目設定とし、滞納繰越分のみ計上となるためです。

242、243ページをお聞きください。3款国庫支出金、1項1目災害臨時特例補助金10万5,000円は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う一般被保険者の税の減免及び一部負担金の免除に係る財政負担に対して交付されるもので、補助率は10分の4であり、前年度10分の6から補助率が下がったため、6万6,000円の減額となりました。

次に、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は15億3,022万7,000円で、内訳といたしまして、普通交付金として埼玉県から交付される14億8,490万4,000円が多くを占め、そのほかに特別交付金として保険者努力支援分、市町村分としての特別調整交付金などがございます。

次に、2目財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金が支出できない場合、県の財政安定化基金から交付されるものとして科目設定を行っております。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は9,504万7,000円であります。内訳といたしまして、1節保険基盤安定（税軽減分）繰入金は4,204万9,000円であります。これは、保険税軽減分を繰り入れるもので、負担割合は県が4分の3、町が4分の1となっております。

244、245ページをお聞きください。2節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金は2,917万円あります。これは、保険税の軽減対象人数に応じて、国が2分の1、県及び町が4分の1の負担割合で繰り入れるものです。

3 節出産育児一時金繰入金は364万円、4 節国保財政安定化支援事業繰入金は582万4,000円、5 節その他繰入金は1,436万4,000円をそれぞれ繰り入れるものです。

次に、6 款 2 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金は、税収見込分に応じた不足額について積立額から繰り入れるものとして3,795万8,000円を計上しております。

続いて、歳出ですが、248、249ページをお開きください。3、歳出ですが、1 款総務費は計1,046万4,000円となりますが、1 項総務管理費は事務的な経費、2 項徴収費は賦課徴収に要する経費、3 項は運営協議会の運営経費などをそれぞれ計上しているものです。

250、251ページをお開きください。2 款保険給付費は、計14億9,281万9,000円となりますが、1 項 1 目一般被保険者療養給付費から4 目退職被保険者等療養費、252、253ページの2 項高額療養費及び3 項移送費につきましては、県が推計した額を計上しております。この支出につきましては、歳入の第4 款県支出金の保険給付費等交付金で措置されております。

250ページの1 項 1 目一般被保険者療養給付費は12億6,042万7,000円で、前年度比較2 億2,241万円の減額、252ページの2 項 1 目一般被保険者高額療養費は2 億542万8,000円で、前年度比較2,817万1,000円の減額となっており、厚生労働省が示した推計方法により平成28年度から平成30年度の伸び率を使用し、県で算定された額を計上しております。

次に、254、255ページをお開きください。3 款国保事業費納付金につきましては、県が算定した納付金額をそれぞれ計上しております。1 項医療給付費分は、一般被保険者医療給付費分及び退職被保険者等医療給付費分で3 億1,617万円、256、257ページ、2 項後期高齢者支援金等分は一般被保険者後期高齢者支援金分及び退職被保険者等後期高齢者支援金等分で計1 億1,501万1,000円、3 項介護納付金分は3,356万9,000円を計上しております。

258、259ページをお開きください。6 款保健事業費、1 項 1 目疾病予防費は2,171万2,000円で、このうち主なものとしては、人間ドック300人分、併診ドック50人分、その他各種がん検診等の委託料1,634万円及び平成29年度から実施しております生活習慣病重症化予防対策事業211万1,000円となっています。

また、生き生きふれあいプラザやすらぎで実施しておりますトレーニングルーム運営指導委託の指導員への一部補助を健康長寿、健康な体づくりの一環として、国、県

からのインセンティブの活用として142万8,000円、町民へのインセンティブとして、コバトン健康マイレージ独自景品分として地域商品券及び嵐丸グッズ43万2,000円を計上するものであります。

2項1目特定健康診査等事業費は2,003万1,000円で、主なものとしては特定健康診査等委託料1,377万7,000円及び特定健診受診率向上事業であります国保ヘルスアップ事業委託料309万4,000円であります。

続きまして、262、263ページをお開きください。10款予備費は、220万4,000円を計上しております。以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。予算案の参考資料には、歳入歳出の構成、被保険者の推移及び年度別、月別医療費の状況等を載せさせていただいておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

それでは、予算書の276、277ページをお開きください。2、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は1項1目特別徴収保険料1億5,853万4,000円及び2目普通徴収保険料3,819万5,000円で、合わせて1億9,672万9,000円を計上しています。保険料については、高齢化の影響で被保険者数の増加により、徴収する保険料も増加しております。埼玉県後期高齢者医療広域連合でこれらを推計し、見込んだ1人当たり平均調定額を基に計算した額を特別徴収保険料と普通徴収保険料に分けて計上したものと滞納繰越分を計上しております。

保険料率は、高齢者医療の確保に関する法律により2年ごとに見直すこととされており、令和2年度は改正の年であり、埼玉県後期高齢者医療保険料率につきましては均等割額4万1,700円、所得割率7.96%、賦課限度額64万円となり、平成30年度、31年度と比較し、均等割額は変更なし、所得割率が0.1%増、賦課限度額が2万円増となります。

次に、4款繰入金は、1項1目事務費繰入金が127万3,000円、2目保険基盤安定繰入金が4,272万4,000円で、合わせて4,399万7,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものです。

次に、5款繰越金は前年度決算における準剰余金を50万円と見込み、計上しております。

6 款諸収入は、主なものとして 1 項 1 目延滞金を 6 万円、2 項 1 目保険料還付金を 11 万 1,000 円として計上しております。

280、281 ページをお開きください。3、歳出ですが、1 款総務費、1 項 1 目徴収費は保険料徴収に係る事務経費として 127 万 9,000 円を計上しています。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 3,945 万 6,000 円で、前年度比較 1,564 万円の増額であります。これは、被保険者から特別徴収、普通徴収により徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものですが、高齢化による被保険者数の増加が主な要因で大幅に増額されている状況です。

次に、3 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 10 万円は、過年度に過納となった保険料を還付するための経費であります。

282、283 ページをお開きください。最後に、4 款予備費ですが、56 万 3,000 円を計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 次に、議案第 20 号について細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第 20 号 令和 2 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、令和 2 年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきたいと思しますので、39 ページをお開きください。3、被保険者数の推移ですが、平成 22 年 10 月からの被保険者数及び高齢化率の推移を示しており、令和 2 年 1 月 1 日現在の第 1 号被保険者数は 5,782 人で、平成 22 年の 4,326 人より 1,456 人、33.7% の増となっております。また、第 2 号被保険者数については 5,982 人で、平成 22 年より 772 人、11.4% の減となっております。

高齢化率については、総人口の減少や団塊の世代の人たちが 65 歳に到達したことにより、平成 22 年では 23.3% であったものが本年 1 月には 32.9% となり、約 9 年半の間に 9.6 ポイント増となっております。町では、平成 20 年に高齢化率が超高齢社会と言われる 21% を超え、その後も年間 1 ポイント前後の割合で高齢化が進んでおります。

次のページの 4、介護認定者の状況ですが、令和元年 9 月末現在で 840 人の方が介

護認定を受けており、平成22年の571人と比較すると、269人、47.1%の増となっております。介護度別に見ると、要介護2の方が199人と最も多く、全体の23.7%を占め、次いで要介護3の方が158人で18.8%、要介護1の方が152人で18.1%となっております。また、認定者の総数は毎年増加をしていたものが平成25年、26年は同数で、平成28年は減少しておりますが、それ以降は再び増加傾向という状況になっております。

41ページをお開きください。5、給付額の推移ですが、令和元年度は11月サービス分までは実績額、12月分以降は見込額となっております。11月サービス分までの合計額は9億6,256万5,177円となっております、この額を平成30年度の同時期と比較すると、5,491万9,947円、6.1%の増額となっております。

このような第1号被保険者数や認定者数の推移状況、また令和元年度の実績見込額等を勘案して、令和2年度予算における保険給付費額の総額は14億6,067万1,000円、前年度比較5,492万8,000円、3.9%増の予算計上しております。

それでは、これからは予算書によりご説明をさせていただきます。296、297ページをお開きください。2、歳入ですが、1款保険料は3億1,992万9,000円で、前年度比較1,997万1,000円、5.9%の減額となっております。

1節現年度分特別徴収保険料は、収納率を100%、2節現年度分普通徴収保険料は90%として計上いたしました。減額の主な理由は、低所得者の保険料軽減を第1段階から第3段階までに拡大したことによるものでございます。

次に、2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は2億5,838万2,000円で、前年度比較1,021万円、4.1%の増となっております。令和2年度の保険給付費の予定額となる標準給付費を14億6,067万1,000円と推計し、そのうちの居宅介護サービス費分として7億8,563万円の20%、1億5,712万6,000円を、また施設介護サービス費分については6億7,504万1,000円の15%、1億125万6,000円を見込んでございます。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するため標準給付費の一定割合が交付されるものですが、令和2年度は交付率を調整交付金は2.25%、現年度分総合事業調整交付金は2%と見込み、合わせて3,339万1,000円を計上しております。

2目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の20%、526万3,000円が、また3目の地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の38.5%、322万6,000円が交付されるものでござい

す。

5目の保険者機能強化推進交付金237万8,000円は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に対し、評価指数に基づき交付されるものでございます。

次に、3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は3億9,438万1,000円で、前年度比較1,483万1,000円、3.9%の増額となっております。

298、299ページをお開きください。2目地域支援事業支援交付金の710万5,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業に対して交付されるものであります。これらの交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分、社会保険診療報酬支払基金より対象経費の27%が交付されるものでございます。

次に、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は2億1,633万5,000円で、前年度比較764万2,000円、3.7%の増額となっております。これは、保険給付費のうち居宅給付費分12.5%、施設給付費分17.5%が交付されるものでございます。

2項県補助金は、1目地域支援事業交付金が介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、328万9,000円が、また2目の地域支援事業交付金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%、161万3,000円が交付されるものでございます。

次に、6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は標準給付費の12.5%、1億6,247万8,000円を、2目の地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、328万9,000円を、3目の地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%、161万3,000円を、次のページになりますが、4目その他一般会計繰入金は介護保険制度の事務執行に要する経費及び介護認定審査会等に要する経費1,791万2,000円を、5目低所得者介護保険料軽減繰入金は低所得者の介護保険料軽減分1,411万8,000円をそれぞれ町負担分として一般会計から繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金、1目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金は、介護給付費の支払いに充てるため、7,000万円を支払準備基金より繰り入れるものでございます。

304、305ページをお開きください。3、歳出ですが、主なものとしたしまして、1款総務費は1項総務管理費から、次のページの中段になりますけれども、5項運営委員会費までの合計1,799万5,000円で、前年度比較88万4,000円、5.2%の増額となっております。これらは、事務的経費、保険料の賦課徴収に係る経費及び介護認定に要す

る経費等を計上しているものでございます。

次に、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は、居宅で生活する要介護者が受けたサービスに対する保険給付に要する経費5億9,249万6,000円で、前年度比較6,688万6,000円、12.7%の増額となっております。これは、元年度の実績見込額等から見込み、計上したものでございます。

308、309ページをお開きください。3目地域密着型介護サービス給付費は2億554万円で、前年度比較1,906万6,000円、8.5%の減額となっております。主な減額理由といたしましては、地域密着型通所介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス利用者数の減を見込んでいるためでございます。

5目施設介護サービス給付費4億9,173万2,000円は、介護保険施設から受けた介護サービスに要する経費で、前年度比較226万7,000円、0.5%の減額となっておりますが、これは平成30年度実績及び令和元年度の支払い見込額等から見込み、計上したものでございます。

7目居宅介護福祉用具購入費200万円と、次のページになりますけれども、8目の居宅介護住宅改修費490万円についても、令和元年度の支払い見込額等から見込み、計上してございます。

9目居宅介護サービス計画給付費は6,365万9,000円で、前年度比較550万6,000円、9.5%の増額ですが、要介護者のケアプラン作成に要する経費として延べ人数で4,678人分を計上しているものでございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は1,188万3,000円で、前年度比較154万8,000円、11.5%の減額となっております。これにつきましては、第7期の事業計画に基づき、給付費を計上したものでございます。

312、313ページをお開きください。2つ目になりますけれども、4目介護予防住宅改修費120万円につきましては、延べ12件分の改修費を見込み、計上してございます。

5目介護予防サービス計画給付費228万3,000円は、要支援者のケアプラン作成に要する経費として延べ519人分を計上しているものでございます。

7目地域密着型介護予防サービス給付費は、認知症の方が共同で生活するグループホームや介護予防小規模多機能型居宅介護等に係る経費357万7,000円で、前年度比較74万円、26.1%の増額となっておりますが、グループホームや介護予防小規模多機能型居宅介護等に係る経費をそれぞれ延べ12人分計上しているものでございます。

314、315ページをお開きください。中段になりますが、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は3,110万8,000円で、前年度比較203万3,000円、7%の増額となっております。これは、介護サービスを利用した場合の自己負担額が高額にならないように負担軽減を図るための経費で、元年度の実績見込額等から計上しているものでございます。

316、317ページをお開きください。中段になりますが、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は4,409万円で、前年度比較240万6,000円、5.8%の増額となっております。これは、低所得者の施設利用に当たり、負担が重くならないように居住費と食費の負担軽減を図るための経費で、元年度の実績見込額等から計上しているものでございます。

318、319ページをお開きください。中ほどになりますが、3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費は1,651万9,000円で、前年度比較102万5,000円、5.8%の減額となっております。主な事業内容としては、1の第1号訪問事業660万8,000円、2の第1号通所事業934万4,000円、3の第1号生活支援事業40万4,000円となっております。

320、321ページをお開きください。下段の2目介護予防ケアマネジメント事業費276万1,000円は、利用延べ人数を630人分計上してございます。

3目一般介護予防事業費705万9,000円は、前年度比較93万7,000円、11.7%の減額となっております。これは、やすらぎトレーニング事業、地域介護予防支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費、また各種講座、教室等を実施するための費用を計上しているものでございます。

322、323ページをお開きください。減額の主な理由としては、2のやすらぎトレーニング事業の12節委託料で令和元年10月から3年間の長期教室運営業務委託契約を締結したことによります減額及び6の地域リハビリテーション活動支援事業でぷらっと嵐トレ用のおもりバンドやTシャツ購入費の減額によるものでございます。

324、325ページをお開きください。2項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費は138万3,000円で、前年度比較63万6,000円、31.5%の減額となっております。減額の主な理由としては、12節の委託料で昨年度導入した要介護者台帳システム管理委託料の減額によるものでございます。

一番下の4目任意事業費は251万1,000円で、前年度比較58万5,000円、30.4%の増

額となっておりますが、次のページになりますけれども、12節委託料の配食サービス事業で利用増が見込まれるための増額が主な要因となっております。

5目生活支援体制整備事業費は、224万4,000円を計上しております。これは、介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に運営し、地域包括ケアシステムを構築するための経費となっております。

328、329ページをお開きください。7日在宅医療・介護連携推進事業費146万1,000円は、在宅医療と介護を一体的に提供するために行う事業を比企地区の9市町村共同で実施するための運営費負担金を計上したものでございます。

330、331ページをお開きください。最後に、第6款予備費は123万8,000円を計上してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 最後に、議案第21号及び議案第22号について細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第21号の細部につきましてご説明を申し上げます。

最初に、予算書になります。337ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町水道事業会計予算によりご説明申し上げます。第1条から第3条までにつきましては、説明を省略させていただきます。

ページの中段になります。第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,519万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億8,608万9,000円、現在積立金3,210万円、建設改良積立金840万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,860万3,000円で補てんするものとするとしてございます。当年度は、資本的収入を1,000円として予定をしてございますので、資本的支出の総額から1,000円を差し引きました額を不足額として補てん財源等で充当することになります。

次に、353ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町水道事業会計予算執行計画によりましてご説明を申し上げます。収益的収入及び支出の収入でございます。第1款事業収益、1項1目給水収益でございますが、水道料金収入を4億7,269万6,000円と見込んでおります。前年度と比較しまして、348万8,000円の減額となっております。

内容につきましては、年間総有収水量256万9,000立方メートルと予定をしてございます。

次に、2目その他営業収益でございますが、2,257万9,000円と見込んでおります。そのうち主な収益といたしまして、2節雑収益の新設加入金の収入といたしまして1,375万円を見込んでおります。前年度と比較しまして、121万9,000円の増額を見込んでございます。

次に、2項営業外収益の1目受取利息及び配当金は預金利息などを見込んでおります。

次に、2目長期前受金戻入につきましては、会計基準の見直しから設けました項目でありまして、償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金や一般会計負担金等につきまして長期前受金として負債繰延べ収益に計上した上で減価償却見合い分を順次収益化することになっております。減価償却見合い分といたしまして、3,428万1,000円を長期前受金戻入として収益化するものでございます。

次に、3項特別利益、1目その他特別利益、1節退職給付引当金戻入でございますが、退職給付引当金は、期末に水道職員が退職した場合、必要な退職手当、期末要支給額は、令和元年度期末に比べまして令和2年度期末分が減少しましたので、その額381万8,000円を収入と見込んで計上してございます。

次に、354ページをお願いいたします。支出でございます。第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費でございますが、1億1,246万6,000円を予定してございます。主な支出といたしましては、人件費関係費用のほか、9節の委託料、これは水質検査等になりますけれども、これが2,166万8,000円、12節の動力費が2,800万円、14節の受水費が4,529万5,000円となっております。

次に、2目配水及び給水費につきましては7,380万6,000円で、主な支出といたしましては、人件費関係費用のほか、7節の委託料が660万円、これは漏水調査業務委託等でございます。8節の修繕費が4,204万3,000円でございます。

355ページになります。3目の総係費でございますが、9,422万5,000円を計上してございます。主なものといたしまして、人件費関係費用のほか、12節の委託料を3,339万6,000円、これは各施設の清掃、その他の委託費としております。

次に、356ページをお願いいたします。4目の減価償却費でございますが、1億7,138万7,000円を計上しております。内容につきましては、建物からその他有形固定

資産までの有形固定資産減価償却費を計上してございます。

次に、5目の資産減耗費でございますが、1,374万3,000円を計上してございます。内容につきましては、老朽管の布設替え等に伴います固定資産の除却費でございます。

次に、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、420万7,000円を計上しております。内容につきましては、企業債の利息でございます。

357ページをお願いいたします。3項の予備費でございますが、1,000万円、前年度と比較をしまして300万円の増額を計上してございます。

次に、358ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の最初に収入でございます。第1款資本的収入、1項負担金、1目負担金につきましては、1,000円で計上しております。

次に、支出でございます。第1款の資本的支出、1項建設改良費、1目事務費でございますが、1億2,880万円でございます。主な内容につきましては、人件費関係のほか委託料でございます。委託料につきましては、新浄配水場関連の業務委託としまして9,400万円、その他配水管の布設替え工事のための測量設計業務などがございます。

次に、3目配水本管布設費8,400万円につきましては、老朽管の更新工事を予定してございます。路線詳細につきましては、参考資料の47ページ、主な事業一覧を後ほど高覧をお願いいたします。

次に、2項の企業債償還金でございますが、予定額は3,213万8,000円でございます。

次に、若干戻っていただきまして、346ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございます。

最初に、資産の部でございます。1、固定資産の(1)、有形固定資産のイ、土地から中段のヌ、建設仮勘定までの有形固定資産合計額が38億5,130万2,481円となります。(2)の無形固定資産でございますが、イの電話加入権、無形固定資産合計額が68万5,900円となります。(3)の投資、その他資産はゼロでございます。以上によりまして、固定資産合計額は38億5,198万8,381円となります。

次に、流動資産でございますが、(1)の現金預金から(5)、前払金までの流動資産合計額は14億3,843万4,576円となります。資産の部におきまして、1の固定資産合計と2の流動資産合計を合わせた資産合計は52億9,042万2,957円となります。

続きまして、347ページの負債の部でございますが、3の固定負債といたしまして、

(1)の企業債から(3)の引当金までの固定負債合計額は4億5,090万251円となります。

4の流動負債ですが、(1)、企業債から(7)の浄化槽使用料までの流動負債合計額は6,068万3,154円となります。

5の繰延収益でございますが、(1)の長期前受金と(2)の長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は6億4,156万5,132円となります。負債合計につきましては11億5,314万8,537円となります。

次に、資本の部でございます。6の資本ですが、(1)の有形資本、固有資本金と(2)の組入資本金の資本合計額は35億7,310万8,235円となります。

7の剰余金ですが、(1)の資本剰余金はイの受贈財産評価額からニの国庫補助金までの資産剰余金合計が2億3,376万124円となります。(2)の利益剰余金は、イの減債積立金からハの当年度末処分利益剰余金までの利益剰余金合計が3億3,040万6,061円となります。(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金合計を合わせました剰余金合計が5億6,416万6,185円となります。

6の資本合計と7の剰余金合計を合わせました資本合計は41億3,727万4,420円でございます。負債合計11億5,314万8,537円と資本合計の41億3,727万4,420円を合わせました負債資本合計につきましては52億9,042万2,957円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

348ページの重要な会計方針に係る事項につきましては、恐れ入りますが、後ほどご高覧をお願いいたします。

また、341ページ以降の令和2年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び給与費明細書等の資料につきましても後ほどご高覧をお願い申し上げます。以上をもちまして細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号になります。令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての細部説明を申し上げます。本議案につきましては、新年度から下水道特別会計から企業会計へ移行することによりまして、説明に関しましても水道会計と同様のものになります。よろしくお願いいたします。

最初に、予算書の361ページをお願いいたします。こちらにつきましても、第1条から第3条までにつきましては説明を省略させていただきます。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次の

とおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,853万3,000円は、引継金4,538万9,000円、損益勘定留保資金5,314万4,000円で補てんするものとするとしてございます。

当年度につきましては、資本的収入を1億8,067万5,000円として予定をしておりますので、資本的支出の総額から1億8,067万5,000円を差し引いた額を不足額として、補てん財源として充当することになります。

次に、令和2年度嵐山町下水道事業会計の予算執行計画によりまして説明を申し上げます。予算書の378ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の最初に収入でございます。

1款事業収益、1項営業収益は、1目下水道使用料、2目浄化槽使用料、3目その他営業収益を合わせまして3億2,513万9,000円を見込んでございます。

次に、2項の営業外収益といたしまして、1目の受取利息及び配当金、2目の補助金、3目他会計補助金、そして4目の長期前受金戻入、5目の雑収益を合わせまして2億9,964万2,000円を計上いたしまして、事業収益の合計を6億2,478万1,000円として計上するものでございます。

次に、支出でございます。379ページをお願いいたします。第1款の事業費用、1項の営業費用、1目の管渠費でございますが、1,375万円を予定してございます。主な支出といたしましては、2節の委託料、清掃等の委託料でございます。これが936万6,000円となっております。

次に、2目の流域下水道維持管理負担金でございますが、市野川流域維持管理負担金といたしまして1億5,944万6,000円を予定してございます。

次に、3目の浄化槽費でございますが、6,740万9,000円を予定しております。主な支出といたしましては、1節の委託料、浄化槽の清掃、保守等になりますけれども、これが6,030万8,000円、4節の補助金、利子補給、浄化槽の配管費等の補助金になりますけれども、601万8,000円を予定しております。

次に、4目の総係費でございますが、7,997万2,000円を予定しております。380ページも併せてお願いいたします。主な支出といたしましては、人件費関係費用のほか9節の委託料、維持管理に係る委託料等でございます。これが5,194万6,000円、11節の負担金、これは各種負担金になりますけれども、これが175万9,000円でございます。

次に、5目の減価償却費でございますが、2億2,298万5,000円を計上しております。

内容につきましては、公共下水道及び浄化槽に係る有形固定資産から無形固定資産の減価償却費を計上したものでございます。

続きまして、2項の営業外費用、1目の支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、4,530万4,000円を計上しております。内容につきましては、企業債の利息でございます。

2目の消費税及び地方消費税につきましては631万6,000円を見込んでございます。

381ページをお願いいたします。次に、3項の特別損失につきましては、1目の過年度損益修正損及び2目のその他特別損失を合わせまして1,163万9,000円を計上しております。

4項の予備費でございますが、500万円を計上してございます。

次に、382ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。最初に、収入になります。

第1款の資本的収入、1項1目企業債は、6,850万円を予定しております。内容につきましては、1節の建設改良費等の財源に充てるための企業債が3,850万円、2節のその他の企業債が3,000万円でございます。

次に、2項1目他会計補助金につきましては、企業債償還充当繰入金といたしまして8,806万6,000円を計上しております。

次に、3項の補助金につきましては、国庫補助金を合わせまして2,054万4,000円を計上してございます。

次に、4項の負担金等につきましては、受益者負担金及び受益者分担金を合わせまして356万5,000円を予定しております。

次に、支出でございます。383ページをお願いいたします。第1款の資本的支出、1項の建設改良費でございますが、流域下水道建設費負担金3,065万5,000円、その他を合わせまして3,065万7,000円とするものでございます。

2項1目固定資産購入費につきましては、浄化槽施設購入費として3,577万6,000円を計上するものでございます。

次に、3項1目企業債償還金2億1,277万5,000円につきましては、元金償還に充てるための企業債償還金でございます。

次に、戻りまして、376ページをお願いいたします。令和2年度嵐山町下水道事業予定開始貸借対照表でございます。

最初に、資産の部でございます。1、固定資産の(1)、有形固定資産のイの土地から中段のヌ、建設仮勘定までの有形固定資産合計額が57億6,903万9,719円となります。(2)の無形固定資産でございますが、2の施設利用権の無形固定資産合計額が3億5,524万4,653円となります。(3)、投資その他の資産はゼロでございます。以上によりまして、固定資産合計額は61億2,428万4,372円となります。

次に、流動資産でございますが、(1)の現金預金から(5)の前払金までの流動資産合計額は1億517万4,149円となります。固定資産合計と流動資産合計を合わせた資産合計は62億2,945万8,521円となります。

続きまして、377ページの負債の部でございます。3の固定負債といたしまして、(1)の企業債から(3)の引当金までの固定負債合計額は19億7,196万1,302円となります。

4の流動負債ですが、(1)の企業債から(6)、引当金までの流動負債合計額は2億7,255万8,475円となります。

5の繰延収益でございますが、(1)の長期前受金と(2)の長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は31億3,326万5,100円となります。負債合計につきましては53億7,778万4,877円となります。

次に、資本の部でございます。6の資本につきましては8億5,167万3,644円となります。負債合計53億7,778万4,877円と資本合計の8億5,167万3,644円を合わせました負債資本合計は62億2,945万8,521円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

そのほか、374ページの重要な会計方針に係る事項につきましては、恐れ入りますが、後ほどご高覧をお願いいたします。

また、366ページ以降の令和2年度嵐山町下水道事業予定キャッシュフロー計算書及び給与費明細書等の資料につきましても後ほどご高覧をお願い申し上げます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

これにて令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか5件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○森 一人議長 お諮りいたします。

本予算案6件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○森 一人議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時54分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森 一人議長 休憩中に先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、佐久間孝光議員、副委員長、小林智議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

〔佐久間孝光予算特別委員長登壇〕

○佐久間孝光予算特別委員長 ただいま予算特別委員会委員長に指名をされました佐久間孝光でございます。皆様方のご協力の下、しっかりと審査を進めてまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 ありがとうございます。

なお、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件につきまして討論する場合は、3月13日午後5時までに本職へ申し出てください。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第14、議案第24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第24号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件でございます。公共用地払下げ申請に伴いまして、道路法第10条第1項に規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。なお、細部につきましては担当課長より説明させ

ていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

〔伊藤恵一郎まちづくり整備課長登壇〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第24号について細部説明をさせていただきます。

議案第24号は、公共用地払下げ申請に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線は、町道菅谷12号線の1路線です。公共用地の払下げ申請が停止されたことに伴い、道路を廃止し、払下げをさせていただくものでございます。廃止する路線の延長及び幅員につきましては、延長39メートル、幅員1.8メートルでございます。議案書の最後に参考図面を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第39条の規定により総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま、総務経済常任委員会に付託いたしました議案第24号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎陳情の委員会付託について

○森 一人議長 日程第15、陳情の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書については、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項及び第95条の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。陳情第1号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

陳情第1号の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、2月28日及び3月2日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、2月28日及び3月2日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時00分)

令和2年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

3月3日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 佐久間 孝 光 議員

第3番議員 狛 守 勝 義 議員

第12番議員 渋 谷 登美子 議員

第1番議員 小 林 智 議員

○出席議員（13名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
5番	佐久間	孝光	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第1回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号5番、佐久間孝光議員。

質問事項1の嵐丸ひろばについてからです。どうぞ。

[5番 佐久間孝光議員一般質問席登壇]

○5番(佐久間孝光議員) 議席番号5番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、一般質問を通告書に従いましてさせていただきますと思います。

まず、大項目1番ですけれども、嵐丸ひろばについて。嵐丸ひろばは、子育て中の保護者にとっては、お子さんを安心して遊ばせることができ、また自分自身の子育てに関する悩み等を相談できる大変ありがたい施設となっております。その目的は、町民により優先的かつ十分に果たされることが望まれるところだと思っております。

(1)といたしまして、職員体制はどうなっているのか。(2)といたしまして、人件費を含む年間経費の総額は。また、(3)といたしまして、年間利用者数及び利用者のうち町内在住者の数、それから町外居住者の数の割合はどうなっているのか。

(4)といたしまして、町外利用者に対する有料化の考えはあるかどうかお尋ねをしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)から(4)について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、順次ご答弁をさせていただきます。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。嵐丸ひろばにつきましては、社会福祉協議会に委託し、事業運営をしております。職員体制につきましては、常勤1名、非常勤4名の合計5名がローテーションで常時2名体制で運営しております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。年間経費につきましては、人件費を含め、委託料として社会福祉協議会へ750万円、その他光熱水費等諸経費が約100万円の総額約850万円でございます。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。平成30年度の年間利用者数につきましては1万3,780人ございました。内訳は、町内が8,289人、町外が5,491人です。割合につきましては、町内が60.2%、町外が39.8%ございました。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。嵐丸ひろばは、県の地域子育て支援拠点緊急整備事業補助金を受け、整備、開設をされました。地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設で、地域における子育てしやすい環境の整備の促進をその目的としたものでございます。

設置場所が武蔵嵐山駅の連絡通路の中にあるということで、嵐山町を訪れた町外の方も利用できるよう、利用の範囲は設置及び管理条例の中で就学前児童及びその保護者等と規定しており、あえて住所要件を付することなく、町外の方も無料でご利用いただける施設といたしました。このため、近年では町外の方の利用も増え、その利用者数は全体の4割となっております。

少子化の中で、子育ては地域で協力連携して行うものとの考えから、町内、町外を問わず、未来を担う子どもたちのために今後も町外の方についても無料で利用していただけるよう運営してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） それでは、(1)、(2)、(3)、(4)は関連がありますので、まとめて再質問させていただきたいと思います。

年間経費として約850万円がかかっていると。あそこの施設を造るのに、相当の予算を割いて造ったわけであります。

ちょっと参考資料の1を見ていただきたいと思うのですけれども、細かい数字は多少違ったかもしれませんが、これは平成30年度の利用者数です。この一番下の合計のところを見ていただくと、今課長から報告があったように1万3,000人を超えている。大変多くの方々に利用していただいている。これは、まさにその目的を達成しているということが言えるのかなと思います。

しかし、その右側のほうの利用の割合というのは、町民の方が6割、そして町外の方が4割というような状況であります。今話がありましたように、町外の方々も含めて、地域や、あるいは社会全体で子育てをしていくという考え方は確かにすばらしいものであろうかと思えます。また、他町の保護者との情報交換なんかも本当にそれなりに意義があるものと思っています。

しかしながら、この施設を造るのに誰のお金を使って、どれだけの経費をかけながら運営をしているのか、そういったことを考えると、この割合がもうほぼ半分ぐらいの人たちが町外の方たちが来て使っているということになったときには、町民の方々の利用に対して何らかの支障があるのではないか、そういうことをちょっと心配しているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

現在のところは町内、町外区別なく利用していただいているのですけれども、その利用に当たって町外の方が多からという苦情は町のほうには入ってございません。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 私がちょっとその施設のほうにお尋ねをしたときには、課題の中にそういう町外の方々の利用が大変多くなっているというようなこともござい

ましたので、もう一度しっかりとその辺のところは調査をしていただく中で、現状が町民に対して不利になるようなことがないように。それで、私が心配しているのは、例えばあそこの嵐丸ひろばにおいて、うちのまちはこういうこともやってくれるのだよ、これも無料だよ、あれも無料だよ、いっそのことうちのまちに引っ越したらと、そんなことが仮に行われたとしたら、これはもう踏んだり蹴ったりですから、絶対にそういうことがないように、その辺のところはきちんと調査をする中で今後対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番(佐久間孝光議員) 県、国よりも低い嵐山町の出生率について。

現在の逆ピラミッド型の人口構成においては、人口が減少していくことは避けられません。しかし、出生率に関しては、現在の子育て世代が必要とする支援施策を的確に実施していくことで将来の出生率を上げていくことは十分可能だと思います。

ここで、(1)といたしまして、平成28年、29年、30年の嵐山町、埼玉県、国の合計特殊出生率はどうなっているのか、また(2)といたしまして、嵐山町の低出生率の最大の原因は何なのかお尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目(1)について高橋町民課長、次に小項目(2)について岩澤町長、順次お願いいたします。

○高橋喜代美町民課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

各年の合計特殊出生率は、平成28年、嵐山町1.28、埼玉県1.37、国1.44、平成29年、町1.07、県1.36、国1.43、平成30年においては町0.97、県1.34、国1.42であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

質問項目2の(2)についてお答えをさせていただきます。嵐山町の人口構造を見ますと、合計特殊出生率に係る15歳から49歳の女性の人口、これが20年前の平成12年1月1日には4,551名でしたが、10年前の平成22年には799人減って3,752人となり、今年、令和2年にはさらに506人減って3,246人となっております。このように、出産につながる女性人口が減少していること、これが大きな理由になっているものと考え

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） それでは、こちらのほうも（1）、（2）まとめて再質問させていただきますと思います。

嵐山町というところは、東京から車でも電車でもたった1時間で来れるわけです。嵐山の地に降り立てば、本当に眼前には豊かな自然が広がる。そして、歴史もある。子育てという観点からすると、これだけ理想的なところはないというふうに私も思っております。

参考資料の2の上のほうの表、表の1のほうを見ていただきたいと思うのですが、これは今課長に報告をしていただいたものに加えて、滑川町の合計特殊出生率を加えさせていただきました。そうすると、滑川のほうを見ると、埼玉県よりも全国よりも圧倒的にこの出生率が高くなっている。その反対に嵐山においては、もう平成30年、1を割って0.97まで落ち込んでしまっているわけであります。

嵐山町の人口ビジョン、これを発行したわけですが、その中には、いろいろなアンケート調査をする中ではっきりしていることは、理想の子どもの数というのは2人から3人、圧倒的に多いわけであります。しかし、実際2人欲しい人は1人しかいない、3人欲しいと思っても1人しかいない、あるいは2人しかいない、こういう方たちが大変多いわけです。

そして、その中においては、もう既にアンケートなんかの分析も含める中で子育てや教育にお金がかかり過ぎるのだと。だから、私はもっと欲しいのだけれども、2人しかいないのだ、1人しかいないのだということを分析までもう既に終わっているわけです。その概要版においては、子育て世代への経済的な支援の充実ということも明記をされておりまして、そしてその後には具体的な事業も列記をされている。その事業は、もう既に実際に行っているものも当然あります。

にもかかわらず、参考資料の今の2の下のほうを見ていただきたいと思うのですが、人口ビジョン及び嵐山町の総合戦略の表の2、そのときに示されたのが目標人口、2020年1万7,510人、そして国立社会保障・人口問題研究所推計、これが1万7,464人、この1万7,464人というのは、当然何も嵐山町が努力をしなければここまで落ち込んでしまいますよというような数字であります。

そして、今年、ちょうど2020年1月1日の人口が1万7,890人、これはなかなか頑張っ、素晴らしいではないかというふうに思うこともあります。しかし、もう少し緻密にこの数字を分析していくと、この中には600名近い外国人の方たちが含まれているということです。外国人を誘致するための施策は嵐山町は行っていませんので、社会的な要因によって勝手に増えたというようなことであります。それから、その下の目標合計特殊出生率1.10、これは先ほどの30年の0.97から推測すると、とても達成することはできないと思います。

そして、その下の目標出生数、これはその中では平成30年度という書き方をしてありましたけれども、130という数字が出ていました。でも、昨年1年間、1月1日から12月31日まで、これ73人の出生の数です。前後の3か月はちょっと違いますから、ぴったりというわけにはいきませんが、それにしても4割ぐらい目標を下回っているというようなことが現状であります。

そういったことを総合的に考えていくと、嵐山町はそれなりにいろいろな子育て支援のこともやってきたけれども、まだまだ不十分なのではないか、そしてまた子育て世代が求めているものちょっとそこがあるのではないか、そういったことをちょっと心配していますけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

子どもの数について議員さんからお尋ねがございました。そして、お隣の町ではこのように人口が増えて、そして出生率もこういうことになっていますよと資料を出していただきました。確かに現在そういうような状況でございます。

嵐山町では、今お話しのような状況で計画をつくって、そして嵐山町の身の丈に合った形の政策をこつこつとやらせていただいております。そして、この人口の増だけ見るとあれですけども、そのまちづくりという観点からと人口の増という感じを見ますと、お隣のところの人口の増、確かに埼玉一、日本一に届くような状況で増えております。そして、人口の関係で見ると、まちづくりというのは一番の元が人口ですので、そういう方向を見ますと、埼玉県と同じような状況をお隣の町は抱えているのかなと。埼玉県では、南北問題という大きな問題があるわけです。南部のほうと北部のほうでは大きな差が出てしまっている。これをどうにかしなくてはというのが埼玉

県の大きな問題、それと同じような形のものが滑川町、お隣の町にはありはしないかというふうに私は考えています。

というのは、うちのほうで今お示しをいただいたような町の計画であると、それなりの人口が減ったり増えたりという形で政策を進めていくわけですが、自分の計画、自前の計画でないものに人口を動かされた場合には、やはり想定外の予算をつぎ込まないといけない事態というのが当然出てくるわけです。そして、人口が動いていく、増えていく、減っていくような状況のたびにそういうような状況になるわけですが、嵐山町では人口はおっしゃるように増えていかない。そして、先月なんかの場合には出生が5名以下、それから亡くなられる方が二十何名だったのですか、というような大変極端な状況です。

それから、国立社会保障・人口問題研究所の資料も出していただきました。これが国で計画をしている推計の人口の動きはこう行くのではないだろうかということで、国のほうでは進めているわけですが、ご承知のように、これも2年前倒しになってしまったというような新聞記事も出ております。というような状況で、国が想定をしている人口より、さらに前に進んで人口が減ってきている、こういう状況でございます。

そういう中で、人口をどうするかということですが、今お話しのような状況で、合計特殊出生率というところにポイントを当ててお尋ねをいただいておりますけれども、合計特殊出生率というのはご承知のような状況なのです。ですから、出生率が下がってくるとどうしても下がってしまう。戦後の第1次ベビーブームのときには4ポイントを超えるぐらいの人口、出生率、それが第2期のベビーブームになったら半分ぐらいになってしまった。そして、現在では1.とか0.とかという感じになってしまった。ですから、人口が増えているときにはそういう状況ですが、減ってきたらそういう状況になってきていると。

そうすると、この減ってきたのに、今おっしゃるように、いろんな政策が嵐山町では足りていないのではないかとか、あるいは国の中ではどうなのだというようなお話ございましたけれども、やはり女性の人口が減ったというふうに私はお答えをさせていただいたのですけれども、ご質問が最大の理由は何ですかという質問でしたので、私はそういうふうにお答えをさせていただきました。私が考える最大の理由というのは、そういうふうなことだと思っております。ちなみに議員さんはどうお考えなのですか教

えていただきたいのですけれども、そういうような状況の中で子どもを増やしていくというのは、大変間口が広いし、奥が深い、難しい問題で、これだけというようなことというのはなかなか言えないと言われております。

そして、今一番あれなのは、先進というか、子育てのほうの人口を増やすほうの先進というところ、フランスですとか、北欧の国ですとかいうところが人口が増えてきている。そういうところは進んで政策に取り組んできているわけですが、一番あれなのは、最初は経済的な支援というようなものが多かった。しかし、今は子育て全般についての支援が増えてきていると。そうすると、子育てをしやすい状況なので、人口が増えていくと、こう言われています。

子育て全般というのは何でしょうかというのは、出産をした後、子育てをするわけですが、地域でとか、あるいは自分以外のところで応援をしていただける人たち、そういった地域で子どもたちを育てていく。ですから、今お話しの駅前のところもそうです。そういうようなところというふうに地域全体で取り組んでいく必要があらうと。そういうところが人口が増えてきていますよというようなことを、新聞報道もそうですけれども、報じられているというような形で、町ではそういう方向を目指して、身の丈に合った地道な政策をこつこつとやらせていただいている、こういうことでございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今町長が言われたように、これだけをやればということはなかなか難しいと思います。いろんな取組の中で、そのときの状況によって違ってくることもあらうかと思えます。また、フランスなんかの場合には、婚外者とか、そういったものをもう一般的に社会で認めているような社会ですから、それが日本の社会の中ですぐになじむかどうかというのはまた全く違う視点だと思いますけれども、分かりました。

それでは、大項目の3のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番（佐久間孝光議員） 高校生等の医療費の無償化についてであります。

既に嵐山町においては、中学生までの医療費の無償化、窓口払いの廃止を実施しております。いわゆるコンビニ受診等で医療費が極端に増える心配もありましたけれども、一般的な傾向の範囲内に収まっているものと考えております。また、高校生

の授業料に対する支援は公立だけでなく、私立高校にもさらに強化されることが見込まれています。

そういった中で、(1)といたしまして、高校生等、16歳から18歳までの医療費を町が支給する場合、その負担額はおよそ幾らぐらいになるのか、(2)といたしまして、その医療費の無償化を実施するお考えはあるかどうかお尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)、(2)について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えさせていただきます。こども医療費の助成の対象を18歳まで拡大した場合の費用につきましては、既に18歳までの拡大を実施している市町村を参考にいたしますと、拡大による予算額は年間約700万円から800万円程度の予算が必要になると考えております。

続きまして、質問項目3の(2)につきましてお答えをいたします。こども医療費の助成の対象を18歳まで拡大する考えにつきましては、窓口払いの廃止前の平成26年度と昨年度、平成30年度の医療費を比べますと、対象者は184人減少しておりますが、医療費は約950万円ほど増加となっております。このような状況の中、さらなる財政負担を伴うこととなるため、今のところ拡大の考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) そうすると、大体800万円ぐらいかかると。それからあとは、財政的な負担があるので、実施をしないということです。分かりました。

それでは、大項目の4に移らせていただきます。学校給食費の無償化について。学校給食費は、施設整備費や人件費以外の食材費などは保護者が負担すると学校給食法で定められております。しかし、給食指導は標準授業時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連づけて行うことができる重要な学校教育活動であります。学習指導要領解説にも、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成は学校教育全体で指導すること、食に関する指導の全体計画を作成し、総合的かつ効果的な指導が行われるよう留意する必要があると明記されております。

そこで、(1)といたしまして、現在小中学生の保護者が負担している給食費は年間で幾らぐらいになるのか、(2)といたしまして、その学校給食費の無償化を実施するお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（１）、（２）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えいたします。学校給食法第11条第２項の規定により、給食で使用する食材に係る費用につきましては保護者に負担していただいております。その額は、小学校月額4,300円、年間4万7,300円、中学校月額5,000円、年間5万5,000円となっております。

続きまして、質問項目４の（２）につきましてお答えいたします。嵐山町といたしましては、児童生徒が有意義な学校生活を送る上で必要な健康な体づくり、将来に向けた食への興味関心を引き出せる学校給食の実現に努めており、特に地元産の米や野菜を活用した取組を進めております。このような安心安全で質の良い給食を提供するためにも、食費は個人の負担に帰すべきものと捉え、また厳しい財政状況の中で多大な費用負担が毎年継続することから、現段階では給食費の無料化の実施は適当ではないと考えております。なお、要保護及び準用保護児童生徒につきましては、全額を扶助費として支給いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第５番、佐久間孝光議員。

○５番（佐久間孝光議員） それでは、（１）の再質問をさせていただきたいと思えます。今個人的なものは出ましたけれども、例えば町全体で１年間でどれくらいの予算が必要になりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 前回、令和元年の第４回の一般質問で藤野議員のご質問でお答えさせていただきましたけれども、小中学校、現在の町立学校の児童生徒の給食費といたしますと、全額で5,823万7,000円という額となっております。

以上です。

○森 一人議長 第５番、佐久間孝光議員。

○５番（佐久間孝光議員） 再度確認させていただきますけれども、学校給食というのは教育活動の一環なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

佐久間議員のお話にもございましたけれども、食育という観点においては教育の一環というふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） つまり単にレストランに行って、そして食べたいものを食べる、そしてその代金として払うというようなことは基本的に給食の場合は違うということであろうと思います。

先ほど大項目2のところ、出生率の低さの原因、これは人口ビジョンの中にも明記をされておりますけれども、経済的な負担、これが20代、30代の保護者は断トツ1位です。40代に関しては、出産ができるかできないかということがあるのですけれども、それでも2番目に経済的な負担というものがもう結果として出ております。それから、いろいろな政策を打ってきた。でも、なかなかそういった方向性に行かない。出生率の向上につながっていないのではないかとということも併せて考えると、少し、もうちょっとてこ入れしてもいいのではないかとというふうに私は思っております。

その給食費の問題、今報告があったように5,900万円というような大きな予算でありますから、それをすぐに実施しろというようなことは申し上げませんけれども、例えば第3子以降、多子世帯に対する給食費の補助、これは大体試算によると350万円ぐらい年間であれば実施ができるというふうに思いますけれども、そういったことを実施するお考えはありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 多子世帯に対する補助というのも、全国でもいろいろな例、教育委員会のほうでも調べさせていただいておりますけれども、やはり全体の中で一定の額を町で負担するという中で、現在の厳しい財政状況の中で何を優先すべきか、教育という全般の中で考える上では、やはり教育環境なりも含めて、必ずしも嵐山町の児童生徒に満足いただけるような形までなかなか行かないという現状がございます。その中で、教育委員会としては、子どもたちの教育環境、これをできるだけいい形に持っていく、そのためにどのような予算配分をするかということを考えて、予算、また事業等に取り組んでおりますので、現在のところすぐに多子世帯の補助と

いうものを優先的にというふうな考えはございません。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 東秩父村では、本年度、平成31年度給食費の無料化に踏み切りました。資料の3を見ていただきたいと思うのですけれども、これはこども医療費窓口払いの案内ですけれども、あの当時は、どこの病院でも、どこのクリニックでも、会計のところに行くとこれが貼ってあった。そして、その下の実施している市町村を見ると、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、これ何度見ても嵐山町はないのです。そして、保護者の方は具合が悪くなったお子さんを連れて病院に行って、そしてほかのお母さん方はずっと帰れるのに、自分だけはそこの窓口に立って、そしてこの表を見ながらまたお金を払う、これは精神的には本当にどれだけのことがあるのかなというふうに私は思います。同じようなことが給食費の件にしても起こるとするならば、これは嵐山町は子育てに対して少し後ろ向きな町なのではないのかなと、そういうような印象が大きくなる可能性がありますので、私はそこをちょっと心配しておりますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、食育という観点、これにつきまして嵐山町の給食は地産地消を推奨しております。また、栄養教諭による献立、また食育、教育においては、小中学校で子どもたちが献立を考える等、そういった取組も行ってあります。ですので、食育と給食というものが一体としてつながるような形で今学校教育の中で進められております。

その辺と、無償化となつて、例えば滑川町の場合は全面委託というふうなお話を聞いておりますけれども、給食の中身のことは考えずに無償化でいるのがいいのか、食育として考えて、嵐山町として給食を提供するのがいいのかということを考えたときには、嵐山町においては食育の意味も含めて行ってありますので、そちらのほうを優先したいというふう考えております。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今局長のほうから説明があったように、そういった細部に

わたってはそういったことを配慮するということも、教育の現場ですから、大変重要なことだと私自身も思います。ただ、もうちょっと大きな全体のところから考えたときに、嵐山町の傾向として、人口がこれから減っていく、それに伴って児童生徒も減っていく、その減っていくことを予想する中で、今度はこういう対応が必要だ、こういうことをするべきだ、こういうような先手先手のスピーディーな対応というのはもう県下でもピカ一ぐらい進んでいるなというふうに、私自身も本当にそれは評価しております。しかしながら、同時に今現在子育てをしている人たちに対する優先順位というのが少し低過ぎるのかなというふうに私は心配しております。

先ほどもちょっと財源の話が出ましたけれども、例えばこれは一つの例です。平沢の土地区画整理事業、平成27年度は1億2,000万円以上の補助金が出ている。28年度1億2,000万円以上出ている。29年度は1億5,000万円です。でも、どんどん確実に進んでいますから、区画整理事業が。30年度になったときには、それが1億円になっている。5,000万円減ったわけです。この5,000万円は、ほかの事業のところでのこの区画整理事業に必要な5,000万円以上の優先順位があるところに回したということではなくて、平沢の土地区画整理事業が進捗をして進んだという中でこの5,000万円は不用額になったわけです。では、その5,000万円をどこに使うかということがやっぱり当然あるわけです。そういうときに、今言った例えば医療費の問題だとか、あるいは多子世帯に対する支援だとか、そういったものが優先順位の高いところにあれば、そちらのほうに移す。そして、今聞いたところによると、両方合わせても1,300万とか500万あれば大体できる。あと3,500万円は、ほかの事業に回すことだってできるわけです。しかし、そういうことにはならなかった。

そして、今年度、平成31年度の事業は2,800万円です。つまり7,200万円減額になっているのです。これも土地区画整理事業が進んだことで生まれた財源なのです。そういうことがあれば、もうこのところを見れば、全部の児童生徒の給食費を賄っても十分に足りるぐらいの財源はある。ですから、そのところの優先順位が高まらなければ、幾ら財源ができて、幾ら待っても、そこには予算がつかないというふうに私は思っています。

大項目の5に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番(佐久間孝光議員) 稼ぐ力の産業振興、にぎわい活力を発信する町について。

平成29年度の施政方針には稼ぐ力、若者の定住、平成30年度の施政方針には稼ぐ力の産業振興、にぎわい活力を発信する町等が大きな柱として掲げられ、それらに従って大きな事業が進められてまいりました。それらの成功、不成功は、嵐山町の将来、未来に多大な影響をもたらすことは明らかであります。

(1)といたしまして、ちょっとこれ訂正をお願いしたいのですけれども、平成29年と書いてあるのですけれども、30年ということでした。すみません。訂正をお願いします。平成30年にオープンした嵐なびの整備には幾らの予算が使われたのか。

(2)、ラベンダー園整備等に関する事業には今までのところ幾らの予算が使われたのか、確認をしたいと思えます。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目(1)について、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目5の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」の整備費につきましては、設計業務委託費1,735万6,680円、監理業務委託費233万2,800円、工事請負費2億3,667万2,280円、備品購入費550万8,000円、合計2億6,186万9,760円でございます。そのうち地域活力創出拠点補助金として1億3,350万9,340円、また1億1,830万円の起債を受けておりますので、町の負担といたしましては1,006万420円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目5の(2)につきましてお答えさせていただきます。

千年の苑事業につきましては、平成28年度より実施し、平成30年度までの3か年で推進員報酬、工事費、補助金等の事業費といたしまして1億8,314万7,706円でございます。平成31年度、今年度でございますけれども、予算額といたしまして6,608万8,000円を予定してございます。この事業につきましては、地方創生推進交付金、ふるさと創造資金等の補助金を活用し、稼ぐ力の産業振興を推進してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) それでは、(1)の再質問からさせていただきたいと思

ます。

今説明がありましたように、この嵐なびのほうですが、2億6,000万円を超える投資がなされているということでもあります。大変有利なありがたい国の支援だとか、そういうものをいただきながらこれを実施したわけでありませけれども、このこと自体は本当によかったなと思います。ただ、その進める過程の中で、あの嵐なびの施設が出来上がったときに、観光協会の事務所がそっちに移るの移らないの、何でそんなことでしたもんだしているのですか。向こうに移ると家賃が何倍にもなってしまうのだよと、こんなことで。これだけの大きな予算をかけながら、皆さんの力を借りながらやっているにもかかわらず、そういったことがきちんと事前打合せできていない。そして、最初の説明の中においては、今1階のところに事務所だけでなくお土産も売っているわけです。あそこは、冷蔵の商品も置くという説明でした。しかし、実際には冷蔵もまだなされていない。なぜか。工事しようと思ったら、できるのできないの、保健所の許可が下りるの下りないの、いまだにそれをやっている。

そして、スタートした当初は、お昼になるとあそこを閉めてしまって、職員の人がお昼を食べに行ってしまう、買いに来た人が閉まってしまっているという、そういう意見もたくさん聞きました。今は人的な手当てをしていただいて、その点は改善をされましたけれども、やはり私は、それだけの大きな事業を進めるのであるならば、関係する団体や人たちとしっかりと綿密な打合せをする中でベクトルを一つの方向性に合わせていく、やっぱりこれが絶対に必要だと思います。

ですから、あその位置づけとしては、情報発信拠点ということで整備をしたわけですが、私の感覚ではまだまだそういった目的を達成していないというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

今議員さんからご指摘のとおり、当時嵐なびがオープンしてから様々なご意見、そういったものをいただいて、その都度改善といえますか、やってきたわけですがけれども、現在、冷蔵食品の話もありましたけれども、これ先週の話なのですからけれども、一応保健所の許可もいただきまして、冷蔵食品、そういったものを置くような形に今本当になったばかりなのですからけれども、それも1つちょっと解決の方向には向かってお

ります。また、観光協会、そういったところが入りまして、うちの担当課も含めまして、いろいろどうすればいいのかというのは常に相談をしながらやっております、今お土産関係、1階の売店に関しましては、かなりの品数、これは当初に比べれば大分増えていると思います。これは、行って見ていただければ多分ご承知いただけると思うのですが、また売上げにつきましても、昨年度の5月オープンしてから先月までの集計を見ましても、月ごとの比較、前年度との比較を見ましても、全部売上げが伸びておりますので、これは順調に売上げのほうも伸びて、利用のほうも多くなっているのかなというふうに思っております。

また、2階のほうの利用、これにつきましても、正確な数のカウントというのはできないのですが、今相談員さんに週3回行っていただいている中で勤務をしている時間帯、お昼休みもちょっと違うところでお昼を取りますので、その勤務をやっている6時間程度の時間の中での人数のカウントというもの、できる限りのカウントというのをさせていただいておりますけれども、これは前回、9月議会ですか、お話しさせていただいたと思うのですが、かなりその利用している方、私が行ったときも必ず人がいる、そんなような状況でにぎわいを見せている。また、チラシ等も、結構ハローワーク等のチラシも置いてあるのですが、そういうのもすぐなくなるような状況で、増刷をしてまた設置している、そんなような状況で、かなり多くの人がオープン当初から比べると利用はしてきていただいているのかなと。

また、2階のほうには、今年度の5月だったでしょうか、コーヒーが飲める自動販売機も設置させていただいておりますけれども、こちらのほうの売上げもかなりずっと5月の設置以来、先月まで売上げのほうも大分ある。コーヒーを飲みながらあそこの2階のほうで休憩をしている方というのも多く目にしておりますので、そういった意味で結構利用のほうも増えているのかなと。

また、ちょっと嵐なびとは関係なくなりますが、駅の改札を抜けた左側、元キヨスクみたいな売店があったところ、あそこ今自動販売機が置いてあるのですが、そこの脇に今ロッカーのほうも設置させていただいております。このロッカーにつきましても、必ず行ってみますと鍵が2つぐらいいはかかっていて、利用されているような状況も見受けられます。時期が時期ですので、観光客もちょっとオフシーズンというところもありまして、ロッカーの利用ってどうかなと思って気にはしておったのですが、このオフシーズンでも結構利用されているのだなと。これからまた春先以降、

観光客が増えたときにそのロッカーのほうもかなり利用率は上がるのではないかと
いうふうには期待しておりますけれども、そういった意味で少しずつですけれども、駅
前、嵐なびを含めた駅に対していろいろ工夫をしながら、何かできることはやってい
こうということで、少しずつ工夫しながら今進めてはおります。

ただ、議員さんおっしゃるようにまだ十分ではないと当然思っております、今後は
駅前整備のほうも進めてまいりますので、駅前広場の整備とともにいろいろどうい
うことができるか、そういったものも考えながら、1階も2階も人が来ていただける
ような、何かそういったものを検討しながら考えていこうという話はしているところ
でございます。今そんなような状況でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) 今冷蔵庫の話だとかいろいろ進展しているようですので、
ぜひそういった方向性でスピーディーに、またお客さんが来たときにしっかりと対応
できるように。私も時々あそこは寄らせていただいて、この前もドーナツを買ってき
ました。品数だとか種類が増えているだけではなくて、地元の人たちが関わっている
商品がとて多くなっているのがとても印象に残りました。ぜひそういった方向性で
お願いしたいと思います。

それでは、(2)のほうの再質問に移らせていただきます。来年度は、新しいDMO
という組織をつくって運営をしていくと。私は、昨年12月の議会的时候に一般質問
させていただいたときにいきなりDMOというのが出てきたものですから、ちょっと
戸惑ったところもありましたけれども、議会としてはもう3年前からこの協議会方式
ではあれだけ広大なラベンダー園を維持管理するというのはとても難しいだろうと。
やっぱりうちが責任主体であるというような運営母体をつくっていく必要があるの
ではないかという提言もさせていただいてあったわけですが、そういう中で協議
会のままプレオープンを迎え、そして本オープンまで迎えてしまった。そして、この
本オープンが終わった後に今度またDMOという組織をつくるという話が出てきたも
のですから、その中で来年度のラベンダーまつりは実施をしないというような話があ
りますけれども、実施をしないということで間違いないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

今年の2月の広報の中でもお知らせをさせていただきましたけれども、昨年の異常気象であったり、また台風等の影響で非常にラベンダーの株に被害があったということで、来年のお祭りにつきましては有料でお金を取るのが非常に厳しいであろうということで庁内の会議の中で検討させていただきました、来年度についてのお祭りは中止をさせていただくという方向で決定させていただいてございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） こういった施設というのは、嵐山町の中のいろいろな稼ぐ力、そういったものを推進するというような大きなコンセプトの中で進められてきた事業であります。はっきり言って今のところスタートしたばかりですから、あれですけども、稼ぐ力の拠点として本当になれるのかどうか、その辺のところをもうちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちらにつきましては、地方創生推進事業のほうを活用して、稼ぐ力、まさに議員おっしゃる目的を達成すべく事業を推進してまいりました。それを協議会からこれから体制を整え、稼ぐ力をいかに発揮できるか、そういったものを今庁内のプロジェクトチームの中で、DMOという組織の在り方、それを拠点としたものがどういうことができるのか、お土産品の開発であったり、町内にあります観光資源、そういったものをいかに稼ぐ力、外から人を呼んでくる魅力のあるものとしてPRがしていけるのか、お土産品についてもどういったものが開発できるのか、そういったものも今検討させていただきながら、次の事業に向けて今調査研究を行っているところでございます。この組織がそういった中心となって、またその波及が町内の事業者、農業者、工業者、そういった方々にも波及ができて、お土産品等の開発も取り組んでいただけるような、そういった推進ができればということで今検討させていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） うちが財政が苦しい中、国からの応援をいただき、県からの応援をいただき、そういう中でこういった事業が実施をできているわけでありませ

ので、一般の人から見るとなかなかこういうことが実現できないのに何でこっちのほうだけというような考え方がとても多いのです。これは、今説明していただいたように、国からこれだけ、県からこれだけ応援をさせていただいているということを知らない町民の方々がまだまだたくさんいますので、そういったことを知らない方たちは、こっちには何億というのがぼんと出る、こっちには1,000万でも2,000万でもなかなか予算がつかないと、このアンバランスさになかなか納得のいかない、そういった町民の方々もいますので、そういったことを何度も何度も繰り返し、事あるごとに伝えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の6に移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番(佐久間孝光議員) 武蔵嵐山駅西口整備事業について。

町民に対する意向調査やアンケート等においても、駅前をどうにかしてほしいという要望は多くありました。その点において、地権者、近隣住民の方々のご理解をいただく中でこの事業を進めていくことは、町の玄関口の整備、にぎわい創出という点からも意義があることと思っております。

(1)といたしまして、この整備により、安全な歩行空間、歩道の拡幅等はなされるのか、(2)といたしまして、この整備後はどのようなにぎわいが期待されるのか、お伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)、(2)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目6の(1)につきましてお答えさせていただきます。

現在行っている武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画事業は、駅前広場の整備、菅谷36号線の整備、西口駐輪場及び駐車場の整備等を行うものでございます。このうち駅前広場の整備を行うに当たり、菅谷地区等にアンケートを実施させていただきました。これらの結果とこれまで長年にわたる武蔵嵐山駅西口の課題を整理し、1つ目、武蔵嵐山駅にふさわしい景観、2つ目としまして、にぎわいにつながる整備、3つ目としまして、交通結節点機能の充実、4つ目としまして、防火、防災機能の充実という4つの整備方針案を策定し、各方面の方々に説明しているところでございます。また、アンケートでは、徒歩、自転車、自動車でも使いやすい駅前広場の整備との回答

が多くなっております。そのため、歩行者等の安全確保には特に留意し設計を行っているところでございます。なお、県道武蔵嵐山駅停車場線の再整備につきましては、今後東松山県土整備事務所に相談してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、質問項目6の(2)につきましてお答えさせていただきます。武蔵嵐山駅西口地区の活性化は、数十年にわたり町の課題となっております。近年では、武蔵嵐山駅周辺の活性化として、嵐丸ひろばの整備、東西連絡通路の改修、嵐なびの整備などを行っており、現在は駅前広場の整備を行っているところでございます。今回の整備は、単なる通行するだけの駅前広場を整備するだけでなく、イベント等にも活用できるような整備も行っているものでございます。これらを多くの関係者にご利用いただくことによりにぎわいにつながることを期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) それでは、(1)の再質問をさせていただきます。

今説明の中にありましたけれども、アンケートを取って、駅周辺の公共施設の整備ということで、そのアンケートの中で回答数が最も多かったものが徒歩、自転車、自動車でも使いやすい駅前広場の整備、これ54.3%ですね。ただ、歩く人、自転車、車も使いやすい、そのアンケートの質問に対してノーと言う人は基本的にはほとんどいないのかなと。54%は低過ぎるのではないかなというふうに私なんかは感じるぐらいです。だから、この54.3%をどう分析するか。私は、いろいろな形から見ると、徒歩、歩く人に優しいことを優先してくださいというふうに、要するに54%、40%ぐらいはそこを中心に考えているのではないかなというふうに思っています。その次に多かったのが安全な歩行空間の確保、これ41.2%です。これも相当大きいわけですから、先ほど言ったような聞き方をすれば誰だってそういうふうにイエスと言うでしょうねという聞き方はいかがなものかということはちょっとあります。

ここで確認したいのは、安全な歩行空間というのはどういう意味なのか、車両と歩行者を分離するという意味なのか、あくまでも歩く人が最優先ですよというようなことに焦点を当てた考え方なのか、そこを確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 この質問の経緯を分析させていただきますと、先ほ

ど言いましたとおり、徒歩、自転車、自動車でも使いやすい駅前広場の整備が一番多くて54.3%ございました。続いて、安全な歩行空間の確保、続いて道路の整備というふうになっているというふうに思います。基本的には、このアンケートの結果を分析する中で個別にこれという中心ではなくて、バランスの取れた整備を皆さんは望まれているのかなと分析したところでございまして、確かに安全な歩行空間、これは車歩道分離とか、そういうのもありますけれども、バランスの取れた整備というのを皆さん望んでいるのかなというふうに捉えて、特にまた次に多かった安全な歩行空間というのを重視して、これについては先ほど言いましたとおり、交通結節点の充実の中でバリアフリーというものを考えていますので、そういうものについてつながっていくかなと考えているところで、今設計を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) 今西口のほうは小さなロータリーがあって、今の状態でもある程度十分歩行者の安全性というのは確保されていると思うのです。というのは、あそこを造るときだって当然警察との協議等も踏まえた中で今の形ができていくわけでありまして、確認させていただきたいのは、あそこのロータリーのところ、歩道で突っ切っていくような形になっていますけれども、あそこで車両と歩行者の事故なんていうのはあったことがあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

基本的には今現在把握されておられません。ただ、タクシー会社等との協議も行う中で、やはりタクシー業者の方も歩行者が歩道を急に飛び出されて危ないというので随分注意を払っているというお声もいただきました。そういう面も考えますと、やはり駅前広場の中で歩行者が通るといのは危険かなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) この前図面も少し示していただきましたけれども、あの図面を見ると、例えばさいしんを背にして、そして駅のほうに歩いてくる。この左側のところの歩道を歩いてくる方は、駅に着くまでに車道を一旦横切って、そしてまた少

し歩いて車道を横切る。今は1回車道を横切ればいいのですが、今度の形になるとそういう方々は2回車道を横切って駅に行く。しかも、距離的には遠くなる。そういった中で、こういう形が今よりもさらに安全になるというふうにお考えでしょうか。

○岩澤 勝町長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時09分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤まちづくり整備課長の(1)の再質問の答弁からになります。どうぞ。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、さいしん側から歩いてきますと、今までよりはぐるっと回って駅に行くようになるという動線を今のところ考えているところでございまして、駅前広場の設計において最初にいろんなところを見たり、いろんな動線を考えてさせていただきました。もちろん歩行者の安全の確保というのを第一に考えておりますけれども、駅前広場は第一の主義として交通というか、車両の通行の確保というのも第一義的でございます、そういうのを総合的に見て設計する必要があるかなと思います。決して武蔵嵐山の駅前広場が特殊な広場というふうに、嵐山町だけのこういう特殊な広場、回転広場というか、駅前広場とは考えておりません、皆さん駅を使っている方につきましては一般的な広場になるのかなというふうに考えているところでございます。こう言うとなかなか難しい面もあると思うのですけれども、前に誘導島というか、島があって通行できないとなれば、自然に皆さん流れていって、それで安全を確保できるというふうに今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) 今課長のほうの答弁を聞くと、タクシーの話、車両の話、慣れる、これはみんな視点が歩行者を中心に考えているなという感じを受けないのです。私は、そこのところはいろんな制約があることも分かっています。ただ、こういうアイデアはないか、ここはどうかならないか、やっぱり最後の最後までいろんな形で知恵を出し合う中でもうここしかないということであるならば、まだちょっと私

は改善の余地があるのかなと。駅は、毎日通勤通学で使う方がいるわけです。たまに行くのはいいかもしれませんが。でも、そういった方に対しては、少し利便性が向上するというよりも、低下する可能性だってあるかなというふうにちょっと心配をしております。

あと、もう一つのアンケートには停車場線の整備ということがありました。この質問の中で回答数が最も多かったもの、道路を拡幅せずに歩道だけを広げてください、これが38.3%と最も多いのです。この意味というのは、とても私は大きいと思うのです。今歩道を見ると、歩くところはせいぜい1メートル。私もよく使います。歩いてみると、向こう側から歩いてくると、私は大体車道側に出て、擦れ違った瞬間にまた歩道のほうに入るといような形になっているのです。あそこは、朝なんかは高校生だとか小学生、中学生、たくさんの方たちが利用しますので、やはりそういった歩道の関係はとても大切であると。この町民の大きな意思というもの、この住民の意思というものは今回の整備には反映されるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今回行っている武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備事業につきましては、町の事業を主に行って、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、武蔵嵐山駅停車場線につきましては県にお願いして拡幅するというふうに段階を踏んで行っているところでございまして、今行っている駅前広場の整備につきましては町がやるべきものについての整備ということで行っているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） そうしましたら、例えば駅からこう来て、進入のところですね、一番手前ですから。進入のところだけでも、町のほうが買い取ってやるわけですから、将来拡幅をしたときに、ああ、こういう形で整備をされていてよかったなというような設計にはなっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

県道の拡幅につきましては、まだ相談中ではございまして、どういうふうな線形にな

るかというのは決まってございません。ただ、どのような線形になっても対応できるような設計ということで今のところ行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 車道のほうはあれにしても、歩道の関係ですね。将来的にこの歩道を拡幅するに当たっては、この時点でこういう形で対応しておいてよかったなというような形でぜひ設計のほうは考えていただきたいと思います。図面は何度でも引き直しが可能ですので、ぜひお願いしたいと思います。今の形のままでと、やっぱり自動車とか大型バス、当然利便性は向上すると思います。しかし、先ほど答弁の中にあっただけども、武蔵嵐山にふさわしい景観ですよ。やっぱりそういうことから考えていくと、本当に嵐山町にとっての玄関口は何がいいのか。やはり歩行者を第一優先にすると。降りた人が、こここのころの嵐山町というのは人を大切にしているのだな、やっぱりそういうようなことが感じられるような整備というものが私は必要であると。そういう形になれば、おのずと嵐山町のイメージに合ったにぎわいがあるこの地点で創造されてくるというふうに思います。

それでは、大項目の7のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番（佐久間孝光議員） 財政における優先順位、制度、事業のスピーディーな改善について。

少子高齢化、人口減少、地球規模の異常気象、国の財政状況の悪化に伴う年金、医療、介護等の社会保障制度への不安、時代変化の加速化、インフラの老朽化、空き家、人手不足、若者の貧困、低出生率、結婚や出産に対する意識の変化、ハラスメント、LGBT等々、かつて日本が経済大国日本と言われていた時代にはほとんど社会問題化されなかった課題が今は山積をいたしております。身近なところでは、埼玉中部資源循環組合が解散の方向に追い込まれる事態となり、嵐山町の日本人居住者人口は減り続け、出生率は県よりも国よりも圧倒的に低いままであります。にもかかわらず、隣の自治体では人口が増え、出生率が全国でも注目を集めるほど高い等々、日本全国が共通で頭を痛めている課題を見事に乗り越え、すばらしい実績を上げていることも事実であります。町政の経緯、歴史、様々な取組の違いがある中、単純に比較することはできないにしても、これだけの違いがある背景には我々も学ぶべき点があろうか

と私は考えております。

このような状況、また今後の見通しと真摯に向き合うとき、予算編成においても、様々な事業においても、その時代に求められるニーズに合った方向へ大きくかじを切る抜本的な見直しが急務であると考えますけれども、岩澤町長のご所見をいただきたいと思えます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

質問項目7についてお答えをさせていただきます。予算編成を見直すべきというご意見でございますが、方向が違うと思えますので、全くそのような考え方にはくみしておりません。私は、行政に求められている最重要課題、これは今も昔も変わらず、我らのふるさと嵐山町、これをしっかり次世代に引き継ぐこと、このことだと思っております。そして、その大義を実現するための予算であって、方向を変えろというのは何かの勘違いをなさっているのか、あるいは考え違いをなさっているのか分かりませんが、理解に苦しむところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) それでは、再質問をさせていただきます。

参考資料の4を見ていただきたいと思えます。これは、嵐山町と滑川町の当初予算の比較でありますけれども、平成30年度のものであります。私が注目をしているのはこの10の教育費、この1年間で教育費の額の差、違いが約2億7,000万円で、このときには滑川町の全体の予算規模は嵐山町よりも少し小さかったですから、その辺のところを係数を掛けて調整をすると約2億9,000万円の差があるわけです。これは、単に1年間だけではありません。もうずっとそういうような形で、要するに3年も4年もすれば10億円以上の差がいろいろ出てくるわけでありまして。

岩澤町長は、施政方針の中で日本一の教育のまちづくりという大きなスローガンを打ち出して、そのときには1,000万円という、あのときには本当に衝撃を受けた大きな1,000万円という予算を計上して、その肝煎りの事業として学習支援教室を実施したわけでありまして。しかしながら、来年度はこの事業はもう廃止するという。もちろん小中高一貫のほうに支援の講師を配置するのだというようなこともあるようで

ございますけれども、私は最初に打ち出したときのあの意欲というか、あのテンションというか、あれからいくと2段も3段も下がっているのではないかなというふうに心配しております。

それからあと、今年の日本一の教育という中で最初のフレーズがグローバルです。そして、今年はオリンピック、パラリンピックが開催されるわけです。そういう状況にもかかわらず、英会話の授業はもう大幅な予算の減額、また来年度には5年生、6年生が学童から切られるというような方向で今調整をしている。当然保護者のほうからこれに関しては陳情も出されておりますので、委員会で最終的に審査をしていくと思いますけれども、こういったことを考えると、日本一の教育という大きなスローガンと、それから実際に進んでいる事業は逆行しているのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

いろいろ町政について全般的なご指摘をいただき、ご意見を伺いました。そして、ふだんから議員さんのお考えを聞いているような内容が多かったというふうに思いますし、そして町政、まちづくり全般についての大きな課題、そして今お話がありましたように、歩道のラインをどうするというような細かいところまでご配慮いただいて大変ありがたい限りでございますけれども、全般的に予算の編成の方針というようなものがちょっとずれているのではないだろうかということでございます。ご指摘をいただきましたように、ニーズに合った方向でないということでございますけれども、先ほど言いましたように、まちづくりの大義に沿ってご提案を申し上げて、そして今までも議会の皆様方のご承認をいただいて予算を執行してまいりました。そして、今回もそれに倣ってきているわけですが、今お話をいただきました嵐丸ひろば、これについて議員さんのお考えは、聞く内容、それから質問の内容等を見ますと、やはり制限をすべきだと。一部制限をする、外部の方にはご遠慮をいただくような方向はどうなのだろうというようなことが考え方の中にありはしないか。それから、2番目のこの出生率でございますけれども、先ほどお話を申し上げましたように、出生率の回復というのはもう多岐にわたって奥が深い。これだけやればすぐ解決ができるというようなことというのは大変難しいことございまして、議員さんはどうお考えで

すかというふうに質問したのですけれども、そういうことでございます。

そして、医療費の無料化につきましてもご質問がございました。そして、答弁をさせていただいているわけですけれども、金額についてはお話しのとおり、答弁させていただいたとおりでございますけれども、嵐山町だけ窓口払い、大きく書かれている中で嵐山だけ欠けていたよというようなことで、大変ご迷惑をかけてきたなというふうに思いますけれども、議会でも何度もお話をしておりましたが、そういうことをあえてやらせていただいていたというような状況でございます。それは、先ほど言っているように、身の丈に合った嵐山町の政策をこつこつとやっていく、その一つであるわけです。そして、その医療費、窓口払いを廃止して、先ほど答弁させていただいたように、課長が答弁しましたように、おっしゃった金額でございます。9,500万円が医療費を変えてからの金額になるわけです。そして、嵐山町の身の丈と申しましたけれども、9,500万円というと、嵐山町の一般的な全体でならして職員が2名ぐらい雇えるかなという金額です。そして、それらと医療の無償化の話も出ました。こちらのほうも毎年1億円出ていくわけですので、職員に勘案すると何人だろうというようなことです。それを削減しないとそういうことになっていくわけでありまして、その医療の関係、給食の無償化、そういうようなお話がございました。

そして、稼ぐ力で嵐丸、嵐なび、そしてラベンダー、千年の苑のお話もいただきました。そして、嵐なびのほうでは、当初のとおり想定したような状況の活用がいま一つ足りないのではないかという話がございました。おっしゃるような部分も確かにございました。それは早い段階で直していかなければいけない大きな課題でございまして、職員、そして関係する皆様方と知恵を絞って今進めているところでございます。そういう中で、この稼ぐ力の中で課長のほうからラベンダー、千年の苑につぎ込んだ予算も書面で議員の皆様にはもう出してありますし、町民の皆さんにも広報でお知らせをしておりますけれども、全体の予算の中の町の分、要するに税金を使わせていただいた部分というのがあるわけです。そここのところに注目をしていただきたい。それ全体の中の一部のところはそういう形で使わせていただきましたけれども、全体のほとんどの部分というのも使わせていただいて、これは外部に支払いをしたのではなくて、町内に配分と言うとちょっと言葉が違いますが、使わせていただいたということでございまして、こちらのほうもご理解をいただきたい。町外ではなくて、町内でいただいていた予算、それらの大部分を使わせていただけてきましたよと。

それから、西口の整備事業についても、いろいろ細かい点も含めてご指摘をいただいております。そして、1つだけお話をさせていただきますが、東武東上線、この東武鉄道というのは東武本線、東武東上線等々いろいろあるわけですが、本線と東上線が東武鉄道の稼ぎ頭のほうでは、2年くらい前ですか、2年ちょっとたっていますか、逆転をして、東上線のほうが稼ぐ線、ラインになっているのです。そういう中であって、昨年度東武のほうでも大変力を貸していただいて、応援をいただいて、ラベンダーのああいうにぎわいをつくることができました。

そして、びっくりしたのは、今年その東武鉄道が、カレンダーの中で何枚もない中に、東武鉄道の中で2駅きりないとかという話ですが、その中に嵐山町のラベンダーを1枚入れていただいた。今まではそのところは川越市が入っていたということですが、嵐山町でそういうような状況になってきた。60キロ圏内の東武東上線の駅の中でいかに嵐山町が頑張っていると認めているのか、またそのほかにプラスアルファ、これからもっとどうにかなるだろうという投資の部分もあると思うのです、東武さんとすると。そういう状況でそういうものも入れていただいたということで、線路のほうについてはそういうことでございます。

そして、ついからですから、もう一つ言いますが、入り口とすると高速道路がございします。嵐山のランプ、インターチェンジ、出口、ここのところの出口の通過車両というのも減っていない状況で推移をしているという状況でございまして、嵐山町というものが首都圏の中で60キロ圏の中であって意外に健闘しているなというようなこと、外部からもそういう評価をいただいている。それには、嵐山町の中でそれなりの動きをしないとイケない。そういう中で、先ほどからくどく言っていますけれども、身の丈に合った嵐山町にできる事業をこつこつと積み上げて、それが現在に至っているのだというふうに思っております。そういうものをこれからも続けていく必要があるし、それをやっていかないとできないのかなと。

それから、先ほど区画整理のお話もございました。区画整理も、いつも話をさせていただいておりますけれども、花見台の工業団地を造ってから20年超えております。その中で、企業ですから、波がありますけれども、毎年5億、6億税収がある。そういう中で、10年で50億、20年で100億、この金が嵐山町を潤してきている。これは、先人の皆様方がそういう先見の明を持って取り組んでいただいて、そういう稼ぐ力をつけておいていただいた。それを私たちは今享受をしているわけです。こういうよう

なものも使わせていただいて、駅東の区画整理もできました。そして、駅西の区画整理も、今議員さんおっしゃるように胸突き八丁、大変苦しいところですけども、このところ、もう少しというところまで来ました。これも先人の投資のおかげであるわけです。

ですので、今私たちがやるべきことというのは、先ほども言いましたけれども、大義というのが今ある嵐山町を次の世代にいかにか引き渡すか、そのために今何をやるべきかというのが私たちに課せられている課題だと思うのです。そういうことをやるために、区画整理も含めて投資の部分、駅のところもそうですし、工業団地もそうですし、稼ぐ力の千年の苑もそうですし、そういうものを次の50年、100年のために今やるべきこと、この大義に沿って嵐山町では進めているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) 一つ一つに対して丁寧にお答えをいただきましてありがとうございます。ラベンダーだとか、そういう大きな事業を本当に国だとか県だとかたくさんさんの支援をいただく中で、町の出費はの中では最低限と。ただ、この補助金等も来年度以降はないわけでありますので、そうすると大きな事業になればなるほど、その運営がどっちに行くかによって、大きな財産になるか、あるいは大きな負担になるか、やっぱりそういうところがありますので、ぜひそういうことを進めていくときには注意して、そしてやっていっていただきたいなと思います。

1月に町村議会の議員特別セミナーというのを受けてまいりました。その中で、児童福祉の現状と課題ということで、関西大学の山縣先生に講義をしていただいたのですが、その先生が、相当な意識改革をしなければ、ほとんどの自治体は消滅をしていくと。多分考えないで生き残れるのは原発のあるところか、自衛隊の基地があるところか、そのくらいではないですかと。やはり変化を恐れる自治体は必ず滅びるというような発言をされておりました。大変印象に残っております。

今まで岩澤町長は大きな判断をするときに国の動向というのをとても大切にされてきたと思います。そして、昨年10月には消費税が2%上がった。そういう2%の財源なんかを使って幼児教育の無償化ということで、国のほうは大きなかじを切ったわけであります。ですから、時代の流れというか、そういう中でやはり予算編成にしても、先ほど何度も岩澤町長が大義、大義ということを言葉として使っておられます

けれども、私もそのことに関しては全く同感であります。ただ、その時代の中でやはり具体的なことに関しては、その時代に合ったものに変えていかなければ、やはりそれは本来伝えるべき大義が伝わらなくなる可能性も私はあるのかなというふうにとちょっと心配をしております。

今、年度末でありますので、私は若い人たちと結構接点が多いのですけれども、そうすると私のところに電話があつて、佐久間さん、いろいろお世話になったのだけれども、家を建てるので、隣に引っ越しますと。今度結婚するので、隣に引っ越しますと。子どもができるので、隣に引っ越しますと。これみんなおめでたいことなのです。でも、私の立場とすれば本当に複雑で、ちょっと寂しい感じがいたします。やはりこういう状況だけを変えていかなければならないというふうに私は思っております。しかし、先ほど来いろんな課長さんたちが言っていましたけれども、大変厳しい財政状況であるということはもう現実問題として分かっています。しかし、そういう中においても、かつては嵐山町、起債の残額が100億、簡単に言うと借金が100億あったわけです。しかし、今回のいろいろな資料を見させていただくと、令和2年度の末には66億まで圧縮ができる。これは、とてつもないすばらしいことだなというふうに私自身も思っております。

また、先ほどちょっと出たかもしれませんけれども、インターランプライン、そのインターランプラインも一日一日どんどん景色が変わってきている。そして、花見台工業団地の隣接のところ、あそこはいろんな調査もありましたけれども、調査も大体終わって、これから本格的にあそこの開発も進んでいく。また、DMOという組織が本当に機能すれば、ただ単にバーベキューとかではなくて、嵐山町全体の観光的価値が大きく高まるというふうにも期待をいたしております。そのほかにもいろんな面で可能性の大きい種をたくさんまいていただいております。そういったものに対して、しっかりと花をつけることができますように、私自身も全面的に協力をしてまいりたいと思いますので、そのことをお伝え申し上げまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、狛

守勝義議員。

初めに、質問事項1の台風19号による河川内のごみ処理についてからです。どうぞ。

〔3番 狛守勝義議員一般質問席登壇〕

○3番（狛守勝義議員） 3番議員、狛守勝義でございます。議長のご指名がありましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思っております。私の質問は、大問が3つあります。1つは台風19号による河川内のごみ処理についてということで、まずそこからご質問申し上げたいと思っております。

昨年の台風19号による河川内のごみ処理は、県の管轄で優先順位をつけて処理すると聞いています。これから暖かくなり、気候がよくなると、嵐山町の桜など自然を楽しむ観光客が大勢やってくるのが予想されます。当然ながら災害発生要因となる流下阻害の立木とかシノ伐採などは優先的に対処してもらわなければいけないと思っております。ただ、稼ぐ力の創出を掲げている観光のまち嵐山にとってみれば、自然景観も大切な一つの要因となるだろうと私は考えております。

河川内のごみ処理も都幾川桜堤沿いの一部区域です。歴史の里公園前付近とか遠山地区の甌穴など観光資源のあるところはできるだけ早く対処していただいて、訪れた皆さんや町民の皆さんに嵐山のすばらしい自然を楽しんでもらいたいと、そのように私は思っておりますし、皆さんもそういうふうな考えもあろうかというふうに思っています。その観点から次のことを伺います。まず、(1)として現在の状況と今後の見通し、そして(2)として町独自でできる対策というのは何があるのか、そしてまたそれをどういうふう実践していくのか、そこのところを伺いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(1)、(2)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えさせていただきます。

槻川及び都幾川は、1級河川であり、管理は東松山県土整備事務所が行っております。東松山県土整備事務所に確認したところ、河川内のごみ処理につきましては河積阻害をするものについてのみ優先順位により対応しているとのことでした。質問項目1の(2)につきましてお答えさせていただきます。現在1級河川内においては、町が占用し、町の管理地になっている場所で破損した箇所を優先的に行っ

ているところでございます。自然景観の必要性も認識してはございますが、管理地外の伐採やごみ処理を行うことは難しいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、要するに県のほうとしては、ごみ処理とか、そういうのは一切やらないと。そしてまた、町のほうも基本的には管理地外の伐採やごみ処理を行うというのは難しいということは、今のまま、そのままという形でいいというふうに考えているわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今現在このままでいいというふうに考えているところではございません。ただ、今は1級河川地内で町が占用している場所が破損して、そちらのほうを優先的に処理している状況でございます。確かに見たところ大変甌穴の前とかはごみがあって汚いというのは認識しております。全てをきれいにしようのも考えるところではあるのですけれども、ただ今現在町としましては、先ほど言いましたとおり、優先順位をつけて、まず壊れたところから直していくというところでございますので、全くしないというわけではなくて、いろいろ考えながらやっていこうとは思うのですけれども、今現在優先的に壊れたところを直すということをやっているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、基本的にまだそのごみ処理とか、そういうものは相当後になるということなのですね。そうすると、例えば私がこの質問をしようと思ったのは、1つは町民の方から相談を受けたわけなのです。要するにその方は、先ほど話しましたちょうど鎌形のところの歴史の里公園前付近のところに実家のある方でございまして、ごみが汚いので、処理していいかと。それで、それは勝手にやるわけにはいかないので、ちょっと町と相談しようということで、環境課の課長さんにもちょっとそういうお話をしたことがございます。そうしたところ、当然要するにこれは県の管轄なので、県のほうでも優先順位をつけてというお話だったので、それは了解しているわけなのです。ただ、そのときに私が考えたのは、またその方も考

えたのは、要するに我々が処理してもいいのかということなのです。要するに地域の力、住民の力というものを活用して、何とか例えば県のほうに交渉していただいて、そこの中に入って作業をするというような、そういったことができないのかという、そういうこともちょっと考えてみたらどうなのかなというふうに思ったのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

議員からもご相談をいただいたことがございまして、まず原則として管理者である県のほうで河川の対応を順次行っていくというお話を伝えさせていただきました。まちづくり整備課長の答弁でもございましたとおり、河積阻害しているものについては優先順位によって対応していくというようなお話でございます。その河積阻害でどの程度まで対応できるかというのはちょっと何ともはっきりしない部分がございます。また、それによって景観であるとか環境美化面まで対応いただけるということはなかなか難しいというようなお話も伺っております。

そういった中で、個人の方であったり、ボランティア団体であったり、様々な方がこれまでも河川の美化清掃という形で、例えば槻川を守る会であるとか、そういった団体が年に2回ほど定期的に河川の清掃活動、東秩父村から嵐山のほうにかけてずっとやっていただいて、今年も1月に既にやっていただいております。そういった団体につきまして、また個人も含めて町のほうが支援をするという面では、その処分も含めて行っておりますので、積極的にやっていただける方に対しての支援は町のほうはしていきたいというふうな基本的な考えは持っております。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

柳下技監。

○柳下和之技監 補足になりますけれども、答弁させていただきます。

県のほうでは、河川管理者といたしまして、地域のそういった河川美化の取組、そういったものに対しまして支援を行っております。川の国応援団という制度がございますので、ぜひそちらのほうに登録していただいて、例えばごみ清掃活動に必要なトングの貸出しですとかごみ袋、それから手袋の提供ですとか、あとボランティアのときに必要な保険の加入代とか、そういった支援もさせていただきますので、ぜ

ひそういった制度を活用していただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今すぐということにはならないというご答弁をいただきました。こういうコロナ問題の関係もありまして、今ちょっと観光のほうもなかなか嵐山町も難しいところがあるかと思うのですが、これが一段落つく段階ではやはり嵐山町に訪れる方も大勢いらっしゃると思うのです。ですから、そういった意味で私としては、やっぱりこの地域の力、また住民の力、そういったものを結集しながらでも、できるだけ自然景観を守っていく、そしてまたきれいにして楽しんでいただくと、そういった形のことを我々も考えていかなければならないと思いますし、また町のほうも、また県のほうもそういう制度もあるということなので、研究していただいて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2つ目の青少年のメディアリテラシーの育成とネットいじめについて、これについてご質問申し上げたいと思ひます。昨年の12月の定例会では、教育現場でのいじめの状況について質問させていただきました。私も町が掲げるいじめゼロを共に目指す立場から、今回は青少年のメディアリテラシーの育成とネットいじめについて質問させていただきたいと思ひます。

総務省が毎年発表している青少年のインターネット利用環境調査によると、スマホの所有率が2018年時点で小学生が約46%、そして中学生が約70%、高校生に至っては90%以上というようなことです。所有率上昇とともに、インターネット利用による青少年に関わるインターネットトラブル、あるいは事件も増加しております。特にインターネット上でユーザー同士が交流するSNSに起因する事件の子どもの被害数は増加傾向にあつて、平成29年には1,813人と過去最多だつたことが平成30年4月に発表された警察庁の調査結果で明らかになっております。ネットいじめも深刻で、過去には自殺に追い込まれたという悲しい事例もあります。これは決して許されることではありません。

そこで、次のことを伺ひます。まず、(1) 子ども・子育て支援事業計画にもあるメディアリテラシーの育成、これは情報モラル教育も含めて考えてもいいと思ひますが、どのように実施しているのか、その実施状況、そして(2) として、この嵐山町のネットいじめの状況把握がきちんとできているのか、そしてその結果はどうだ

ったのか、そういうことについて伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（１）、（２）について、永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目２の（１）メディアリテラシーの育成をどのように実施しているのかについてお答えいたします。

メディアリテラシーとは、テレビやインターネット、新聞などの出版物、各種メディアが発信する情報を主体的に読み解き、情報を理解する能力のことであると考えております。メディアの情報には、発信者による様々な価値観が含まれており、都合のよい主張となるよう一部の情報を誇張もしくは隠蔽するなど、偏りのある情報が発信されることも珍しくありません。そのため、情報をうのみにするのではなく、批判的に捉えて見極めることが重要となります。

新しい学習指導要領の移行期に当たり、多くの指導項目が新たに加えられました。その中の一つにメディアリテラシー教育があります。新学習指導要領において重点項目に挙げられているＩＣＴ教育を行う上で、メディアリテラシー教育は必須となっています。本年４月から全面実施される小学校学習指導要領にもＩＣＴの活用が含まれています。新学習指導要領の軸である主体的、対話的で深い学びに向けた授業改善は、従来の教師から一方的に学習内容を伝える方法ではなく、児童生徒が主体的、能動的に学ぶ力を身につけることを重点目標と定めています。児童生徒が学習時においてＩＣＴを活用し、自らが課題に対しての解決手段や方法を収集し、それをを用いて解決していく内容になりますので、情報の正確さや意図を理解するメディアリテラシー教育はとても重要になります。

メディアリテラシー教育で児童生徒が学ぶべき項目としては、情報モラル、メディアに対する自己コントロール力、情報をうのみにせず主体的、批判的に受け取る力、クリティカルシンキング、情報機器操作、活用能力、情報発信能力、インターネット操作、活用能力などがあります。また、情報の受け方、捉え方に加え、パソコンやモバイル端末、タブレット、携帯電話等がございますけれども、その操作方法、情報発信の方法などにつきましても授業を通して指導を行っているところでございます。

続きまして、質問項目２の（２）、町のネットいじめの状況把握はできているのか、そしてその結果はどうだったのかについてお答えをいたします。いじめに関しましては、小学校、中学校とも学期に１回程度、全児童生徒を対象に記述方式の調査を行っ

ております。また、教員は日々の学校生活の中で細かく丁寧に児童生徒を見守り、深刻ないじめに発展しないよう不断の努力をしております。その結果、ささいなことでもいじめの考えられる可能性のある場合には、該当児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、その事案が解消するまで保護者等と連携し、根気強く指導を行っております。昨年度、小学校で8件、中学校で3件、計11件のいじめがあったと各学校長から報告を受けております。このうち7件は年度内に解消となっております。解消の目安は、いじめが起き、指導してから3か月間何も起こらないこととされております。

ご質問の携帯電話等を使って他人を誹謗中傷したりする、いわゆるネットいじめに関しましては、書き込み事案はございましたが、直接いじめにつながる事例についてはございませんでした。いじめの多くは、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというものです。今後もささいなことでも察知して、ネットいじめを含めたいじめが起こることのないよう、校長を中心とした学校と連携し、細やかで丁寧な指導を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○岩澤 勝町長 会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

午後の再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時27分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

狛守勝義議員の再質問からになります。どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) 午前中に引き続きまして、大きい2番目の(1)、(2)の再質問をさせていただきたいと思っております。

午前中のご答弁で、情報リテラシーにつきましては、授業を通して指導をしていると。そして、嵐山町の状況は、書き込み事案があったけれども、直接いじめにつながる事例はないと、そういうご答弁をいただきました。確かに授業を通して、その都度指導するということが、それは結構なことだろうというふうに思いますが、もう一つの考え方として、例えば全校的に何かいじめに対するアプローチをするような対策というのがないのかなと、そういうふうなことを要するに私なんかはちょっと考えるのです。そして、いろいろ調べてみましたら、これは柏市、千葉県ですか、毎年12月をい

じめ防止啓発月間というふうに定めていまして、嵐山町は11月というようなことですが、その時期にこの柏市の中学生、これは何校か、当然市ですから、嵐山町よりもたくさん中学校があるということなのですが、そこの代表者が集まりまして、いじめ防止サミットというものを毎年実施していると。それで、今回で6回目だそうなのですが、過去においてネットトラブル防止会議というのもその場で開かれまして、子どもたち自らがルールを決めたり現状を話し合ったりして、その防止に対して自ら考えて行動すると、そういうようなことをやっている自治体もあるのだということです。そして、これはつい最近ですけれども、先日の2月27日に朝日新聞の朝刊に、これは埼玉版に載っていましたが、川口の中学校でいじめ反対の意見を表示するピンクシャツデーというものを行って、生徒たち自らがいじめ撲滅に対してアピールをするという活動もしていると。このピンクシャツデーというのは、カナダから広まって、全世界のほうに広がっているという話なのですが、そういうようなものを子どもたちが学校という単位で要するに行動を始めているというところもたくさんあるのです。

ですから、私は例えば今回の一般の予算を見たときに、いじめ防止事業と見たら、昨年よりも減額され、さらにその内容を見たら、これはいじめ対策の要するに会議費みたいな形の、要するに委員報酬みたいな形の予算しか取っていないと。そういったことを考えれば、要するに嵐山町、もう少しいろいろ考えるところ、いじめに対して考えることがあってもいいのではないかと。そしてさらに、例えば幾つかの自治体の中では、あえていじめゼロ宣言とか、それからいじめ防止行動宣言というようなものを出して、そしていじめ防止に対する意識の高まり、そしてまたその抑止力というようなものを考えてやっているという自治体もあるのです。

ですから、今例えばこういうふうに、あまり要するにいじめが嵐山町にないという状況、非常にいいとは思うのですけれども、いじめというのは、人間が集まれば、いつどういう形で起こってくるのかということとは分からないですよ、大人だってあるのですから。ですから、そういったことを考えたときに、やはり学校単位という固まり、また町単位という固まり、単に要するに教室単位の授業という中での指導というだけではなくて、思い切ってそういうようなことも考えてやることによって、いじめゼロと。教育長さん、去年の12月の定例会に何としてもゼロというようなことをおっしゃいました。そういったことを継続的にずっとやっていくためには、こういうことも大事なのではないのかなと、私はそういうふうに思っているのですが、いかがでし

ようか、ご答弁願います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

いじめに関しましては、今外の組織は予算上も計上させていただいておりますし、大人たちの組織についてはある程度連携も図れているかなというふうに考えているところでございます。今議員からお尋ねの子どもたち、いじめに関してはやっぱり子どもたちの意識が一番大切だというふうに考えていまして、各小学校では児童会を中心に、各中学校では生徒会を中心に、その役員の皆さんと先生方が中心になって、いじめゼロ宣言ですとかいじめ撲滅宣言ですとかというのを出す状況で活動しているところでございます。あくまでもいじめは内部からいろいろ出していただかないと、分からないところで行われてしまうものもあります。例えば小中学校の子どもたちの場合には、登下校ですとか休みのときですとか、お話にありますように、SNS上でありますとか、そういうことがありますので、子どもたちの中の意識でいじめというものはなくさなければいけないのだという意識を醸成していくことが一番大切なのかなというふうに考えていまして、その子どもたちの活動の予算については、各学校費の中、あるいは生徒会費、児童会費の中でやりくりさせていただいておりますので、町の予算計上の上では上がってきていないということでございます。大人は、繰り返しになりますけれども、いつでもどこでも誰でもいじめに関わることがありますので、その辺については教職員を含めて危機意識を絶えず持ち続けながら子どもたちと接していかなければいけないなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 前向きな答弁というふうに解釈しておりますので、今後も私はいじめに対してはいろんな角度からいろいろ質問させていただきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目の女性や青少年の意見を聞く機会を設けることについてということについてご質問申し上げます。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 2月1日の土曜日だったのですが、議会モニターの方と議員

の意見交換会が開催されました。そのときの話題に、女性議員が少ないとか、それから環境活動家のグレタさんの発言を子どもが話していることだからといって耳を傾けない大人、これは世界の政治家ということなのですが、そういう人がいることをどう思うかと、そういった趣旨の意見などが出されました。

私は、女性議員が少ないという意見には、町の施策に女性目線の意見をもっと反映させてほしいと、そういう思いがあると思っています。そして、グレタさんの意見に関しては、やはりこの未来を担う青少年の意見にもっと真剣に向き合ってほしいと、そういう思いがあると思っています。かつて嵐山町でも女性議会や子ども議会を開催したことがあると、そういうふう記憶しておりますが、そういった女性とか青少年の生の意見を幅広く聞く機会を設けて、意見やアイデアを施策に反映させるということも少子化対策とか人口減少対策の助けになるものと私は考えています。

そこで、次のことを伺いたいと思います。アンケートなどではなくて、女性や青少年の生の意見、アイデアを聞く機会を設ける考えはあるのか、そういうことにつきましてご答弁願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（1）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目3の（1）につきましてお答えを申し上げます。

現在町民の皆様からの意見を広聴する機会は、各種計画策定時等においてアンケート調査、パブリックコメント、説明会及び町政モニター制度等となっております。町に対するご意見、ご要望は、①、各区長からの要望書、区長訪問、②、各種団体からの要望と意見交換会、③、町民の声ボックス、④、ホームページからの町政のご意見箱、⑤、窓口においての相談等がございます。

これらの男女比、年齢構成は算出しておりませんが、各種委員会、協議会の女性委員の割合は28.1%となっております。パブリックコメント、町民の声ボックス、町政のご意見箱では、性別、年齢を問わずにご意見をいただいております、女性、青少年の声を聞く機会とはなっております。

しかし、アンケートをはじめ各種委員の公募においても、青少年の応募数、回答数は極端に少なくなっております。今後の町の施策を考えていくためには、女性や青少年の声を今まで以上に反映する必要もあると考えられますので、よりよい方法を研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 各種委員会、協議会の女性委員の構成割合が28.1%という形のご答弁をいただきました。これは、大変低いですよねという形ですね。ですから、そういった形でなかなか声が届かない部分というのがやはりあるのではないのかなというふうに思うのです。そういった意味では、例えば今まで女性議会とか子ども議会というのは、何か町制何周年とかいう記念事業みたいなことでやっていらっしやったということのように記憶していますけれども、やっぱり今だからこそ、そういう女性の声、本当に生の声、またこれから将来を担う青少年、若者の声というものを積極的に聞く機会というのを設けることによって、新しい何かを町の施策に反映できるのではないのかなというふうに私は思っているのです。

ですから、そういった意味では単なる記念事業みたいなことではなくて、これは女性議会とか子ども議会という議会ということにとらわれませんけれども、本当に幅広くそういった方々の意見を聞くというか、拾い上げるというか、そういったことをやっぱり一生懸命やっていただいて、それを反映させていただきたいと、そのように思っております。そういった中では、これからよりよい方法を研究していくということなので、研究ということはどうなのですかね。しばらく研究して、すぐにはやらないということなのでしょうかね。どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 女性議会、あるいは子ども議会のお話も出ましたので、初めにそのことについてお答えをさせていただきます。

こちらは、議会でも出していただいた50周年記念の議会報です。この中に町制30周年記念事業で子ども議会が開催されたということです。平成9年8月19日、それから第1回女性議会が平成13年2月9日に開催されたということでございました。今後すぐにやらないのかというお尋ねでしたが、当然いい方法が見つかれば、青少年、あるいは女性の意見を聞いていくというのは、これから施策を展開していく上で大変重要なことですので、できる限り早くそういったことができるように努力してまいりたいとは考えております。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 今前向きな答弁をいただきましたので、その方向でぜひ頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項1のセクシュアルマイノリティの当事者の人権が尊重されるまちづくりについてです。どうぞ。

[12番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○12番(渋谷登美子議員) では、渋谷登美子ですけれども、質問事項1のセクシュアルマイノリティの当事者の人権が尊重されるまちづくりについて伺います。

(1)として、LGBTについて、性自認、性指向についての諸施策の嵐山町の具体的な取組について伺います。

(2)として、LGBTを人権問題の一つとして位置づけ、町民及び職員に対する人権啓発活動の実施と人権相談の開設について伺います。

(3)として、学校教育での人権教育、性教育の中での位置づけについて伺います。道徳、保健体育の教科書で取り上げている出版社もありますが、嵐山町の教科書ではどうなっているのでしょうか。

(4)として、LGBTの自認は幼少期の人、結婚後に自認に至る方などいます。自認しても、話せる相手が乏しく、孤立される方も多いわけです。LGBTの当事者の3分の2が自殺を考えたことがあると伺います。鬱状態や自傷行為の危険性が高いので、小中学校でのLGBTの当事者の児童生徒の相談体制について伺います。

(5)として、現在我が国では2003年に制定された性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律があるのみですが、生活に支障が出てくる場合が多いのです。これは、法の改正とか法制定を日弁連などは求めているわけですが、まだそこまで行かないので、その解決のための事業としてパートナーシップ制度を導入している自治体があります。今年の1月で36自治体ですかね。嵐山町においての方向を伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目（１）、（２）及び（５）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目１の（１）につきましてお答えを申し上げます。

全ての人は、人権が尊重され、平等である権利を有します。また、全ての人は生まれながらにして自由であり、いかなる事由によっても差別を受けることがあってはなりません。LGBTとは、L、女性同性愛者、G、男性同性愛者、B、両性愛者、T、心の性と体の性とが一致しない人の頭文字からつくられた言葉であり、性的少数者を総称する言葉として用いられております。LGBTの方々は、就職や医療、または公共サービス、社会保障などにおいて不利益を被っております。また、職場において嫌がらせや避けられるといった無理解による偏見があります。

国としては、性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律を制定し、また男女雇用機会均等法やいじめ防止対策推進法等を改正し、対策を講じてきました。地方自治体におきましては、パートナーシップ制度として、平成27年11月に東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーと婚姻と同等であると承認し、証明書を発行する制度を開始しました。

パートナーシップ制度の導入につきましては、多様な性があることや性の在り方の違いを理解することが重要です。本町では、人権担当職員が県の主催する埼玉縣市町村職員LGBTに関する合同研修会に参加し、また町民への啓発につきましては、性的少数者の人権について掲載したリーフレットを昨年11月号の広報と一緒に町内全戸に配布しております。

質問項目１の（２）につきましてお答えを申し上げます。本町におきましては、毎年職員を対象にした嵐山町人権問題職員研修会及び町民または企業を対象にした嵐山町人権問題研修会を開催しております。今後性的指向や性自認についての研修会を実施してまいります。

人権啓発活動につきましては、リーフレットの全戸配布を毎年実施しております。人権相談の開設につきましては、県内では鴻巣市と入間市に専門相談窓口が設置されております。本町におきましては、県の発行している性的少数者のための相談案内の窓口での配布やポスター掲示を行っております。また、人権擁護委員による年５回の相談を実施しております。

質問項目1の(5)につきましてお答えを申し上げます。令和2年1月において全国でパートナーシップ制度を導入している自治体は、東京都渋谷区をはじめ、先ほど渋谷議員から36ということがありましたが、34、こちらで調べたのでは34の自治体がございます。県内では、さいたま市が令和2年4月1日より制度導入開始予定で、ほかには川越市、坂戸市、草加市が導入予定となっておりますが、導入時期につきましては未定となっております。近隣にお聞きしたところ、比企郡内では唯一ときがわ町が研究中との回答がございましたが、他の市町村につきましては導入予定がございません。本町では、現在導入の予定はございませんが、県及び県内市町村の導入を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)、(4)について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、私のほうから質問項目1の(3)学校教育での人権教育、性教育の中での位置づけ、嵐山町で使用している道徳、保健体育の教科書で取り上げられているかについてお答えいたします。

初めに、学校教育での人権教育、性教育の中での位置づけですが、17の人権課題については、全教育活動を通じて行う人権教育として位置づけております。人権教育を通じて、育てたい資質、能力を育成するため、発達段階に応じて様々な活動を系統的に実施しておりますが、その中でも埼玉県教育委員会発行人権感覚育成プログラムを活用した取組を積極的に推進しております。小学校では「男らしさ、女らしさって何だろう」、中学校では「属性について考えてみよう」の授業で性の多様性について学ぶことを通じて、多様性の尊重、共生の視点を育む教育を展開しております。

次に、嵐山町で使用している道徳、保健体育の教科書で取り上げられているかについてですが、道徳の教科書で取り上げております。中学校2年生では、いじめと向き合う授業の中で17の人権課題(法務省「主な人権課題」より)について、中学校3年生では、人を好きになることの授業の中で、体の性、心の性、好きになる性、表現する性等の様々な性について学習し、個性を尊重する心を育成しております。

続きまして、質問項目1の(4)小中学校におけるLGBTの当事者の児童生徒の相談体制についてお答えいたします。性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について、平成27年4月1日付文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知には、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる性的マイノリティ

一とされる児童生徒全般について、悩みや不安を受け止める必要性ときめ細やかな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等がまとめられております。これを受け、本町の小中学校においても、1、学校における支援体制の確立、2、医療機関との連携、3、学校での各場面での支援方法、4、保護者との連携、5、教育委員会における支援体制の確立等について取り組んでおります。具体的には、制服、更衣室、呼称等、児童生徒の希望を受け、適切に対応することとしております。

今後も教職員は悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めるとともに、いかなる場合でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導、人権教育、道徳教育等を全教育活動を通じて推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、（1）なのですけれども、この質問というのは実は大分前にやっているのです。それは、中嶋秀雄さんが町民課長のときだったのですけれども、まず戸籍や住民票のところに男女の書く欄があったのですけれども、それはなくしていくということで、すぐやってもらったのです。今見ていないのですけれども、ほかのもので例えば嵐山町が申請書に対して男女という性を書くような部分があるのかどうか、例えば生活保護なんかでもそういったものがあるのかどうか、そういったチェックをされているかどうか。不必要なものはそれをなくすべきだと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 各種申請書においてチェックをしているかというお尋ねですが、現実的にはチェックはしておりません。ただ、先日町民課にも確認いたしました。戸籍あるいは住民票関係以外に印鑑証明についても性別をなくしたというようなお話もお聞きしております。現状については、そのような状態です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） （2）に行きます。

そうすると、人権問題研究会をやっているということで、嵐山町で具体的にこういったことに関しての研修を私がよく見かけているかということ、全くそうではなくて、具体的にどういうふうな形で町民に対して行っているのかということ、簡単に広報活動

ぐらいなものでしょうか、それを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 これまでの研修等の内容を見ますと、例えばDVの被害関係、東日本大震災と社会的弱者の人権、あるいは心のバリアフリー、児童虐待、同和問題、そういった内容の研修を行っております。ということで、LGBTに関してはこれまで研修を行っていなかったということですので、今後機会を捉えて研修をしてみたいと考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、このLGBTについての勉強会というのは、越生町で男女共同参画の研修会があったのです。そのときに初めて行って、そのときは鳩山町の方が講師になって、当事者が講師になってやっていたわけですが、そういった形ものが、実際にカムアウトされる方も多いので、これから必要だと思うのですが、今年度はそれをぜひ取り上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今年度というお話でしたが、来年度の予算、これから予算について審議いただくわけですが、その中で人権問題の関係の研修の予算も計上させていただいておりますので、内容については今後検討してみたいと考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校教育の中での位置づけなのですが、先日いただきました教育大綱ですか、それにはすごくしっかりと人権問題が、2番目か何かですか、今手元に持ってきていないみたいなのですが、書いてあるのですが、人権教育の中でそれをある程度大きな形で出していて、今の流れの中ですとLGBTはかなり大きな問題になっています。県知事がこの人権について調査すると報道されましたから、そういった形で学校の中で教育問題として出していくというのはとても大切だと思うのですが、その点については、今のお答えではなく、もっと積極的な形でのお答えというのはありますでしょうか。特に人権教育といいますと、どうしても嵐山町の場合は同和が中心になってくるわけなのですが、そういったことに関して

は、人権を尊重するまちづくりの中である程度の形、今の時期だとこれから県も動いていくと思うのです。LGBTに関しての人権を確立していくという運動が多分盛んになって、運動として大きくなっていくと思うのですけれども、それを嵐山町の教育委員会の中で学校教育としてそれを取り上げていく、今までの形ではない形でやっていくことができるかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今現在、町ということよりも、比企地区の人権教育推進協議会を私ども嵐山町は担当しておりまして、昨年度ですけれども、平成30年度の比企地区の人権教育推進協議会の講演会にはLGBTの当事者の方をお招きしまして、先生方を対象に研修会で講演をしていただきました。カミングアウトについても、いろいろな課題等についてもお話をいただきましたので、先生方は各校全員ということではないですけれども、実際に人権問題の中でLGBTを取り上げて、比企全体としても活動をし始めているところでございますので、それを今後各学校に広めていければというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校における相談体制なのですが、これは実際にこういった形で関わっていかれる方というのは、養護教諭になっていくのか、担任になっていくのか分からないのですが、そういったものをしっかりと研修していく、そしてアウトターによっていじめがないようにしていくという形が非常に大切だと思うのですが、そこについては児童生徒の希望を受け、適切に対応することにしていきます、制服、更衣室、呼称などについてとなっていますが、具体的に更衣室というのはとても大切なことになってくると思うのですが、トイレとか、その辺についてはどのような対応をなさいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今現在ののですけれども、一昨年からは相談としては数件来ています。その該当がほ

とんど女性のお子さんだったので、更衣室については、女性は初めから用意してありますから、そちらのほうで対応しているところです。相談に応じているのは養護教諭でございます。状況によってお医者さんにその相談をつないでいるところがございます。今はもう両方みんな中学生になっているお子さんたちですので、自分のことについてかなり悩みを持ってしまして、先ほどの質問にもありましたように、非常に深刻に受け止めている子もいましたので、その辺は医療的な対応も含めて学校として対応させていただいているところでございます。これから男性の児童あるいは生徒が出てきた場合には、またその辺も含めて周りから奇異な目で見られないような形で、更衣の場所ですとか、そういうところを用意できればいいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ありがとうございます。

では、次なのですけれども、パートナーシップ制度についてなのですが、これはこれから進んでいくと思うのです。どのように考えていくか、町長のお考えを伺いたいと思うのです。これは、現在導入の予定はありません。県及び区市町村内の動向を注視してまいりますという形ですよね。ですけれども、今のお話ですと具体的に中学生の中で相談に来ているということですから、こういったものは出てくるのかなと。私もびっくりしたのですけれども、10%ぐらいの人がLGBTの悩みを抱えているということで、そんなに多い人がいるのかということが改めてこの越生の勉強会に行ったときに分かったのですけれども、まだ新しい問題です。ですけれども、パートナーシップ制度を導入していかないと。これは、金額的には全くお金がかからないものなのです。例えばそれでアパートを借りるときに一緒に借りることができるとか、おうちのローンを組むときに1人の人ではなくて2人でローンを組めるとか、病院に行ったときに、絶対安静になったときにパートナーシップ制度があると、今までは家族ではないのですけれども、パートナーシップ制度があると、そこで絶対安静のときでも面接ができるとか、そういった大きな利点があって、これがないと今まで親密な関係の同性同士だと家族になれないわけなのですけれども、親密な関係でも家族的な扱いがしてもらえて、そしてできるということがとても重要なことになってきています。

婚姻というのは、出産と子の養育が一番大きな目的というのですか、それなのです

けれども、この出産は同性パートナーではできないかもしれないけれども、子の養育もできるのです。そうしたときにパートナーシップ制度があると、法が制定されていなくても、少なくともそういった人権的な失われていたもの、人権が回復するというのですか、そういった形が少なくともできるので、各市町村の動向を見てからではなく、全くお金のかかることではないので、予算も必要がなくて、今の形ですと20歳以上、子がいないこととか、あと医療で性が確認できるということが必要なのですけれども、今の段階はもうそういった形がほかの自治体ではクリアされて、パートナーシップ制度ができていますので、嵐山町でこれは全く予算はかからないことなので、やっていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

新しい問題と言うとお叱りを受けるかもしれませんが、いろいろこの問題に対する認知度と、それからそれに対する受け止める自治体というものが動いてきているというのは理解しています。それで、実は先日お伺いしたのですけれども、その一番お話をお伺いして難しいなと思ったのは、カミングアウトという言葉が出てきたのです。カミングアウトをする人、した人というのは、自分でそれなりの意識というものをしっかり持っている。それと、相手に対してそういう視点、立場で話ができる。しかし、話をお聞きする中で、家族の中でカミングアウトをしている人といまだにるところがある。そうすると、家庭の中でもこの話を表に出していいのか、出さなくていいのかというような問題も含めて、今議員さんおっしゃったように大きな視点というのと、それから人権というものを考えなければいけないわけですが、一面的な考え方だけで今の状況がいいのか。さっき子どもの話もいろいろ出ておりますけれども、ばばとこういふふうに正面から切り込んでいっていいものなのかどうなのかというのも私はちょっと不安があります。ですので、もうちょっとこの様子を見た中で、それで世田谷区というのがありますけれども、そういうような先進地の動き、それから東京にも、渋谷がそうだったですかね、そういうようなところとかいうようなところのほかにどういう形でどうなっていくのか、それと子どもたちに対する教育委員会の広い中での動きというのがどう動いていくのかというようなものをもう少し考えていったほうが、逆に嵐山町ではそういうものを配慮しながら見守ってい

くというほうが優しいのかなというふうには今は考えています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 多分家族の問題というのが一番大きいと思うのです。お父さんとお母さんが、自分がずっと男の子だと思って育ててきた子がある日突然女の子になって、そして女の子として体を変えていくのですよね、実際に。それで、今の場合だと混合診療なので、ホルモン注射をしている場合は性の手術ができない。けれども、ホルモン注射をしないでずっとそれを診ていた場合には性転換の手術が健康保険でできる。混合診療になっているのです。ですけれども、その性の手術をする親御さんというのはなかなか難しく、突然何かずっと子どもさんが、親は男の子だと思って育てていたのが実は本当は自分は女の子だというふうには思っていて、その頭脳と体が違ってくるわけですね。それを変えていくのを、親がそここのところを認められるかどうかというのがカムアウトの一番大きな問題なのですけれども、そここのところを人権という形で捉えるときに、親の問題なのか、生きている人の問題なのかということになってくると、やっぱり親ではなくて生きている人の問題だと思うのです。それで、人権問題としてパートナー制度、まだ法律的にそれを認めていないので、それがないと例えばアパートを借りるときに困るとか、それから実際にその方が緊急手術、性転換の手術ではなくて、緊急手術をしなくてはいけないときにそのところで同意を出す、一緒に生活していてもその緊急手術の同意を出すことができないとか、そういった大きな問題があって、少なくとも性的パートナーシップがあるとその問題はクリアできるということがあるのです。

あと、普通だったら、男の人と女の人だったらお子さんができない場合は養子を迎えることができる。けれども、男の人と男の人の場合の家庭だったら養子を迎えることができない。そういった問題なのですけれども、それが一応解決できるというのですか、少なくとも嵐山町ではそここのところが解決できるというふうなステップを生むので、様子を見るというのもとても大切な一つだと思うのですけれども、でも人権の問題というふうには考えますと、これは私は明らかに人権侵害なのだと思うのです。環境ホルモンの影響とか、いろんな問題があって、妊娠、出産に至るまでに自分は男だと思えるような形でも実際には女の子として生まれてきてしまう。そういった大きな人権侵害、それで自分は男の子だけれども、女の子としてずっと育っていくというのは、基本的な性の同一性が違うので、人権侵害というのがすごくよく分かったの

ですけれども、手記なんかを読んでいきますと、それまではと思っていたのですけれども、実際にその人の話を聞いてみるととてもよく分かる。ですので、周りの動向を注視しながらという形ではなく、嵐山町でもパートナーシップ制度導入に向けての一つの研究会のような形を立ち上げていただいて、そしてある程度の時期を見てやっていただくのがいいのかなと思うのです。埼玉県もそういうふうな調査をすると言っていますので、それに向けて、1年ぐらいで終わるのかどうか分からないのですけれども、そここのところはいかがでしょうか。注視をするのではなくて、ちょっと一歩踏み込んで入っていく、これは全く予算がかからないものですから、特に。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

答えの中で2つ、1人の人間が思っているのです。個人的には、その人権という感覚で考えたときにはもうすぐという、おっしゃるとおりなのです。しかし、先ほど言ったように家庭の中でというような、そのカミングアウトという言葉がすごくウエートを占めているような状況の中に、ほかのところがそういうふうに、ちょっとまだ自分とすると全てオープンにしにくいとか、まだちょっと思っているところにそういうような形で行ったときに、そここのところが逆人権ではないのですけれども、そういうふうにはなりはしないか。ですから、個人で考えた場合には、まさにその人、人ですから、全くおっしゃるとおりであります。それと、医療の関係ですとか、いろんな行政手続の問題ですとかというものがそういう考えで、そういう人のあれだからできないというのはまさに人権なのですけれども、おっしゃるように、受け止める人がどこまで自分のところをしっかりと受け止められるかというものがもうちょっとはっきりしてきてからのほうが、さっきも言ったように優しい対応になるのではないかなというふうに思うのですけれども。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） カミングアウトの問題が出ましたけれども、カミングアウトする人は本人ですよ。家族がカミングアウトするわけではない。カミングアウトするからこそパートナーシップ制度を求めていくわけですよ。カミングアウトできない人は、パートナーシップ制度は求めないです。そうではないですか。ほかの人から言われてパートナーシップ制度を求めていくということはありませんし、それは結

婚、婚姻ですよね。婚姻と同じなのだけれども、人から言われて結婚するというふうな形で、パートナーシップを認めてくださいというふうな形でそれを申請するということはないと思うのです。パートナーシップ制度で求めてから大体すぐ出るというところではなくて、4日か5日ぐらいかかるそうです、最低で。そのぐらい準備をして、実際にどうなのかということ調べてやっていくわけで、私はカミングアウトするということがとてもその人にとっては重要なことなのだと思うのです。それをするからこそパートナーシップ制度をつくってほしいというふうに言っているわけですから、周りの動向でお父さんとかお母さんとかということとは違うのではないかなと思うのです。お父さんやお母さんというのは、パートナーシップ制度で求める人は少なくとも今の段階では20歳以上なので、20歳以上の人に対しての父親、母親というのは保護者ではないと思うのです。その場合、やはりパートナーシップ制度をどうやってやっていくかというのは嵐山町で一步進んで研究していく体制に入ってもいいのかなと思うのですけれども、周りを注視してということではなくて、町長も人権という意味ではというふうな形でおっしゃっていますので、これは早い段階でという形ではありませんが、ある程度埼玉県と同じぐらいのスピードでやっていく。埼玉県がやったらみんなやっていくのかもしれませんが、考えていったほうがいいのかと思うので、ぜひ研究チームを立ち上げていただけたらと思うのですが、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ただいま申したように、その人権的な考え方、そして個人的には、町ということではなくて個人的な考え方でいけば、やはりそういうようなことを強く思う。それは、心の問題もありますし、そのカミングアウト、何か個人の人だからと簡単な話をしていますけれども、その人の親、兄弟というのが、お兄ちゃんがお姉ちゃんというのは嫌だよという兄弟の人がいる中でそういうことをしたときには逆にどういう形になるのかなというのがある。周りにそういうようなものが普通の状況になってくれば問題ないと思いますけれども、今まだ動いているような状況もありますので、そういう中では慎重に考えていって対応したほうが人権問題として周りに優しい感じになるのかなと。くどくなりますけれども、そんな感じがしております。ただ、言いますけれども、個人ではやはり人権というもの、そして医療が絡むとか、行政のいろんな手続の問題が絡むとかいうことがありますので、早い段階でそういうものが

一つの方向性が出てくればいいなというふうには思っております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、現段階ではやはり周りを見てやっていくということで、私は研究体制をつくってもいいかなと思うのですけれども、もうそれはやらないということなのでしょうか。そこのところがとても大切で、これをやっていくかやらないか。嵐山町がやれば、ほかのところも嵐山町もそうなのだというふうな形で動きが始まってくると思うのです。そうすると、今まで親は男の子だと思って育てていた人が女の人になっても、そうだったのかという形で、親もパートナーシップ制度で自分の考え方を改めていくとか、日本の場合、特にジェンダー意識が強いですから、それが少しずつなくなってくるのかなと思うのですけれども、研究体制をつくるというのはいかがでしょうか。それも駄目でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それぞれ担当課長、教育委員会のほうでもこういうお答えをしておりますので、引き続いてこの情報をしっかり集めて、その中でどう嵐山町として対応したらいいのかというのは考えていったらいいというふうに思っています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 町立幼稚園の存続についてです。

次年度の3歳児の保育園申請数と町外幼稚園、認定こども園申請者と家庭で過ごす予定の子どもの数を聞きます。これは、12月議会では2月ぐらいになったら大体出てくるという話でしたので、ここに持ってきています。

2番目です。認定こども園では、2歳児を3号認定し、保育する園もあります。2歳児での認定こども園希望数、保育園希望数の把握は。また、毎日ではなく週に一、二度の3歳未満児の預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園は、嵐山町から通園できる距離にどのくらいあるのか伺います。これについて言いますと、2歳児で入っておくと次に3歳児で入りやすい、保育園にも入りやすいというような形で申請するお母さんたちも結構いらっしゃるのです、その件について伺います。

そして、3番目です。発達障害の子どもも増えている現状の中で、公立幼児教育機

関の存在は不可欠です。今後の3歳児からの幼児教育をどのように考えていくのか伺います。嵐山町教育振興基本計画によりますと、しっかりと幼稚園、保育所、小中の連携の下というふうな形でいろいろ何か所か出ているのです。例えば幼児教育・保育の充実では、幼稚園内外における研修機会の確保と内容の充実を図り、幼稚園教諭等の資質向上に努め、一人一人の発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行います。幼稚園教諭が扱う一般事務の見直しを定め、教育、保育に関わる時間を増やしますというふうな形で加わっていますけれども、これについて嵐山町教育振興基本計画と嵐山町の町立幼稚園の関係も伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

令和2年4月1日の見込みの入所状況ですが、3歳児総数99人のうち保育園54人、町外私立の幼稚園が5人、認定こども園が7人、家庭での養育33人という状況です。

続きまして、質問項目2の（2）につきましてお答えいたします。嵐山町内の2歳児95人のうち、認定こども園希望者はゼロ人、保育園希望者数は55人です。預かり保育については、在園児が対象であり、幼稚園、認定こども園とも、いわゆる教育1号認定に当たる子どもは3歳以上のため、3歳児未満の預かり保育はありません。また、認定こども園は、保育認定で入園している2歳児は存在しますが、標準保育時間内に当たるため、預かり保育の利用はありません。

続きまして、質問項目2の（3）につきましてお答えいたします。発達障害傾向のある子どもの状況把握は、1歳、3歳児健診や親子教室における情報を子育て支援課と共有しております。また、幼児教育研究協議会においては、町内の幼稚園、保育園と小学校で一人一人の情報共有と相互の参加による情報共有を図るとともに、就学の措置を検討する就学支援委員会においては、発達障害等早期支援事業の巡回支援員による情報により審議しております。教育委員会といたしましては、嵐山町の幼児の円滑な小学校への就学を第一義とし、3歳児からの教育につきましてはこれまでどおり官民連携により実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、第1に何うのですけれども、そうすると今の段階では、町立幼稚園を希望の子どもさんは、入るかもしれないお子さんは来年度は33人くらいというふうな形で見てもいいのか、それとももう少しこの2月、3月、4月ぐらいいなると増えていくのか、少なくなっているのか、その辺についての予測はどのような形で考えていらっしゃるのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

現在の段階では、今家庭の養育が33名ということですので、こちらの方が全員嵐山幼稚園を希望されれば、こちらの方が入園希望というふうを考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今の3歳児というのは106人ですかね、全部で。そのうちの33人なのですかね。ちょっと今3月2日の人口のを見てきたら、3歳児が3月2日の段階で106人で33人だから、70%近くは保育園か幼稚園に行くという形ですかね。これ何か今の答えだとよく見えないのだけれども、99人とおっしゃったのですか。4月1日見込みの入所状況で3歳児総数というと、現在の中で3歳児総数は3月2日の段階で106人なのですよ。随分数が違いますよね。1か月の間にそんなに増えないですよ。おかしいですよ、これ。何でこんなふうな形になるのかなと。今日もらってきたのです、先ほど。全然違いますよね。そうすると、今おっしゃっているカウント自体は、保育園が54人、町外私立幼稚園が5人、認定こども園が7人というのも多分違ってきますよね。107人のうち99人って、その子どもさんたちが、4歳児になったお子さんがそんなにいないし、増えていくお子さんもないですよ、4月の段階、4月1日で。ちょっと数字が違うみたいですね。おかしいですね、これ。質問しているのですけれども、これちょっともう一回見直していただけないか。

○森 一人議長 これについて答弁はできますでしょうか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時35分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の再質問に対しまして、村上教育委員会事務局長に答弁を求めます。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、お答えさせていただきます。

私のほうで最初の答弁で申し上げました3歳児総児童数99名というのは、ご質問自体が次年度の入園申込みの対象ということで、平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれのお子様の数が99名ということでございます。渋谷議員がお調べになられました3月2日時点での3歳児というのは、いわゆる早生まれのお子さん、1月から3月生まれのお子さんも入っていますので、学齢の人数と現在の3歳児の数ということで7名の差が出るということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 現状で来年度町立幼稚園に4歳児で入って入園するかもしれないお子さんというのは33人という形になるわけですが、3年保育の無償化がもっと一般的に進行すると思いますと、それは多分途中で入園する方も出てくると思うのです。すると、この数は減ると思うのですが、さらにこれは町立幼稚園存続についてというタイトルですので、今の2歳児でいきますとどのくらいになるのか、3歳児でいきますとどのくらいになるのか、伺いたいと思います。人数で結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

家庭での養育数ということではなく、まず児童総数で2歳児が現在95名、1歳児が79名ということでございます。また、幼児教育無償化に伴う嵐山幼稚園の入園者数が減少するというようなご質問もございましたけれども、昨年の幼児教育無償化に対しまして、教育委員会といたしては、昨年の時点、また来年度において嵐山幼稚園の希望者数が減ることも想定しておったのですが、現在のところ来年度の申込者数は42名ということで、4歳児ですけれども、これまでの嵐山町の児童生徒における嵐山幼稚園の入園者の比率とほぼ変わっていないという状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 来年度はいいのです。42人は当然なのです。その次年度の再来年度ですか、2021年度の子どもさんは33人よりも多分少なくなっていくと思うのです。そして、2022年度ですと95人で、現在のうち42人というか、23人が保育園児で、

申請者が19人で、42人だから、95引く42は53になりますかね。53人のお子様が2歳児の中で今家庭にいらっしゃる方、そして1歳児になると、2023年度になりますと、今保育園に行ってる方が36人なので、保育園志望が16で52だから、79引く52、27名の方が取りあえず町立幼稚園の4歳児に希望するかもしれない。だけれども、3歳児保育の無償化がだんだん定着してきますと、もう少し別の形で保育園希望の方も増えてくると思うのです。3人目のお子さんは、嵐山町はどうでしたか。保育料無償とか2分に1とか、そんな形になっていませんでしたか。ちょっと伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 条件にもよりますけれども、多子世帯の減免等ありますので、就学前のお子さんで保育園、幼稚園へ行っている場合には、第2子目は半額で、第3子目は無料というふうになっております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、2人目、3人目の持っていらっしゃるお子さんは、3年保育無償以前にもっと小さい3歳未満の子どもさんでも保育園を希望される方というのは当然増えてくるので、町立幼稚園の希望者、4歳児は非常に少なくなってくると思うのです。その中で、嵐山町教育振興計画ではしっかり幼児教育と書いてあるのですけれども、どうやって町立幼稚園で幼児教育をやっていくのか、そのところが大きな課題だと思っているのですけれども、それは人数が少なくても町立幼稚園、一時10人くらいなったときがあったのですけれども、そういうふうになったとしても町立幼稚園は存続できるのかどうか、その辺についての見通しを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

どこまで減るか、10人ぐらいになってしまうかというところですが、以前もお答えさせていただきましたけれども、渋谷議員お尋ねの3年保育ということで、現在の職員体制では3年保育というのを実施する体制ができていないという中で、入園希望者数が減ってくる中で、現在2クラス、2クラス、4クラスで嵐山幼稚園は運営しておりますが、そのクラス数が減少等して、現状の体制で新たに3歳児のクラスを設けることが可能であるということが想定できるのであれば、3年保育も当然実施す

る方向性として考えるべきだと考えておりますし、また同時にただ2年から3年保育を実施するというだけでなく、根本的には嵐山町立幼稚園として幼児教育としての質を確保するというのが嵐山町教育委員会の考え方でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今の数字でいきますと、今の2歳児が95人で、そのところでもう既に分からないわけですよ。2歳児のところでは25人町立幼稚園に入っていくかどうか分からない、4歳児が。1歳児になると、2023年は79人になるので、79人のうち52人が保育園で27人となって、それからまたずっとそこまで親御さんが家庭で見える家庭ってすごく少ないと思うのです、今の経済状況からして。そうすると、やっぱりもうそろそろ町立保育園、3年保育の準備をしていかななくてはいけないと思うのですが、この点についてはいかがでしょう、町長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 何年後になるのだからあれですけども、今ゼロ歳児の子どもさんが70台の前半という数字が出てきているのです。そうしますと、今の状況と世界が変わってきてしまうのです。それで、学校の統合も進んできておりますし、今の幼稚園、そして幼稚園の年齢を下げるということになると、今のままの幼稚園教育というものができなくなると聞いています、違った形で対象人数が少なくなるというようなこともありますし。それと、これは全く違う考え方ですけども、幼児教育の無償化がここまで進んできて、次に考えられるのは学齢が下がるのではないかということなのです。幼児教育は、そこまでこういうふうに全体的になってきて、それで学校現場の空き教室がみんな増えてきている状況で、そうすると次に考えていくのは何かといったら学齢が下がってくるのかなと。そんな先のことは言えないですけども、そんなようなことも視野に入れながら、これからの統合も見ながら嵐山町の教育全般を考えていかないと。それと、ただ人数だけで考えるのではなくて、議員さんのお話にも出ておりますけれども、発達障害ですとか技術的な問題を多く含んだ内容も加味された形での教育内容になってくるのかなと。やはり教育委員会の深い洞察を持ちながら進めていっていただくのが肝要かなというふうに思っていますけれども。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 毎年読売新聞が就学年齢を5歳児に下げるとか出して、そ

の都度バツになっていくわけなのですけれども、そういうふうな動きはあると思うのですが、フランスはそうなっているのですよね。そういうふうな形の動きはあると思うのですが、現状で日本の制度の中でやっていくわけですから、そうするとやはり3歳児を入れていくというふうな形にすると、私は発達障害児というのを見ていて、家庭だけで見ていくのはもう限界だろうというのはもちろん考えているわけです。そこで、嵐丸ひろばとか、そういうところではなくて、やはりある程度の集団教育の場を出していくということが非常に必要だなと思っているのですけれども、その点の中でやはり3歳児教育というのをある程度準備していかななくてはいけない。今のさくら教室だと、今回の予算では全然分からなかったのですけれども、見えてこないの、月に2回のさくら教室では無理でしょう、3歳児をとというふうに思うのです。そのところが教育委員会と町長の中でどういうふうに理解されているのか伺いたいと思います。教育委員会ではなくて、教育長をお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

先ほどから局長のほうに答えておりますけれども、現在町の公教育としての幼児教育では、今の公立幼稚園の4歳児、5歳児の教育をそのまま継続し、中身を充実していければいいかなというふうに考えているところです。また、今後につきましては、人口の動静等を考えながら、先ほど局長からもありましたけれども、2年保育から3年保育も視野に入れながら、いろいろ安全面等を考えてやっていかないと、前回もお答え申し上げましたけれども、部屋があるからできるだろうという問題ではなく、お預かりする限りは、安心安全でお預かりし、またその幼稚園の教育を実践できるということが必要ですので、今のところ今の状況を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。また、さくら教室につきましては、回数をただ増やすというだけではなかなか難しい状況がありますし、今の幼稚園の職員体制では今の状況で継続していくことが精一杯かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 安全面を考えると、そういうふうなことは当然のことです、教育委員会の中で。その体制をつくらないということが問題なわけでしょう。そ

の体制をどうしてつくろうとしないかということで、若い子育て世代の女性たちが嵐山町から別のところに行くのでしょうか。そういうふうなことを考える視点が行政の中にないからではないのですか。私もほかのところを見て聞いていますと、3歳児から入れるのだったら、2歳児の段階でどこかの幼稚園、あるいは準備教室がありますよね。1週間に1遍ぐらいのところに出す、やってみようというふうなお母さんたちが増えている。そういった部分の情報というのは、嵐山町は持っていないのですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

義務教育は、小学校1年生から中学校3年生までは義務教育です。幼児教育については、公立幼稚園であっても義務という形ではございませんので、比企管内では今嵐山町と滑川町と鳩山町、3つだけになってしまいました。公立幼稚園については、先ほど町長からお話がありましたけれども、今後も継続していく予定ですが、今現在では、繰り返しになりますが、4歳児、5歳児の2年ということで考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 滑川町は、公立幼稚園だったと思うのですが、たしか3歳児でしたよね。3年保育をしています。教育長さんは滑川町の教育主事だったから、滑川町の町立幼稚園は3年保育であることをご存じですよ。鳩山町は、多分人数が減少していくから、人口もすごく子どもが少ないので、これは難しい状況になってくるだろうと思うのですが、嵐山町の場合はまだ少なくとも70人ぐらいのお子さんが生まれてくる、そういう状況になっています。幼稚園は、義務教育ではないですが、孟母三遷といまして、当たり前ですよ。子どもをどういうふうな形で教育していこうか、親は動きます。その中で、町立幼稚園をそのままにしておいて、様子を見ながら人数を配置することができないからという形、予算ができないからという形でやっていると、これはますます人口減少の原因になる、これが一番大きいと思うのですが、町立幼稚園がどんなによい教育をしたとしても、今幼稚園は子どもの数が減っていますから、子ども確保のためにいろんな政策、幼稚園で

教育をしています。町立幼稚園は、いい教育をしているとは思いますが、ほかの幼稚園だって私立で皆さん子どもが欲しいわけですから、同じような状況になっています。それなのに嵐山町はそれをしていかない。

どんなに4歳児、5歳児がいい教育をしたとしても、その下があるわけですから、そここのところで親御さんは動いていく。そこに対してのビジョンが全くないと思うのですけれども、これはこの1年間で3年保育をしていくというある程度の準備期間を持たないともう難しいかなと思うのです。民間保育園に行くということは、可能性としてはあります。ですけれども、嵐山町の民間保育園というのはキャパがありますから、やっぱりキャパ以内に入っていかなかったら町外に行くし、町外の幼稚園をとでも希望される方も多いですよね、今人気のある幼稚園ありますから。そういったところに入って行く。町立幼稚園は、そういった方は町立幼稚園に入っていないで、そのまま行きます。そうすると、町立幼稚園というのは、私は10人とかそんな形になっていくのかなと思うのですけれども、こここのところが町長の考えどころだと思うのですが、いかがですか。私は、こここのところで次の時点では3歳児保育をしていくという形に切り替えていかないと子どもさんはみんな別のところに行くと思うのですけれども、今の段階はまだいいです。今入っている町立幼稚園のお子さんの妹さん、弟さんがいるから、町立幼稚園はいいから、もうちょっと我慢してみようという方が多い。だけれども、そうではないお子さん、1人目のお子さんになってくるとそうはいかない。そここのところをどう考えていくか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 前からお話をしていますけれども、町立幼稚園、3年保育、そして嵐山町で一番課題であった保育所の待機児童、こういう問題があるわけですが、今全国的に、この地域でもそうだと思うのですけれども、保育所に入りたい、保育所に全部入れて、そして親御さんたちの動きを応援したい、応援をしなければいけないという状況に嵐山町はある、これが一番だと思うのです。ですので、保育所の待機児童をなくすということを頑張ってやってきているわけです。それで、3年保育については、前からお話をしているとおりでございます、3年保育はやりたい人は今選べる状況なのです。しかし、待機児童のほうは選べないのです。ですので、町が今何をやるべきかといったら、そっちだと。そういうことで努力をしてくれている、こういう

状況をご理解をいただきたい。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 時間がないのですけれども、私は町立幼稚園は認定こども園にしていくという形で待機児童の問題はある程度解決できていると思っています。ですけれども、それをやろうとしていないのが町長なのです。何度もそれは言っているわけですが。そして、それで解決できるのにその方向に持っていかない、それが今の嵐山町のやり方です。認定こども園でも、幼稚園型にしていけば、それである程度問題が片づいていく。そこの問題を見ようとしていない。待機児童、待機児童と言っていますけれども、保育に欠ける子どもではなくて、保育の必要な子どもになっていますから、保育園に行きたいと思えば行けるのかもしれないけれども、将来的にはです。ですけれども、そういうふうな状況になるのは何年後ですかね。2歳児が何名というキャパになってきて、定数が入って、そこから入っていく。その後、子どもの数が減少して、民間保育園もまた減少していく。それは、企業がなくなっていくのと同じで、そういうことなのです。ですけれども、教育は企業とは違う。ここにあるように、嵐山町では幼稚園教育を教育の大綱の中の一つにしている。なくすかもしれないから、それをやめていきましょうと。ぜひこのところで3年保育をやって、そして町立幼稚園の幼児教育、嵐山町で公的な幼児教育を踏ん張って頑張っていきましょうというのが3歳児保育なのです。そこのところの理解がないというのが私は問題だと思っているのですけれども、全ての人が民間の保育園に行くわけではない。民間の保育園には、発達障害の子どもの指導員とかは来るかもしれないけれども、しっかりした形で支援員が入っていくことができるかどうか分からない。だけれども、町立幼稚園だったら少なくとも支援員を配置することはできます。そういった問題の大きさというのが町長は分かっているから、待機児童の問題、待機児童の問題と言っていますけれども、子どもさんはいろいろな子どもさんがいる。その子どもさんを公的な機関が見なければどこが見るのですか。民間保育園がそんなことができますか。そういうふうな人を配置できますか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、嵐山町の現状は、待機児童の解消、これが第1位、町民要求です。そして、3年保育というのは選べるのです。そういう状況な

のです。ご理解をいただきたい。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これ何度言ってもしょうがないのですけれども、待機児童の問題はそういう問題ではないです。町長がそういうふうに言っているだけで、町立幼稚園の3歳児に入れられないから、民間の保育園に申し込む。民間の保育園の3歳児に入れられないから、だから2歳児を申し込む、そういうふうな悪循環が来ている。そのところの現実を町長は見えていない。私は、2021年度はやはり町立幼稚園を3年保育にしていく準備期間にしていけないと、嵐山町はどんなに稼ぐ町になったとしても、そこから人は出ていく。女性というか、そういうふうな子育てに対する考え方があまりに男性的過ぎて、どんなことを若い人たちが望んでいるかということを経験分析をしていない、そう思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 放射線副読本についてです。

文科省は、放射線副読本を小学校に700万部、中学校、高等学校に750万部配付しています。嵐山町では児童生徒に配付したのか伺います。これが小学生の副読本で、中学生の副読本です。配付している場合、放射線副読本の内容は、原発事故が収束していないこと、数万人の避難者がいることが記されていないため、回収している市町村もあります。町の方向を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目3の（1）、嵐山町では放射線副読本を児童生徒に配付しているのかについてお答えいたします。

放射線副読本は、文部科学省が作成し、平成23年10月に全国の小学校、中学校、高等学校に配付されました。その後、平成26年2月、平成30年10月の2度にわたり、当時から状況が変化していることから、内容や構成の見直し等がなされ、配付されました。町では、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけ、理解を深めるための一助として、全ての児童生徒に総合的な学習の時間等において教師の説明を加えながら配付し、活用しております。

次に、質問項目3の（2）、放射線副読本を回収している市町村もあるというが、

町の方向性についてお答えします。文部科学省放射線副読本は、福島第一原子力発電所の事故により、放射線等についての理解を深めることが社会生活上重要であることから、平成23年10月に作成されました。その後、原子力発電所の事故、放射性物質の放出による被害状況、復興に向けての懸命な努力などを含めた見直しが行われ、平成26年2月、さらには平成30年10月に改訂版が出されました。

平成30年10月の改訂版におきましては、原子力や放射線とその利用における課題について学ぶため、福島第一原子力発電所の事故のこと、多くの住民が大きな被害を受け、今なお困難な状況にあること、さらに地域の復興再生や安全の確保に向けて懸命の努力が続けられていることなどについて紹介するとともに、その理解に必要な放射線に関する基礎知識や放射線からの身の守り方等が解説されています。

文部科学省におきましても、副読本が全てではない、足りないところがあれば別の資料で補うなど工夫して使ってほしいとしていますので、嵐山町教育委員会としましては、放射線についての科学的な理解を深めるための一助として活用できるものと考えており、回収は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私もこの副読本を読んだのですが、非常に問題が多いなというのがありまして、例えばこれなのですが、100ミリから200ミリシーベルトの放射線を受けた人のがんのリスクは1.08倍であると。リスクはです。これは、1日に110グラムしか野菜を食べなかったときのリスクに等しいというふうな感じになっているのです。これ内容を詳しく読まれたことはありますか、教育長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 全て覚えているわけではありませんけれども、読みました。私は、一番問題があると思っているところについては、渋谷議員さんと近いところだというふうな考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今福島原発の問題のことをやっている人たちは、この副読本を回収してほしいという形でいろいろな動きをしています。嵐山町では、これをこ

のまま出さないという形ですと、子どもたちから回収しないでこれに加えるという形になってきますと、教員に対してこことここと、ここの問題がありますよというふうな指導はどこでやられているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 配付についてまず説明申し上げますと、配付は新入学生に対しての配付でございますので、小学校については小学校1年生に配付をしています。実際に小学校1年生にはこの内容は非常に難しいものでございますので、ほとんど学校保管でございます。小学校は、活用といいましても、こういうものが配られるよ程度のものでございます。中学校につきましても、1年生の段階で配付をされておまして、中身がなかなか難しいものがありまして、教育課程の中では、中学校の場合は2年生の電流のところ、3年生の科学技術のところ放射線について触れるというのがありますので、そこでの活用ぐらいでございまして、全般的に1時間を使ってこの副読本を活用するというようなことはございません。

私が一番課題として考えていますのは、文章を全部読んだ中でこういう文章がございました。「100ミリシーベルト以上の放射線を人体が受けた場合にはがんになるリスクが上昇するということが科学的に明らかになっています」という部分ありまして、この部分が読み取りによりますと、100ミリシーベルト以下であると健康上影響がないかのような誤解を与えかねないということがあります。また、福島大学の研究会からは、累積被曝線量100ミリシーベルト程度以下のいわゆる低線量被曝による人体への影響については完全には解明されていないという部分がありますので、こういう点については教職員にも伝えていかなければいけないかなというところでございます。

また、この副読本の使用法については、文部科学省からは、特定の教科、学年において活用することは求められていません。小学校6年間、中学校3年間の中で活用できればいいかなというところでございますので、何かを強制されているというものはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 分かりました。では、ほとんどこの放射線副読本は実際には授業で使わないということが前提になっているのだなというふうに感じます。なの

で、国の無駄遣いだなというふうな感じですけども、これに関しては国家損害賠償するわけにはいかないの、分かりました。いいです。

次に行きます。気候変動非常事態宣言についてです。日本でも世界でも記録的な高温や台風等の強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど気候変動の影響が顕在化し、被害者や死者数も増大している。このような危機的な状況に気候非常事態宣言を出し、緊急行動を呼びかける自治体が世界では1,000を超えた。日本では、昨年9月25日に長崎県壱岐市が初めて宣言し、その後13自治体に広がっている。嵐山町でも気候変動非常事態宣言をし、自治体としてできることを進めるべきだが、方向を伺います。

これは、昨日調べていましたら東松山市も気候非常事態宣言を出している市になっています。ぜひ嵐山町でもやっていただきたいと思いますのは、ストップ温暖化条例を制定していますし、今の状況では嵐山町おかしな状況になっていくかなど。長いスパンで見たときに、子どもたちにとってどんなふうな地球というか、町を残したいかというふうな意味があると思うので、自治体議員による気候非常事態宣言というのがあるのですけれども、嵐山町でも非常事態宣言をして、そしてもう少し温暖化をストップさせるような政策を進めていくことが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目4につきましてお答えさせていただきます。

我が国を含め、世界各地で様々な異常気象が増加していることなどにより、人的、経済的被害や生態系の変化などが起こっています。この大きな要因の一つとして地球温暖化の進行があることは、国連の気候変動に関する政府間パネルをはじめとする多くの科学的知見によって立証されています。このような状況の中、2016年にオーストラリアのデアビン市が初めて気候非常事態宣言をして以降、国内では昨年9月の長崎県壱岐市を含め、現在まで15の自治体が気候非常事態宣言を表明しています。

本町におきましては、現在のところ気候非常事態宣言については検討していませんが、嵐山町環境基本条例及び緑と清流・オオムラサキが舞う嵐山町ストップ温暖化条例に基づき策定した嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画で目標とする望ましい環境像の実現を目指しているところでございます。また、本年はパリ協定本格実施の年でもあります。町としましては、気候変動問題に対して真摯に取り組む

ことはもとより、行政、事業者、地域など幅広い連携により、気候非常事態宣言の趣旨に沿った取組を積極的に進め、持続可能な循環型社会及び低炭素型社会の構築と地球環境の保全を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 気候非常事態宣言の趣旨に沿った取組というのは、具体的にはどういうふうな政策が進められるのか。今回の施政方針の関して言いますと、そういったものはほとんど出ていないなというふうに思っているのですけれども、それはどのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

気候非常事態宣言を表明している自治体は、多くのところで目指す施策としまして、再生可能エネルギーの活用であるとか、温室効果ガスの排出抑制であるとか、例えば3Rの徹底だとか自然環境の保全、こういったものが目指すべきところということで、宣言の中には大方盛り込んでいるような状況かというふうに調べたところなっていました。

それで、嵐山町の先ほど申しました環境基本計画というのは、ストップ温暖化地域推進計画、こちらの中で望ましい環境像として「緑と清流・オオムラサキが舞う自然豊かなまちらんざん」、これが望ましい環境像としまして、4つの大きな基本目標を掲げております。1つ目が緑と水、里山を守り、育むまち、2つ目が人と地球に優しい生き方を実現するまち、3つ目が持続可能な循環型社会を目指すまち、4つ目が安全安心で笑顔あふれるまちということで、4つの基本目標を掲げ、その中で個別目標を掲げております。個々の事業を具体的にというふうな形になりますと、実際予算化されていない、予算に出てこない事業ということで、中心としては啓発が中心で今までやってきておりました。

それから、例えば役場、町の役所として職員が常勤する施設についての温室効果ガスの削減対策であるとか、例えば公共交通機関を使って移動をしていただくか職員としての取組をすること、それから里山を守って緑を保全する活動、そういった団体の支援だとか、そういったことで温室効果ガスの吸収をしていく緑を守っていく、そう

いったことも個々の活動としてはこれまでも行っておりますし、そういったことはこれまで以上に力を入れていかななくてはならないかなというふうに考えておりますが、具体的な取組は多岐にわたります。一つ一つ町としてできるものやっていくというような姿勢で、これからも目指すところ、望ましい環境像、こちらを目指した取組を進めていくということが町のこれからの進むべきところだと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今回一般質問に出していないのですが、例えば交通の問題というのは、嵐山町ではCO₂を削減するために一番大きな問題は交通の問題とごみの問題があります。ごみを焼却しないこと、交通の問題というのはガソリン車を使わないということですよ。今一番嵐山町で大きな問題になっているのは、高齢化社会になっているので、デマンド交通をしていくとか、それからもし仮に学校統合をした場合には、遠距離の子どもたちを菅谷中学校まで運ばなくてはいけない、そういった問題があります。そういった問題をどう解決していくか。

それから、嵐山町はだんだん、だんだん緑が少なくなってきています。これは大きな問題ですよ。公共交通を進めるために緑が削減されている。それから、工業団地を造成するために緑を切っていく。何か本当に少なくなってきているなという感じがあるのですが、例えばアイルランドだったら実際にもう植林を始めてしまった、そういった国もあります。そういった計画を少しずつ嵐山町の取組としてやっていくことが必要だと思うのですが、1つは、一番大きな問題は交通の問題、ごみ焼却の問題、それから緑を減らさない、そういった問題ですが、それについて町長は、この非常事態宣言をしないとしても、私は気候非常事態宣言をすることで初めて政策というか、今の地球的な規模の流れに乗れるのかなというふうに思っているのですが、今の段階でやれるのならば、まず稼ぐ町が先ですよ。ずっと聞いていると、そうなのだなと思って聞いています。

そうではなくて、もっと長いスパンで見たときに、子どもたちに地球を残せるかどうか、そういう問題が起きている。そのときに何を考えていくかということを考えることが必要なのですが、その政策として交通の問題、ごみの問題、それから緑の問題があるのですが、町長はどのように考えますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問にお答えをさせていただきます。

渋谷議員さんのお説をお伺いしましたけれども、今そのごみの問題なりの問題とありましたが、その燃やすこと、CO₂と言いましたか、そういうようなものをいかに減らすかというので、国ではエネルギーミックスという名前の、このエネルギーをどういう割合でやったらいいかというのが国家目標で進められているわけですね。そして、その中で計画をしていて、原子力ですとか、自然エネルギーですとか、そういうものの割合をやっているわけですが、自然エネルギーが計画どおり増えていない、そういうような状況がある中で火力をやめられるのかというのがあるのです、今。ですから、全体を考えた中でどこがどれぐらいどうやったらいいのか、どういうことを取りあえずやっつけていかなければいけないのかというようなこと、そして今その電力の割合といいますか、エネルギーミックスと、こういうふうには新聞には書いてありますけれども、そういう中で原子力というのが22%から24%、国では計画をして、それで将来的にはそれをなくしていくのだと、それには自然エネルギーを増やしていくのだと、こういうような計画が国ではあるわけですね。それがそのとおりなかなか進んでいかないという中で、今この気候非常事態宣言、これを出したらということですが、本当にこれはもうすぐ出さなくてはいけない状況で、オーストラリアの火災なんか見たら誰も何も言えないと思うのです。そういう状況に来ているのは私もよく分かっています。

しかし、先日のCOP25、小泉大臣が記者会見をしましたけれども、その中でこの非常事態宣言をした自治体はということで、こういうふうには日本ではやっているのですよと。企業もやっているし、こういうふうには自治体もやっていますよって言ったのは、何を言ったかといったら、参加団体の数、それとそここの自治体の人数、人口数なのです。ですから、嵐山町が「はい」とすぐ言っても、こここのところに影響が出るような人数ではない。ですので、今嵐山町がやっつけていくというのは何をやるかといったら、今議員さんおっしゃるように、ごみの処理の問題をみんなで考えていこうという土台、もう仕方なしにスタートラインに着かざるを得ないような状況になっているわけですので、そここのところで声を発して、こういう状況もありますよというものに対応していく必要があるというふうには私は思っています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 小泉さんが何を言ったか、何かいろいろ問題があったのを覚えていますが、嵐山町の気候非常事態宣言をやらない、その代わり取組としてやっていく、その取組の中で交通の問題、それからごみの問題、そして緑をこれ以上減らさない、どちらかというところを緑を増やしていかなくてはいけない、そういうふうな状況になっているのですけれども、ごみは焼却処理をしないではいけません。そういうふうな状況になっているのですけれども、それを政策として直ちに引き上げることはできず、稼ぐ町というか、そういうふうな形で今観光の問題、それから駅西の問題、花見台工業団地の拡張の問題というふうな形で政策が進んでいます。ですけれども、そうではなくて、交通の問題だったらガソリン車を使わない形にしていく、そしてごみだったらごみ焼却をしない形に持っていき、緑はこれ以上緑を減らさないために植林していく、そういうふうな形の政策が今私は具体的な取組として必要だと思っておりますけれども、それについては町長は今回の施政方針の中では出ていなかったし、そういうふうなものは全く。今の状況だったら、予算、予算と言われて、幼稚園の問題ですら予算で片付けられてしまう。そういった状況ですから、この地球環境問題に関して大きなテーマとして上げていく必要性は感じていないのかなと。私は、グレッタさんですか、そういうふうな形で彼女はすごく世界的に発言していて、そして今日本でもそういう若い人たちがそういうふうな形の動きになっている、その中で嵐山町もそういった形の動きを地道な生活の中からつくっていくということが必要だと思っておりますが、その点について町長は政策として、どういうふうな形で政策をつくっていかれますかということなのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町で皆様方のお知恵を結集して、それで嵐山町の基本条例、それからストップ温暖化条例、こういうものを嵐山町ではつくって、そしてそれを守って環境を保全していこうという取組を今展開をしているわけです。そういう中で、望ましい環境をどうつくるか、今まで以上にどうしたらいいのだというのは、世界でいろんな形で発信をされるし、日本も何でも燃してしまっただ駄目だよというのが、大臣が外国に行くとき総スキャン食らって、こういうふうに言われる時代になっているわけですから、そういう方向に行かざるを得ないし、国のほうもそういうふうに行くと思うのです。そういうものの先頭に嵐山町が立てということですから、それはいい考えた

と思うのです。ですから、そういう中であって嵐山町の身の丈に合った環境対策というのはどういうことなのかというのは、取りあえず今は望ましい環境像、これを決まられた条例に基づいてやっていこうというのが嵐山町の今取り組む姿勢だろうなというふうに思っています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 分かりました。そうしたら、嵐山町環境基本計画、ストップ温暖化地域推進計画、嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化計画というのは、昨年ですか、進捗率みたいなのを出示していただきました。それをもっと推進するためにはどういうふうな形で持っていくかというふうな政策的な会議は行われているかどうか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 今政策的な会議と、内部の会議ということでご質問いただいたかと思えます。委員さんを集めて、こちらの進捗状況、検証結果等を報告しての会議は開かせていただきましたが、今のところ、内部でそちらの検証について行って、さらにそれを今後どう進めていこうというまでの検討は、全庁的な会議としては開いておりません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは今の世界的な若い人の動きですよね。日本の若い人の動きも含めると、嵐山町でこの今やっていくことを地道にどういうふうにしてやっていかなくてはいけないかという会議を庁内でも、それから町民も含めて進めていくことが必要だと思いますが、その点については、町長、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 重ねて申しますけれども、その望ましい環境像、これを求めて、それで私どもに課せられているこの2つの条例、これらをさらに進めた形でいかなければいけないというふうに、私どもの課題でございまして、それは何らかの形で進めていく必要があるというふうに考えています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） なかなか目に見える形で出していくというのは難しいと思

うのですけれども、ぜひ政策的に進めていただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 遠山の照葉樹林、スダジイについてです。

小川町下里から嵐山町遠山の一带に続くスダジイを主とした照葉樹林は、関東地方内陸部の北限であるという。小川町の下里スダジイ林は、1996年、平成8年に県の天然記念物にも指定されています。下里から続く嵐山町のスダジイ林についても、県の天然記念物として指定し、保全すべきだと考えますが、方向性を伺います。これは、嵐山町の博物誌に出ていたのですけれども、ぜひこういった形で進めていただきたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目5につきましてお答えいたします。

遠山地内の樹齢800年のスダジイは、天然記念物として町の指定がされており、そのスダジイも現在は自然の流れで大きく朽ちてしまっている状態です。これについて平成29年度の嵐山町文化財保護審議会での指定の解除についての議論が行われた中で、小川町で県指定を受けている下里のスダジイ林の中に組み込むとの提案を受け、平成30年に埼玉県文化資源課指定文化財担当へ相談したところであります。埼玉県の回答としては、県文化財保護審議会は、指定に当たっては、学術的価値が明らかとなっている状況で、県の自然を知る上でその林が貴重であることの検討を行っていくものであるとのこと。嵐山町では、その分布状況や林全体での植生などが不明確であり、小川町の下里のスダジイ林と北限のスダジイ林として一体のものとして捉えるかどうかの学術的な証明が現段階の資料では不十分であること、また嵐山町のスダジイ林について、林全体のスダジイ以外も含めた林の構成調査を実施した論文や調査研究も行われていないこと、さらに地元の所有者も含めて指定への同意と熱意の声が不明であることなどから、現段階では県文化財保護審議会では検討する状況に上がらないとの回答を得ています。町としては、引き続き県に指定について働きかけを行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問の残り時間4分です。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、現段階で不十分であるので、それを論述をしっかりと、林の構成調査や調査研究を行うということが必要だと思うのですが、嵐山町ではそういった形の調査を行うというふうなことはいつ進めていくのか、現段階でこれから引き続き県に指定を働きかけていくためには、その段階の調査をどのような形でやっていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

やはり素人の調査ですと、調査自体の信用性がないので、そうしますとやはり自然に対する専門家の方々に調査をお願いする形になると思いますが、それ以前に、まず下里のスダジイ林が嵐山町の遠山にどれくらい続いているのかですとか、その広さ、エリア、また土地の所有者がどなたか、一切その辺のところは何もまだ調査はされていないところですので、例えば県の自然史博物館の学芸員の方々等に、こういう状況であるので、一度まず見に来ていただいて、どういう状況かというようなところから入った上で、先ほども答弁させていただきましたけれども、スダジイ以外のことも含めて自然の環境としてこの遠山地区がどういう価値があるかということも含めて、まず基礎的な調査をするといえますか、お願いするといえますか、そういうところの働きかけをまずすることからだというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ぜひそうしていただきたいと思うのですが、実は無理やり3月議会に持ってきましたのは、山が深くなってくるとちょっと調査もできないと思いましたので、早春にやるべきであろうと思っていますので、その時期的にはいつぐらいからお願いして、調査に入れるか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 まだ正式にといいますか、今回答弁という形でこういうふうにお答えさせていただきましたけれども、例えば自然史博物館なり、県のそういう自然にたけた学芸員の方々等に具体的なお話はしておりませんので、そういった調整も含めて、また当然町の文化財保護審議会のほうにも諮ることが必要になると思

われますし、これでもう春を過ぎてしまいますと、私も以前樹齢800年のシイの木を探しに行くとんでもない目に遭ったことがあるのですが、一旦尾根まで上がってからでないともって入けるような状態でないところ、全くの自然、人の手の入っていない林でございしますので、そうするとやはり秋から冬の時期ということ、それ以降になってしまうというふうに考えております。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号1番、小林智議員。

初めに、質問事項1のふるさと納税の状況についてからです。どうぞ。

〔1番 小林 智議員一般質問席登壇〕

○1番(小林 智議員) 議席番号1番、小林智です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私は、新人議員としまして初めての一般質問となりますので、不慣れな点等ございましたらご容赦願いたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。1番、まずふるさと納税の状況について。ふるさと納税制度が2008年に始まって今年で12年になります。制度創設当初、地方創生という言葉の下、東京一極集中、地方の衰退など、地方格差の是正、地方の活性化等を目的にスタートした制度であると理解しておりますが、受入れ自治体の過度な返礼品競走など多くの課題、問題があり、昨年返礼品の制限など総務省が制度の改正を行ったということであります。ふるさと納税制度は、地方自治体によって制度に関する姿勢が様々であり、各自治体の取組が大きく異なっております。

そこで、町のこれまでの取組とその実績、今後の方針についてお伺いしたいと思います。(1)、平成30年度及び本年度、本年度については判明しているもので結構でございます。その実績。アとして、受入れ件数、受入れ金額。イ、用途選択を行った各項目の受入れ件数、受入れ金額。ウとして、住民税控除適用者数、控除金額。エとして、ふるさと納税の募集に要した経費と受入額に占める割合。

(2)として、本年度取り組んだクラウドファンディング型のふるさと納税、嵐山溪谷バーベキュー場応援プロジェクトの経緯と実績及びその評価。(3)といたしまして、今後の制度への取組方針と今後の施策についてお伺いいたします。よろしくお

願います。

○森 一人議長 それでは、(1) から (3) の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、質問項目1の(1)のAからEまでにつきまして順次お答えをさせていただきます。なお、本年度の数値は1月末日時点の数値となります。

まず、Aの受入れ件数、受入れ金額でございますが、平成30年度は92件、244万8,627円、本年度は240件、460万9,454円であります。

イの用途選択を行った項目ごとの件数等ですが、用途選択項目は9項目ございまして、項目ごとに平成30年度、本年度の順に申し上げます。1、一般寄附、こちらは自治体にお任せでございます。25件、66万1,528円、32件、74万6,000円。2つ目、社会福祉事業に対する指定寄附金、9件、36万円、10件、46万円。3つ目、自然環境保全に対する指定寄附金、38件、76万7,099円、25件、40万7,454円。4つ目、農業振興に対する指定寄附金、6件、22万円、6件、21万円。5つ目、教育に対する指定寄附金、12件、38万円、8件、14万5,000円。6つ目、文化活動事業に対する指定寄附金、ゼロ件、5件、5万円。7つ目、スポーツ振興に対する指定寄附金、2件、6万円、4件、10万円。8つ目、令和元年台風19号に対する指定寄附金は本年度のみ、63件、132万5,000円。9つ目、クラウドファンディング型、こちらについても同様、本年度のみ、87件、116万6,000円でございます。

次に、ウの住民税控除適用者数と控除金額ですが、平成30年度課税分では241人、寄附総額は1,760万1,000円、そのうち町民税控除額は826万9,000円、令和元年度課税分では302人、寄附総額は2,121万4,000円、町民税控除額は1,011万3,000円であります。

エのふるさと納税の募集に要した経費と受入額に占める割合ですが、いわゆる雑誌、新聞に掲載し、納税を募る広告料的な経費は昨年度、本年度ともございません。募集経費につきましては、主にふるさと納税サイトの利用に要するものであり、業務代行手数料等として寄附額の14%及び返礼品30%のおよそ44%であります。平成30年度の経費は112万7,000円であり、本年度は200万円程度の経費となる見込みです。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。昨年10月の台風19号は、関東甲信、東北地方などで記録的な大雨となり、町にも家屋、道路、橋りょう、農地、

農業施設及び観光施設等に甚大な被害をもたらしました。一日でも早い被災箇所復旧の思いとともに、間もなくして緊急寄附サイトで災害支援を呼びかけましたところ、多くの方々に嵐山渓谷バーベキュー場の復興を願う声をはじめとした励ましのメッセージとともに心温まるご支援をいただきました。

このことを受け、緊急寄附サイトとは別に、より具体的な事業目的を明らかにしたクラウドファンディング型ふるさと納税サイトを活用して、町のシンボルでもあるバーベキュー場を復活させるべく、新たに嵐山渓谷バーベキュー場応援プロジェクトを立ち上げて支援を求めたものでございます。1月30日にこのプロジェクトは募集期間を終え、昨年12月20日からの41日間で目標額100万円を超える87件、116万6,000円もの支援をお寄せいただきました。

クラウドファンディング型では、プロジェクトの実行者が成し遂げたい事業への思いを現状から将来像へのストーリーとしてより多くの人に訴えかけ、その思いに賛同する人から寄附を募るものであります。今回の応援プロジェクトでは、被災前の紅葉の嵐山渓谷、にぎやかなバーベキュー場の様子、被災時の濁流に飲み込まれた様子、被災後の懸命なボランティアによる清掃風景の様子とともにストーリーを展開したこと、また体験型返礼品をはじめプロジェクト用に新たな返礼品を加えたことなどで、たくさんの人々が集まってバーベキューを楽しむ風景を取り戻したいと願うこの事業に多くの方が賛同していただき、支援を寄せていただいたことが私たち嵐山町にとって大きな心の支えとなったと評価できるところであります。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。昨年6月の制度改正以降、従前の豪華返礼品競走の幕が下り、物からことを重視した体験型返礼品や地域の課題解決に限定したクラウドファンディング型による取組が全国的に増加しています。今後も魅力ある地場産返礼品目の増加、さらに多くの皆様に足を運んでいただくための体験型メニューの拡充などの取組が必要であると考えています。また、町の観光資源である千年の苑観光ラベンダー園、オオムラサキの森、杉山城跡などは、クラウドファンディング型を活用して町が推進する事業の魅力を多くの人に感じていただくとともに、地域経済の活性化に向け拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時53分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林智議員の再質問からです。どうぞ。

○1番(小林 智議員) 多々お答えをいただきまして、ふるさと納税についての問題点の整理を一旦させていただいてから再質問に入りたいと思います。

ふるさと納税そのものについては、大変問題も多いのですが、いわゆる過度の返礼品の問題とは別に制度面からも特徴点がいろいろあります。この中で、ちょっと全部は言い切れないのですが、今回の質問に関わること、それから注意したいなというところ、あと数字に関わる部分、そういうことで2点ほどちょっと先に確認してから再質問をそれについてしたいと思います。

ふるさと納税そのものは、考え方によっては、ふるさと納税をする先を自分で選択できるという、納税者にとってこれは画期的なのではあるのですが、不思議な制度であるという点が1点、一番大きな点で挙げられるのではないのでしょうか。なぜかといいますと、納税というのは国民の義務であるし、市町村の義務であり、それから市町村にはいわゆる課税する権利があって、それを徴税する、当然執行のためにする権利があると。そういう制度が税金の制度の根幹だと思うのですが、その決められた課税額をどこに納税するかということ自分で、一部ですが、決められてしまうという点では、非常にユニークな制度であると私は理解しています。

この仕組み自体は、住んでいる自治体に納めるべき税金の一部をほかの自治体に寄附してしまう、そのことを使っていますので、住所地の自治体から見ると、受け入れるべき町民税の額がその分減ってしまうということになります。全額ではないのですが、その分が減ってしまう。そうすると、自治体側から見るとある一定割合の歳入額が変動要因となってしまう、こういう要素があるのではないかなと思います。これは、具体的に私も税務といいますか、事務をしたことがないので、分からないのですが、制度から考えるとそういう変動要因になっているのではないかなと想定されます。本来町の安定した財源となるべき町民税が常に減少するリスク要因になっていると。もう始まって12年たちますけれども、恐らく何がしかの資金は納税者の判断でふるさと納税されたら、その分は翌年度の課税額に影響しているのではないかと

と、制度からはそういうふうに取り扱われます。

また、今度は納税者側から見ますと、これは寄附金控除の制度を使っているのですよね。寄附金控除の範囲内であれば、寄附者の負担は実は2,000円なのです。これは、ふるさと納税をやった方はよくご存じで、今さら言うことではないのですけれども、2,000円ですね。2,000円で何がしかの寄附ができるという制度であります。これは、見方を変えると、2,000円しか負担しないで1万円とか2万円とか寄附ができる。あるいは、高額納税者だと10万円とか寄附できてしまうのですけれども、では2,000円以外の残った納税額はどのようにされているかという、私が調べた限りでは、これは所得税の確定申告の中でふるさと納税分として所得控除されて、それが所得税に反映されてくるということで、所得税の減額されているものは国が負担すると。それから、ふるさと納税額に応じたものとして同時に今度は県税と市町村民税のところ、これはふるさと納税の税額控除という形ですばり税額が控除されていると。先ほどご回答をいただいた金額、住民税の控除額、平成30年度は徴税額が826万9,000円、令和元年度分だと302人分で1,011万3,000円、これは嵐山町民の方がふるさと納税して、町の税収からこの分が減っているというふうに私は理解しているのですけれども、多分恐らくそれで間違いないのだろうなというふうに私は理解いたします。

こういった独特の制度なのですけれども、今の制度そのもの、これを国全体で見ると、全国の納税者が行ったふるさと納税額、それと受けた市町村がいただいた税額、それとあと自分の住んでいる町が失った税額、これが実は一致しない制度になっているのです。このことは、先ほど言ったように……話が前後してすみません。私がこれから出す数字なのですけれども、出典は総務省、各自治体のふるさと納税受入額及び受入れ件数、これがホームページに公開されています。この総務省の各自治体のふるさと納税受入額及び受入れ件数というのは、恐らく嵐山町にも当然来ていると思うのですけれども、総務省から多分調査依頼が来ると。アンケートの形式かどうか分かりませんが、かなりの項目になって、これを総務省に、県を通じてかどうか分かりませんが、報告されている。それを全国的に集計した数字がいわゆるニュース等に出てくるふるさと納税額ということになるということです。そのことは、総務省からいろんな形で実は出ているのですけれども、その中で全国の集計、これを平成30年度分で見ますと、ふるさと納税が全体で幾ら行われたかという、その総務省の資料によると5,127億円です。それで、県と市町村が地方税税額控除として負担

した金額が3,264億円、これは1年遅れで令和元年度課税分が多分そのふるさと納税に該当する分なので、その分として3,264億円、そのほかは所得控除で引かれる所得税の減税分と個人負担が2,000円分、これで先ほどの5,127億円が賄われているのだということだろうと思います。

一番の問題は、あまりしつこく言うてはあれなのですが、ふるさと納税を受け入れた自治体の返礼品、やっぱりこれ返礼品に問題があると思います。ふるさと納税を受け入れた自治体は、返礼品とふるさと納税の事務コスト、これも総務省が調査しております。この調査の中で、全国の自治体を受け入れたふるさと納税は5,127億円なのですが、その受け入れた自治体が返礼品として平成30年度に払った金額が1,814億円、これは実に受け入れた自治体の5,127億円の35%です。大体35%が返礼品に平成30年度では当たっていたということだろうと思います。そのほか、送料であるとか事務コスト、これが町にかかっていると思うのです。その金額の全体も総務省が調査しています。これが全体で返礼品額も含めて2,820億円、これが実にさっきの5,127億円の55%です。ということは、全国民が善意の気持ちからふるさと納税した5,127億円のうち、返礼品その他で2,820億円かかりますから、残ったのは2,306億円、この2,306億円というのは私が引き算した数字なので、現実の話とはちょっと分からないかもしれませんが、その総務省からの資料からすると、引き算すれば2,306億円、これがふるさと納税を受け入れた自治体の実際の歳入といえますか、使える金額になってくるのではないかなと素人なりに考えるわけです。つまり5,127億円払って、実際使えるのは2,306億円、実にふるさと納税の額の45%しか使えないというのがふるさと納税制度の実態ではないかなというふうに私は見ています。これが正しいかどうかは後からまた質問をさせていただきますけれども、実はそんな制度でこれは動いているのではないかなと思います。

それを前提に、早速ちょっと質問に入りたいと思うのですが、いただいた数字の中で、ちょっと細かい点で申し訳ないのですが、まず最初の(1)のAの受入れ件数、受入れ金額のところの回答から行きます。平成30年度に嵐山町が受け取った金額244万9,000円、これも実は総務省の資料から平成30年度分を抜いてきましたので、その金額は92件で244万9,000円です。実は総務省の調査の中では、調査報告の中で平成30年度に受け入れた寄附件数、金額で92件、244万8,627円と嵐山町は答えているのです。次の欄で、そのうち市町村外からの寄附に関わるものというのがあるの

です。それが91件、242万8,627円、これは総務省の数字です。ということは、これは単純な話なのですけれども、92件ふるさと納税を受けているのに91件が嵐山町外からのものだという内訳なのです。私、素人なりに考えると、残りの1件どうしたのという話が出てくるのだと思うのですけれども、町外が91で、それ以外に考えられるのは町内ということになるのではないかと思うのですけれども、町内から嵐山町にふるさと納税された方がいらっしゃったということではないかと思うのですけれども、まずこの点についていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

このふるさと納税、基本的には返礼品を支援してくださった方にお返しをすると、こういった制度でございまして、そうした場合には、町外の方からの納税に対しては返礼品をお送りすることが可能となっておりますが、仮に町内の方がこのふるさと納税で寄附をされたいという場合には、返礼品をお渡しをすることは実は制度上できないのです。そういった場合には、そのような対応をさせていただいて、ご理解をいただいた上で納税のほうはお受けをさせていただいていると、こういった現状がございまして。平成30年度についても、そういったこともございましたし、今年度も災害の関係では町内の方も複数の方からお受けをさせていただいてございます。当然返礼品、こういったものについてはお渡しすることはないということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。この1件というのは、恐らく町内から町へということだと思うのですけれども、制度上、私も分かる範囲で調べてみたのですけれども、自分の住んでいる市町村、あるいは自分が住んでいる県に対してふるさと納税をすることは可能です。駄目だとはどこにも書いていなくて、可能ですということです。この制度を知っている方は、私も知らなかったのですけれども、自分でできるということです。ただ、今回答のあったとおり、返礼品については、それをお渡しするのはなかなか難しい話で、道義的にもちょっといかがかなという気がしますので、嵐山町ではそれをお渡ししていないと。お渡しできない仕組みだというお話です。ただ、返礼品の問題を除いては特にあるのです、特に今回のクラウドファン

ディングみたいな形で。ぜひ私は、同じ町内なのだけれども、これにやりたいと、ふるさと納税の仕組みを使ってやりたいという方はいらっしゃったかと思うのです。そうすると、やっぱり町外の人ができるのに町内でできないというのもまた不思議な話になってしまうので、これはできて当たり前なのだろうなど。これは、そのとおりだと思います。

では、全国でどうなっているのかなと、私はちらちらと、全国の市町村でしたか、あれがパソコンの中のシートになって総務省から出てくるのですけれども、それをざっと見てみたのです、並べ替えて。そうすると、割とこの件数が違っている市町村があるのです。何百件と寄附件数を受けているのに、町外からが100件ぐらいいかないとか、そういうケースもありました、調べてみると。これどうしてだろうというのもちょっと疑問になって、なかなか深くは調べ切れなかったのですけれども、これはふるさと納税の仕組み自体に何かあるのかなというふうな予測はちょっとついたのですけれども、いずれにしてもふるさと納税が自分のまちにできるというのは決して悪いことではないのだなということだと思います。

さっきの税の仕組み、国と都道府県と町がその分を負担するのだよというのを考えると、ふるさと納税を自分の町にするとどうなるかというのは容易に想像がつくのですけれども、決してそれは違法ではないし、あってもいいということですので、それはそれでよろしいのではないかなと思います。

それから、実は今年度分もその実績いかがですかと先ほどお尋ねしましたら、1月末ですがという話でお答えいただきました。これも私今日初めて聞いたのですけれども、460万9,000円、この金額で240件、これをしていただいていると。このふるさと納税の仕組みで、これを嵐山町が知るタイミングというのは年に何回とか毎月とか毎日とかあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 ふるさと納税をしていただく時期については、これはいつでも可能になっています。基本的には、町のホームページ上でご案内をさせていただいております。ホームページのトップページのところに「ふるさと納税をお願いします」と絵入りで、一番表に出てくるような形で設定をさせていただいております。いつでもお受けはさせていただいております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) お聞きしたいのは、いろんなインターネットのサイトとか、そういうところを利用したり、やり方が幾つかありますよね。そうすると、町が自発的にやっているものではないから、納税者がいつでもやっていることなので、それが実際その嵐山町に入ってくるタイミングとか、その数字を国から知らされるとか、あるいはそういうサイトから知らされるとか、あるいは受けた市町村から知らされるとか、そういうことで嵐山町は初めて知るのではないかと思うのです。例えば今月何件あったとか、今日幾らあったとか、そういうのは今日のタイミングとか月単位で何か集計されているとか、そういうことなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えさせていただきます。

基本的には委託をしているふるさと納税サイトからの通知によって町のほうは知り得るといような形になっていまして、それは随時というふうに承知しております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。ということは、ほぼリアルタイムにといいますか、ふるさと納税をやりたい方が操作したときか翌日には把握はされていると、そういう理解でよろしいですね。

それで、2年度分を聞いたのはやっぱり前後比較をちょっとしてみたいなということで、30年度の実績が92件、244万9,000円で、31年度が240件で460万9,000円、これにはクラウドファンディングでやったものが入っているのか、それとこの金額が増えた要因は何だという部分、何が考えられるのかというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

昨年に比べて225万円ほど増額になっているわけですが、この主な要因は、先ほどご答弁させていただきましたが、台風19号に対する災害の復興のための緊急募集と、それプラス、クラウドファンディングによる募集と。それが249万1,000円、金額で申し上げますとございますので、ほぼこの災害への支援が昨年に比べて増えてい

ると、こういった理解でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。昨年台風19号の被害が甚大でございましたし、それに向けてこういった制度を使って応援いただくと。これは大変ありがたいし、感謝したい。そうしてくれた方に本当に感謝したい気持ちです。

それでは、今度は用途についてなのですけれども、ふるさと納税ですから、これは自治体お任せという特定しないパターンから、先ほどお話しいただいた、9パターン今あるというふうにお話を先ほど聞いたのですけれども、それぞれ30年度と31年度の受け入れた金額をご答弁いただきました。これが、30年度分でも結構なのですけれども、どういうものに実際使われているかというのは、資料はありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

30年度の実績ということで幾つか申し上げますと、例えば社会福祉事業に対する指定寄附金、こちらにつきましては充当先としては社会福祉協議会への補助金の財源の一部に充当させていただいてございます。自然環境保全に対する寄附金、こうしたものについては、河川の水質検査に要する経費の一部、あるいはふるさとづくり基金への積立てと。また、農業振興に対する寄附金については千年の苑事業に要する経費の一部と。教育に関する寄附金については、指定文化財の環境整備、こうしたものに要する経費の一部等々、それぞれのご指定をいただいた趣旨に沿った形での使用をさせていただいているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。それぞれの目的で応募してくれた方々ですので、そういった形で活用していく、そのことをその応募された方、それから町民に対して常に情報公開をしていただくように、ぜひやっていただきたいと思っております。

この用途別なのですけれども、例えば30年度の例、この中で地域猫活動をはじめとする環境保全事業というのをやっていたかと思うのですけれども、これに対して総務省に出ている調査ですと、38件、76万7,099円のふるさと納税があったというふうに、

実はこれ総務省の記事に嵐山町の部分に出ているのです。ですから、そういうふうにお答えしたのだと思うのです、町からは。これちょっと質問はしませんけれども、地域猫活動とか特別な活動に対してこういうふうに目的別にやるということは、なかなかこういうのに予算を配分しにくい場合には、こういった寄附を募って行って、その中で活躍させていくというのも今後大いに大事なのではないかなというふうに思いますので、特にこの先ほどご答弁いただいた内容の項目別のふるさと納税をやっていますけれども、特に地域猫活動というのを実際にやっているのだとしたら非常にユニークな例で、それですから余計これ目的別で件数的には一番多いのです、38件で。やっぱり納税される方がこういうものに対して非常に敏感になるということなのではないかなというふうに思います。資金、使途別については、その結果についての公表の仕方と、その寄附者にどのような形で報告されているか、これをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

実際のこの使ったこの使途につきましては、今回の補正予算の中にも寄附金をそれぞれの事業費目に充当しています。今お話のありました地域猫活動に対しましても自然環境保全に対するふるさと納税の一部を充当させていただくわけでございます。こうしたことについては、こうした予算に反映させていただき、その結果についてははしかるべき形で公表のほうはさせていただいているという形でございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。それでは、個別に寄附者に対してお礼状を兼ねてやっていただいているという理解でよろしいですね。

それでは続きまして、費用、先ほどちょっと申しましたけれども、ふるさと納税には寄附をいただくためのいろんな諸費用がかかるというのを見てきましたけれども、総務省から出ている平成30年度受入額の実績表、この中で実は嵐山町は、これは相当総務省も詳しく調べておまして、アンケートも膨大になっているのです。その中の資料が全部載っているのですけれども、嵐山町の項を見ますと、平成30年の集計しかないのですけれども、平成30年の例で、いただいたのが92件で244万8,000円なのです

けれども、これに対して返礼品どうしましたかというのまで全部事細かく載っているのです。返礼品に72万2,315円かかりました、送料に36万5,464円かかりました、その他決済等に3万9,367円かかって、合計で112万7,146円かかっているというのが数字なのです。先ほどの国全体の話で、冒頭に申し上げましたけれども、これを町のことだけで考えると、92件、244万8,627円のふるさと納税をいただいて、さっきの112万7,146円、これが経費にかかっていると。これだけのふるさと納税をいただいて、町として先ほどその有効に活用させていただきますという形でいろんな業務に使っていただいたのが、当然引き算すれば、これが132万1,481円ということなのです。ですから、この金額は平成30年度ですけれども、平成30年度ではこういう金額が活用されているということだろうと思うのです。

それで、ちょっとここでお聞きしたいのが、実は返礼品に関わってなのですけども、返礼品は総務省のほうから3割以内というのがおおむねと言われているのですけれども、この比率も実は調査表に出ていまして、嵐山町の場合には先ほどのふるさと納税に対する返礼品の額を割り算すると29%となっています。送料が実は15%、決済は2%で、トータルしますと51%、244万8,627円のうち112万円かかっているということは半分が経費になってしまっているということなのです。240万円もらって130万円しか使えないのですから、半分が経費だったという答えだったと思うのです。この経費の問題でちょっと質問したいのですけれども、全部の町村が出ていますので、私これ比企郡の分だけ抜き出してみても、ちょっと横に並べてみたのです。そうしたら、この金額はその町によって大分違いますので、比率だけ見ますと、嵐山町の返礼品が29%、小川町も29%です。川島町も29%です。これは、当然3割を意識した設定なのではないかなと思います。川島町も相当ふるさと納税を多額に受けていて、イチゴとかお米とか返礼品に使っていらっしゃるところなのですけども、川島町は返礼品の送料がゼロ%なのです。これは総務省に対する報告です。実際は私は分かりませんが、川島町が報告した数字です。そうすると、川島町のトータルの経費が31%と出ているのです、これ実際数字が。

さっきも言ったように、嵐山町はこれが総務省の数字だと46%だというふうに経費率が出ています。それなので、実際同じ29%の返礼品を使っているのに片方は31%、嵐山町は46%と。これそんなに差はないはずなのになと思って見ていたのですけれども、川島町は送料がゼロなのです。これあり得ないと私は見ているのですけれども、

返礼品のリストを見たら、イチゴだとかお米だとかたくさん物があるのです。それはどういうことかという、恐らく川島町さんのこのアンケートを答えたのは全体の送料まで込み、いわゆる送料込みで3割以内に収めていたのではないかなというふうに理解するしかないのです、そのほかの経費がありませんので。嵐山町の場合は、返礼品が3割で、そのほか返礼品に対する送料が15%もかかっていると。この辺は、ちょっと何か工夫はないのかなという気もするのですけれども、ぜひその辺も他町村のいろいろ状況などを見てやっていただければと思います。

この費用についてはそういった形なのですけれども、この費用まで先ほども出しましたけれども、この中でもうちょっと刺激的といいますか、ふるさと納税を受けて実質132万円ぐらいしか使うお金がなかったですよという話をしました。それから、質問の中で令和元年度の住民税控除額は幾らだったですかというのもお聞きしたいと思います。この数字が先ほどお答えいただいた中では1,011万3,450円の市町村民税の税額控除額ですというお答えをいただきました。ということは、嵐山町のふるさと納税に係る住民税の税額控除分、これって1,000万円あるということなのです。他方で、ふるさと納税、貴重なお金をいただいて使えたお金が132万円だったということなのです。これ単純な引き算してはいけないのでしょうかけれども、単純な引き算をしてみると、1,000万円出ていって、いただいたのが130万円だったという、こういう計算は不謹慎かもしれませんが、結果としてこういう答えが出ているということなのだろうと思います。私もちょっと定かかどうかわからないのですけれども、ちょっとお聞きしたいのが、調べたあれなのですけれども、地方交付税交付金で税額控除で失った分の75%が補てんされるというふうなものを読んだことがあるのです。これは事実なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

町民税の税額控除がなされて、例えば1,000万円町民税が減りましたと。嵐山町は、普通交付税の交付対象団体でございます。基準財政収入額を算定するに当たりまして町税の実績を出し、需要額と収入額との差額で交付税が交付されるわけでございます。町税については、75%分が収入額として見られますので、税額控除で減収となった金額の75%分については交付税と見られるという形に制度上はなっております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。結論からすると、一応嵐山町としても何らかの形で交付税の中で補てんはいただいているという理解でよろしいのですね。ありがとうございます。

それでは、いろいろ細かい点までお聞きして大変申し訳ないのですけれども、(2)クラウドファンディングのことなのですけれども、大変丁寧なご答弁をいただきまして、このクラウドファンディング、恐らく嵐山町と共同でやった金融機関の資料なのですけれども、嵐山町のふるさと納税型クラウドファンディング組成を支援にという形で出ていまして、目標額100万円、募集期間が2019年12月20日から2020年1月31日、先ほどご答弁いただいたとおりなのですけれども、目標額、これクラウドファンディングですから、100万円という目標を上げて、それに対してみんながこの期間内に応募してくれるというのがいわゆるクラウドファンディングの基本なのですけれども、これで結果が116万6,000円という形で、これはクラウドファンディングでは、成功というのですか、達成という形で達成させていただいているという結果となりました。

先ほどもう答弁いただいているのですけれども、クラウドファンディングという形がどう有効かという話なのですけれども、盛んにあっちのほうから、クラウドファンディングのほうはストーリー仕立てで物語を訴求して、それに対して賛同いただいて応募いただくのだと。こういう形は、これからのまちづくりの中でも、嵐山町が観光を重点的にやっていく中でラベンダー園とかという形を盛んに外に向かって訴求していったら応援いただくということの大きな力になるのではないかなと。そういうものの一環としてぜひこのクラウドファンディングを今後活用していったら、これもやたらめったらやるものではなくて、このクラウドファンディングというのは時期を見てタイミングよく訴求するように出していくというのが肝要かなと思いますので、ぜひ活用していただけるといいのかなと思います。今後の取組につきましては、先ほども課長のほうから丁寧にお答えがありましたので、ぜひ節度ある制度の使い方、かつ嵐山町を外に向かって大きくアピールする機会でもありますので、そういった形でぜひ活用していただければなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○1番（小林 智議員） それでは、質問の2番目です。

主要幹線道路熊谷小川秩父線から嵐山郷を経て循環器・呼吸器病センターへ至る道路の計画についてということで、嵐山町内から循環器・呼吸器病センター、これは熊谷市ですけれども、周辺へ至る道路は、主要地方道深谷嵐山線を北上し、深谷市内から農林公園を右折して向かう、あるいは主要幹線道路熊谷小川秩父線、熊谷から小川に行く道ですね、これを熊谷市まで行って、それを左折して向かう、このどちらかの方法で車で行くには行くしかないということでございます。その手前には、嵐山町側には嵐山郷の施設がございます。それと循環器・呼吸器病センター、これは熊谷市です。センターとの直線距離は僅か二、三百メートルだと。敷地の距離は二、三百メートルだと思います。そうですが、自動車が安全にこの2つの施設を渡る道路は、さっきも言ったように嵐山町から大きく迂回するしか方法がないということです。

そこで、地元の利便性向上、あるいは緊急車両等の通行の迅速化、行政区を越えた交通アクセスの向上、これは例えば乗合バスも今後検討してもらいたいとか、そのための嵐山地内の主要幹線道路熊谷小川秩父線から嵐山郷へ至る道路をさらに活用して熊谷市内、循環器・呼吸器病センターのある130号線まで延伸させて接続させる考えはないか、これをお伺いいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

嵐山郷から県道小江川本田線に抜ける道は、嵐山町分で有効幅員が約5メートル程度となっております。本路線は1級町道であり、町の主要幹線道路の位置づけとなっているところでございますが、現在のところ拡幅等改良する計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 私も、その道路計画等、町のいろいろ資料を見たけれども、一向にその計画も入っていませんし、そういった考えもないということではないかなと思っていたのですが、実際今のところ計画がないというご答弁でございました。ご承知のとおり、嵐山郷というのは埼玉県の社会福祉事業団がやっている施設でございます。その中には、嵐山しらこぼと保育園もございます。この保育園については、いろいろ議会でも問題になるところでございますけれども、ここにもしらこぼと

保育園等、町民の利用者が多数おります。それから、埼玉県立循環器・呼吸器病センターというのは、こちらは県立でございますが、こちらは病床数が343床あると、こういうところでございます。この2つの県の施設があるのに、それをまたぐ道路があまりにも貧弱というのが今回質問させていただいたことなのですけれども、実はこれ2つの県の施設があるのだけれども、片方が嵐山町、片方が熊谷市で、かつ実は県土事務所ですか、県土事務所のほうが、片方は東松山、多分片方は熊谷ということになるのではないかなと思います。

今回なぜこの件を取り入れさせていただいたかと申しますと、こういった自治体の境界を越えて行政をまたぐ道路の計画、こういったことも多々あるかと思うのです。そういった場合に、関係する自治体、あるいは県土事務所だとか、その調整が大変複雑になることが予想されます。そのために、こういった問題が安易に簡単に諦められてしまっているのではないかと。地元の利便性とか町の発展、それから他町村へのアクセス、そういった問題もあるにもかかわらず、安易にこれが諦められているのではないかなと。そのために、実現のための行動が鈍く、遅くなる傾向があるのではないかなと、そういうのが危惧されておりましたから、ちょっと今回あえて質問をさせていただきました。いろいろその道路計画、他町村との調整、あるいは県道なら県との調整、そういったものがあるかと思うのですけれども、この辺につきましてそういった心配はないでしょうかというのがまず質問です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきたいと思います。

他市町村と町との道につきましては、これまでも嵐山町でも何件か行っておりますし、今課題となっているところにつきましては、都市計画道路につきましては滑川町と嵐山町を結ぶ幹線道路で整備を進めていこうというふうに基本的な方針を掲げております。例えば町道1-8といいまして、嵐山町のすぐ役場を出て滑川町と結ぶ道、これは滑川町と嵐山町で互いに早期に結ぼうというので道路整備をした経緯もございます。両町が合わさって道路整備をしていく方針が決まれば順次やっていくと。もちろん補助金等もありますので、そういうのを活用しないとなかなかできないものもございますけれども、決して両町が町の境だからできないというのではなくて、地元の要望とか、町同士の考え方とか、そういうものを含めて総合的に判断し、また財政

的な支援を受けられれば整備をしていくというのが今までの方針でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。当然それが障害になっていますというお答えはないとは思いますが、特に嵐山町は縦に長いですから、北部地区のさらにその先に行く場合のアクセスであるとか、あるいは南部地区であれば南部から先に行くアクセスとか、そういう問題も要望はあるのになかなか実現できないというケースは多々あるのではないかと思いますので、ぜひそういう目配りをお願いしたいなと思います。

今回特に循環器・呼吸器病センター、これを例に挙げさせていただいたのですけれども、近隣の入院設備を完備した病院へのアクセスという例だろうと思うのです。そういった施設を考えてみて、ちょっと頭の中で思い描いたのは、北部からこういった入院施設、設備のある病院に向かうには、今の呼吸器病センターのほかに熊谷市の江南病院であるとか滑川町の森林病院、南部に来ると東松山市の武蔵嵐山病院、これは東松山市ですね。それから、小川町の小川日赤病院と、いずれも町外で、町外の近隣地区の施設を利用せざるを得ません、残念ですけれども。

これは、病院だけではなくて、例えば県立高校などの学校施設、嵐山町には嵐山高校、私立ではございますけれども、ありますけれども、県立高校への通学とか、あるいは商業施設、これを取ってみても、やっぱり町民の生活というのは広域での社会施設の利用、これが前提になっていると思います。嵐山町だけで完結するというものはなかなか少ない。やはり広域で物事を考えていかないと今後はならないのではないかと。そんな意味で、ぜひいろんな施策を考えるに当たって、広域の社会インフラの利用とか、相互の活用だとか、そういったものをぜひ重要な視点として利便性を考えて取り組んでいただきたいと思います。本件については、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、最後の質問でございます。最後の質問は、杉山城跡への案内看板、トイレ等の整備についてです。杉山城跡につきましては、駐車場の整備、これは行われましたけれども、主要道路及び役場からの案内経路の看板等の増設、駐車場内看板を仮設、今実際仮設パイプで作ってあるのが、駐車場の看板がそうなのですが、そうではなくて常設のものへ変更、あるいはトイレが不足しておりますので、駐車場

内へのトイレの新設だとか、あるいは玉ノ岡中学校の体育館脇のトイレの改装とか、これを早期に行うお考えはないか、これについて質問いたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

杉山城跡が平成20年3月に国史跡として指定され、その後平成29年4月に続100名城に認定されました。特に続100名城に認定されたことで多くの方が見学においでいただいております。議員ご質問のとおり、現在アクセス及び史跡内の案内表示が仮設であります。トイレにつきましては、史跡内の仮設と玉ノ岡中学校の屋外トイレをご利用いただいております。

現在町では杉山城基本構想及び整備基本計画を令和2年度をめどに策定中であり、トイレ及び案内表示等についても整備基本計画内で設置等の計画をいたします。その後、実施計画を策定して計画に沿った整備を行うこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） その整備計画の中では、トイレをきれいにしていく、あるいは新設するとか、その案内看板も改めて整備すると、そういったことが具体的に入っているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 具体的には入っておりません。ただ、サイン計画、また杉山城をどう活用していくのがいいのかということを計画に盛り込むところでありまして、実際にこの計画ができた後に実施計画の中で、当然そこには予算も伴うものでございますので、その中でどういう形で杉山城を活用するために整備していくかということは決定していくことになります。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。今回案内看板等についてあえて質問をさせていただいたのは、実はある方から、駐車場ができたのだけれども、単管パイプで作ってあるだけなのだよねというお話だとか、トイレがなかなかねというお話

を伺ったものですから、これを今回取り上げてみようかなと思っていて、私も現地に行ってきました。それで、たまたまその日に長野県からドライブで来られた方がいらっしゃって、ご夫婦で杉山城跡を見に来て、ちょうど降りてくるところだったので、ちょっとお声がけして、いかがでしたとちょっと聞かせていただきました。そうしたら、駐車場とかトイレのことは出ないで、ここに来る案内看板がないのですよねとか少ないのですよという話をお聞きしたのです。えっ、そうですかというふうにお聞きしたところ、実はこれスタンプありますよね。スタンプは、役場のロビーにございますね。役場までは、遠くからでも、今ナビがありますから、来られます。そこでスタンプを押して、さてどっちに行くのだというときに分からない。我々町民からすればすぐそこという感覚で、ものの数分で行くのですけれども、嵐山町の役場からどっちに下りてどっちに向かうのか分からないと。それなので、結構あちこち行っちゃいましたよというお話をされていました。

それで、そうだ、案内看板が前作ると言っていたけれども、どうなっているのかなと思って、今幾つか実際につけていただいていますね。やはり外から来ると、さっきのストーリーの話と同じで、外から観光のために来られる方はどこをどう動くかというルートが大事なのだと思うのです。そうすると、役場にスタンプを押しに来るだろうなというのは想定できるから、まずそれは想定します。そうすると、次に杉山城、当然その目的で来ているのですから、行きますよね。そうしたら、そのルートのためのもうちょっと丁寧な案内をしてあげるとか、お金をかけずにできるのではないかと思いますので、ぜひそうしていただければなと思うのですけれども、この案内看板のことなのですけれども、今もたしか入り口のところについていますね。アクリル板で作ったような簡単なやつなのですけれども、矢印と名前だけのものなのですけれども、ぜひこういう案内看板を作るときは、町の統一イメージのサインであるとか、今どきでいえばサイネージみたいなものですよね。そのサインをして、統一ロゴデザインでぜひやっていただけないかなと思うのです。

これ別に嵐丸君でもいいのではないかなとは思っているのですけれども、なぜかというところで行っているときの看板というのは、文字も大事なのですけれども、文字ではなくてやっぱり絵で。だから、ルートを追っていく場合には、青い看板の嵐丸の絵を追っていくと自動的に着くとか、そういったイメージが一番大事なのではないかなと思いますので、そういった今後の計画があるのであれば、そういった統一ロゴ、デザイン

とか、そういったものをぜひ考えていただければと思います。恐らくそんなに費用が余分にはかからないのではないかなと思いますので、統一デザインでそのルートを示してあげる、こういうのが大事ではないかなと。できれば、せっかく国指定史跡の比企城館跡群なので、これで統一ロゴなんかはあるのでしょうか。それがあれば、ぜひそういう形で展開していただければよろしいのではないかなと。来ていただく方の満足につながるのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時45分)

令和2年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

3月4日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

第2番議員 山田良秋議員

第9番議員 青柳賢治議員

第11番議員 松本美子議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
5番	佐久間	孝光	議員	6番	大野	敏行	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（1名）

7番 畠山 美幸 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和2年第1回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

本日2番目に一般質問に予定されていた畠山美幸議員ですが、体調不良により取下げの申出がございました。ご了承願います。

◇ 山 田 良 秋 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号2番、山田良秋議員。初めに、質問事項1の沼の再生についてからです。どうぞ。

[2番 山田良秋議員一般質問席登壇]

○2番(山田良秋議員) 議長のお許しが出ましたので、質問させていただきます。

質問要旨、朗読させていただきます。なお、途中、若干言葉をつけさせていただきますが、ご了解願いたいと思います。

古代ギリシアの哲学者、数学者でもありましたタレスの「万物の根源は水である」と言われる名言は有名です。水は人類にとって不可欠なものです。地球規模でも酸素の次に大切なものだと考えます。しかし、時に水は災いをもたらします。昨年の12月議会で、多くの議員が一般質問した台風19号も一例です。また、12月議会では、市野

川の水の氾濫防止のため、県土木整備事務所の清掃が本年度末実施されるというご答弁をいただきました。今日も測量をやっております。3月29日に土砂を全部片づけるというような予定だそうです。工事費も2,700万と看板に出ておりました。

さて、地球上には水を蓄えた海、湖沼、川があります。地下にも水がたくさんあります。嵐山町も当然のこと、沼、池、川があります。その沼では、昔泳いだ記憶もあります。ご年配の方の思い出の一つに刻まれていると思います。

そこで、嵐山町のきれいな沼の再生を期待して、以下、お尋ねします。

(1)、現在、嵐山町には町管理の沼が幾つあるのか、伺います。また、いつ頃の調査なのかも伺います。

(2)、沼はかんがい利用や火災防止等になり、大切なものです。しかし、沼の中には、下流のかんがい利用等の使命の終わったところもあります。使命の終わった沼の割合を伺います。

(3)、町は、沼に関して各地区の土地改良区整備組合との連携をどのように図っているのか、伺います。

(4)、使命のあった沼を埋め立ててしまう等の利用活用の方法はあるのか、伺います。太郎丸地区のある方は、自宅に隣接する役目の終わった小さな沼の悪臭に苦勞し、自ら、時期になると池の清掃をしている例があります。

(5)、町の沼を年次計画で火災の少ない時期等に干して、現在町が行っている川の再生と同じくきれいにしたほうがよいと考えます。さらに、きれいな沼は生物の再生にもつながり、多くの面で相乗効果が期待されると思います。沼の再生計画は立てられるのか、伺います。

最後の(6)、沼につながる山道についても、消防自動車が入れないような場所もあります。この道の整備は、消防自動車の給水機械を傷めないようにするため、湖水の浄化と同様に必要なことと考えます。整備計画は立つのか伺います。よろしく願います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目(1)から(5)について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

町の現在のため池台帳は、平成23年度に整備され、所在、ため池、ため池の面積、

管理者、受益面積と管理上必要な項目の調査を実施し、148か所のため池のデータが管理をさせていただきます。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。台帳管理されているため池で、下流域に用水の利用がされていないなどの理由のため池として使用されていないため池が16か所で、約1割でございます。

続きまして、(3)につきましてお答えさせていただきます。土地改良区等がある地域では、必要に応じて取水期前の用排水調整委員会等に出席をし、維持管理状況であったり、貯水量等の情報共有を行ってございます。維持管理につきましては、水利を使用している受益者により管理をされております。ため池の除草等の地域で行う共同作業に要する費用の一部を町で多面的機能支援事業等により支援を行ってございます。

続きまして、質問項目(4)につきましてお答えさせていただきます。沼下で水利をしている受益者がいなくなり、その用地が官地の場合でため池以外に利用しているケースといたしましては、規模を縮小し埋立てして広場等の用地で活用したり、地区の集会所の用地として一部を利用されて管理をされているところもございます。

続きまして、(5)につきましてお答えさせていただきます。ため池の管理及び保全につきましては、西日本豪雨の災害であったり、ため池の農業水利に甚大な被害が発生したことにより、ため池の緊急点検が実施をされました。当町におきましても、平成30年度に実施要件に該当する38か所のため池の点検を実施し、決壊等のおそれは認められませんでした。現在、詳細な調査やハザードマップ作成作業を実施しておりますが、ため池等の浚渫の計画は今のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(6)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(6)につきましてお答えさせていただきます。

沼につながる道は、いわゆる赤道が多く、一部を除き大型車両が通行できる幅員はございません。現在町では、現存する橋りょうや道路の維持管理を優先的に行っているところでございます。道路整備におきましても、幹線道路を中心に改良を進めているところであり、山中の町道を拡幅する計画はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

1に関してですけれども、嵐山町の沼148とご答弁いただきました。併せて調査した年代、23年もお答えいただきました。沼の数というのは、時の流れ、時代で増減もあると思うのです。とりわけ減少だと思えますけれども、頃合い見て再度調査してみたほうがよいと思うのですけれども、かなり費用もかかると思うのですけれども、その予定はあるかということを含めて伺います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

再度の調査ということでございます。今、町148か所のため池の中で、災害等のおそれのある、下流域に人家があるとか、大きなため池等につきましては38か所、それは詳細な調査のほうを実施してございます。

それ以外のため池等につきましては、地元の水利組合等々と必要に応じまして話し合い等をさせていただきながら、必要のないものにつきましては、再利用の方法があるのかどうなのか、そういったことも含めて、ため池等の用途の廃止を行っていくというふうなことになるかと思えます。隔年で何年に一遍か、全町のため池を調査するということにつきましては、費用等もかかってまいりますので、そういう計画は今のところはございません。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。

続いて、再質問ですけれども、(2)、(5)、(6)等に関してです。きれいな沼の再生を期して、嵐山町の沼の状況を時間をかけて見て回りました。全部見て回ることは厳しいので、サンプリングという方法を、手法を使いました。昔は、農業分野でホバ法というのがありました。今はあまり言葉は使われてないようでして、辞典を見ても出てないのですけれども、ホバ法って、すなわち広大な土地の面積の土地の作物の収穫とか品質を調べるため、全部を調べることが不可能な場合、複数部分に分け

して、その部分を無作為、ランダムに抽出して全体を推しはかる、エスティメートする方法なのです。そこで、私、地域課から嵐山町の地図をちょっと借りて、もらってしまいましたけれども、嵐山町を230区分に分けまして、縦が10、横が23、方眼に分けまして、無作為に21か所抽出しました。沼のない部分があります。また、ほかの町が入っている部分があります。そこは再抽出しました。これ1か所を見たところは、また2回目見るわけいきませんから、非復元抽出という方法ですけれども、見て回りました。その結果、やはり昔のように泳げるような沼は皆無でした。町にある全部の沼を見て回ったとしても、恐らく泳げるような沼は今ないようです。これは、山の手入れがなされていないことや、定期的に沼の水を干していないことも理由に挙げられると思います。

昔は、枯れ葉とか枯れ木が生活のために使われました。そういったものも利用するというので、山の手入れもあったと思うのですが、今はなされていないと思うのです。それもあります。しかし、嵐山カントリー内の沼と北部地区、古里、吉田の沼がきれいでした。カントリー内では、水をくみ上げているそうです。カントリーに行きましたら、理由を話して、地図にカントリーが出ていましたから、その沼を見て回ったのですけれども、丁寧に理由を話しましたら、鎌形地区のチーフマネージャーが車に乗っていただきまして、全部ゴルフ場内の沼を見て回ることができました。中には、地図では4か所と出ているのですけれども、今は2つが1つになっているような場所もありました。帰りには、コーヒーもごちそうになったのですけれども、古里地区、吉田地区では、土地改良区と水利組合がかんがい用水に利用できるように取り組んでいるそうです。定期的に沼を干しているそうです。しかし、それでも県の看板とか、町の看板、小川警察署の看板というのは、きちんと張られているような場所は皆無でした。本来立てるべきだと思うのですけれども、皆無でした。

なお、きれいな沼の例ですが、隣の滑川町と東松山市の北部では、きれいな沼があります。魚のカネヒラというタナゴの一種で、愛好家の間では1匹3,000円もするような、そういうものが捕れる場所もあります。私ももらって、玄関のところで飼っているのですけれども。

嵐山町の沼というのは、魚がいても多分ブラックバスやブルーギル、コイとかクチボソ程度だと思うのです。そういう状況なのですけれども、21か所の沼を見て回った概況ですけれども、電気製品等が捨てられている場所はなかったのです。これは、行

政指導がなされているあかしかと思えます。よいことだと思います。

21か所見て回った結果です。5段階に分けました。いいほうから言うと、水がほぼきれいで、ほぼアシなどが生えていないというのが21か所、水がほぼきれいでアシなどが生えているというのが2か所、それから水が濁ってアシなどで覆われているというのが2か所、水が少なくてアシなどで覆われているが2か所、水は全くなくアシなどだけであるというのが2か所でした。沼の形態をなしていないのが6か所、見て回っている3分の1です。

やっぱりこういった沼に関しては、沼利用の水利組合、先ほども答弁ありましたが、相談して火災の少ない時期等に、緑の多い時期ですか、沼の樋ぼというものがありますけれども、あれを抜いて沼底の土を天日干しにするというのですか、そういったことも必要ではないかと思えます。滑川にある二ノ宮山の下の沼、あれ釣堀に利用されていますけれども、あそこ水はそんなにきれいではないのですけれども、年に1回そのようなことをやっています。沼を生き返らせるためにも考えていただきたいと思うのですけれども、具体的な対応あるかどうかということをお尋ねします。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

先ほど沼の管理につきまして触れさせていただきました。北部地域の、特にため池を持っている土地改良区、土地改良組合等につきましては、多面的支払いの交付金を活用しながら、補助事業を活用しながら、沼の中に入っている倒木であったりですか、のりの草刈り、そういった沼の維持管理に使用していただいて、活動を行ってございます。

沼のほうの沼干しというふうに言われる作業でございますけれども、ここ数年来やっている組合等はちょっと把握してございません。多分やられていないのかなというふうに考えてございます。

どうしても今、用水を水稲に使うというふうのございますので、かんがい用水使わない時期、やっぱり冬の時期にそういったことをやるのが通常の例になっているかなというふうに考えてございます。ただ、土地改良区、利用者のみでなくて、やはり地域の活動の一つとして、そういったものが皆様からの声が上がってくれば、町といた

しましてもやり方であったり、そういったものも相談をしながら調整ができるのかなというふうには考えてございます。ただ、沼の底樋そのものがそういったこと、事業をやってございませんので、機能しているのかどうなのか、そういった課題も考えられますので、そういったものも含めまして、地元と検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） では、地域から上がってくれば、相談することも可能だということですよ、はい。

次は、4に関してですけれども、先ほど太郎丸地区の例を出したのですけれども、あるお宅、家の隣の沼の悪臭に非常に悩んでおります。その池は、下流の耕作地への水の供給の使命が終わりました。しかし、水がたまります。夏になると、少しの水がたまって腐るようです。そのようなケースというのは、嵐山町にほかにもあるのではないかと思うのです。先ほど、そういったことも、埋め立てることも可能だという話もありましたけれども、こういった町の状況全体というのを区長会等で把握して、ヒアリングして、そういった状況把握というのは、することは可能ですかということで、質問させていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ため池のほうの管理につきましてでございます。ため池につきましては、大きく分けまして官地のため池と、個人が昔の食料難等によりまして、民地につくられたため池というものも存在をしております。当然そういったものにつきましては、個人の方々が管理をされているため池というふうにこちら把握をしておりますので、そういったものに関しましては、やはり所有者の責任の中において維持管理をしていただくというところが出てくるかなと思います。

底地が官地の場合につきましては、地域の方々等のため池の用として使用しないのであれば、利活用につきましては地域の方々と相談をしながら、やはり管理をしていくというふうな方向になるかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございました。

それから最後に、突然ですけれども、町長さんのほうに質問させていただきますけれども、嵐山町、川の再生というのは、非常に興味持たれてなされていると思います。川の再生です。沼については、対策があまり進んでいないと思うのですけれども、嵐山の沼のあるべき姿というのですか、そういったことにお考えがありましたら一言お願いしたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

川の再生というふうにおっしゃるように、県の指導、そして県の事業として行われているわけなのですけれども、沼のほうについては、そういうような県の事業も大きなものはない状況だと思うのです。そういう中で、滑川町とこの近辺の沼を世界遺産にしていこうという動きもあるわけなのですけれども、それについて沼をいろんな形で、お金をかけてきれいにしてどうするということまで、まだ話が進んでいない状況です。

それで、今いろいろ答弁させていただいたように、それぞれの沼が官地、民地、それぞれあるわけですけれども、どちらもなかなか水稻の状況がこういう状況ですので、それと人口減少、高齢化というものがダブって押し寄せてきていますので、なかなか沼の管理というところまで手が回らない。そういう中であって、沼の近くの木が枯れて、川の中にとか道路を塞いでいるとかいうようなものについては、緊急のものについては対応を図っているわけですけれども、さらに一歩というのが、いま一つの状況でございます。

そういう中で、議員さんおっしゃるように嵐山町の環境をよくしていこうというようなことについては、町でも大きく関心があるわけですし、地域の水利関係者の皆さん、そして利用者の皆様、それからそれを取り巻く地域の人たちと、いろんな形で連携を取りながら、管理をこれからさらに進めていければいいというふうに思っているのですけれども、なかなかこのところがどうきかけというのが難しいわけですけれども、ひとつ嵐山まもり隊という、嵐山町を守っていこうという人たちが地域活動を起こしていただいているわけなのですけれども、そういう人たち、それから地域のボランティアでやっていただく人たちの動きというものもあるわけですけれども、そ

ういものと同アップをして、町でやれる事業、そして地域の皆さんの応援をいただいで進められる事業というよなものをかみ合わせて、嵐山町の美化一層進めていけるよな状況が取られていいと思て、町でもやれることは対応を図っていきたいというふうと思ております。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。

続いて、質問項目2番、よろしいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○2番（山田良秋議員） 空き家対策についてでございます。

去る1月21日、テレビ埼玉で、大野埼玉県知事の定例記者会見がありました。たまたま見る機会がありました。知事によれば、埼玉県には現在338万5,000戸の住宅があるそうです。そのうち34万4,000戸、約10.2%が空き家ということです。空き家は、防犯面、不法投棄面、衛生面、草木の伸び放題による被害、景観面、屋根・壁崩壊による二次被害、コミュニティのブラックホール化、ブラックホール、宇宙にある天体で、光を吸収してしまう質量だけがある星の例えです。の課題山積状況になります。この空き家の数は加速され、8,415万戸になることが推測されると言ておりました。大野知事は、今のうちから空き家を抑制することが急務だと強調しておりました。嵐山町も例に漏れないと思います。以下について、質問させていただきます。

(1)、県では空き家対策講座に115件の申込みがあり、現在でもこの講座は3日に1回の割合で実施しているとのこと。嵐山町では、このような講座を実施しているのですか、伺います。

(2)、県では空き家をつくらないため、司法書士会、不動産業界と連携し、親が生存中に家の所有の責任明記をしなければ家を手放すことができない、こういう旨、マニュアルを示す工夫等を凝らしているとの話もありました。この点について町では、県のうちの町ですけれども、どんなふうに進んでいるのか、取り組んでいるのか、伺います。

(3)、知事の会見では、毎日新聞の記者から空き家利用についての質問があり、知事は答えられませんでしたけれども、関係部長に答弁を振りました。部長は、アトリエや集会所の利用等、ただ2点のみ答えただけでした。嵐山町では、空き家は花見台工業団地の外国人若者労働者にも使われていると思います。嵐山町では、ほかに空

き家利用のケースはあるのか伺います。さらに、ほかの活用方法の予定はあるのかも伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

埼玉県では、空き家の増加を予防する抑制対策の取組として、相続おしかけ講座を企画し、去る１月21日の県知事の定例記者会見では、令和元年6月から12月末までの半年間で、申込数は115件、4,100人の参加を見込む状況との説明ございました。

嵐山町におきましては、昨年11月9日に志賀2区で、この相続おしかけ講座が開催されているところでございます。

続いて、（２）につきましてお答えをさせていただきます。（１）でお答えした相続おしかけ講座は、現在、埼玉県司法書士会の方40名、行政書士会の方10名程度を講師として確保し、同じテキストを使用して実施しております。

この事業は、まずは相続対策の必要性を認識してもらうこと、対策方法は個人の状況により異なるため、専門家への相談を促すこと、これらを目的としておりまして、講座で使うテキストには相続対策の必要性に関する背景や遺言など、相続を円滑に進める手法を紹介する程度の内容がまとめられています。また、テキストよりさらに踏み込んだ相続に関する内容については、個人により異なるため、埼玉県司法書士会、埼玉県行政書士会及び埼玉県弁護士会の相談窓口をテキストの後半に掲載し、専門的な相談窓口を紹介しております。

町におきましても、相続に関する専門的な相談への対応としまして、これらの相談窓口を同様に紹介しているところでございます。

続いて、（３）につきましてお答えをさせていただきます。町内の空き家の利用ケースとしましては、住宅ではございませんが、空き店舗を活用した駅前通りのボックスショップがあります。また、その他の利用方法としては、町の空き家バンクに登録した物件が貸家として利用されたケースがございますが、その他の利用ケースについては把握をしておりません。

なお、今年度、空き家利活用モデル事業により改修する空き家につきましては、地

域の自主グループによる高齢者等の集いの場を利用する予定と伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。準じてやっているということでもあります。

再質問させていただきます。1点だけです。1月21日の産経新聞の記事をある議員の方に頂きました。これ内容というのは、「毛呂山町の空き家率15.9%、県内ワースト脱却」というものでした。2013年には、毛呂山町空き家率が19.8%、20%もあったそうです。川角団地とか。それから、5年後の2018年には15.9%になったそうです。これは、大学や民間企業と協力して減少させたというものです。概要については、新聞等にあります。

ちなみに、嵐山町は2018年に空き家の率は5位に浮上しております。そういう状況です。毛呂山町については、解体費用の補助金ですか、こういったものを出しているそうなのですけれども、空き家について、区長会等を活用して持ち主を確認して、非常に被害を被っているところもあるのです。私の家なんか、家の所在が分からなくて、大きな木があって、役場に相談して自腹5万円出して切ったというようなことがあります。そういったこともあります。非常に被害を受けている方もあると思うのです。こういった毛呂山町のように、お金がない中ですけれども、そういった解体等に補助金等を出せないのかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

毛呂山町の数字を、率を出していただいたこちら、平成30年住宅・土地統計調査の結果で、その数字かと思えます。嵐山町も、その調査結果で空き家率が14.4%、県内で5位ということで、前回の調査結果からすると、前回17位だったのが、12.0%から14.4%、調査の結果では上がっているという状況です。この調査は、あくまでも目安として参考になるものかと思えますが、抽出調査であって、推計値ということであるので、ダイレクトにこの数字ということではないにしても、やはり空き家の問題は喫緊の課題であるというふうに考えております。

まず、予防対策としての相続おしかけ講座のご質問をいただいておりますので、今年度は1回の実施でございましたけれども、まずは来年度、区長会等に投げかけといたしますか、お話、紹介しながら、希望するところでぜひ開いていただいて、相続によって空き家になるというのが、非常に後々大変な問題になり得るということもございますので、その辺の予防対策はしていきたいなというふうに考えているところでございまして、あとは空き家の所有者に対して、これは今年度中に準備をして、来年度の固定資産税の納税通知書に同封するような形で、現在住んでいる方も、今後の相続対策に少し考えていただくような形の内容、それから空き家についてはこういった問題が発生するのでという、ちょっと空き家に関連するチラシを同封して予防対策、それから空き家の方にも固定資産税の納付書を送りますので、そういった方に対応していただくような、促すためのチラシを同封していきたいということはやる予定でございます。

それから、実際に除却であるとか、そういったことに対する経済的な支援、それにつきましても今現在は、そこまでのことは検討段階に入っておりません。今できることにつきましても、基本的には増やさない、それから今ある空き家については適正に管理を促すというような、そういった取組を今後もっともっと積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） それでは、幾つかの具体的な対応ありましたけれども、ぜひとも実行をお願いしたいと思います。

以上で質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号9番、青柳賢治議員。

質問事項1の東京オリンピック聖火リレー「地域の盛り上げ施策」についてです。どうぞ。

〔9番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳賢治でございます。議長のご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、東京オリンピック聖火リレー「地域の盛り上げ施策」についてでございます。令和2年の7月9日、第4区間として国立女性教育会館からつきのわ駅方面へ聖火リレーが行われるということでございます。11月25日の全協におきまして報告をいただいたわけでございますが、その際の説明にあつては、嵐山町に決定権がないこと、それから子どもたちのレガシーになるようなことを考えているという説明でございました。

その中で、このオリンピックの意味ということを考えますと、日本で2回目となるオリンピックとなるわけでございますが、日本のことについて、さらには嵐山町の未来について考える絶好の機会ではないかというふうに思います。1月に入りまして、町立小学校の生徒にサポートランナーの募集があったようでございますが、町としてこの地域の盛り上げ施策をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

聖火リレーでは、一部の区間でセレモニーが実施されます。第4区間の出発地である国立女性教育会館においては、ミニセレブレーションが実施されることとなりました。ミニセレブレーション開始前に、太鼓会「嵐」による太鼓の演奏を現在検討しているところであります。

また、セレモニーが実施される区間において、スタート地点から公道までの敷地内をサポートランナーが最大20人まで走ることが可能であります。第4区間である嵐山町、東松山市及び滑川町と協議の上、本町からランナーを選出することとなりました。検討の結果、これからの未来を担う子どもたちに国際的イベントに参加、体感いただく貴重な機会であることから、現在の小学4、5年生、当日の5年、6年生でございますが、を対象として募集することといたしました。おかげさまで、定員の4倍を超える申込みをいただき、関心の高さを感じたところであります。

その他として、菅谷小中学校においては会場から近いことから、児童生徒の沿道のにぎやかしのために応援への参加を検討しております。

いずれにしても、オリンピックの聖火リレーは国際的イベントで失敗の許されない事業であることから、組織委員会、県実行委員会、警察と連携し、セレモニー、交通規制を含めた警備体制の充実を図り進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ある程度このセレモニーの内容のようなものが、ここで明らかになってきましたけれども、私この質問をさせていただいた背景には、議会ではこういった、本当に聖火ランナーが通過することについてどんなように考えているのかねという町民の方からも素朴な質問がありました。それで、いやいや、実はこういうことで全協で報告受けているので、なかなか我々も入り込むような余地があるようなところではなさそうだなという印象が私ありまして、それで、でもあるところの団体には、こういったような話もあったりするというようなことも聞きました。

そんな中で、私が一番、1月に入りまして東京大学の御厨教授が、このオリンピックというものをどういうふうに捉えていかななくてはならないかという記事が載ってまして、そこからいろいろ考え出しましたけれども、やはり今の盛り上げ施策を見ますと、一般の我々ですか、町民、これがどこに参加していくのかなとなると、ちょっと見えていないのです。むしろ隊列がかなりの長さにと及ぶということの中で、ちょっとそこに行くことが、どちらかというと控えてもらいたいというようなものになってくるのか、その辺はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

なかなか具体的なところは、まだ決まっていないところも実際にあるわけですが、やはり一番は、そのパレードを町民の方にも見ていただきたいと。ほぼ1キロになるようなパレード、実際のランナーが走る前後といたしますか、前のほうですけれども、大型のトラックなり、組織のスポンサーのトラック等も何台も通るといことで、その間にはスポンサー関連の人たちが旗を振ったりですとか、グッズを配ったりしながら事前に通る、また警察車両も通るといことで、実際に予行演習も東京のほうで行われる中で、かなりのにぎわいがあったといことでございますけれども、そういったやはり組織本部、大会本部といたしましても、この聖火リレーを国

内全体で盛り上げていきたいというお考えがあるようですので、ぜひ沿道にはたくさんの方、参加していただきたいところでありませうけれども、7月9日という夏でございますので、その辺もいろいろ考慮しながら、また一方で警察のほうではテロ対策というようなこともかなり真剣にお考えになっておられるという中で、その辺も安全に、また国際的イベントとして町民の方に喜んで見ていただくためにはどうできるかということは、これからまたさらに細かいところを詰めていきたいと考えています。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この件については、1月に入って4倍を超える子どもさんにも関心があったというようなことで、なかなか今の子どもたちもスポーツを通じた人間形成というのでしょうか、ところにもいろいろと思いが及んでいるのだなというふうに思っていますけれども、やはり今この埼玉県の63市町村ですか、その中でも約半分、そして町村を取り上げると1日目の三芳町、それから2日目には皆野町、長瀬町、杉戸町、宮代町と、そして3日目には嵐山町と滑川町だけなのです。この7市町村、この中に嵐山が一応選んでいただいたわけでございます。

そういった意義も考えていきますと、やはり我々の年代は、ある程度東京オリンピックというのは、こんなイメージで、こんな形だったというのはイメージできているのですけれども、まさに日本が世界に羽ばたいていく時代でございます。そして、この2回目になるオリンピックというのは、やっぱりよくよく考えると、これからの先々に、今コロナの問題も出てきていますけれども、去年台風もあったりする。そういったようなものの現状を、やっぱりもう一度この日本列島というものを考え直す時期ではないかというように御厨教授は言っているのです。まさに7月9日ですか、聖火ランナーが出発してきます。24日ですか、福島の方から出ていくわけです。それが8月9日までかけていくわけですが、その間というのはこの日本が聖火ランナーが走っていく、非常に日本人だけではなくて、多くのグローバルな世界の人たちが注目をする一つの日本が、福島のあいつた災害があつてからどうなつていったのだというようなこと、熊本であつた地震がどうなつたのだとか、そういったいろんな災害があつた中で、日本がこうなつてきているという姿を見せる。これから先のことを考えるという時代にも入つてきているのではないかというように私も思っているわけです。

そんな中で、この嵐山町において、そういったなかなか得難いチャンスがあるわけ
でございまして、そこをやはり嵐山町の宣伝にも使っていかななくてはならないだろう
し、そして子どもたちにも、いわゆる聖火ランナーが通過するという、本当であれば
全部全国の市町村までいきたいわけですけども、そもいかないわけで、そう
いった嵐山町にあるということ、思いをいたしますと、私が1つ、2つですけども、
提案しておきたいのは、このオリンピックの聖火ランナーに立ち会えるという喜び、
そういったものを分かち合って、嵐山町の前進につなげていくというようなところま
で引っ張っていかななくてはならないのではないかとこのように、私は議会人の一つと
して考えたところでございます。

そして、この提案が2つあるのですけれども、今課長から沿道を盛り上げてくれと
いうことで、そういう答えがいただければよかったなと思って、これは当然分かりま
すよね、嵐山町の町旗です。町旗。そして、私がちょっとここで、小学生の人たちも
暑い中で、できれば応援に来てもらいたいというようなこと書いてありましたので、
オリンピックのやっぱり意義のようなもの含めて、嵐山町の町旗というのが、嵐山町
章ということで昭和42年4月に制定されているのです。そして説明の中に、「ラン山」
を上下に配置し図化したものであると。町章の意図するところは、町民が一致協力し
て清く明るく進む気構えを示して、第5次総合振興計画をまちづくりにつなげるとい
うことを示して、融和と発展を象徴するものであるということに書いてあります。

どうなのでしょう。こういう機会に、私も正直言ってこの「ラン山」という町章
を、「ラン山」を上下逆さまにしたものだ、なかなかちょっとどこが「ン」で「ラ」
だかわからないところあるのですけれども、こういったようなものをまず小学生の低
学年に、広報の中に1枚これでいいですよ、こういった白のもの入れるのです。そし
て、お父さんやお母さんと一緒に嵐山の旗ってこんなものだねと作ってみる。それは、
この紙1枚をおあげするだけで子どもさんは塗るだけです。A4の紙でも、このサイ
ズでできれば。そういったものを作って、そしてオリンピックの聖火ランナーが嵐山
に来るのだ。そして、やっぱりその中からまた先に優秀なスポーツの選手になったり
する子どもたちも生まれてくるのではないかと。そのくらいに、これからの50年を背
負っていく子どもたちに、そういったことをやってもらえないかねという大人がいて
もいいのではないかと思います、課長で答えられなければ町長でも結構です。どう
思いますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

とてもよい提案をいただいたと思いますけれども、いずれどういう形にしろ、広報等もこの後も何度か、1度や2度でなく、ただありますということではなく、議員おっしゃるとおりせっかくオリンピックの聖火リレーが嵐山町で行われるということですので、そういったオリンピックの歴史なり意義なりといったものは、広報や、また当然文科省のほうからも、オリンピックについてのいろいろな文書等も、通知等も来ておりますので、そういったものを学校の活動の中でも、小学生は小学生、中学生は中学生で、せっかくこの2020年という年ですので、いろいろ盛り込んでやっていきたいと思えます。

その中で何ができるかという中で、嵐山らしさの応援なり、にぎやかしということで、先ほどご提案いただいたことも含めて、いろいろなことを今後具体的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 非常に嵐山というのが、こういうものなのだということを見せる。そして私が思うには、小学生の1年生か2年生ぐらい、嵐山町の町の旗ってこんな旗なのだなとイメージをしてくれるだけでも、自分の生まれ育った地域のことを分かることなのではないかと思えます。

それで、それにプラスこの旗をみんなで作ってみようよ、高学年はそれこそ自分の好きな国、グローバルの国ですから、今時代ですから、オランダのこういう選手が好きだ、アメリカの水泳の選手が好きだと、そういうような国の旗をどんどん作ってもらって、それこそ手作りの旗で嵐山の聖火のランナーを応援していこうよというようなところにつなげていってもらいたいと思えます。

そして、このオリンピックの意義というのは豆知識にして、旗の後ろでも横でもいいですよ、もう一枚ぐらい紙つくって、オリンピックのいろいろある色はどのような色なのだ、世界にある5つの大陸を表しているのだとか、なるほどなど、小学生が5年生、6年生になる、今度1年に、4月になりますから、そういった意味も含めた何かそれを一つ生かして、そして嵐山町が元気が出てくるというようなところにつなげ

ていくということが、私はこれはやっぱり大切なことだろうなと思っていますので。

これで、あと地域でもう一つ、私は東京オリンピックのときは、重量挙げの三宅選手だとか、いろんな方がいらっしゃいました。56年前ですから、ちょっと私とはつきりしていないところあるのですけれども、ある集会所、夏で暑いですから、この選手のことについてはちょっと俺説明できるよというような、地域の盛り上げ施策だから、地域でもそういった人たちが、集会所なら集会所でもいいですよ、集まって、この選手はこんなことだったのだと、地域である選手を応援するとか、そういった企画、そういったことも地域は盛り上がっていくのだよと。そして子どもたちに、こういう選手がいて、新しくできるスポーツ、ボルダリングなんていうのはこういうスポーツなのだとか、そこから関心を持って行って、選手もやっぱりつくり上げていくというようなところにつながられればと思って地域にも盛り上げ策を、町としても、お金は出せないかもしれないけれども、そういったようなことでオリンピック盛り上げて、一緒に2020の東京オリンピックを体験して、見て、一緒にそれを過ごそうよというようなことがあっていいと思います。

私としては、議会として何らかの発言はしなくてはならないだろうという思いの中と、それからオリンピックの聖火のランナーが日本を回っていく、その日本列島の姿というものは、もう一度これからいろんなことが起きてくる中で、我々の中でもオリンピックを機に、この日本列島というのはどうあるべきかということを考えるきっかけにもしていかななくてはならないのだというふうに思ったりしますが、町長はオリンピックイヤーとおっしゃっています。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

大変心強い、力強い応援のご意見をいただきました。今回のこの聖火リレーの実行委員会というのに、偶然ですけれども、県の町村会長という立場ちょうどやっていたものですから、冒頭から関わることになりました。そして、知事さんと県の教育長、そして警察のトップ、それと市長会、町村会、この5人でスタートいたしました。それで、その中で一番最初、警備というのが何とでも一番先であれなのですけれども、埼玉県警として、これ以上できないというところまでやりますというのを一番最初警察のトップが言いました。そして、県の教育長が、何とでも今議員さんおっしゃる

ように、毎年あるオリンピックではありませんので、この機会に子どもたちにレガシーという話もありましたけれども、思い出に残る資産としてしっかり残るような形のものにしたい。ただ、広範に、広い範囲にわたるので、子どもたちを全て学校を休みにして、あっちに移動する、こっちに移動するということはちょっとやれないのではないかというのは、交通止めがあったりとか、あるいは交通規制というのがあるものだから、その場所のところを行ったり来たりというの難しくなるだろうということで、学校が近くにあるところの生徒については、休みということではなくて通るときに応援をするような形の体制が取ればということで、そのときには一番最初の会議ですから、県の教育長としてはそういうような話がありました。近くのところには行けるような形に、そしてその日は学校を休みというようなことにはしないという基本的な考え。それから、警察のほうでは、今言いましたけれども、最大限の話でありました。

そして今回、特にそのときもあれなのですけれども、一番気にしているのというのは、今までの警備というのは、制服を着て帽子かぶっていると、何となく警備ができてしまうような感じだったのですけれども、今は上、ドローンというか、そういうようなものを防御するという難しさというのが、180度、周りだけではなくて上下が入ってきてしまって、どうする。それで一部には、警察のほうで言っているわけではないですけれども、制服をあえて脱いで、それで観客、観光、沿道の人たち、あるいは物陰にというようなところに、警察はいないのだよと、逆にそういうようなこともしなければいけないかと、そうした警備が必要ではないか、そんなことも言われました。

そういう中で始まったわけなのですけれども、今言ったように、そのときに町村会長として話をしたのは、町の中のところを全部通るようにしてもらいたいけれども、なかなかそういうわけにもいかないだろうと。そしたら、市と通るところの割合を同じぐらいにしてくださいと、市で20個やったら町のほうもその割合で同じようにしてくださいというようなことをお願いをしました。そうでないと立場上困りますからという話をしたのですけれども、県でもいろいろ考えて、条件を出しました。条件をつくったのです。それで、埼玉県を通るのだというようなことで、埼玉県といえばこういうところ名所だよ、こういうところ有名だよ、というようなところは入れよう。それから面積、うちのほうは面積は町村会持っていますので、面積と言ったのですけ

れども、そしたら人口比というのをい出されてしまいまして、人口の割合も加味をしてというようなこと。それと距離と時間、3日間つきりありませんので、そこのところを通る。そして、走るというか、移動する時間というのでもJOCのほうで決められているらしくて、それに守って、そうするとこれぐらいつきり時間がないという中で、どこを当てはめるといふことで、県の実行委員の事務局を中心に、苦心に苦心を重ねてコースが出来上がった。しかし、このコースが出来上がっても、上のJOCのほうにお伺いを立てて、埼玉県はこれでいいよとか、ここのところはこういうふうにしなさいとかいふようなことがあって、決まったといふことでございます。

そういう中で、町村の中では限られた町だけになってしまったわけですが、そういう中で、今お話しのように、何としても毎年あるオリンピックではありませんといふことで、子どもたちに、そして地域に、そして嵐山町にとってといふような、そういうような地域も含めて3つの、1つの市、2つの町と連携を取りながら今進めているわけですが、そういう状況の中で、嵐山町の対応といふのを窓口をどこにするといふことで、教育委員会が中心の窓口になってくださいと。それで、教育委員会だけだといふような話があって、なかなか言いづらいといふあれがありましたので、私のほうから教育委員会にあれをしてくださいと、それと関係をする部署といふのを、関係するところは全部そこのところの教育委員会で、指示の下に一体となって動いてくださいといふことをお願いをしました。

それで、例えば聖火が通るところが交通止めになります。しかし、その前後はどうなるでしょう。聖火が通るところといふのは、警察のほうでしっかり規制をしてやるでしょうけれども、そこのところに見に来る、あるいはそこのところに何か関心があるといふような、例えば町外から来る人がいるのではないだろうか。そういう人たちはどうするのだろうかといふのをうちのほうで想定して、対策しないといけない。それと、交通止めをする区間のところにも道路がこういうふうにならぬ本が突っかかっているわけですので、そこのところも通してはいけないと、入っていったら困りますので、そういうようなところをどうするといふようなこともありますので、消防団にもお願いをして、消防車両なんかで交通止めをしてもらうとか、そういうところについては、あるいは、安全協会の人たちにいつもお願いをして本当に恐縮ですが、安全協会の人たちにお願いをしようか。それから、距離があれだけの区間ですが、やっぱり人が並んでといふとかなりの人数になりますので、いろんな形の嵐山町の組織、

いろんな組織があるわけですが、そういうところの組織の老人会の皆様方、婦人会でございますとか、いろんな地域の皆様、そういうような方のところに区長さんにもお願いをし、いろんなところに話をかけて、おっしゃるように嵐山町を挙げて、地域を挙げて、この9日の日を何としても盛り上げて、そして思い出深い一日になるようにしていきたいというふうに思っています。

それで、埼玉県はおっしゃるようにずっと後なわけです。東北から入って流れてきて、ですから連日聖火リレー、聖火リレー、日本中、今日は、明日というので盛り上がってきて、最後の最後のところですから、さらにというような状況にもなると思うのですけれども、役場の職員も限られた中で対応していくわけですので、とても足りない状況になると思いますので、いろんなところ、まさに町を挙げてオリンピックを迎え、そして聖火リレーをしっかり通すということに徹していきたいというふうに思っています。

議員さんおっしゃるように、町を挙げて、そして町民挙げてやっていきたい。それで、そこのところに行けない人なんかにも、先日もちょっとケーブルテレビさんにもお願いをしたのですけれども、何か撮れないだろうか。それ撮って流すというのも、NHKではないですけれども、即流すというのもなかなか今この時代ですけれども、嵐山町の中ではちょっと流せない。ですから、録画をしたものをどこかのところできできないだろうかというようなお願いもいたしました。ですので、できる限りの策を弄してご協力をいただきながら、できることを対応していきたいというふうに考えています。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時14分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の再質問からです。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 町長のほうから丁寧な答弁いただきまして、なかなか警備をする人、それからいろんなご苦労の上につくり上げていくということもよく分かりました。

いずれにしても、でもこの大会ビジョンは、スポーツは世界と未来を変える力があるというのがこのビジョンだそうです。ですから、私は少なくとも嵐山の今回の応募から外れるような人たちもいるだろうし、それから4年生、5年生以外の人たちもいるでしょう。やっぱり何らかの、さっきの町章のものを親御さんと作りながらでも、またさらにはスポーツの豆知識のようなものを入れてあげるなりして、子どもたちがオリンピック2020に関わったという、その思いがさらに50年後に、その人たちが豊かなまた日本をつくり上げていくというところにつながっていくような何らかの努力は、大人としてやっていきたいなど。我々も一町民であり、議員でありますけれども、できることは極力応援していきたいと思えます。ぜひ何とかできるように進めていければと思えます。

次、移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

この通告書が2月12日のものでございますので、非常にそこから約20日ほどが経過しましたけれども、日本も安倍首相の記者会見を開くほどの状態になってまいりました。そんな中で、当局の担当課も本当に大変な努力をされているという思いの中でございますが、質問させていただきます。

なかなか終息の感が見えませんが新型コロナウイルスでございます。専門家が言うには、このときの新聞でしたけれども、感染しても風邪のような軽い症状しか出なかったり無症状だったりする人もいると、過度に恐れることはない、冷静に対処すべきだというようなことが書かれてありまして、こんな状況にまで来るとは私もこのとき想定はしておりませんし、分かりませんでした。ただ、新型ウイルスの特措法などもあった中で、町が今後どういうふうに対応していくのだろうかというようなことが聞ければと思って、ここに質問させていただいたところでございますが、そういう中にありまして、町におきましても県の指導の下に万全な対策を準備していると思えます。町の対応についてお尋ねさせていただきます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

町の対応といたしましては、国や県と情報を共有するとともに、迅速に町民の皆様

へ情報提供するため、町ホームページ内へ「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」の情報の掲載や、窓口にてチラシの配布及びあらゆる機会を捉えて情報を発信しています。

感染拡大を防ぐには、町民の皆様のご協力が重要となります。冷静な対応に心がけ、せきエチケット、マスクの着用や小まめな手洗い等、インフルエンザ等と同様の感染症対策の実践及び不要不急な外出の自粛をお願いしています。また、感染予防、蔓延防止に向け課長会議を開催し、情報共有するとともに、公共施設、学校等における適切な対応、対策を講じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私も、まず嵐山町のホームページ見させてもらいました。令和2年3月3日時点というものでございまして、非常に細かくQA方式で出ていまして、大変担当課が努力しているなというように思っているところでございます。

そんな中で具体的に申し上げますと、ホームページのQAの中で、問いの28があるのですけれども、熱やせきがあります。どうしたらよろしいのでしょうかという内容なのです。それについては、かかりつけ医に相談してください。それから、最寄りの保健所などに設置される帰国者・接触者相談センターにご相談ください。これは、コロナを疑われた場合にはということでございます。これ見れば連日あのように、未知の世界もありまして、なかなか感染者の経路が定まらないような状況になって、本当にこの1週間、2週間が瀬戸際だということで、国も臨時休校したりしている今日この頃なわけですけれども、その中で、かかりつけ医のいる人はいいのでしょうかけれども、最寄りの保健所となっていると、ここの管轄では東松山の保健所になるのかわかりませんが、そういった電話番号とか、そういったようなものも入れといてあげると、なお親切かなと思ったりします。細かいことで恐縮でございますけれども、その辺のところもいかがかなと思ってお尋ねしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

熱があつたりせきが出たりした方は、かかりつけのお医者さんに相談してくださいということになっておりますが、もしかかりつけの先生がいない場合は、近くのお医

者さんに相談していただければと思っております。

また、電話番号につきましては、ホームページの中でご案内しているのと、あと窓口を設置してあります「新型コロナウイルスの感染症についての相談・受診の目安」のチラシの裏側に、コロナウイルスの感染が疑われる方についての相談先、それから一般的な相談も受け付けている埼玉県の救急電話相談の電話番号等は情報としてございますので、そちらのほうを参考にいただければと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） とにかくこういう事態になっているわけですから、国民の一人一人が、いわゆるうつらない、うつさないということを徹底するしかないのだと思いますけれども、このようなインターネット等を見れる人はまだ情報が早いでしょう。テレビなんか見ている人もいらっしゃる。私は、こういう機会だから、今ここに答弁いただいたのだけれども、窓口にてチラシの配布というようなこと、これもいいのでしょうけれども、これだけちょっとやっぱり未知のものがあり過ぎて分からないような、どこからどこにうつっているのだろうなというような状況の中では、チラシ的なものを各戸に配布するとか、何らかの形が求められるのではないか。それは、できる限り国が、安倍首相が記者会見を開いたわけですから、そのような努力は町にも必要なのではないかというふうに考えますけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 町民の方は、もちろんインターネットを見られない方もいらっしゃると思いますので、そちらの方への周知につきまして、2月の14日の区長会におきまして区の方たちへの注意喚起を区長さんをお願いしたところでございます。

また、戸別で回覧等の実施につきましては、今準備をしているところですので、また漏れのないように周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 本当に世界でも70数か国にまで広がってきていると、東北の人なんかは戻ったけれども、またなってしまったとか、そういうような本当に何がどうなっているのだろうかと、我々もその情報をどういうふうに受け止めたらいいのか

というところもあります。ですから、県の指導の下にしっかりとやっていただかなければなりませんけれども、やり過ぎだということはないと思うので、こういう機会は。ですから担当課としても、なかなかそれ以外の仕事もある中で大変なこととは思いますが、できる限りの努力をお願いしていただきたいと思います。

それで、1つ、これはこの質問を出した段階ではちょっとなかったのですけれども、一応学校が休校になりました。その中で、1つお尋ねしておかなくてはならないのは、全協で教育長のほうで、小学校の低学年の方がいらっしゃった場合に、教員の先生の中で対応できるような形も取れるのだろうかというような説明もあったわけですが、今日で3日目に入りました。その辺の現状といいますか、そんなに保護者の皆さんにもご理解いただいた中で、嵐山の小中は進んできているものなののでしょうか。その辺だけちょっとお尋ねしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

議員さんおっしゃられたように、今日で3日目を迎えたところでございます。校長会等を開きまして、その段階で校長先生方をお願いしたのは、特別支援学級の子どもと低学年の子どもについては、1人でいなければいけない場合には学校のほうで面倒を見てもらいたいということでお話したのですけれども、今日までの月、火、水に関しましては、どの学校も学校に預かっていただきたいという方は一人もおりませんでした。

また、幼稚園につきましては、継続で保育を行っているところなのですけれども、ご家庭のほうで、登園についてはしばらくやめさせていただきたいという申入れのあった方が何名かいらっしゃいますので、今のところ学校のほうは、体制はありますけれども、そこにおいでになられた方はいらっしゃいません。ただ、これ長きにわたりますので、3週間はご家庭のほうで見ていただくざるを得ませんので、その間に特別支援学級の子ども、あるいは低学年の子どもを見てくださいということが出てくるかもしれないですが、今日までの3日間に関しましては、今のところは一人もおりませんでしたということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) とにかく新しい感染症に立ち向かっていかなくてはならない、負けてられないわけです。

そこで、今安倍首相の会見でも、非常に中学の子どもたち、小学校の子どもたちが卒業式のシーズンだったり、そういった中で断腸の思いであるということで、休校を判断したということをおっしゃっていました。私もだから、子どもたちの中でも6年生を送る会だとか、いろいろ学校の中で計画をされていて、一所懸命そのために練習をしたり、調べたりしてきた子どもたちもいるというふうにも聞いています。これは、国難と言ってしまえばそれまででございますが、そういったやはり子どもたちにも、この新型コロナというものの脅威というものを含めて、しっかりとこれに負けないように立ち向かっていくという一つの姿勢というものは示さなくてはならないというように、私は考えますが、教育長どうでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 なかなか現状で、木曜日の夕方に総理大臣の会見がありまして、金曜日の日に急遽校長会を開きまして、校長先生方から各学級担任を通して、子どもたちのほうには話は行っているのですけれども、日々私たちのところにも、県教委あるいは国から通知が来ますが、その通知の中には、何月何日時点というのが入っているのです。ですので、国が対応していくのが日によって変わってくる状況もございますので、これは恐らく新学年になってから子どもたちみんな集めて、振り返りの中で指導するしかないのかなというふうに考えているところでございます。

今日も3月3日付で、県のほうからいただいた書類、Q&Aがありまして、いろんなこと書いてありますけれども、それも2月28日時点というのが括弧書きでありますので、これもまた変わってくるのかなということがあります。また、校長先生方には新型コロナウイルスの接触とか、潜伏期間とかの根拠がないという部分もありますので、今新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブックというのが出されていますから、一つの参考として、各小中学校、園長には、こういうものを配布させていただきました。何かの根拠を持って対応していくことが必要であるというふうに考えておりますので、今のところはそういうことでございます。

また、子どもたちにつきましては、繰り返しになりますけれども、4月になって全員集まった段階で、振り返りの中で指導ができればいいかなというふうに考えている

ところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これについては今も進行している状況でございまして、とにかく国民一人一人の方がこれに向けて注意をすることしかないと思います。

非常に専門家会議の意見も受けた上で、何とかこの1週間、2週間がということでございますから、ここはもう一人一人皆さん、役場も仕事をやっている皆さんもそうです。多くの方とあれするわけでございまして、なかなかこれで休んだりなんかしてしまうと大変な状況になってきますので、お互いに気をつけましょうということをお申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 松 本 美 子 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の新学習指導要領改訂についてからです。どうぞ。

〔11番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○11番（松本美子議員） それでは、議長の指名がございましたので、11番議員、松本美子、一般質問をさせていただきます。大きく分けると2項目でございまして。

新学習指導要領の改訂がありますけれども、それについてお尋ねをさせていただきます。これまでも試行的という取組で来ましたが、小学校の新学習指導要領が令和2年4月より全面実施となります。課題の一つが外国語の指導で、教科化されます。児童が円滑な指導体制や環境整備が非常に大切になってくると思います。

そこで、①ですけれども、保護者への対応と準備。②としまして、授業時間の確保と指導の特別な加配措置の考え方についてお尋ねし、③ですが、新規採用の英語指導力について、先生方でございますが、お尋ねします。

④ですが、教師に対する研修の支援の関係はどのようになっているのかお尋ねします。

⑤ですが、教師の負担と働き方の体制づくりということになりまして、なおかつここで減るということではなくて、増えてくるのではないかというふうな懸念がありま

すけれども、どのような働き方の体制をつくって、今現在4月からのことですが、やっていくのかお尋ねをさせていただきます。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（5）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1につきまして、順次お答えさせていただきます。

初めに、（1）でございます。新学習指導要領では、社会に開かれた教育課程の理念の実現が掲げられております。したがって、その趣旨や内容を教職員のみならず、保護者の皆様とも広く共有し、児童生徒の成長に関わっていくことが必要となります。

新学習指導要領全面実施に当たり、町教育委員会としましては、これまで2年間の移行期間において、小学校3、4年生における外国語活動、小学校5、6年生における英語授業を先行して実施してきております。また、学校だより等を通して各小学校の保護者の皆様には、新学習指導要領実施に伴う授業時数の増加や、外国語活動、英語の導入等のご案内を行ってまいりました。同時に、各小学校にはALTとともに、英語の免許を持った教員を配置するなど、準備を進めてまいりました。

続きまして、（2）、授業時間の確保と指導の特別な加配措置への考え方についてお答えいたします。小学校における授業時数につきましては、小学校学習指導要領におきまして、標準授業時数として明示されております。このたびの学習指導要領の改訂によりまして、小学校3年生から6年生までの授業時数は、全て週当たり1時間増加しておりますので、改めて学校としての確保は必要ないと考えます。

また、特別な加配措置につきましては、県教育委員会より実施されますが、学校規模の関係もあり本町の小学校は該当になりませんでした。しかし、町独自採用の講師として、小学校3校に2名の英語免許を有する教員を配置させていただく予定です。

続きまして、（3）、新規採用の英語指導力についてお答えいたします。教員の採用は県教育委員会が行っているものであり、これまでのところ特に英語に関して選考内容を変更するとの話は伺っておりません。ただ、選考試験において小学校教員を目指す方々には、中学校英語免許状所有者や、TOEIC等の英語関係の試験において高得点を取得された方には、選考試験における一次試験の合格点に加点が行われると聞いております。

続きまして、(4)、教師に対する研修支援についてお答えいたします。小学校学習指導要領の改訂に伴い、外国語活動や英語が取り入れられることにより、県教育委員会としても小学校教員を対象とした外国語活動、英語の研修会をしており、本町からもその研修会に教員が参加しております。また、県教育委員会において、小学校における研究実践や先進事例についての資料や、授業の指導案等をホームページに掲載していますので、参考として活用している学校もございます。

今後、町独自採用の講師の方々に積極的に授業づくりに関わっていただき、学級担任がALTと協力し、子どもたちのための楽しい授業になるよう働きかけてまいります。

続きまして、(5)、教師の負担と働き方の体制づくりについてお答えいたします。教師の負担につきましては、これまでなかった外国語活動と英語の授業時数が増加いたしますので、これまでより負担は増えることになると思います。それに伴う働き方の体制につきましては、特に小学校におきましては、これまでの学級担任がほとんど全ての教科を受け持つ体制から、中学年から高学年にかけて中学校と同様に教科担任制を導入する準備を進めているところでございます。教科担任制を導入することにより、小学校の先生方の負担も幾分か軽減できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、①の関係ですけれども、保護者への対応と準備ということで答弁もいただきました。そういった中で、1点だけすみませんが、この辺をしっかりと、子どもも不安でしょうし、学校の先生方も不安、親も不安ということがつながってくるのではないかと思います。質問をさせていただくわけですが、現在保護者への取組というようなものは、各学年ごとにやっていらっしゃると思いますけれども、少し親も学校のほうに出かけてきて、子どもたちがどんなふう到现在いろんなものを習い、勉強し、先生とうまくやっているのかというようなところが、私から見ると欠けていると。学校へ行けば学校へ預けてしまっておくと、うちへ帰ってくれば地域の子ども、あるいは子どもたちと遊んで仲よくやっている。これも別に悪くはありませんけれども、もう少し親御さんが、新しい科目が入ってくるということについての不安、意見、そのようなものがもしありましたら、教えていただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

今お答えいたしましたように、今回今年の4月から一気に小学校において授業時数が変わるですとか、科目の時間数が増えるということではなく、実際嵐山町ではおとし、30年度から少しずつ増やしております、今年度この4月からの全面改訂と同様の時数を既に実施しております。そのように段階的に、早め早めに、このように変わるということを保護者の方にも当然知っていただく。また、授業参観においても、そういったものを見ていただくという形で、この全面実施にいきなりお子様も保護者の方々も大きく影響を受けるということがないように、これまで先行実施2年間かけてやってまいりましたので、その辺については、大きな問合せなりご意見等は伺っていないという状況でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、スムーズに4月からにつきましては、すんなりと入っていけるので、これという心配は、保護者のほうからも子どもさんのほうからもないということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

授業時数が単純に増えるだけでなく、また例えばクラブ活動をこれまで年間20時間持っていたものを、特に20時間という必要がないので、それを10時間程度に減らして、その分を新しく増える外国語活動、英語の授業のほうに充てる等をして、一気に子どもたちの1週間の中の学習の時間が増えるというようなこともないように、影響があまり出ないような形で移行に進んでおりますので、今のところそういった問題はございません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それで多少は安心はいたしましたけれども、今まで2年間やってきたと言いながらも、これから新しい授業に実際に取り組むというものと、それからある面では前倒しでというようなことのように思いますが、その辺で、どの子

もさんたちにも一斉にスタートがきちんとできるように、先生には見ていっていただきたいというふうに考えていますので、お願いをいたします。

○森 一人議長 答弁求めますか。

○11番（松本美子議員） では、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 今局長のほうからもお話申し上げましたように、本年度もう既に全面実施と同様に進めております。保護者の皆さんの案内で一番大変だったのは、平成29年、つまり移行が始まる前の年かなというふうに思います。移行が始まる前の年には、小学校の3年生、4年生に新たに外国語活動が入り、5年生、6年生に英語が入りますよという案内をさせていただきましたので、その後、翌年には15時間ずつ増やしました。本年度は35時間増やしていますので、本年度の時間は来年度の全面実施と全く同じ時間になっています。ですので、保護者の皆さんに対しましても、英語に関する不安、外国語活動に関する不安も、ALTをその分増員して配置をしていただきましたので、その点は不安を抱かないでいただければいいかなというふうに考えているところでございますし、今後もそのようにご案内していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、移行期間も含めるとかなりの時間数を今までやってきたということですが、3、4年生あるいは5、6年生で、年間ではどのくらいの授業をやってこられたのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 英語だけでよろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

いま一度、お願いいたします。

○11番（松本美子議員） もう一回すみません、質問させていただきます。

できましたら、英語が入りまして、そこが何かの教科のほうに移行していくわけで

すけれども、始まりと最後が同じであれば、しわ寄せがそこに少しは入るわけです。
その辺のところをお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 全体の授業時数で申し上げますと、標準授業時数というのが表されていて、中学校は今回の改訂によってほとんどというか、全く変わらないのです。1,015時間というのは、中学校1年から3年生までです。

今回の改訂で、授業時数が4年生から6年生までは、それぞれ35増えましたので、中学校と同じ1,015時間になります。ただ、単位が小学校の場合は1時間が45分なのですけれども、中学校の場合は1時間が50分になります。小学校の授業時数の変更につきましては、3年生から6年生までが全て35時間増えていますので、大体1週間につき1時間増えたということになります。小学校1年生、2年生については変わっていません。この35時間、つまり1週間につき1時間増えた分につきましては、先ほど局長からも話がありましたけれども、これまでクラブ活動を小学校実施していましたが、これについてはどのぐらいやれとかという基準が明確になかったので、県の義務教育指導課あるいは文部科学省に問い合わせたところ、月に1度程度でいいのではないかということがありましたので、その部分を授業の増加分に充てていくということでございます。

それにしましても大体年間で10何時間は増えてまいりましたけれども、これはもう教育課程の改訂ということでございますので、その点は学校の中の会議を減らすなりということでも対応しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) そうすると、大幅には変わりなくて授業が増えて大丈夫だと。ですけれども、下校のときの心配等が出てくるわけですよね、ある程度は。ですから、その辺のところの対応というか、通学路の整備というか、その辺のところでは学校関係、あるいは町、あるいはPTA関係では何らかの方法を取ったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

登校時刻と下校時刻は変更しておりませんので、今までと同様でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、では登下校は一緒だということですよ。そうすると、登校のときには班ごとに集まってきます。だけれども、下校の場合にはそれぞれがばらばらというか、そういう中で自転車や何かでも通っている方もおりますし、その辺のところの安全性については大丈夫だということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 安全性については、完全に大丈夫かと言われるとなかなか答えにくい部分がありますけれども、今までと同様に、小学生については集団登校で、下校については、1年生は初めのうち教員がついたりしていますけれども、その後は1年生の授業時数少ないので、1年生が早めに帰り、次2年生、そして3年、4年、5年という形になると思いますので、結構学年単位になることはあります。

安全面については、学校のほうでも交通安全指導等で実際実施をしているところがございますけれども、完全に安全に登下校をできるように努めているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、②のほうに移らせていただきたいと思います。

こちらにつきましても、授業時間の確保と指導の特別な加配ということでお答えはいただいているようですけれども、加配の関係につきましても、現在では考えはないということの答弁だったのでしょうか。県教育委員会により実施されますが、学校規模の関係もあり本町の小学校には該当はありませんということでしたから、分かりました。

では、③のほうに移りますが、こちらにつきましても新規教諭の採用の関係につながっていきますけれども、こちらにつきましても、まず本年度、新規採用は何人、どの学校に配置になったのでしょうか。男女別でお答えください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 本年度の新規採用教諭は2名でございまして、菅谷小学校に2名配置されているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） すみません、私の聞き方が悪かったのだから何か分かりませんが、新規採用が2名ですか、来年4月から。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（松本美子議員） ばかに少ないと思いますけれども、そうですか。

〔「来年ですよね」と言う人あり〕

○11番（松本美子議員） はい。

〔何事か言う人あり〕

○11番（松本美子議員） そこを聞いているのだ。

○森 一人議長 教育長に答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 来年度と申しますと、この4月以降ということだと思っておりますけれども、この4月以降は4名の新採用を受け入れる予定でございまして、4名ですけれども、人事異動いろいろ絡みますけれども、小学校2名、中学校2名ということでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、4名の方が入ってこられたと。この方につきましては、もちろん英語が入ってくることですから、英検は持っていらっしゃるというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 新規採用教員は、小学校につきましては小学校の免許状を持っていれば可能ということでございまして、中学校につきましては中学校の専門教科の免許状を持っているということでございまして、英語の教員については新採用教員はおりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、かなり新しく入られる方については、それなりの勉強をしてこられておりますから心配はないかもしれませんが、ここで英検をしっかりと勉強してきた先生、あるいは全体的なものを小学校、中学校ということでやってきたということになると、大変なのではないかなというふうに思うわけです。

そうしますと、新規で4月から新しく入られますと、なかなか先生そのものが病気というほどではないかもしれませんが、心の病、あるいは頭の病、いろんなものに関わってきて、あっという間に過去にも辞められていったということも伺っておりますけれども、その辺の先生に対するカウンセリングとか、そういうようなものの準備はしていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

新採用の教員には、初任者研修という非常に密度の濃い研修がございまして、これが物すごく新採用教員にとっては大きな負担になっているところでございます。新採用教員に対する研修につきましては、教育長会の中でもだんだん、だんだん軽減化を図っていただきたいということがありまして、県教委、文部科学省のほうの働きかけで、来年からさらに新採用教員に対する研修の時間が減りまして、学校にいる日数が増えていく状態でございます。

また、新採用教員につきましては、その状況について3か月ごとに県教委のほうに、今の状況はどういう状況なのだという報告を上げておりまして、県教委も新採用教員の心身の健康状況についてかなり気を遣っているところでございますので、各配置をされている学校には、新採用教員にどのように接するか、管理職向け、一般教職員向けのリーフレットも配られているところでございますので、それを活用しながら新採用教員に温かく手を差し伸べながら育てていける状況かなと。今のところ、ここ数年間、嵐山町には新採用教員配当されておりますけれども、その新採用教員で具合が悪くなったとかということはありませんので、各学校が校長先生を中心に対応していただいているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 少し過去にもそういうことがなかったということでは安心をいたしました。ですけれども、3月の、たまたま今回はノロの関係も入りましたし、休みも多くなってしまいました。そういう点で絶好のチャンスで、先生方も勉強もしっかりとなさるといふふうに思っております。ぜひそれを生かしていただきながら、新しい体制で、新しい学校で頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、次に移らせていただきますけれども、(5)ですけれども、教師の負担と働き方の体制づくりということで、今もお伺いちょこっとしてありますけれども、教師の負担と働き方の体制づくりについては、万全を期しているというようなことでございますが、それと子どもの下校時には関係ないから、スムーズに大丈夫でしょうというような答弁を先にいただいてしまいましたので、これはこれで終わらせていただきます。

それでは、次に移らせていただきますけれども、2番、不登校の児童の支援についてということでお伺いをさせていただきます。不登校児童生徒（いじめ）について、関係者と様々な努力をされていると承知をいたしておりますが、生徒数は依然として高水準で推移されております。喫緊の課題でありますので、平成29年3月施行され、平成29年12月公布され生徒指導に総合的に推進するための基本的な指針が策定をなされました。

まず、1ですけれども、不登校のみの目線ではなくて、社会的な自立を目指す必要の考えについて伺います。

②、自分自身が社会的自立を目指す休養等の積極的意見もあると思います。また、学業の遅れ、進路上の不利益、社会自立へのリスクが存在することへの取組、対応をどのようになさっているかお伺いします。

3ですが、不登校となった要因を的確に把握し、学校、家庭、関係者が情報の共有をし、組織的、計画的な個々の生徒に応じたきめ細やかな支援で能力を伸ばし、様々な関係機関というものはどのようなところの関係機関と接し活用しているのか、特にお伺いします。

4ですが、家庭への支援は、保護者の個々の状況に正確に行うこと。福祉や医療と連携を図り、保護者との課題意識を共有し、一緒に取り組み信頼関係をつくる。保護者支援、気軽に相談ができるような体制はどのようにつくっていらっしゃるのか、お

尋ねをさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

午後の再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時27分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問事項2、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の(1)、不登校のみの目標でなく、社会的な自立を目指す必要の考えはについてからお答えいたします。

不登校児童生徒への支援につきましては、学校に登校するという結果のみを目標にしているわけではなく、児童生徒が将来にわたって自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指しております。児童生徒一人一人が将来の社会的自立に向けて、主体的に自らの生活をコントロールする力を身につけられることができるよう、学校、教育委員会だけでなく役場内関係各課、民生委員・児童委員、児童相談所等とも連携しながら取り組んでいるところです。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。小学校から中学校へ進級する小学生につきましては、町内における小中連携により個々の児童の状況につきまして、小中連絡会の場において情報共有を図り、中学校におきましても学習支援等を含めた支援が小学校同様に継続できる体制を取っております。

中学生につきましては、小川町にあります適応指導教室や県福祉部と連携した取組により学習支援を行っております。また、不登校の生徒を含めた個々の生徒については、中学校長の指導の下、社会的自立へ向け、将来の職業も視野に入れた進路選択のための指導を学級担任を中心として行っております。

続きまして、質問項目2の(3)についてお答えいたします。不登校の要因、背景はとても複雑であり、学校と家庭だけの連携ではなかなか解消に至らないことも多くあります。本町におきましては、学校、教育委員会だけでなく役場内関係各課、民生委員・児童委員の皆様をはじめ、県教育委員会、小川町適応指導教室、小川警察署、川越児童相談所等とも連携し、お互いの課題意識を共有して取り組んでおります。

質問項目2の(4)、保護者を支援し、気軽に相談できる体制についてお答えいたします。教育の道は、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実が成るとも言われます。学校と家庭が共に連携、協力し、同じ方向に相進んでいくことが児童生徒の成長には不可欠です。

不登校児童生徒の保護者につきましては、各ご家庭の状況に応じた働きかけを行うことが重要であると考え、子育て支援課や民生委員・児童委員の皆様と連携し、情報共有を図るとともに、教職員、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問やスクールカウンセラー、養護教諭による個別の相談等も行っております。さわやか相談室や町教育相談室への相談においてになるご家庭もあり、相談室登校、別室登校もあり、徐々に学校に足が向いてきた生徒も出てきております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番ですけれども、不登校のみの目標でなく、社会的な自立を目指す必要性の考えはということで、答弁もいただきましたけれども、まず子どもたちがこのような不登校の時期に、休養、自分を見詰め直すなどの積極的な意見を持つことがあるかと思えます。そうしたときの各関係者につきましては、生の心の悩みに遭遇したというようなことが過去ありましたでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

いろいろなケースがございます。教育委員会といたしましては、子どもたちがいずれは社会の中で自立をしなければいけない。そのために、今の状況の子どもたちがどうあるべきかということを絶えず、保護者、ご本人、児童生徒も含めて相談体制する中で、現在は不登校、学校には行かずに、例えば適応指導教室にも通っているけれども、自分の将来を考えて通信制の高校に行ってプログラマーになりたいとか、そういったこと等、やはり個々の普段のそれぞれの立場の連携の中で、子どもたちの心を開いて未来につなげていくということがありますので、そうしたことをしながら、いろいろな連携を図る中で、子どもたちが、児童生徒がいずれ社会に出ていく、自立していくことを目指して取り組んでおります。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういうふうな考え方が正論なのでしょうけれども、なかなか不登校だとか、それにはいろんな要因があるわけですが、それを一つ一つしっかりと取り除きながら心に寄り添っていくというようなことは、例えばどのようなことをなさったことがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えをさせていただきます。

まず、連絡をとにかく密に取らないと、これが一番大事であります。ただ、ご家庭によっては訪問しても、来てくれるなというご家庭もあるような状況もございます。ただ、とにかく所在安否、それとそれぞれのご家庭、また児童生徒の状況等もありますので、一つ一つ個別に対応しながら学校は学校として、なかなか学校また教育委員会としては家庭の中まで入っていくことができませんので、その辺は今度は子育て支援課のほうで、また違った立場で連携を取って、それをまたお互いに情報共有する中で、どういう対応がそれぞれのケースにとっていいのかということを決えず相談、連携しながら個々のケースに対応しております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、家庭のほうまでは来ていただかないでということになりますと、学校の中ということになると思うのです。そうしたときに、やっぱりほかの児童生徒さんに、こちらからアタックしていくのがわかってしまうということでは、なかなか心を開かないかなというにも思っております。

そういった中で、ケース・バイ・ケースで遭遇したときには、それなりに対応し、民生委員あるいは児童委員さんですか、そういうようなものの方たちとの連携をつないでいくのだということですが、1点そうしますと、現在もソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラーの関係を今実施しているわけですが、その辺の方たちとの連携はどんなふうにとって、その方たちだったら家庭の中まで行って、心を開いていただきながら対応していけると、そういうような考え方でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

さわやか相談員にしましても、スクールカウンセラーにしましても、スクールソーシャルワーカーにしましても、全て校長の管理下に入っておりますので、校長を中心にいろいろな相談活動を行っているところでございます。ただ、全ての家庭が連絡を取ったときに応答していただけるかということ、それはなかなか難しいものがあります。その辺については、直接家庭訪問が原則なのですが、電話連絡になってしまうこともありますけれども、そういう対応をしているところです。

また、各小中学校ともに夏休みに入るときに、全職員とその地区の担当の民生委員・児童委員さんにお集まりいただきまして、部屋を分けてといいますか、地区別に分けて、この地区の子どもたちにはこういう課題があるお子さんがいるので、何かありましたら情報をよろしくお願ひしますという情報交換は行っております。そこで、学校だけではなくて地域からの情報も、さらには学校からも民生委員・児童委員さんには情報をできるだけ多く出してくださいということで話をしているところです。

学校で人間関係が非常にうまくいかなかった子どもたちもいますので、その場合には小川町にあります適応指導教室に行って、適応指導教室の先生方は、結構その辺で慣れていらっしゃる方たちなので、適応指導教室に行かれています子どもたちは、私も適応指導教室時々行きますし、校長先生、担任も行きますけれども、そこでは会って話をすることもできますし、頑張つてということよりも、一所懸命やっているねという感じで、いろんな活動に取り組んでいますので、そういうところで、各先生方が褒めていく指導ができれば、人間関係としてはつながっていけるかなと思っています。なかなか学校とのつながりというところでは一概に進められない部分でも、それぞれの人間関係では、そこそこうまくいっているかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、スクールカウンセラーや何かについて、的確にアタックしてやっていただいているから、その辺の心配もあまりないだろうというような説明だったかなというふうに思いますが、ぜひ活用していただければというふ

うに思っております。

それから、中学生の関係なのですけれども、小川町のほうに適応指導教室や県の福祉部というものがあるわけなのですが、現在こちらのほうに通っている生徒さんいらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 小川町の適応指導教室のほうに現在通っている生徒さん、3名いらっしゃいます。県福祉部のアスポート、こちらのほうをご利用されている嵐山町の方もいることは確認しておりますけれども、人数までは確認しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、こういうふうの小川町、あるいは県の福祉部のほうに通っていらっしゃる子がいるということですが、こちらの通学というのでしょうか、足の確保。そういうようなものはどんなふうになされているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 小川町適応指導教室のほうには、生徒さんご自身で行かれる場合もありますし、それと保護者の方が送迎されるという場合もあると、個々のそれぞれのケースで対応しているというのを聞いております。

適応指導教室の入り口まで車で行ったけれども、降りないでまたおうちに帰ってしまうとか、いろいろその日その日で、いつも同じようにというふうにはいかないようですけれども、また県福祉部のアスポートのほうは、場所で学習支援等を行っているというの聞いておりますし、またアスポートのほうで各ご家庭に行きまして学習支援等も行っているというお話も伺っています。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、各中学校の校長さんの下できちんと、答弁ですけれども、なさっているということですが、これは町なら町、5校について同じような認識を持って対応している部分もあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

嵐山町は、県のほうからの生徒指導関係といいますか、加配を1名いただいていますので、1年間に2回、県教委の者、あるいは警察、保護司さん、民生児童委員さん、それから全校の校長等を集めて情報交換を行っています。その中で、不登校の子どもたち、あるいはいじめ等の問題も含めて、町としての方針、さらには学校それぞれの方針等について共通理解を図っていますので、小中間の連携についても、そういう中で行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 次へ移りますけれども、3番になると思いますが、③、こちらにつきましては、様々な関係機関というふうに先ほど申し上げていたと思うのですが、これも、これはどのくらいの頻度で、どのくらいの関係で、どうしてもものときにはお使いになり改善された部分、あるいはそういったところの活用が非常に重要であると私は思うのですけれども、その辺のところにつきましてご説明いただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

定期的にとということではなく、それこそお話がどこから出てくるか、学校から出る場合もあります。学校との連携がうまくいなくて、ほかの方々、また民生委員ですとか児童委員ですとか、いろんなところからお話が出ることになります。その都度、必要な個々のケースに合わせて、ではどういう方々と、どういう情報を持っている方々とお話をしてこのケースに当たっていくか、どういう取組をしていくのがいいのかということは、定期的にというよりも、それこそ個別、また1人のケースといいますか、それについても一度こうしたら、そのままほったらかすということではなくて、やはり一定の期間で、ではどう変わったか、何が変わらないかということも、子どもたちの成長と合わせて絶えず気にして、連携を図りながら情報共有をして対応しているというのが実情でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、関係機関の活用というものはあまり必要ではないのかなというふうにちょっと受け取ったのですけれども、こちらにつきましては教育支援センター、あるいは本人の希望とか、いろんなものが混ざり合わさって、その人の才能とか、能力とかの可能性を伸ばせるということにつながってくるのだというふうに思っています。

そういう問題の関係機関があるわけですから、早めに一度そういうところとも相談をしながら、よい方向に進めるという考え方がありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

一番初めの議員さんからのご質問にもございましたけれども、ただ単に学校に来るということではなくて、一人一人が将来生きていかなければいけない部分がありますので、その進路をどういうふうに考えていくのかというところが一番大きいかなと思います。それには、学校長、学級担任、それからさらには先ほどから繰り返しになりますけれども、小川町にあります適応指導教室の先生方のご協力をいただきながら、子どもたちが進路を真剣に考えられるように、今現在のところなっているかなというふうに思います。

先ほど局長からも話がありましたけれども、現在適応指導教室に行っている3名の者は、いずれも中学校3年生にもなっていますので、ここ数年間の適応指導教室中の生活で、学校に行きながら、それでも適応指導教室も通っているという生徒もいます。3人が3人とも、もうこの4月以降の進路については自分たちで考えて、決定をしてくれていますので、やはりいろいろな機関と連携をして、一人一人の子どもたちを大切に考えていくことが、その子どもたち一人一人が将来自立していくのにとっても役立ってきているかな。また、身近にいる大人たちが、信頼できるのだという意識も持ってもらうなければいけないかなというふうに思いますので、そういうところも大切に対応しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 最後になりますけれども、学業のつまずきによって不登校になる生徒さんもいらっしゃるというふうに思っています。それに、学習の内容そのものが身につかずついていけないとか、いろいろそういう問題がもろもろ出てくるのだらうなというふうに思いますけれども、この辺のところを確実に身につけていただく方向性と指導体制は、必ず取らなくてはならないというふうに思っているところですが、このことにつきまして、何かこのようなことを個々に応じた指導をやって、現在は進路等も決定しつつあるというふうに結びつけられるようなことがありましたらお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

私が着任させていただいて以来、学校長、教職員には、教員の仕事の中心は授業である。教員は、授業で給料をもらっているという自覚を強く呼びかけているところでございます。それと、さらには授業は何の授業をやっているのかが分からなければいけないということで、授業の目当てを必ず黒板に書くように。さらに、1時間を振り返れるような板書にしてください。つまり、1時間で何度も何度も黒板を消して、また書いてということではなくて、1時間の流れが分かるような板書計画をつくってくださいということでお話をしています。私も授業を見させていただきましても、入った段階で何の項目の何の授業かが分かるようにしろということで話していますので、結構その辺が校長先生を通して浸透してきているかなと思います。

あとは、やっぱり学校は明るくなければいけないということも話していますので、学校が明るいためには教職員も明るくなければいけない。したがって、教職員には子どもたちに挨拶させるよりも、まず自分たちが挨拶しろとかということから、もう本当に基本的なことですけれども、基本的なことを指導しながら、嵐山町の小学校、中学校、幼稚園共にその方向に進んでいければ、子どもたちにとってもそれほど重荷にならないかなと。言っていることは、そんな一所懸命勉強しろとか、そういうのではなくて、基本的なことを先生方をお願いして、明るく元気な学校生活を送らせていただきたいというところで呼びかけているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 長時間にわたりまして、ありがとうございました。ぜひとも一人一人の子どもたちをしっかりと面倒見ていただきながら、前へ進んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時51分)

令和2年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

3月5日（木）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
第10番議員 川口浩史 議員
第4番議員 藤野和美 議員
- 日程第 2 同意第 1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第 2号 嵐山町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第 3号 嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第 4号 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第 5号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第 6号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 7号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 10 議案第 8号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 11 議案第 9号 嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
5番	佐久間	孝光	議員	6番	大野	敏行	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（1名）

7番 畠山美幸 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しております。よって、令和2年第1回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号9番、議席番号10番、川口浩史議員。初めに、質問事項1の有害鳥獣対策についてからです。どうぞ。

[10番 川口浩史議員一般質問席登壇]

○10番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1番目に、有害鳥獣対策についてであります。

(1)、イノシシ、アライグマ、ハクビシンの対策はどのようにしているのか、伺いたいと思います。

(2)、狩猟免許保持者は何人いるのでしょうか。

(3)、職員にはいるのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていた

だきます。

農作物への被害防止といたしまして、農業者に対して農協等で共同で野生動物が圃場への侵入を防止するための柵等の設置の指導であったり、電気柵の設置講習会を実施し、被害防止への対策を推進して実施をしております。また、農業者が防止のための電気柵の効果を実感していただくためのデモ機の貸出しや、設置するための補助といたしまして、10万円を限度に助成を行っております。また、農業者が出荷できない農作物や生ごみ等を圃場へ投棄することのないように、指導を行ったりしてございます。それにつきましては、野生動物の餌場、そういうふうにならないような、適正に処理をするように注意喚起を行っております。

そのような予防対策を講じても、なお農作物への被害が発生した場合には、町へ報告をいただき現地調査を行った後に、捕獲用のわなやおり等を設置をし、捕獲、駆除を行っております。

続きまして、質問項目（2）につきましてお答えさせていただきます。現在、有害鳥獣駆除に従事していただいている方の状況でございますけれども、わな猟15名、第一種の銃が14人でございます。

続きまして、（3）につきましてお答えさせていただきます。現在、職員で小川猟友会嵐山支部へ登録している職員が2名ございます。それ以外につきましては、詳細は不明でございますけれども、職員が自身のスキルアップを目的といたしまして取得した職員が5名おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 埼玉県の農林部に、次のような文が出ているのです。平成30年度の野生鳥獣による農作物被害は県内41市町村から報告があったと、被害金額は9,885万円だったと、被害面積は44.7ヘクタール。野生鳥獣の生息域の広域化に伴い、近年の被害金額は1億円規模で推移しているということなのです。鳥獣の種類別では、イノシシによる被害金額が最も多く、次いでアライグマ、鹿、猿、ハクビシンの順で、これら5種で県全体の84.8%を占めているということなのです。

イノシシ、鹿は、秩父地域からその外縁の丘陵地域に被害が拡大しており、アライグマ、ハクビシは県内全域に被害が広がっているということで、鳥獣被害は農業者の経済的損失のみならず、営農意欲の減退、耕作放棄地など、被害額以上の影響を地

域に及ぼしており、依然として深刻な状況が続いていることから、継続的な対策が必要だということなのです。

そのうちアライグマは特定外来生物に当たるのだと。この特定外来生物というのは、もともと日本にいなかった動植物ですけれども、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物と指定しているということでもあります。輸入は原則禁止されているということです。飼うのはいけないということです。このアライグマ、埼玉県内では比企地域を中心に急激に生息数を増やしており、人家にすみついたり農作物被害などを引き起こしたりしていて、問題になっているということなのです。

イノシシと、今回ハクビシンを出しましたけれども、これは鳥獣保護管理法の下に置かれているということなのです。特定外来生物ではないと。ハクビシンが特定外来生物ではないのかなと思っていたのですけれども、そうではないということなのです。これは、野生鳥獣が増え過ぎた場合は個体数を減らしていくことが肝腎だということで、この法律ができていているということなのです。

そういうことを基にちょっと伺いたいのですけれども、捕獲用のわなやおりを設置し、捕獲、駆除を行っているということなのです。わな猟の資格がある人は15人、第一種銃猟ですか、たしか第一種が散弾銃やライフルなんかの、第二種が空気銃などですよ、たしか。こういう方が15人いて、第一種が14人いると。これで平成30年度でもいいし、31年度、今年度でもいいのですけれども、どのくらい捕まえているのか伺いたいと思います。それぞれ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 捕獲頭数でございます。イノシシにつきましては、平成29年度34頭、30年度23頭、今年度が12月末ぐらいの数字になるかと思っておりますけれども、34頭でございます。

続きまして、ハクビシンでございます。29年度が29匹、30年度が14匹、今年度、31年度が同様な12月末程度で19頭でございます。

以上です。

○森 一人議長 アライグマもですか。

○杉田哲男農政課長 失礼いたしました。続きまして、アライグマでございます。平成29年度が212頭、30年度が199頭、31年度が163頭でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、わかりました。

これは、全部わなをかけて捕まった数という理解でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 イノシシにつきましては、くくりわなというもので実施をさせていただいてございます。ハクビシン並びにアライグマ、こちらにつきましては箱わなを設置させていただいて捕獲をしているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） くくりわなと箱わなで、イノシシは大きいですから、くくりわな、あるいは箱わなに、例えばイノシシが平成29年34頭だと、これだけ捕まったという理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 おっしゃるとおりでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） アライグマも、わなに捕まった数だという理解でよろしいのですか、アライグマとハクビシンです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 箱わなのほうに入って、こちらのほうで殺処分したという数でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと実態をあるところで見させてもらったのですけれども、あれはイノシシが入るわなだというふうに聞いたのですけれども、草ぼうぼうの状態、しばらくそこは一匹も捕まっていないよと、餌ももう誰もつけていないよということを聞いたのですけれども、そういう実態は、それはないという

ことでいいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

今現在イノシシの捕獲のほうにつきましては、大動物用の大きな箱わな、おりといますか、そちらのほうのわなを10基ほど町のほうで用意をさせていただいてございます。農業者の方から、竹林等がねぐらになっていて頻繁に出るようなところにつきまして、抑止力も併せまして箱わなのおりを設置させていただきまして、町内のほうに置いてあると。あわせて、猟友会のほうにつきましては、くくりわなを今町のほうでも平成30年度に16基ほど購入をさせていただきまして、猟友会のほうに貸出しをして有害鳥獣駆除のほうに当たっていただいているというふうな状況でございます。

箱わなのほう、おりのほうにつきましては、町のほうでの嘱託の職員のほうが巡回をしていただきまして、おりのほうに餌であったり、そういった見回りのほうは実施をさせていただいてございますけれども、なかなかおりにつきましては抑止力という部分もございまして、設置当初は何頭か捕獲のほうができましたけれども、やはり見えてしまうという部分で、あとは人が近くにいますとやはり臭いがついてしまいますので、なかなか捕獲のほうの頭数は伸び悩んでいるというふうな状況はございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 頭数が伸び悩んでいるというか、おりですよ、あれは。おりで捕まったというのは本当に当初だけで、もうどのぐらいやっているのかな、10年ぐらいやっているのですかね、当初は捕まったということですけども、その後は捕まっていないのではないかというふうに聞いたのですけれども、実態はそういうことですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

設置を購入したのが、たしか記憶で申し訳ございませんけれども、28年度か29年度だったかと思います。当初は餌を置いて、今までそういったものが近隣町村でも実績があったということで導入をさせていただいてございますけれども、当初はやはり何度か捕れましたけれども、くくりわなのほうも今購入をさせていただきまして、数多

く猟友会のほうにお願いをさせていただいてございますので、実績としてはくくりわなのほうが実績が上がっているという状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、おりのほうは今後は考えていかないということで、そのまま放置をしていくと、そういう考えの方向なのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 答えをさせていただきます。

里山、平地林等の事業の中で、竹林のほうのねぐらの解消という部分が進んでまいりましたので、設置する箇所というのもまた農業者等からの意見を聞きながら、目撃情報の多い箇所、そういったところに随時移動のほうはさせていただきたいというふうに考えてございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、おりも併用していくということですね、今の。

それで、おりの使える人というのは、わな猟の方は餌を置いたり、おりの管理をしたりすることができるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちらにつきましては、町の嘱託職員のほうが餌のほうの管理等をさせていただいてございます。基本的にかかった場合につきましては、猟友会のほうとお願いをさせていただきまして、殺処分をさせていただいているというふうな状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） その職員というのは、（3）番で職員が2名いると、猟友会に入っている方が、自身のスキルアップを目的に取得した職員はほかに5名という意味ですよね、これは。合わせて5名ではないですよ。5名いると。この方たちが、具体的に管理をできる資格を持っているという理解でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 おりのほうの餌であったり見回りにつきましては、町がお願いして囑託職員のほうに巡回のほうを実施していただきまして、管理をしていただいているというふうなところでございます。

おりの中にかかったものに対しての殺処分等につきましては、猟友会のほうに連絡をさせていただきまして、処分をしているという状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっとかみ合わなくて、囑託職員は常時というか、週何日か、自宅でもいいのですけれどもいて、餌はきちんとやって、おりの管理ができる人ということでもいいのですか。資格もあるという、そういう理解でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 囑託職員につきましては、捕獲の免許、そういったものは取得はしてございません。餌の管理、そういったもの、あとは捕獲状況等、わなが適正に管理をされているかどうかを見守りをお願いしているというところでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 囑託職員に、つまり資格がなくて仕事をさせているということなのですね、それが1つの問題点です。

それから、おりもほったらかしの状態、これで県が言うような、埼玉県ではイノシシの被害が最も多いと、そういうことを県が言っているにも関わらず、十分な対策が嵐山町ではできていないということをおっしゃるを得ないのです。きちんと資格を持った人が、おりも併用すると言っているのですから、おりをきちんと使うような方向を、町長でも副町長でもいいのですけれども、そういう方向で指導していくべきではないですか、お考え伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご質問いただいておりますけれども、実情については議員さんもよくご存じだと思うのです。それで、これに関わっていただいている町の皆さん、猟友会の皆さんを中心とした皆様、それと職員の人も今お話しのような状況です。そして、猟友会の皆さんを話を聞く中で、嵐山だけでなく、近隣の猟友会の皆様とも連携を取りながら、どうやったら成果がより上がるかというのを本当に皆さん連携を

取りながらやっていただいているのです。こういうふうにするといいいよ、ああいうふうにするといいいよというようなことというのは、役場の職員といっても、担当といっても、どちらが詳しいかといったら、関わっていただいている猟友会の皆さんのほうが何倍もいろいろ知見があるわけですので、そういう大勢の皆様のお力を借りて、嵐山町の中で農業被害が少しでも少なくなるような形の応援をいただいていることでございまして、そのほか町のほうの対策がぬるいという話ですけれども、猟友会の皆さんの状況を見ても、人数が減る一方の状況でございます。

そういう中で、どういうふうにしていったらいいのかというのは、皆さんのいろいろなお力というか、知恵をお借りして、いろいろなご指導をいただきながら、こういうふうにしたほうがいいのではないだろうかというのを皆さんでご相談をする中で、行政の中で何ができるかということをお手伝いさせていただいているということでございまして、議員さんがおっしゃるように、行政が主体的に人数を何人集め、何をやるというような状況には、今ないと思うのです。できないと思うのです。ですので、協力をいただく人たちにお願いをして、それにどう側面から応援をして、そして成果をより上げるにはどうするか、こういうような状況でございますので、いろいろな形で議員さんからもご指導をいただきたいというふうに思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） もう少し前向きな答弁いただけるかなと思ったのですが、現状では何もやらないよということですよ、今の答弁ですと。それでは農業被害は減らないです。

最近も、ジャガイモを植えたという人が、どうセイノシシにやられてしまうのだけれども、だけれども何か植えておかないとななんて言っていました、その方は。農業被害額が、イノシシだけではないですけれども、埼玉県内でも1億円に届こうという状況の中で、やっぱりそんなにあるのでは何とかしなくてはという気持ちが働いてもらわないと、これ対策が取れないです。猟友会が、確かに人数が減って高齢化して、これは大変だというのは分かります。でしたら、町民にも含めて、職員も入れて、何かインセンティブを上げて資格を取ってもらおうと、そういうことをしていかないと、これはいつまでたってもこの数は変わらないです。そういう有害鳥獣が増えていくばかりです。何か対策を立てていこうというお気持ちいかがですか、持っていないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 対策がぬるいと言われると、全くそのとおりだと思います。そして、日本全国そのような状況で、大変苦戦をしている状況であります。そして、その中で特に今いろいろこの地域で言われているのは、猿が来たら困るなということなのです。まだ嵐山町ではそんな状況を聞いていませんけれども、猿が来ると、今まで以上にいろんなところでやられてしまう。そして、山を歩く、道路を歩くということではなくて、電線を伝わったりということで移動の時間も速いということ、それと一番あれなのは、猟に当たっていただいている皆さんが、猿に対して捕獲が何となくしづらいというのか、意識がそがれるというのですか、表現がちょっとうまくできませんが、そういうようなことがあったりするということで、お上げだということをする人もいますのでけれども、猿はそういうことですのでけれども、そのほかのものについても人数を増やす、議員さんのお考えで、どうやったら人数が増えるとお思いでしょうか。そういうようなところもなかなか嵐山町だけでなく、いろんな広域の日本中、行政の立場の関わっている人たちも苦戦をしているわけですのでけれども、どう対応したらいいのか。

ですので、今ご協力をいただいている、本当に一生懸命やっています。何とか成果が出るようにしようよと、こういうところ出ただけけれども、こういうところ出ただけけれども行政のほうでお願いをすると、何とかしなくてはということで、本当に忙しいさなかですのでけれども、やっていますのが状況でございまして、そういうような状況に行政として少しでも応援をして、そして少しでも一緒に戦っていく、そういう気持ちを持ってやらせていただいておりますので、さらに今の状況を見て、いろんなご指導をいただければお願いをしたいというふうに思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今の状況で了解してくれということですのでけれども、町長の口から何とかこの被害額、農業者の意識の後退、減退というものを少しでも防ぐために全力で頑張りますよという答弁ぐらいは欲しかったのですが、そういうことがないので、どうしたらいいか、これはやはり優遇措置を取っていくべきだと私は思うのです。資格を取るまでの費用というのは町が見ると。資格を取り、月に少しでも支払うと、捕まった頭数に対してまた支払っていくと、そういうことをしていかなければ、これは減らないです。小林さんもそうですけれども、七郷地域で私なんかは子ど

ものときには蚕を飼ってしまして、シャクトリムシというのが大量に発生して、これ私も何匹も捕まえました。それを捕まえたら、私もノートとか何かいろんなものをもったのですけれども、そういうインセンティブです。今はノートなんてしようがないのですけれども、簡単なのがやっぱりお金になってくるのかなと思います。

何かの助成制度、そういうものをつけて、嵐山町はこういう鳥獣被害をなくしていくのだと、その姿勢を見せていくべきだと思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状でもその姿勢を見せてというか、そういう形で関わっていただいている人たちと苦労を共有しながら、少しでも成果を上げるためにご指導いただきながら、町のほうでもこういうふうにしたらいいのではないかというようなことを言われながらやっているところで、現状はそういう状況でございます。

そして、被害の話も出ましたけれども、サツマイモ、ジャガイモ、芋を作っても駄目だよ、スイカができそうになると人間より先に分かってしまっ取られてしまうよ、トウモロコシがやられてしまうよ、いろんな話を聞いております。何とかしなくてはというのは、農業に関わる意欲というものがなくなったらどうになってしまうのだということが一番心配をされているところですが、実際、場所によってはもう駄目だというような、この前も皆野の町長さんとお話をしたりしましたけれども、柵を作る、そうするとイノシシの柵だと言っていたら、鹿が出てきたらまたぽんぽん入ってしまうというような状況があるというようなことで、もう全くどうしようもねえやいなというような話になってしまうような状況になってしまう。だけれども、何とかしなくてはいけないというのは、議員さんがおっしゃるとおりでございますので、何とかしたいという気持ちだけは持ちながら、そういう対策に当たっていきたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これ以上言ってもしようがないので、それで併用していくということで、これからはきちんと餌はやれるというか、置くようにできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 餌のほうの管理につきましては、週に2日ないし3日巡回をさせていただきますまして、管理をさせていただいている状況でございますので、また再度、担当といたしましても確認をさせていただきながら、適正に管理ができるような指導をしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、先ほどご質問の中でのインセンティブというふうな部分がございますので、ちょっとお答えをさせていただきます。町のほうといたしましては、免許取得に関しまして、県のほうの証紙代であったり、また欠格事項に該当しない旨の医師の診断書、そういったものを免許を取得するのに申請が必要になってまいります。そういったものにつきまして、町の環境保全型農業促進協議会の中で約2分の1程度を負担させていただきますまして、取得者の促進に当たっているという状況でございます。

ちなみに、その補助を活用した取得者の方でございますけれども、平成29年度が2名、平成30年度が2名、今年度につきましてはまだ申出ございませんけれども、そのような方を、やはり農業者のほうにつきましてはフォローアップ事業等でまずは防止に当たっていただく、町といたしましてはそういう免許の取得者、そういったものを上げていくというふうなことで助成措置を行っている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私もちょうと調べましたので、どういう制度があるのかというの。ただ、人数が分からなかったの、なるほどと思いました。

餌を置くのに、これは資格が必要ですね、おりを管理するのに。その方がやれるように今後はしていくという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 箱わなにつきましては、くくりわなの免許の中で該当する狩猟になるというふうに考えてございます。今現在の担当職員も免許を取得している者でございますので、そういった者と協力、指導しながら、適正に管理はしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、おりの置き方というのを研究されていないのではないかとこのことを言っているのです。やはり獣道に沿って置かないと、ただ単に置けばいいという問題ではないと。その方は向きまで言っていましたけれども、ちょっと具体的には分からないのですが、そういうことが分かっている人がいるのですか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

導入当時につきましては、先進な事例といたしまして滑川町さんのほうが導入をさせていただきまして、餌の種類であったり設置の方法、そういったものをお聞きさせていただきながら、現場で報告のあったところにつきましては猟友会の方々の協力をいただきながら、足跡であったり、ねぐらがどちらの方向なのかというふうな、そういったものも調査をさせていただきながら、猟友会とともに向き、配置の場所、そういったものを検討させていただいて、設置しているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これイノシシもそうなのですが、アライグマが200頭前後、200頭ちょっと最近では欠けているのかな、欠けていますね。でも、いっぱいいます。これ菅谷でもこの前見ましたけれども、いましたから、本当にどこでもいるということだと思います。いいと思うのです。いいというか、そういうことからして、この200頭ぐらいの捕獲では適正な管理というふうにならないと思う、特定ですから、これは飼ってはいけないのですから、もっと捕獲をしていかないといけないと思うのですけれども、わなの設置数、増やすお考えについて伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

わなの設置数を増やすとか、そういったご質問かと思っておりますけれども、現在町で保有しているわなの数が72ほどございまして、今現在設置している数55でございます。その設置している数は、まず個人の方で希望のあった方に貸し出しているものと、あとは農業被害等があって設置希望のある方からの申出に基づいて町のほうで設置して

いるもの、それが合わせて55という状況でございます。

基本的には、被害があつたりですとか、被害に遭っているだとか、そういったところに設置して、確実に対象となる個体を捕獲していくというようなやり方を今取っておりますので、なかなかそのほかの場所に、ここだったらというところを見当つけて設置していくというよりも、まずは確認されたところ、被害があつたところというところに設置して、そちらを少しでも確実に捕獲していくというようなやり方で、今後捕獲についてはやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 70と言ったの、76と言ったのかな。

〔「72です」と言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） 72わながあって、今設置しているのが55だと。それは、要望がないから設置が今現在できないのだという、そういうことなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

実際要望があつたところを中心というか、要望があつたところには設置しているというようなやり方をしておりますので、そのほかの場所、ここが出るのではないかとかというような形の設置の仕方は、今現在はしていないという状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 何でそこは設置しないのか、ここは出るのではないかと思われたところを設置しない理由をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 ここはというところが、果たしてどこまでの範囲というのがなかなか判断が難しいところございまして、まずは先ほどもお答えさせていただきましたけれども、被害に遭つたであるとか、具体的に個体の存在が明らかなところ、そこを中心に、確実に少しずつでも捕獲を進めていくというような考えで進めているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） わながないのだったら私も分かります。もう目いっぱい使っ
てしまっているのだと、そうならば新しくもっと購入すべきだというふうに言います
けれども、わなが使い切っていない中で、ここには出そうではないかと、そう思われ
ながら設置をしないというのは、ちょっとこれは町民には理解できないです。アライ
グマの被害というものをなくしていくということを前面に立てて、担当課として設置
をしていくべきではないですか。もう一度伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

わなの設置の関係につきましては、設置の数、増減が当然ございます。貸出しが多
かったり、要望が多かったりとなれば増えていきます。そして、中にはアライグマが
暴れて壊れてしまって使えなくなるわな、それから修理しなくてはならないような、
それから場合によっては盗まれてしまうケース、こういったこともございます。その
増減が、こちらとしても貸出しのほうも含めての全ての増減が読めない部分もありま
すので、そこそこの余裕は持っておきたいというのも一つはございます。

それから、先ほども申しまして繰り返しになりますけれども、どこまでのところを
予想して設置するかという、その辺なかなか難しい部分もございますので、現在のと
ころでは実際に個体の確認、被害等の確認があったところ、そういったところを中心
に設置していくというようなやり方を取っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 72基の中にとというか、今残っているわなの中に壊れているも
のもあると、そういうことなのですか。だから使えないのだと、その理由もあるのだ
ということなのですか。それであれば、至急わなは直さなくてはいけないと思います。
あるいは買い換えなければ、72基あって、55しか設置していないということですから、
17基が余っているわけですから、それをここには出そうだなと思いながら設置しない
というのは、今の答弁を聞いていても分からないです。全く無駄だというのが、今の
課長の答弁では分からないです。どうですか。これ壊れるという話は、私は前も聞き
ましたけれども、だからそれは修理すればいいのです。あるいは、買い換えなくては

いけないというふうに思います。このうちの、だから幾つ使えるかは分からないですけども、ここに出るのだなと思われるところに設置をしないというのは、これは町長、アライグマをもっと減らそう、もっとというか、これは飼ってはいけないのですから、これを減らそうという姿勢になっていないというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんのおっしゃる内容というのは分かるのです。出そうなところに置いておいて、どんどん捕ってしまえということだと思っておりますけれども、みんなそういうふうにやりたいわけなのです。それで、わな、ましてやひものあれなんかの場合はまさにピンポイントです。この辺を通るのではないかではなくて、このところに足を置くのではないかというところにかけては入らないわけですから、そういう人たちが本当に知見を駆使して、地域の皆さんの被害を少しでも少なくしようという熱い気持ち、熱意、熱心な気持ちというのを私どもはひしひしと感じてしまうのです。ですので、いろいろお願いするのも、お願いをしますというような状況になる、先回りしてこのところをやれよみたいなことというのは、とても言える状況にはない、ぜひお願いをしたいということで、相談をしながらやらせていただいているというのが現状でございますので、強い要望というのをもっとやってくださいというようなお話かもしれませんが、そういうものも心の中に持ちながらお願いをして、一緒に駆除に当たっていただいているというような状況なのです。

ですので、出そうなところに置いておけばと、出そうなところにみんな置いているわけです。そうでなかったら捕れないですから。それで、いろんな被害が出ているところからもいろんな話が出てくるわけですので、そういうところも勘案をしながら捕れそうなところに置くわけですから、そういうようなものをいろんな今の駆除の状況というものを勘案いただいて、その上でご指導いただきたいと思うのです。

手を抜いてやらないというか、できるだけ成果が上がらないような形でやっているわけではなくて、少しでも成果が上がって町民の被害が少なくなるように、その気持ちだけでやっているの、ご理解をいただきたいというふうに思うのですけれども。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ここでも町長は職員をかばうような発言で、いや、このまま

でいいですよということなのですからけれども、そうはいかないですよ。そうはいかないですよというのは言葉悪いですが、今町長は、くくりわなだよ、これは。箱わなというの、これは。それを箱わなというの、箱型の中に入ったら入り口が閉まるという、そういうものではないわけ。図ではちょっと見ているのですけれども、今町長がそういうことをおっしゃったので、アライグマというのは箱わなを使用するということですよ。今の町長の答弁と合っているのかなと思ったので、ちょっと伺いたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 アライグマの捕獲については、箱わなを使用しております。餌を設置して、それをいじったり食べたりすると入り口が閉まるというような形で行っております。先ほどご質問の中でもあった、壊れているものがあるのを含めて72云々という話がありましたけれども、壊れたものについては順次修理をしたりしておりますので、今現在貸し出したり設置しているのが55、それは常に増減はいたします。

それから、まるっきり要望があったところだけしか、それから希望があったところだけしか設置しないと、そういうことではございません。設置している担当の職員が足跡を複数発見したりとか、そういうことについては要望がなくても設置しているケースもございます。ですから、少しでも確実に捕獲できるような、そういったところを中心に行っているのは基本的な考えでございますけれども、少しでも多く捕獲して駆除していくというような考え方を基本に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、ここには出そうだなというところにも設置していませんと、そういうことを課長がおっしゃったわけです。だから、出そうなところに設置しないで、どうやって捕獲するのだと。とにかく捕まえておけばいいよという程度で、徹底的にアライグマを捕獲し切ってしまうという、そういう考えはないのですよね、町長もかばっているわけですから。これでは嵐山の農家の方はやっていけないなというふうに思います。よく分かる答弁でした。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 不許可の埋立てについて。広報の2月号に、土砂条例違反をした業者の公表がありました。

そこで、（1）、公表に至るまでの経緯は。

（2）、懲役または罰金の罰則規定にも該当するのではないか。

（3）、鎌形地区の不許可の埋立てはどのような対応をしているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

千手堂比丘尼山における土砂の無許可埋立てに関する件については、令和元年12月19日付で、嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第23条第1項の規定に基づく事実の公表を行いました。

当該案件につきましては、措置命令後に土砂の一部が搬出されましたが、その後は事業者の対応がない状況が続いていたため、町から督促を続けてまいりました。しかし、事業者の対応がその後もないことから、条例に基づいた事実の公表を行ったものでございます。

次に、（2）につきましてお答えをさせていただきます。昨年12月に、条例に基づく事実の公表に合わせ、事業者に対しては事実の公表をしたこと及び必要な措置が履行されない場合は、同条例第32条に基づく手続に着手する旨を通知いたしました。

通知後に1人の事業者から連絡があり、速やかに必要な措置を履行するよう求めたところでございますが、その際の状況から現在は対応を待っているところでございます。また、他の事業者からは一切連絡なく、町から連絡して必要な措置の履行を求めたところ、土砂の一部を搬出したことで既に責任は果たしたと主張し、もう一人の事業者任せるとの回答でございました。町としましては、3月末をめどに改めて事業者の様子を確認し、条例に基づく次の対応の判断をしたいというふうに考えております。

続いて、（3）につきましてお答えをさせていただきます。平成31年3月、事業者から原状回復工事並びに跡地利用の計画が示されましたが、現在のところ土地所有者と事業者の協議が進まず、事業者が示した計画どおり進めることができない状況にご

ざいます。町では、この間土地所有者と事業者の話し合いに同席し、事業者に対して早急な原状回復工事の実施を求めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町から督促を続けてまいりましたという回答でありました。

督促は何回ぐらい行われたのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

文書による督促というのは行わず、電話で不定期に連絡を取っていると、回数的には記録に残らないもの、相手と話ができなかったものを含めて、1か月以上空いたときもでございます。ですが、年間を通じてこれまで12月までの間に、電話での催促、督促を行いながらということで、最終的に事業者の対応が見込めないようなことというふうに判断いたしまして、条例に基づく公表に至ったというような経過でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 督促は文書で行ったこともあるのではないのですか、ありませんよね。それは何回やったのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 失礼しました。

文書での督促につきましては、平成29年度から4回ほど行っております。その後は、電話等による督促というような形で行っている状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なぜ文書でなく電話だけにしたのか、ちょっと伺いたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 文書並びに電話で督促をしていく中で、全く動きが見られない状況が続いておりまして、電話等で基本的には随時督促をするというような形で対応し

てきたものでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 併せてやったほうがよかったのではないかなと思うのです。

それから、(2)のほうの答弁で、第32条に基づく手続、これが罰則規定のところですよ。この通知後に1人の事業者から連絡があって、速やかに必要な措置を履行するよう求めたと、現在その対応を待っているのだと。この通知というのは、いつされたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

事実の公表を12月19日付で行っておりますが、これと併せて通知をしているということでございます。この通知の中に、履行がされない場合にはということで付け加えて通知しているところでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。それで、3月末をめどにするということなのですね。3月末をめどに、何もなかったら32条の罰則規定を当てはめると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まず、今回行いました公表でございますけれども、この意味としましては、条例に基づく命令の実効性を確保する。今回の案件でいきますと、無許可で搬入された土砂の撤去、こちらの実効性を確保するために、そういった行政目的を達成するための一つの手段として、条例上にこれができるとなっておりますので、そういった公表を行って、何とか命令どおり行われなかないかということで行ったものでございます。

公表自体は、社会評価の失墜が大きな損害につながるというような、事業者に対しては効果があるものでございますけれども、そういった社会評価を気に留めないようなもの、こういったものについては効果を期待できないという面もございます。実際公表を行って、通知を行って連絡を取ったところ、1つの事業者につきましては責任を果たしたというような言い分を言っている状態で、今までと状況は変わらない状況。

それから、もう片方の事業者については責任を感じているというような、そういった言い方をしている状況で、ただし、その事業者が病気で今は動けないのだよというのが、それが12月時点の連絡を取ったときの段階で、その後もう一回連絡を取ったときには、実は交通事故で今りハビリ中で動けないのだよということで、責任を感じているのだけれども、今は何にもできないのだよというような、そんな向こう側の回答だったということも含めて、3月の末時点でもう一度状況をよく聞いて、そこで行わない、もう何もやらないとか、そういうことがはっきりした段階では、次に踏み切るというような判断もしていかなければならないのかなというような形で今来ているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時09分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の(2)に対する再質問からです。どうぞ。

○10番(川口浩史議員) マスクをしていると聞こえづらいということなので、マスクを外させていただきました。もともと滑舌が悪いので聞こえづらいと思いますが、理解されなかったらもう一度お聞きしていただきたいと思います、皆様も。

それで、この埋立ては平成29年、2017年の7月に埋立てが開始されたわけです。2017、18、19、2年半かかって、やっと事業者の公表だと、絆プランニングともう一つあったね。ちょっと時間がかかり過ぎだなと思わざるを得ないのです。これ大規模な崩落なんか起きたら、下に人家がないからまだいいですけども、こういう状況で進めていったのでは、大きな被害が出た場合にやっぱり問題を残してしまうなと思うのです。もっと早い段階で、まず事業者の公表、そして罰則規定を当てはめていくと、そういうことができないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まず、先ほど休憩前の答弁の中で、文書の督促を4回と私が答弁させていただきましたが、1回数え間違いで5回でございました。失礼しました。

それから、もっと早くということができないのかということでございます。今回の案件につきましては、一部命令に従って搬出が行われて、その後ある程度の責任を感じているという発言も出たり出なかったりと、そういう状況が続いていたということもあって、一番の町としての目指すところは、実効性の確保、搬入された土砂を原因者が撤去するというところ、そこが一番の目的でございます。そういった可能性がある段階では、やはりそれを求めていくという形のやり方はする必要があるのではないかなと。ただし、最終的な罰則規定の適用までということについては、それなりの準備もしなくてはいけない。それから、大規模な案件については、迅速性がやはり議員さんおっしゃるとおり必要でございます。そういったことも肝に銘じて、今回についてはそういう可能性を求めながらということでもちょっと時間を見ながら、相手に督促をしながらというような対応をしてみたいと思います。ケースによって、その辺は迅速に対応できるような心がけで職員も対応してみたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 3月末をめどに、よい答えが相手から返ってこなかったら、罰則規定に早急にもその手続に入っていただきたいと思うのですけれども、お願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 比丘尼山の関係は、議員さんおっしゃられるように29年に無許可で仕事が始まって、そして地域の方々にもいろいろご心配をおかけし、そして下流域のため池にも土砂が流れ込んで大変な状況にございました。

課長が申しあげましたとおり、役所は条例に基づいて、決まりに基づいて業者を指導し、改善命令をする、改善措置を講じさせるというのが役所の仕事でございまして、あのときに一番緊急的に対応しなければならなかったことは、置かれてしまった、許可を取らないで土砂を搬入した、そこが崩落をしたり、その土砂が飛散をしたり、被害が拡大をするということは何としても防がなくてはならない。それで、職員が自ら現場に赴きまして、事業をストップさせると同時に、ブルーシート等で覆って土砂が

流出しないように、そういうふうな措置も講じました。その後は、条例に逐一その手続が定まっていますので、改善命令を出したり、あるいはその事業を行った方の住まい、あるいは事務所まで訪ねて、一日も早く改善をするような、そういう努力も行っていました。しかし、口ではやるよとか、うまいこと言うのですけれども、全然町の指導、命令には従わないと、こういう業者でございまして、その条例の中に名前を公表して社会的な制裁をとというようなこともございまして、条例に書かれていることは全てやろうと、そして罰則を罰金刑を科すのには、やはり警察権を使わなければなりません。したがって、警察署にも今後の手続はどうしていったらいいのだろうと、罰則まで持っていくにはどうしていったらいいのだろうと、警察署にも行きましていろいろご指導をいただきました。それから、町の顧問弁護士、法的に町が取っていることは、何か手続の瑕疵ですとか誤りがあるかどうか、その辺も弁護士さんとも相談しながら進めてきたわけでございます。

課長が申し上げましたとおり、あそこに無許可で入れたものを外に搬出させると、本人は出してもいいと言っているわけなのです。ですから、粘り強く本人にその実行を町としてはお願いをして、指導して、今やっているというようなことでございまして、それが3月末まで待ってもできなければ、次の段階に入ろうと、こういうことで町も考えております。

大変長い間、特に議員さんには毎回のようこのことについて取り上げていただき、いろいろご指導いただいているわけでございますけれども、もうちょっと様子を見ていただいて、町のほうでも今申し上げたような手続を取ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 悪質業者だと引き延ばし策も入ってくるでしょうから、そういうのにだまされないように、素早い行動も必要だなというふうに思います。取りあえず3月末まで待ちたいと思います。

鎌形なのですけれども、鎌形は事業者から原状回復並びに跡地利用の計画が示されているという答弁で、えっと思ったのですけれども、原状回復までは町が求めていくことですね。跡地利用について、何か町もこうするから、少し町側の違反行為を見ないでくれという、そういうものも含まれているということなのですか、これは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

こちらに計画というふうな書き方をさせていただいておりますが、実際には文書でいただいているようなものではございませんで、こういった方向で考えているという中での跡地利用もこういうふうにしたいのだというような話があったと。実際にはそういう内容でございまして、その計画があるから、この原状回復をどうのこうのではなく、町があくまでも求めているのは、今無許可で土砂を入れた、それを元に戻す、あくまでもそれのみでございまして、その後のことはその後のこと、まずはこちらが措置命令を出した、そちらの実行を速やかにというようなことで求めているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。いや、ちょっとここにこう書いてあったから、どうなのかなと思って伺ったのですけれども。

それで、千手堂のは公表までしたということで、鎌形は千手堂より何か月か早いわけです。1、2か月かな、早いわけですよ、これも無許可で埋立てをしたということで。こっちがなぜ先に事業者の公表に至らずにいるのか、私にはちょっと理解できないのですけれども、何かあるわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

答弁書に簡単に書かせていただいたような状況で、大変失礼しました。措置命令を出している業者から委託を受けている、委任されている事業者のほうで撤去をするというようなことで、そのために地権者の同意が必要だということで、その話合いが今も現在進行形というような状況の中で、これはその辺が話が整えば町が求めていることが実行されるというようなことが、今現在ではそういう状況の中で、まるっきりこれができない状況ではないというのが、千手堂の案件との違いでございます。

こちらは、地権者との話合いさえ整えば、まずは町が求めている土砂の搬出は行われるというような状況ですので、それに対して公表を行うというようなことまでは、今のところは至っていないというように考えているところでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 地権者と業者と意見が相違しているという、そういうことなのですか。どういうことで意見の相違があって持ち出ししないのか、理由を伺わせていただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

細かく言えば、地権者と事業者との間の話ですので、町が全てを承知している状況ではございませんが、簡単なことで立入りができるかどうか、その辺のことが地権者と事業者の間で今調整といたしますか、話合いが整っていないように聞いております。それ以外の細かいことは当事者同士の話で、町が細かく立ち入りしておりません。個人間の取引なり、そういった中での話ですので、そこについては情報を全て持っておりません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） このくらいで駄目だというふうには思えないので、立入りが駄目だと言われたら、それは業者は入れないわけだから、持ち出しできないわけです。だけれども、立ち入らなかつたら持ち出しできないわけで、そこには何か理由があるのだろうかと思うのです。

これやはり町は土砂条例をつくっているわけですから、無許可で入れたわけですから、何にもないということでは、これは言い方悪いですが、見せしめにはならないわけです。やっぱり何らかの罰則というのはつけていかないといけないと思うのですけれども、その考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

先ほど副町長からの答弁にもございました、町は条例、法令にのっとった形での手続を進めていくというのが大原則でございます。その中で、そうではありますが、やはり先ほどの千手堂のときの質問でもお答えさせていただきましたけれども、命令の実効性の確保、これが可能性があるのであれば、違法な状態、搬入された土砂の搬出、

これがかなうのであれば、そういったことを早急に事業者の責任の上で実行してもらおうというようなことを求めていくというのが、まず第一かなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これも2年半以上になるわけですから、もうそろそろ見極めもつける時期ではないかなと思うのです。持ち出ししないという、できないという内容もしっかり把握しながら業者への指導をしていかないと、地権者と業者だけで任せておく状況ではないと思うのです。土砂条例で、嵐山町の地形、安全性を守っていくのだという条例ですから、その視点に立ってやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 指定ごみ袋についてです。環境省は、家庭系の燃やせるごみ袋は、ポリエチレン製から植物油を配合したごみ袋を使用するよう勧めております。本町のごみ袋はどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

燃えるごみの袋については、小川地区衛生組合の焼却施設の稼働時から衛生組合管内統一の指定袋を使用しておりますが、現在の燃えるごみ専用袋は変更前の袋に比べ燃焼効率がよいこと、炉への負担が小さいこと、燃焼後の灰に残る消石灰は土壌改良剤に使われるものであることなどの理由から、平成14年5月から消石灰入りのポリエチレン袋に切り替えられたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。何か私の質問に答えていないので、まだ取り入れる考えはないということであろうと思います。

時間がないので、これは問題提起だけにしておきたいと思います。4問目。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） インターランプ内の産廃について。インターランプ内の整地を進めている中で、産業廃棄物が出てきたということです。

そこで、（１）、産廃が出てきたのは事実でしょうか。

（２）、事実であれば、どのように処理したのでしょうか。

（３）、産廃を排出した業者の責任はどうしていくのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、（１）につきましてお答えをいたします。

東松山環境管理事務所に確認したところ、インターランプ内の開発事業地において、過去安定５品目の最終処分場として許可した箇所から掘り起こした廃棄物があるということでした。なお、最終処分場として許可した箇所から出されたものであり、不法投棄ではないとのことでした。

出された廃棄物については、掘り起こした元請業者の責任において適正に処分するよう指導したとのことでもあります。

続きまして、（２）でございますが、東松山環境管理事務所に確認したところ、適正に処理するよう指導しており、現在ある廃棄物は仮置きをしているのではないかのことであります。

（３）につきましてお答えいたします。同じく環境管理事務所に確認したところ、最終処分場から掘り起こした廃棄物は元請業者により適正に処理されるものであり、そのように指導しているとのことでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。あつたということなわけですね。ただ、適正に処分するよう指導した、（１）は。（２）は、適正に処理するよう指導しており、現在ある廃棄物は仮置きしていると。（３）は、最終処分場から掘り起こした廃棄物は元請業者により適正に今後処理されるという、そういうことですね。

適正に処分されたということで、それであそこの山がそうではないかというふうに言われたのですけれども、あそこにそのまま見える形で置いてあるのがそうだということではないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 30年前、最終処分場ということで県知事の許可を取って、ある業者がそこに産業廃棄物を埋め立てたわけなのです。それは、あそこに台山沼という沼が関越自動車道の上り線、下り線のところに両方あるのですけれども、そこに接したところの土地に処分場が置かれたわけなのです。

今回その処分場がインターランプ内の開発によって、そこに貯水槽が建設をされるのです。貯水槽が建設されることによって、掘りますから、掘ったらそれが出てきたと。出てきたものは、県のご指導によって適法に法に基づいて処分をします。今置いてある場所は、これは県のお考えですけれども、工事をやりながらそれを掘り起こしていますから、置いてあるところが移動しているのではないかと、最終的には持ち出して、処分場へ持って行って処理するわけですけれども、今は掘り起こしている状況ですから、それが置いてあるところが動いているのではないかというふうなことでした。何か違法に処理をしたり、またどこかに埋めてしまったりとか、そういうことは一切ございません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 産業廃棄物の保管基準というのがあるのです。保管の周囲は、囲いが設けられること、掲示板もつけること、その掲示板の大きさまで指定しているわけです。保管する産業廃棄物の種類まで書くように、また管理者の氏名、名称、連絡先、まだほかにもありますけれども、まだその段階にまでは至っていないと。それで、浸透しないように下は何かやると、雨が降っても大丈夫なようにシートはかけるというようなことがあるのです。書いてあるのですけれども、まだその段階にまでは、今でも先日も見に行きましたけれども、ほとんどもう調整池はでき上がっているのではないですか、あそこは。だから、あれ以上掘るということはないと思うのですけれども、だからこの基準に当てはめて対処しないといけないと思うのです、当面あそこに置くのであれば。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ただいまご答弁申し上げたのは、2月の19日現在で職員が東松山の環境管理事務所に行きまして、県の取組状況、あるいは指導状況をお伺いしてまいり

ました。現場についても、当然把握をしていると思いますので、何かご懸念があるとなれば、町のほうで県を通じて事業者のほうを指導したいと、このように考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それでは、当面仮置きで置くのであれば、保管場所の周囲に囲いが設けられること、掲示板をつけること、これ縦横60センチ以上だと、何を保管しているのかと、それから保管者の氏名、名称、連絡先、それと保管に伴って汚水が生ずるおそれがあるので、汚染防止のために必要な排水溝まで持つのですね、浸透しないようなものにしておいてくださいと、それからシートとは書いていないな、雨が降っても流れ出さないようにという、そういう意味のことが書いてあるのですけれども、そういうものをぜひ要望しておいていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 議員さんのほうから今お話があったことにつきましては、そういったことも含めての指導が当然県のほうでもされるとは思いますので、改めてこういったお話がございましたということは伝えさせていただきたいと思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、この前見に行ったのですけれども、ちょっとこれとは別に、杉の木の切り株ではないのですけれども、あれが幾つも置いてあるので、多分放置されているのですよね、投棄されたのです。近所の方が言っていましたけれども、その近所の方は町に言ってあるはずだと、1か月か2か月前に、もっと前かな。だけれども、「川口さん、こんな状態ですよ」と、私のこと分かっていて、「今度言ってくださいよ」と言われたのですけれども、これ町はご存じですよ。環境課か、道路上ですからまちづくりの課か、ちょっとどうしてあの状態にしているのか、片づける気があるのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 その問題も含めて現地を調査して、適正な処理をするように町のほうからもお願いしたいと思います。まず把握させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 答弁させていただきます。

こちらにつきましては、今現在開発許可を下ろして事業が進行中でございます、町としてもいろいろ業者のほうには指導したりしているところでございます。状況を確認して、適正にするように引き続き指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 状況を確認していないの。昨年の話だったかな、今年だったかな、ちょっと私も記憶が。その方に聞いたときに、言ってあるはずだと誰かが言ったのをその方が聞いたのですけれども、ではまだ確認もしていないわけ。そうなのですか、話も聞いていないのですか、ちょっと伺わせてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

杉の木の関係につきましては、私のほうではちょっと把握しておりませんので、もう一度内容を確認して、先ほど言いましたとおり適正に処分するように、業者のほうには指導させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 話は聞いていないという否定していないのですから、聞いてはいるわけですね。だけれども、確認も行っていないと、これではまずいと思うのです。しっかりやっていただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） セイメイファームについて。臭いの改善が進んでおりません。どのような指導をしているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目5につきましてお答えをさせていただきます。

農事組合法人セイメイファームに対しましては、平成30年10月10日付で悪臭防止法に基づく改善勧告を行い、必要な措置を講じた後、改善状況の報告を求めました。これに対し事業者から、平成30年11月19日付で環境改善報告書が提出され、2か所ある発酵装置のうち小規模の1か所に新たな設備を設置し悪臭を軽減したことや、他の発酵装置も同様の設備を今後整備する旨の報告がありました。さらに、平成31年3月28日付で臭気測定による環境改善報告書が提出され、敷地境界線の測定結果は基準値を下回ったことと、6月末をめぐりに残る1台の発酵装置に新たな脱臭設備を設置する旨の報告がありました。現在は、残る1台の脱臭装置が7月12日に完成し、その後、町と事業者が実施した臭気測定結果では、1か所において1度基準値を超えましたが、他の測定結果は基準値内となっております。

町としましては、脱臭装置設置後に基準値を超えることがあったことや、事業者から設備の一部に不具合が発生することがあり、事業所の現状に合わせた改良を行いながら安定した設備の運用を目指しているとの説明を受けていることから、設備の早期完成とともに、他の設備も含めた臭気対策設備の適切な維持管理、運用等の対応を引き続いて求めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 3月28日の調査で、基準値を上回ったのが1か所ということなのですか、ちょっと確認ですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

3月28日付で調査した報告書では、下回ったという形の報告がありますが、まだこの時点ではもう一か所の新たな設備のほうが完成しておりませんでした。ただ、1回目の答弁でお答えさせていただきましたが、完成した後の測定でも1回、1か所については基準値を超えているというような状況がありました。

また、そちらのほうの設備については、まだ完成に至っていないような状況もございました。安定的な機能が出せるような、そういった取組を日々の監視ですとかメンテナンス、必要に応じて改修等も必要になってくると思いますが、そういったことを事業者に求めておまして、これは今でもやはり安定的でない部分があるようですの

で、なかなか頻繁にはできませんが、機会あるごとに事業者のほうには確認しながら、ぜひ早急という形で求めているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 脱臭装置を7月12日につけたと。だけれども、基準値を超えてしまったということです。この調査というのは、事業者には事前に知らせておくわけですよ、何月何日何時に行きますからというのを。そういうことですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

事前に伝えておりますけれども、天候等によって変わることもございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） つまり何が言いたいかというと、十分な準備ができるということなのです。それでも基準値を超えているということですから、まずいなと思うのです。ぜひ抜き打ちでやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

大変失礼しました。私のちょっと認識誤りでございまして、この臭気測定につきましては、議員さんおっしゃるとおり抜き打ちでやらなければ通常の状況の測定という形になりませんので、事前に日にちを伝えてやるというやり方ではなく、抜き打ちで実施しております。私の認識違いでございました。失礼いたしました。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、向こうに連絡しているのは何。水質、それと騒音、これは連絡しているわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

すみません、立入りの場合は事前に連絡をさせていただいておりますが、その他の測定については、こちらのほうで委託業者のほうにお願いするだけであって、事業者に直接いつという形の連絡は取らずにやっております。立入りのときだけ事前に、向こうの受入れ側の対応もございますので、説明をできる方が不在のときに行っても意味がございませんので、立入りについては日にちをきちんと調整してやっていると、それ以外は抜き打ちでやっております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっとでは私のほうの認識違いであったのですね。全部抜き打ちでやっているということなのですか。ただ、時期はある程度決まった時期でないと、系統的なものを見るのに見られないという答弁を前にいただいたことがあるのですけれども、ある程度の時期は、そうすると業者は分かるわけですよ。そういう面でも、もうそろそろ来るから準備しておけということ是可以するわけです。それは言えますよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

例年一番気温が上がって臭いも出ると予想されます8月、9月にやっているのが実情でございます。ただ、この農事組合法人は生き物を扱っているところでございますので、その操業を止めるということはありません。ですから、例えば鶏ふんの発酵装置への投入だとか、そういったものは定期的に随時行わなければならないということで、なかなかこちらのほうの測定の時期が決まっているからといって実際対応できるものなのかどうか、ちょっとそこまでは分かりませんが、一番臭いの強くなるような時期と思われる8月、9月に例年やるというような形で、これまで同様にやってきているという状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、あそこに隣接している山の木が枯れていますよね。

何本か切ったという話も聞いて、見に行きましたけれども、これ臭いのもと、アンモニアの関係が枯れている原因ではないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

そのようなお話も環境課のほうにもいただいておりますが、実際のところ臭いのもとになっているアンモニアが原因で周辺の木が枯れたというようなことを確認しているわけではございませんし、今の段階でその関連性、因果関係云々の話が言えるような資料が何もございません。そういった状況でございます。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。一般質問の残り時間5分です。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 枯れているのというのは、しかも1本や2本ではないわけで、1本は途中で折れてもう倒れてしまっていると、そんな状態がありますので、あそこだけ枯れているのですから、ちょっと因果関係を考えないわけにはいかないと思うのです。

それで、ほかの養鶏場ではこれほどの強い臭いというのは、動物を飼っているのですから、それは臭いはありますけれども、こんな強い臭いというのはないのです。恐らく基準値内だと思っております。セイメイファームだけが基準値を超えてしまっていると、いろいろなものを装置つけましたと。だけれども、基準値は超えてしまっていると、そういう状況がずっと続いているのです。装置だけではなくて、やはり事業者の姿勢にも私は問題があるのではないかなと思わざるを得ないのです。ぜひその点も指導していただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 新焼却施設について。中部資源、これ組合が解散後、新焼却場の協議を進めていくこととなります。その場合、新焼却場はできるだけ燃やさない施設を造っていくべきではないでしょうか、考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 質問項目6につきましてお答えをさせていただきます。

小川地区衛生組合のごみ焼却場は、最小限の修繕をしながら令和5年度まで運用する予定でしたが、今年3月31日をもって埼玉中部資源循環組合が解散することとなり、今後のごみ処理について早急に検討しなければならない状況となりました。

このような状況にある中、まずは小川地区衛生組合のごみ焼却施設の運用について検討が必要ですが、これと併せて今後のごみ処理についても様々な方法を検討しなければならぬものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 中部資源の焼却というのは、ごみが出る最大値で焼却できる炉を造ろうと、そういうことだったのでよね、225トンということで。人口減でごみも減っていきますから、翌年からごみが足らなくなると、そういう事態が生まれてしまうわけです。これは、5年、10年でたちまちどのごみを燃やそうかと、資源プラも燃やしていないのだけれども、燃やすようにしようではないかと、こういう議論に当然なっていくと思うのです、中部資源の場合は。それはやっぱりまずいです。できるだけ燃やさない。先日というか、渋谷議員さんが気候非常事態宣言だと、こういうことを、これたしか自民党の議員も言っていたと思うのです、今回の国会の中で。こういう宣言だったか決議だったか上げるべきだということ。そういう時期にあるわけです。昨年の台風19号を考えてみましても、気候変動を考えないわけにはいけません、あんなに雨量が降ったというのは。

そういう観点から、できるだけ燃やさないごみ焼却場を造っていくために私は提案をしていきたいというふうに、町長いかがですか、言えないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

昨日、おとといですか、ほかの議員さんからの質問もございました。ご承知のような異常気象の中で大きく影響しているであろうというごみ問題、これについて根本からいろんな問題を検討していくというふうにお答えをしましたがけれども、そういうふうに議員さんのご指摘をいただいた内容も踏まえまして、広範囲にしっかりと、議員の皆様も含めまして検討して、いい方向に進んでいければいいなというふうに思っております。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前 11 時 5 2 分

再 開 午後 1 時 2 8 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の北部地域の活性化についてからです。どうぞ。

〔4番 藤野和美議員一般質問席登壇〕

○4番（藤野和美議員） 議席番号4番、藤野和美でございます。議長のご指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず第1に、北部地域の活性化について。北部地域におきましては、花見台工業団地の拡張や嵐山小川インターチェンジランプ内の企業誘致などが進められております。しかし、一方では少子高齢化が進み、地域のシンボルであった歴史ある七郷小学校も廃校となる方向が教育委員会から示されております。

北部地域は、嵐山町の基幹産業である農業の中心地域であり、田園や畑が広がる里山の風景によって、嵐山町の魅力を形成する地域でもあります。その北部地域の活性化は、嵐山町にとって重要な課題であるとの観点から、以下についてお聞きいたします。

（1）、遊休農地の現状と対策について。耕作できない農地が広がっている現状があり、今後も後継者不足などで増加していくことが予想されます。

ア、町全体及び北部地域の遊休農地はどのくらいあるでしょうか。

イ、農地バンクの運用状況はいかがでしょうか。

ウ、遊休農地活用の対策はどうなっておりますか。

エ、農業従事者でない方にも耕作してもらう取組をする考えはあるでしょうか。

（2）、地域の特性を生かした観光の取組について。

ア、金泉寺のアジサイや古里地区のブルーベリー、勝田地区の梅園など、地域の方々が自主的に始めた取組が、杉山城跡と併せ町の観光にとって大きな財産になっております。今後の支援についてどのように考えているでしょうか。

イ、吉田地区の里山や里沼の再生、勝田地区の古墳周辺の整地など、嵐山まもり隊が活躍していますが、今後の支援についてどのように考えているのでしょうか。

ウ、北部交流センターの周辺には豊かな自然が残されており、自然観察、体験の場としても最適です。ウォーキングルートを整備するなどして、活用する考えはあるでしょうか。

エ、現在の嵐山町ウォーキングマップは、武蔵嵐山駅からが中心となっています。北部交流センターを起点とした嵐山町北部ウォーキングマップを作成する考えはあるでしょうか。

オ、ウォーキングや自然観察、自然体験、農事体験などの拠点として、北部交流センターを中心とした施設を活用していくことが、今後の北部活性化の一助となると思いますが、どう考えているのでしょうか。

(3)、農協嵐山支店の移転の計画がありますが、そうになると地域の生活にとって大きな影響があります。ATMの機能だけでも残すなど、そういう申入れをする考えはあるでしょうか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目(1)、(3)について、杉田農政課長兼農業委員会事務局長。

○杉田哲男農政課長兼農業委員会事務局長 それでは、質問項目の1の(1)、アにつきましてお答えをさせていただきます。

町の全体の遊休農地は、令和元年11月の農地利用状況調査結果で1,405筆、107万7,300平方メートルでございます。北部地域では、642筆、51万4,629平米でございます。

続きまして、イにつきましてお答えさせていただきます。嵐山町農業委員会農地バンクの運用状況につきましては、農地バンクに登録されている農地は89筆、9万2,083平方メートルで、登録者が49名です。耕作目的で貸し出されている農地が14筆、1万6,471平方メートルで、貸出率は17.88%でございます。

続きまして、ウにつきましてお答えさせていただきます。遊休農地活用の対策につきましては、毎年管内の農地の利用状況を調査しており、その結果を踏まえ、高齢や相続等で耕作ができなくなった農地を各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員により担い手への働きかけを行い、隣接する農地の担い手等に貸し出すなど、遊休農地

の有効利用を図っております。

また、過去に養蚕が盛んな時期に植栽され、衰退とともに遊休農地となった勝田地区では梅の栽培、古里地区ではブルーベリー等の果樹の栽培などを地域と協力しながら実施しております。また、將軍沢地区、遠山地区では、有機農業者の方が耕作放棄地を借りて営農されている状況もございます。

続きまして、エにつきましてお答えさせていただきます。農業従事者でない方にも耕作してもらう取組につきましては、指導農家等に入り研修を行い独立する方法や、現在町が行っている嵐丸塾、就農塾でございますけれども、がございます。

事業内容を説明させていただきますと、就農に意欲のある方を広く募集し、指導農家で研修をしながら、自身で設置するパイプハウスでハウレンソウの周年栽培に特化した研修をしていただいております。入塾期間は2年間でございます。卒塾後は新規就農者として独立し、営農を開始いたします。現在1名の方が卒塾され、平成31年3月から遊休農地を借りてパイプハウスを設置し、営農を開始してございます。

続きまして、1の(3)につきましてお答えをさせていただきます。現在、埼玉中央農協におきまして、各市町村にある支店の統廃合の計画があり、嵐山町内にある2支店を1店舗に統合すると伺っておりますが、具体的な計画や決定事項につきましての報告は受けてございません。

ご質問のATMを残す件でございますけれども、埼玉中央農協が組合員の利便性を考慮し、理事会等で決定していただくこととなりますが、町の地域性を考えると、農業者が不便を来さないように考慮していただくよう申入れを行いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、3課にまたいでおります。

初めに、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目1の(2)のAにつきましてお答えいたします。

杉山城跡は、平成29年4月に続日本100名城に選定されて以来、また金泉寺のアジサイにつきましては、ここ数年毎年テレビ、ラジオのローカル放送でも取り上げられるようになり、多くの観光客が訪れるようになりました。

こうした北部地域の観光スポットは、近年になってからの新たな財産として定着したものであり、今後におきましては、これらを核として観光果樹園ふるさと、勝田梅

林などの観光資源も併せた北部地域のPR活動を町と町観光協会で連携を図り、強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1の(2)、イにつきましてお答えを申し上げます。

町では、町民の皆様との協働により、安心して暮らせる住みよい地域づくりを推進していくことを目的として、草の根的な活動を行うグループを嵐山町まもり隊として登録し、その活動に対する支援を行っており、大きな成果を上げていただいております。

コミュニティ、福祉、環境、農業、防犯、防災、教育分野などの活動が対象となり、活動に必要な用具等、ボランティア保険の加入などが支援内容となります。なお、現在15団体、185人に登録、活動いただいております。

このようなボランティア団体は、重要な存在と認識しております。活動団体からのご意見を参考にし、より活動しやすい支援内容の見直しを行いながら、今後も引き続き支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 質問項目1の(2)、ウ、エ、オにつきましてお答えいたします。

嵐山町北部には、文化財やため池、谷津田など歴史や自然を楽しめる場所がたくさんあります。嵐山町ウォーキングマップには、これらの主要スポットを巡るモデルコースとして、北部地域には嵐山北部の花の名所を楽しむコース、田園風景満喫コース、杉山城跡を歩いて健康アップコースの3コースがあります。このコースを参考に、距離や見どころ等、ご自分に合ったマイコースをつくってウォーキングを楽しみ、心身の健康づくりに活用していただければと考えております。

また、健康づくり実践の拠点である生き生きふれあいプラザやすらぎのトレーニングルームは多くの方に利用いただいておりますので、同時に北部の活性化につなげていただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 多岐にわたっておりますので、各課長さんからご答弁いただいたわけなのですが、まず（1）から再質問させていただきますけれども、現在のところ運用状況が17.88ということで回答をいただいたわけなのですが、農地バンクの借主になる方というのが、嵐山町内で新規就農を希望される方、そして農地を借り経営規模を拡大したいと考えている方、要するに真剣に農業を継続していく意思のある方に限りますというふうになっているわけなのです。

これは、私は考えますと、もう少し農地を活用したいというのですか、農業に興味のある方は非常に多いであろうと思っているわけですが、現に志賀地区では、先駆的な取組で行っていらっしゃるわけなのですが、町外においても都会に住んでいる方、そういう方も今農業に関心を持っている方が非常に増えているわけです。ですから、この遊休農地を有効活用する、これをもっと幅広く募集をして、サポートする仕組みも併せてつくっていくと。なかなか都会の方がいきなり畑仕事をやってということは、やはり機械がないとか、作り方もどうしたらいいのだろうと、当然これはあるわけですが、それらの方に対して、北部地区もそうなのですが、町内に農業に関わるベテランの方は非常に多いわけなのです。そういうベテランの方の力をお借りしましてサポート体制というか、そういう仕組みをつくりますと、やはり町外の若い方も含めて、荒れ地を開墾するというのは、これは普通大変ですが、ある地区では逆にそういう地区に、そういう場所に、言葉はちょっと悪いのですが、おもしろがって参加していただいているというケースもあるのです。ですから、もっとこれ、後で触れますけれども、嵐山町はこういう農村地域、田園地帯ですが、これが東京から非常に近いと。関越で来ますと、東京から30分も来ますと着いてしまうと、そういう非常に利便性があるわけです。ですから、もっと遊休農地を積極的に、当然町内もそうなのですが、町外にやはり発信しますと、荒れ地対策に対して非常に効果があるのではないかと考えているわけなのですが、その辺については、町長いかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

全くそのとおりだと思います。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員）　そういう町長の積極的な答弁をいただきましたので、私もこの分野につきましても、今後具体的な提案を継続的にさせていただきながら、北部の地域活性化の一助にしたいと思っております。

では次、（２）に入りますけれども、まず金泉寺のアジサイ、古里地区のブルーベリー、これは観光のPRにやっていくということでご答弁をいただいたわけなのですが、その具体的な補助、これ皆さん、金泉寺のアジサイなんかもそうだと思うのですが、やはり苦勞されて、20年でしょうか、30年でしょうか、非常に一つ一つ植えながら、長年時間をかけてあそこまで育ててきたというのですか、発展させてきたわけなのですが、それについて町からの具体的な補助等はあったのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長　お答えさせていただきます。

観光担当のうちのほうの課としましては、観光関係での補助というのはなかったというふうに認識しております。

以上でございます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

杉田農政課長兼農業委員会事務局長。

○杉田哲男農政課長兼農業委員会事務局長　私のほうからは、古里地区のブルーベリー、こちらのほうにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、この事業に取り組むときに地域の方々とご相談をさせていただきながら、ブルーベリーというふうな品種を選定させていただきまして、苗木の一部補助のほうをさせていただいているというふうに記憶してございます。

以上です。

○森　一人議長　第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員）　当然観光を、今後DMO等々の話が出ておりますけれども、DMOとなりますと協議をしているだけで、これは進まないのです。実際に事業体がしっかりあって、それをどう連携していくのかとか、全体をどうブランディングして、地域のブランディングをしていくのかとか、そういう形をしないと協議だけで終わってしまいます。

やはり具体的に、希望的にはまだまだこれから育成していく必要が当然ありますけ

れども、拠点、拠点がありますので、その拠点、拠点に対してしっかりと財政的な支援もしながら育成していくと。そこをしっかりと柱を一つ一つ大きくしていくという作業をしませんと、DMO、DMOと言っているだけで、これは空回りになるのは目に見えておりますので、こういう既にやっていらっしゃる地域、場所に、しっかりと財政的支援をしていただきたいというふうに思っているわけでございますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

農地を活性化する。町内だけではなくて、広くやったらどうだろうというお考えです。全くそのとおりということでお答えをさせていただきました。

そして、いろいろご意見をお伺いする中で、一番の出発点というのはどこのだろうというふうに思うのです。高齢化が進んで、それで七郷の地域を中心であった農業が前のような状況でなくなっていますよと、それをどうしたらいいだろうというお話ですが、これは七郷地域だけに限ったことでなくて、日本中そういうような状況になりました。そして、それが全てではありませんけれども、1つには国の補助金農政というのがどうだったのだろうというのが大きく言われているところであります。それで、お米なんかをとってみても、八郎潟なんかは一番最初に動き出したわけですが、やはり国の補助金を当てにしない、民活というので動き出して、それで米の行政が大きく変わってきた、あそこの出発点だったわけですが、そういうような部分というのがいろんなところで言われております。

補助金頼りというのでなくて、民活の中で補助金を当てにしないでやったらどうなのだろうと、持続可能な形はどうやって続くのだろうというような模索もあるし、そういう問題に取り組んでいるところもありますし、そして企業がそういうような形で参入をしてきているところがいろんな分野に出てきております。そういうようなことを見る中で、どこまで前向きな支援をどうだろうと、そしてはっきりした方向の支援をどうだろうという話ですが、支援をする前の農業者自体の、自身の今後の自分の農地というものをどう考えているのだろうというの、周りのものにとっては気になる部分であるわけです。農地は空いているのだけれども、それを貸すのもちょっといまいち、売るのはどうもというような感じで、ただ空いている状況がある部分も

あります。ですので、そういったものをどうするのだというようなものが一番先に意思表示が出て、そして地域の皆さんが、その考え方が同じ方向に行ったような場合に、さらばどうしたらいいのだろうと、何をどうするということなところから次の一步に行くのではないかというふうに思うのです。そういうふうになったときに、企業が応援をするのか、行政ではどこまでどうしたらいいのだろうか、地域ではこういう形にしていこうではないかというようなことというのが、何かしらそこに出てくるのかな、そんな感じがしております。そういうような状況が第一歩ではないだろうかと考えています。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 町長今ちょっとおっしゃっていただいたのですが、次のイのほうに入ります。

嵐山まもり隊ということにつきまして、当然支援していくという答弁はいただいたわけなのですが、この嵐山まもり隊の活動というのは、実は嵐山まもり隊というのが町でできたから始めた活動ではないのです。その以前から、実は地域で自主的に何年も前から活動が始まっております。その活動の過程の中で、嵐山まもり隊というのが町で始まったというか、あるということで登録したという経緯があります。例えば吉田1区のほうの竹林を伐採してという形でやっている取組がありますけれども、5年以上前から実は始まっております。これは、地域の方々が自主的に集まって、機械も持ち寄って手弁当というか、いろんな形でまさにボランティアの活動という中で、今は見事に努力の中で再生をしているわけです。当然これコストを考えますと、大変なコストになっているわけなのです。

実は、里沼のほうの再生は私も隊員でやったのですけれども、これも沼を、これは小さなため池ですけれども、泥で埋まってしまってアシで覆われてしまったと。私どもの頃というのは、そこでエビ、カニ釣りをしたりとか、そういう意味のせつかくの遊びの場であるし、地域では当然そのときは水利権、下に田んぼもありましたので、生きている沼だったわけなのですが、それがそういうアシで覆われて大変な状態になると、何とかしようということで始めて、結局泥は外に出さないで沼の中央に集めてしまうと、ついでに中の島は埼玉の格好にしようではないかということもしまして、今ほぼ完成しましたけれども、これ約1年かかりました。1年かけてやりました。重機は近所の方からお借りもしまして、ですから、勝田の古墳のあれもそうだと思うの

ですが、延べ人数にしますと大変な人数をかけてやっているわけです。これは、別に報酬を求めてやっているわけではないのです。その活動の中で、やはり地域が大きく変わりました。コミュニティの中心になってきていると。ですから、まさに自主的に始めたことが、それが地域のコミュニティの中心になってきていると。これは、今後の防災もそうなのですが、やっぱり大きな力になると。これは嵐山町の将来、未来をどうするのだと、コミュニティづくり、その地域をつくっていこうという方向の中で、大変な私は貴重な経験だと思うのです。

ですから、私が申し上げたいのは、その評価もさることながら、気は心という言葉がありますので、やはり町として応援しますよと、そういう意思表示、それから若干の支援も当然あってしかるべきではないかと。そのコストを全部出してくださいという意味ではなくて、気は心と、やっぱり心が通じ合うことによって、より多くの人数、要するにやる気も出てまいりますし、そういうことをお願いしたいと思っているわけなのですけれども、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

今お話しのみもり隊、勝田地区のみもり隊の古墳周辺の整備と書いてありますけれども、ここのところちょっとこの間見させていただきました。仕事量と云ったら半端でない量であります。あれだけ、何人で取り組まれたのかなと思いますけれども、すごい仕事量だなというふうに思いました。また、道路の反対側のところの梅林の上のところゲートポールをやった場所があるわけですが、あそこのところも枯れた枝、枯れていない枝の枝打ちとか、いろんな形の整備もされて、大変半端でない仕事量だなというふうに思って、ありがたく思ったところであります。

その嵐山のみもり隊ですけれども、これは何年前になりますか、嵐山町を何としても守っていこうと、そういう中でそういう人たちが集まって、のみもり隊というようなことをつくっていこうと、町でもそれを応援しようということで、町の中でのみもり隊で何かをやる時に必要なもの、例えば軍手ですとか、いろいろあるわけですが、そういうようなものを話を出していただいて、応援ができないだろうかということで始めました。

そして、このような勝田地区の今話をした大仕事という、そういうことだけでなく

て、例えば健康づくりに散歩をしている、そして舗装道路のこのところに小さな穴が空いているよというのは、役場の職員がぼけっとしているというけれども、なかなか穴を見つけるというのも難しいわけで、車で動いてしまうと見つけれない状況も多くなってきます。そういうような穴が空いたよ、あるいはこのところの街灯の明かりが消えているよとか、それから一時何件か事故があったのですけれども、グレーチングというのですか、道路のところに水が流れ込むような形、あそこの金が1つ腐って穴が広がっているようなところに自転車が突っ込んだとかいうようなことというのは、なかなか車で動いていると見つからないのです。それで、そういうようなところを散歩で行った人が気がついたら教えてください。これも嵐山まもり隊、何としても守りたい、安心安全な地域をつくりたい、そういうようなことから含めて、いろんな地域によっては川の中の木を切っていただいたり、川の土手の草を刈っていただいたりというようなことを地域で取り組んでいただいておりますけれども、そういうような嵐山まもり隊、地域を守っていこうというものについては、今までも町のほうで些少ですけれども、気は心までいくかどうか分からないようなところですが、それぐらいの応援を今までもさせていただいて、さらにそういうものをどうしたらいいというご意見をいただきながら、これが充実できていければさらにいいのかなという感じがしております。

そして、何としても一番あれなのは、ふるさと嵐山をどうにかしたいと、守りたいと、自分でやれることは、こういうことならできるよというのをやっていこうという気持ちを少しでも醸成をして、濃く大きく強くしていくことかなというふうに思っております。議員さんのおっしゃるようないろんなことの取組というものは本当は大賛成で、北部地区を活性化というこの論議にしても本当にありがたく思っているところであります。おっしゃるとおりでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私どもの吉田の2区のみもり隊も、発端は道路の、あれは県道になるのでしょうか、あまりにも草が生えてしまって、高い草が生えてしまって、これは吉田の恥だと、これを我々が放っておくわけにはいかないだろうということで、これは自主的に始めたことなのです。そういうことを町長もご理解いただいておりますので、今後これがしっかりといろんな意味で地域の核として発展できるように、私も微力ではありますが、頑張っていきたいと思っております。

それと、私ちょっとお願いしたかったのは、そういう地域地域で、これは北部だけではなくて、各地域で本当に一生懸命ボランティア活動を取り組んでいらっしゃる方は多いと思うのです。ぜひ経験交流会というか、うちの地区ではこういうケースでやっているとか、うちはこの分野でやっているのだとかいう嵐山まもり隊の交流会、経験交流を一度もしていないかなと思っているのです。ぜひどこかのタイミングでお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 交流会についてご質問をいただきました。

先ほど藤野議員から、何度か自主的な活動だというお話をいただきました。まさしくこういった活動については、自主的、自ら行っていくということが非常に重要だと考えております。

交流会につきましても、できることなら自主的にそういう皆様の声が上がることに対して、町がどういってお手伝いをできるかということになろうかと思えます。町が集まってください、これをやりましょうということになると、どうしてもそれは強制的というか、強制的ではないですけども、それをお話を受ける側にとっては町が言っているのではということになってしまうと思えます。自主的にそういった声が上がってきたときに、町が対応していくというような形になるのがベターなのではないかというふうに考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ほかの地域のことが分からないので、それが経験交流できればいいかなと思って申し上げたのですが、これについてはまた相談しながら進めていければなと思っております。

次の関連なのですが、ここにウォーキングルートを整備すると、それからウォーキングマップということをお話の中で質問したわけなのですが、1つは、いわゆる北部交流センターの周辺というのは自然が残って、今嵐山の北部の中でもやはり工業団地が広がる等々、ある意味自然の森というのが非常に少なくなっている。ただ、あの周辺はある意味昔のまま残っているわけなのです。ですから、あの場所を拠点とした、要するに動きをつくりたい。幸いにして舗装はもうされていますので、改めて道路整備するという必要はないのですけれども、ウォーキングルートの整備とい

うのは、例えば看板とか、ウォーキングマップのあそこを中心としたこういうエリアをつくる、そういういわゆる販促、訴求物をしっかりつくることによって、それほど多くのコストをかけないでできるだろうと私は思っているのです。ただ、あそこを中心としてウォーキングができますよ、こういうルートがありますよと、これを外部に発信するという作業なのです。それだけで私はできると思うのです。ただ、それをやはりやっていこうという意思がはっきりしませんと動き出しができませんので、町としてあそこを拠点とした、そういう動きをするのだというお考えがあるかなということで質問したわけなのですが、それはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 嵐山町でウォーキングマップをつくりましたのは、全町の中でいろいろな観光拠点であったりとか、見どころを紹介しながら健康づくりのために歩いていただくというような目的で作成したものでございます。北部を中心として何か新しいものをつくるというのは、今のところ予定はございません。

また、看板等につきましては、健康管理課だけでは、ちょっとやりますというお答えはできませんので、今後、関係各課と相談してそういう方法が取れるのかどうかというも検討していきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと補足をさせていただきます。

ウォーキングマップについてご質問がありましたので、担当からお話をさせていただきましたけれども、そういう形で、来るお客さんというのはどこが多いだろうというようなことから、やっぱり駅かな、高速かなというようなところから駅を中心に考えたのではないかと思うのですけれども、そこを拠点にして、南部を回る、北部を回る、こっちを回る、あっちを回るというのをつくって、これが嵐山町のマップということで今お配りをして、皆さんに活用していただいているという状況でございます。それを北部を起点にしてということで、これは今あるものの活用の仕方でもなると思いますので、いい案だなというふうに思っております。

それから、北部の交流センターのことも書かれておりますけれども、北部の交流セ

ンター、そして学校がという話がありましたけれども、学校というのは申すまでもなくて、文化の発信拠点、何としても地域の一番文化行政の発信拠点でもありますので、七郷の小学校が今度学校統合しようという中では、そこのところが学校でなくなっていくということですけれども、町の中の文化行政の拠点の考え方の中心というのは、北部の、あくまでもあそこのところは拠点でいくよと、ですから子どもの学校がなくなっても大人の勉強場所にできるではないか、スポーツのできる広場があるではないか、いろんな情報の拠点があるではないか、今も健康づくりの拠点になっているわけですけれども、あそこのところはいずれにしても、あの地域の拠点であることには変わりがない。さらにこれから状況が変わってくる中で、どういう形をさらにあそこのところにウエートをかけて拠点化していくのか、これは地域の皆さんであり、活用の仕方であると思うのです。

町では、あそこのところを文化の拠点ということにしていこうと、そして北部の交流センターということで、町の文化事業もあそこのところで計画をしている部分もありますし、今までと同じような形でやっていく、今まで同じ以上だと思うのですけれども、そういうふうに行っていったらどうだろうというようなことで考えてきております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 私が申し上げておりますのは、町内の拠点ということも当然さることなのですが、町外、要するに都会からの皆さんの、例えば自然教育センターとか、自然体験とか、農事体験とかの拠点として発展できないかというふうには実はご提案しているのです。やはりインターから近い、これは非常に大きなメリットなのです。

今、自然に関することというのは非常に人気があるわけなのですが、ただ、受皿がなかなかやっばりつくれないと、皆さん勝手にある意味自分で探して行っているわけなのです。そうしますと、地域との活性化と観光がなかなか実は結びつかないと。そうではなくて、やはり地域から発信していくと。ですから、あの地域がいわゆる自然体験の自然観察とかいうふうには受皿をしっかりつくりますと、これが例えば町外、都会の学校との連携とか、ほかの市との連携とか、要するにそういう自然に触れたいという人たち、当然それをやはりきっちりと受皿をつくって発信していくと。当然受皿をつくるには簡単にはつくれませんので、例えば山の篠をどうするのだと、こうなる

わけですけれども、これも先ほどの話と関連しますけれども、ボランティアの方の力をお借りしまして整備していくとか、それからどういう企画運営をととか、どういう場所をものにしていくとか、これも若い人の発想を取り入れまして、力を借りて、例えばある方が言っていましたけれども、ツリーハウスということ、ヒントがあったのです。雑木林もどんどん木が大きくなっておりますので、そういう意味ではツリーハウスとして転換するには、そんなに不便はないわけです。それは、ツリーハウスがいいのか、もっと簡単なものが、それはいろんなケースが考えられます。これは例えば若い人の発想で、そういうものを材料にして、若い人たちのいわゆる発想で物事を構築していくとか、そうしますと当然若い人の場合ですとSNS等の発信力がありますので、やっぱり自分たちがおもしろい、こういう企画でやっているよとなってきますと、そういう発信力もより何十倍にも上がってくるわけです。

ですから、そういういろんな方法がありますので、町がこうしますよと、それで皆様やってくださいと、これはなかなか力を発揮しないかなというのは当然思っておりますけれども、ただ、いずれにしてもあの場所をそういう観光の拠点、対外的な拠点にもしていくという展望を町として持つことが非常に重要だと思っているわけなのです。その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりのことで、先ほど答弁させていただいたように、あそここのところはいずれにしても地域の文化の発信拠点であり、それから広い運動場もありますし、それから今そばのところに健康をしっかりとつこうというような、いろんなものがあそこに集まっておりますので、それらをどう活用していったらいいのか。それも地域の人たちのご意見というものが強ければ、そういうものを町の中でも誘導になるでしょうし、そここのところで町外に発信できるような嵐山町のイベントであれば、町外からも人が寄せられるでしょうし、地域の皆さんの意見をしっかりとあそここのところに集約をして出していただければ、さらにいい方向に行くのかなというような感じがしております。

そして、今月の広報を御覧になっていただいていると思いますけれども、嵐山幕府ができるよと、一発間違うとそういうことになったよということなのです。嵐山町で

ここのところ、今度来年、再来年になりますけれども、NHKの大河ドラマに嵐山町がちょっと関係してくるかもしれないというようなところまで来ております。そういう中で、町の中でも歴史というものにもう一回、そして重忠はどうなのだというようなことももう一回、それから北部のほうの杉山城にお客さんがいっぱい来ているではないかというようなこと、そういうものを勘案した中の講座というものを北部の今おっしゃるところを中心にしたりとか、あるいはそのところをハイキングコースで結んだりとか、いろんなことができるのではないかなというような感じがしております。

それで、時期時期によってはいろんなものが、柿がなったり、梅がなったり、いろんな状況で、まさに農業の中心地であるわけですから、そういうようなものと抱き合わせた中で、いろんな形の地域の発信というものがさらにできていくのではないかなと。それには、先ほどお話しいただいたように、町を考える、何かみんなでやろうよという気持ちがまとまってくれば、いろんなところに展開も行くのかなという感じがしております。そういうふうになれば、行政のほうも当然ですけれども、いろんな形の支援といいますか、応援といいますか、一緒にやろうということになっていくと思いますので、いろんな形でご指導いただければというふうに思っています。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ありがとうございます。ぜひともあの場所を本当に北部地域の拠点として展開できるように、私も頑張りますので、よろしく願いいたします。

1つ具体的なことなのですが、北部交流センターに今調理室はないのです。これは例えばふれあい交流とかいろいろほかにあるのですが、今後あそこを拠点としているようなことを展開していくとなりますと、やっぱり調理室というのが具体的に必要になってくるだろうと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

北部交流センター、改修以前はあったわけなのですが、改修のときに全て電化という形になって、調理室というものは造らないという形になりました。北部地域のそういう調理施設がないということで、健康増進センターの調理室をそれまでは貸し館していなかったのですが、一般開放という形ということで、それぞれの役割を持たすということでリニューアルをさせていただいたという状況がありますので、調理

室という形を造るとなると、かなり大規模な改修をしないといけないという状況でありますので、今のところではそういった考えはございません。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、今後いろんな拠点として展開していく中で、またご相談していくことになると思います。

（3）のことなのですが、農協の移転、これは農協自身の判断にはなりますけれども、ぜひ町としてこれをもう一度しっかりお願いしたいと思います。以前、郵便局もあったわけなのですが、郵便局もなくなる、それから農協もなくなると、これは非常に直接的に困りますので、ぜひともその辺もお願いしたいところでございます。

それでは、次のものに入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 障害者等の移動手手段の確保についてということで、昨年3月の町内の生活サポート事業者の事業廃止に際し、「障害・介護保険要介護認定者・要支援認定者のための移動手手段の確保を求める請願」が昨年の第1回町議会定例会に提出され、全会一致で採択されました。その中の文章に、「今までと同じように、病院や買物など、家族に負担をかけないで自由に外出できる事業を確立してください」とあります。この間の取組はどうなっていますか。

（2）、ほかの生活サポート事業者の確保の状況はいかがでしょうか。

（3）、2019年4月から2020年1月までのサポート申請数と前年との比較はどうなっているのでしょうか。

（4）、昨年3月までわかばを利用されていた方の現在の状況はどうなっているのでしょうか。

（5）、昨年8月1日より、タクシー利用助成券の交付を行っていますが、ア、その利用状況は。

イ、交付枚数が36枚と少ない。せめて高齢者外出支援と同じ48枚にするべきではないでしょうか。

ウ、提携タクシー会社の車椅子で利用できる福祉タクシーの保有台数は幾つになっていますか。

（6）、昨年3月までわかばを利用されていた方の多くが取り残され、困っています。地方自治法の本旨に沿って、早急に対策を講じるべきであると思いますが、どう

考えますか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（６）の答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。町内の生活サポート事業所の撤退に伴い、隣接する市町村の事業所に対し利用者の受入れをお願いするとともに、令和元年８月より生活サポート事業を補完する目的で、新たなタクシー利用料金助成事業を開始しました。対象者は、身体障害者手帳４級から６級、療育手帳Ｃ、精神障害保健福祉手帳所有者、難病の医療受給者証所有者です。また、高齢者外出タクシー利用料金助成事業につきましても、年齢要件を６５歳に引下げ、対象の拡大を図りました。

続いて、（２）につきましてお答えいたします。嵐山町を事業区域としている事業所は５事業所あり、全ての事業所が稼働しております。５事業所のうち、受入れ利用者の増加が１事業所、新規に利用者受入れ開始が１事業所、新規参入が１事業所であります。引き続き、利用機会の拡大に努めてまいります。

続いて、（３）につきましてお答えいたします。２０１９年４月から２０２０年１月までの登録者数は２３４人で、利用者数は４８人となっております。また、前年度の登録者数は２３７人で、利用者数は８５人でした。

続いて、質問項目２の（４）につきましてお答えいたします。嵐山町に登録のある生活サポート事業所は５事業所ございます。わかばを利用されていた方は、均等ではないものの５つの事業所におのおの登録いただき、生活サポート事業を利用いただいております。

そのほかに、重度の障害をお持ちの方は、重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成制度、あるいは障害者等タクシー利用料金助成制度をご利用いただいております。

続いて、質問項目２の（５）、ア、イ、ウにつきましてお答えいたします。高齢者等タクシー利用料金助成事業につきましては、令和２年１月末現在３７人の申請があり、月当たりの平均利用は３９.５枚であります。交付枚数につきましては、令和２年度より４８枚とする予定でございます。また、車椅子で利用できる福祉タクシーの保有台数は、一般タクシー事業者５社で１１台、介護タクシー事業者２社で２台となっております。

続いて、(6)につきましてお答えいたします。町内の生活サポート事業者の事業廃止に際し、他の事業者の確保に努めるとともに、補完する事業を実施してまいりました。しかし、現在生活サポート事業の利用者は、前年度の6割弱となっており、十分な支援が行き届いていない方がいらっしゃることも考えられます。このような状況を一日でも早く解決し、皆様が安心して過ごすことができるよう、引き続き利用機会の拡大に向け方策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。
再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時38分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野和美議員の再質問からです。どうぞ。

- 4番(藤野和美議員) 今お答えいただいたわけなのですが、1つ再質問をこれからちょっとさせていただきますけれども、(3)のサポート申請数と前年との比較はいただいたのですが、このサポートの時間はいかがでしょうかについてもお願いします。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

- 近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

生活サポート事業の利用の時間数の比較ですが、平成30年4月から31年1月までと平成31年4月から令和2年1月までの実績で比較させていただきます。本年度の総時間数が1,052.5時間です。また、昨年度は2,817.5時間となっております。

以上です。

- 森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

- 4番(藤野和美議員) そうしますと、4番についてなのですが、昨年3月まで利用されていた方の現在の状況はというところで、具体的にそれぞれの方の、恐らくこの利用者の数を考えますと、これまでの利用が200名以上の方が、会員いらしたわけなのですが、その方の今の状況は具体的にはつかんでいらっしゃいますでしょうか。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

昨年度の登録者は237人でしたが、実際にこのサービスを利用された方は85人でした。その85人の方が今年度どうなっているかということなのですから、把握できていない部分もありますが、把握できている部分の人数をお知らせいたします。

まず、43人が引き続き生活サポート事業をご利用いただいております。また、生活サポート事業は利用していないけれども、福祉タクシーをご利用いただいている方が11人、障害者タクシーをご利用いただいている方が5人となっております。また、家族送迎に切り替えた方がお一人、それから入所、入院が4人で、死亡された方が4人となっております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、次は5番に移りますけれども、交付枚数が48枚にこれからなるということで、改善はされるということで、そのこと自体は改善だと思えますけれども、もう一つ、これは高齢者外出支援の質問を12月にさせていただいたときと同じなのですが、やっぱり病院に通う、48枚往復しますと、年間月2回である意味終わってしまうわけです。こういう構造的な問題は当然ありますけれども、もう一つ、現在いわゆる障害者福祉関係のタクシーの助成、これ730円ということになっているのです。ところが、高齢者外出支援の場合と金額体系がそこで違っているわけなのです。

これは具体的にですけれども、例えば役場から嵐山病院へ行くと、ざっとですけれども、金額で1,800円かかると。そうすると、高齢者外出支援の場合は900円補助が出るわけです。ところが、障害者の場合は730円と、それからさらに遠隔地になりますと、例えば循環器センター、この場所から行きますと約4,100円と、そうすると高齢者外出の方には1,500円が出ます。補助が出るわけです。しかし、障害者の方は730円ということがあるわけです。当然1割引きというのはありますけれども、これは非常に逆に金額的なこういう差が出ていると、これは一つ問題ではないだろうかと思っています。これを是正する考えはあるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

障害者等のタクシー利用の助成につきましては、金額体系は重度障害者のタクシー利用料金の体系に合わせて決定したものでございます。以前より、やはり高齢者タクシーとの利用の差があるというお話はいただいております、来年度の申請より障害者タクシーと、あと高齢者タクシー、両方が該当になっている、対象になっている場合は、どちらかを選ぶことができるような形に改正させていただく予定となっております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それは、改善ということをしていただくということで、確認をいたしました。

この回答の中でも言われているわけなのですが、現在サポート事業利用者は前年度の6割弱になっていると。先ほどの時間数もそうなのですが、前年が2,817時間あったのが、1,052時間になってしまっているということです。これは予算的にも、恐らくではないですね、これ実際なのですけれども、平成30年度で生活サポートが775万と、そして今年度が250万と、500万減っているわけです。今年度の予算、まだこれは審議中ですけれども、案としては282万ということで、がくんとこれ減っているわけなのです。

これは、状況としては利用者が減ったのではなくて、利用できないというのが現実だと思うのです、今の状況は。これをどう解決していくのかと、これは大変な問題だと思うのです。実際に何人かの方にお聞きしたのですが、ある方は父親が、これは介護されている方からなのですけれども、手術を埼玉医大ですることになったと、普通のタクシーで移動するしかなかったと。乗り移りが大変で、費用も1割引きであっても大変だと、埼玉医大ですと片道6,600円かかります。当然1回だけでは済みませんので、何度も行き来すると。そしてまた車椅子が使えないタクシーですので、乗り移りも大変でございます。今タクシーは、基本的にはドアを開けるといところで仕事がそこから始まりますので、介護はできないわけです。こういう現実的なことが起きているわけです。

そしてまたほかの方は、これは生活サポート事業というか、介護タクシーを利用されている方なのですが、今度その方は付添いがなくなったことによって、要するに病

院の中を何か所か移動しなくてはならないと、車椅子で移動されるわけですが、体調が悪くてそこで倒れてしまうと、これまでは付添いの方がいて、それで当然介助してくれて各窓口に移動したわけなのですが、その方がいないということで、病院の中もそういう方をサポートするという、ある意味逆に言うと義務はありませんので、その人が取り残されてしまうと。倒れて、それに病院だから一定の当然対処はしますけれども、そういう状態が具体的に実は起こっております。

これは、一日も早くこの問題を解決していくということが求められているわけなのですが、先ほど言った登録業者さん、今おっしゃっていただきましたけれども、その方々も実は手いっぱいなのです。当然わかばさんがやめられた。ほかの事業者さんも、その会員さんをお持ちの中で業務をしていますので、ほかの、その余裕がない中で当然引き受けてもらっているという状態だと思うのです。ですから、もう限界が来ていると。限界が来ている、結局その中でやっぱり6割しか今使われていない、4割の方は取り残されてしまっているということ、これをどういうふうに解決していくのかということについては、町長はいかがお考えでしょうか、この問題につきまして。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 状況をちょっと細かく把握していませんので、担当のほうから答えさせていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、大変困っていらっしゃる方が大勢いるというのは、担当のほうとしても認識をしております。生活サポート事業につきましては、県の補助金を受けて実施しているものでございまして、なかなかその事業所を増やしていくというのも今厳しい状況になっております。ただ、今ちょっと実現するかは分からないのですが、新規で事業実施を模索する相談を受けたりしておりますので、できる限り町としても協力して、ぜひ開業していただくように進めていきたいと思っております。

また、それとともに今後高齢化が進むにつれて、やっぱりこういう生活サポート事業、それから福祉有償運送事業のニーズは高くなってくると思います。しかし、その

ような状況の中で事業者が不足している、また事業者の中でも運転手さんが高齢化していて運営が厳しくなっているというところもございます。今後の国全体の方向としては、本当に地域のご協力をいただきながら交通弱者の対策を考えていかなければいけないというお話になっているところでございます。

現在長寿生きがい課のほうで、生活支援体制整備事業の協議会をやっていまして、その中で移動支援部会というのを立ち上げて、主に高齢者の交通をどうしていこうかということで具体的に検討が始まっているところでございます。そのような事業も含めて、高齢者、それから障害者の交通支援について、今後とも改善していけるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、本当に一日も早く構築していかないとならない。ほかの自治体も、どんどんいろいろな形で始まっておりますので、ぜひとも具体化をお願いしたいと思っております。

1点だけ確認しておきたいのですが、先ほどこちょっと触れましたけれども、生活サポート事業支援金ですか、この予算が前年、昨年に比べても500万減っているというふうに申し上げたのですが、今後新しい事業者さんが入ってきて、この生活サポートが順調にある意味行われるとなってくると、今年の予算に入ってしまうとあれなのですが、金額少なくなって不足されてくる可能性が当然あるわけですね。それに対して、補正をしてでもサポートしていくという考えはお持ちでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

こちらのご相談を受けたのが、当初の予算の編成後でございましたので、当初で計上させていただきましてのは、今年度の実績の見込みで計上させていただいております。今後利用者数が増えてくる状況がございましたらば、財政担当と相談させていただいて、補正を組むような形でやっていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ぜひともそういう形でお願いしたいと思います。

それでは、次の項目に入りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 嵐山幼稚園の3年保育について。子育て世代をはじめ、多くの町民が望んでいる嵐山幼稚園の3年保育ですが、いまだに実現できていません。実施しない理由は財政的事情ですか。

（2）、子育て世代の町外への移住という現実があります。人口減少に歯止めをかける意味でも3年保育に取り組む必要があると思いますが、いかがお考えですか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目3の（1）につきましてお答えいたします。

嵐山幼稚園は、現在の2年保育において、園長以下4名の正規職員のほかに5名の臨時幼稚園教諭により運営しておりますが、必ずしも十分な職員体制とはなっておりません。3年保育の実施のための受入れ体制を整えるために職員の大幅な増員が必須となり、嵐山町役場全体の職員定数が限られる中で、幼稚園運営に集中して人員配置をすることは困難であります。

また、嵐山町では、幼稚園、保育園とも官民連携により待機児童の解消を図るべく、民間施設には定員の増員をお願いしつつ幼児教育・保育を進めており、今後も継続してまいりたいと考えております。そのようなことも含め、財政的事情も実施しない理由であります。

続きまして、質問項目3の（2）につきましてお答えいたします。嵐山町といたしましては、小項目（1）での答弁のとおり、幼稚園、保育園とも官民連携により幼児教育・保育を進めてまいりました。そうした状況の中で、嵐山幼稚園の役割として、公立の幼稚園として質の高い幼児教育を推進し、円滑な就学につなげることが何よりも責務と考えております。

今後、出生数の減少に伴い嵐山幼稚園の入園希望数も減少することにより、現状の職員体制で3年保育の実施が可能と考えられる状況となった場合には、3年保育に取り組むことも必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今具体的に職員体制の問題も答弁していただきましたけれども、これは現状で実施すると、その人員配置も当然含めてなのですが、予算的にはどれぐらい必要になりますか、これざっとでいいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

まず、3年保育をすると仮定しまして、2クラスであれば、新たに別途教諭がクラス3人ずつとなりますと、6人の増が考えられます。正規職員として採るか、臨時というか、これからの場合は会計年度任用職員になりますけれども、それにもよりますけれども、単純に正規を6人増員するとなると、年間ですとそれだけで、全部新採用職員、若い職員というばかりにいかないかと思えますけれども、年間1人の人件費は数百万円ということになりますので、大きな額になると思えますし、また施設の整備の上でも、2クラス教室、またやはり3歳児ということで、多少の施設の改修も必要になるかと思われまます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ある意味そうしますと、財政的な事情が許せばできるのだというふうに解釈していいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 財政だけでなく、3年保育、3歳児の教育を嵐山幼稚園でやっていくとなると、やはりその体制も整えなければなりません。単純に学年を1つ増やすというだけでなく、カリキュラムも含めて3年保育を実施する体制、教育体制を園として整える必要がありますので、その辺もやはり重要な課題になるかと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いずれ教育体制をつくるにしても、財政事情が許さなければ当然できないわけで、大前提としては当然財政的な問題によって、今3年保育が実現

できていないということですのでいいのですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

教育長のほうでも渋谷議員のご質問にお答えさせていただきましたけれども、今嵐山幼稚園として2年保育、充実した幼児教育を行っていくというのが嵐山幼稚園としての責務と考えておりますので、ただお金がないから3年保育をやらない、人員体制も当然先ほど答弁させていただきましたけれども、そうしたことも含めて、今嵐山町の町立嵐山幼稚園としてすべきことは、充実した幼児教育をして、嵐山町の子どもたちを円滑に小学校に就学させていくというのが一番の責務だと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 私が申し上げているのは、体制も必要、カリキュラムも必要、これはある意味至極当然のことなのですが、いずれにしても、後でちょっと触れますけれども、教育の予算が昨年度が5億6,419万ですか、今年度、これも案ですけども、5億1,651万と、5,000万ぐらい減っているわけなのです。2014年、平成26年度ですけども、このときには7億5,627万円、予算の中では11.82という実は実績もあります。それから、その次に高いほうでいきますと平成28年、2016年ですけども、これは6億8,871万円と、予算の中で占める割合が10.70と、これは教育振興基本計画よりの表から出しておりますけれども、こういう教育予算が実は削られてきているのではないのでしょうか、年々。その縮小の中で、要するに嵐山幼稚園が3年保育になれないと、そういうのが、それははっきり因果関係としては出ているのではないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

各年度の予算がございます。校舎の大規模な改修、耐震補強ですとか、また菅谷小学校のプールの新設等々、そういう大きな工事もございます。昨年度に関しては、小学校のタブレット導入、無線LANの配置等々で1億近い予算をいただいたりもしております。

そういうふうに単純に予算が縮小しているということだけでなく、年度年度で必要な教

育環境を充実するという形で予算を認めていただいた中で、執行してきているというのが実情であるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 2019年の出生数、子どもが生まれた、これは73人となっているわけなのです。前年度が87名と、これが基本的に減ってきているわけです。人口そのものも、昨年1月1日現在が1万7,990と、今年になりますと1万7,890と、これ100人減っています。これは、町長が強調されていましたが、社会増、要するに転入、転出としては、転入が増えているのですけれども、例えば出生数、今年度ですと、これは生まれた方が73人なのですけれども、亡くなられた方が253人と、こういう数字。ですから、当然この数字の中で年々減っているということだと思っておりますが、町が継続して、これが持続的に発展していける、10年、20年、30年、40年と続いていくわけなのですが、やはり子どもが生まれる数が減っていると、非常にこれは決定的なことなわけなのです。

もう一つ人口が減る中で、これは12月のときにもご紹介したのですが、若い子育て世代が、嵐山幼稚園が3年保育をやっていないということで、これはある若い夫婦が嵐山町に永住したいと考えて町に移り住んできましたと、そして子どもが生まれ町立幼稚園に子どもを入園させようとしたのですが、嵐山町は2年保育制度で3年保育はやっていないことが分かった。そこで、町立幼稚園に3年保育への可能性を質問したが、その可能性がないことが分かり、仕方なく住みよい別の町に転出していったということがあります。

それから、ある夫婦は、家庭の事情により町立幼稚園に対して3年保育を希望していたが、それができないことを知り仕方なく自宅待機、その間は町立幼稚園が実施しているさくら教室に参加していた。そして、我が子が年中になるまで我慢して頑張っていたと。そして1年がたち、やっと町の幼稚園に入園できると喜び入園希望を町に出したが、残念なことがあった。これは、定員が50名のところ51名だと、その1名にその方が外れてしまったのです。こういうことで、別のところに転出していったという例です。

それから、嵐山町に転入を考えていた別のある若い夫婦は、嵐山町は子育てが充実していない情報を聞き考えを改め、別のまちに転入したと。こういう例と、これは12月

でもご紹介したことでありますけれども、要するにこういう子育て世代、3年保育だけではありませんけれども、やはり子育て世代が離れていく町、これは町長がおっしゃっているいろんな環境整備、これは当然なのです。これは非常にレベルが高いと私も思っておりますけれども、こういう具体的な、やはり若い子育て世代が願っていることを、それこそコツコツできるところからやっていく。予算の件で考えますと、6人体制、金額は算定するにいろいろあるにしても、やはり2,000万、3,000万の費用がかかると、これを大変な費用と思うのか、しっかりとこれをやっていくべき費用として考えるのか、これは大きな違いが当然あると思うのです。その辺のところはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 前回というか、以前もお答えをしておりますけれども、嵐山町では教育委員会もそういう答弁をさせていただいたような状況で、今後も対応させていただきたいと、子育てをそういう形でしっかりと支えていきたいというふうな考え方でございます。

そして、今嵐山幼稚園3年保育について、(2)番、子育て世代の町外への移住という現実がありますので、人口減少に歯止めをかける意味でも3年保育という質問でございまして。町外と申しますか、今人口の話も出ましたけれども、町外に出るだけではなくて、町内に入ってきている数も嵐山町にはあるのです、社会増というのが。それで、この近隣のところが出入りが多いわけですがけれども、一番嵐山町に入ってきているのがお隣の東松山市です。東松山市では70人、昨年1年が入ってきて、49人出ている、こういう状況です。2番目はどこだと思っておりますか、お隣の滑川町さんなのです。滑川町さんは45名入ってきています。そして56名、10名ほど出ていってしまう数が多い。それで、3番目に嵐山町に入ってきているのが小川町、そして10名ぐらい嵐山町に入っているほうが多い。4番目が熊谷市から、そして熊谷市の場合にはプラス・マイナス・ゼロぐらい。5番目がときがわ町、ときがわ町が1年間で17人入って、9人出ていくというような状況でございまして。そして、6番目が川越市と坂戸市、こういう状況なのです。そして、そここのところも嵐山町のほうが入ってくる率が多いところもありますし、川越市あたりで6人出ていく数のほうが多い。しかし、川越市からもそういう状況で入ってきて、こういう状況で嵐山町として社会増減の中では頑張

っている。ですので、滑川町の今お話をさせていただきましたけれども、滑川町からは、嵐山町で東松山に次いで2番目に多い45名というのが1年間に入ってきているのです。それで、56名の方が出ていっている。ですから、議員さんおっしゃるように町外へ出ている部分というのは、全体ですけれども、確かにこれだと10名くらいある。しかし、入ってくる率というのは、嵐山町の中で2番目に多い。東松山に次いで滑川が多い。その次が小川町と、こういう状況でございますので、極端に嵐山町がお隣の教育、3年保育、あるいは食費の無料化というようなことに特別影響を受けている、そしてまちづくりに影響が出るというような状況にはないというふうに考えています。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私も実は同じ表を拝見はしてはいるのです。ただ、残念ながら年代別の情報が出ていないのです。ですから分析はできないですね、正直な話。ただ、私が申し上げているのは、具体的に出ていっている例があるのです。これは具体的なのです。その数字というよりも、どここの息子さんだとか、あそこのという具体例がある意味続出しているのです、私は申し上げているわけです。

ですから、ある意味資料そのものが年代別の資料が出ていないので、何ともここで議論はできないのですけれども、これは人口ビジョン、ちょっと話があれですけれども、総合計画、当然今つくっていますので、やっぱり分析をするときに、年代までしっかり出さないと、その施策の中できっちりとしたものがないというふうに思っております。これはちょっと別の問題でありますけれども、ですから町長がおっしゃっていた現資料そのものが、実はそういうことだということで申し上げておきたいと思えます。

時間もありませんのであれなのですが、私はここで最後に申し上げたいのは、今この町に求められているのは、やっぱり教育福祉予算をしっかりと確保しまして町民の願いを実現すると。このことが、嵐山町を次の世代につながっていく、持続可能な町にしていくと。それが未来に希望の持てる町に、この道が、これは町長が常々おっしゃっている、地方自治法が求めております住民の福祉の増進を図るという、これが私は大義だと。地方自治体がなすべき大義だと、私はそこを思っているわけでございます。

最後にそれを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

ございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第2、同意第1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで永島教育長の退席を求めます。

[永島宣幸教育長退席]

○森 一人議長 提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 同意第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会教育長永島宣幸氏の任期が令和2年3月31日に満了することにつき、引き続き同氏を嵐山町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

永島宣幸氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 永島氏のこと直接ではないのですが、今の教育会議になって町長がトップになっています。そして、教育会議での町長と教育長との関係を伺いたいと思うのです。特に前回全協で学校統合の話をしたときには、教育長の説明ではなく総務課長の説明であったことがあり、これは教育長と町長の関係がどのようになっているのか、いろいろな問題が起きているのですけれども、学校問題とかいろんなことで。だけれども、実際には教育長の意見というのはどの程度まで町政に反映されていくのか、そこのところは全く見えません。今の状況ですと、町長の言ったことを全て教育長がやっていく。本来ならば、教育委員会に教育長は独立したものの

なのですけれども、どうも嵐山町では違っているようなので、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

過日の全員協議会の中で私が説明を申し上げましたのは、教育大綱の策定につきましてご説明を申し上げたところでございます。教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、この規定をちょっと読ませていただきますと、「地方公共団体の長は、国で定める基本的な方針を参酌し、大綱を定めるものとする」と。大綱は長が定めるものとする、こういった法の規定がございますので、私のほうでご説明をさせていただいたところでございます。

なお、その大綱の内容につきましては、十分に教育委員会の中で議論を重ねて原案を作成し、そういったものにつきまして合意を得て成案とさせていただいたという内容でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 失礼いたしました。私がすごく問題だなと思っていますのは、教育委員会の予算権は町長が持っています。全てが、実際には教育委員会が考えていることとは違うような予算が今行われている、そしてその結果、嵐山町ではあまりいい状況には、教育に関しては日本一の教育を求めると言いながらも、日本一の教育ではない状況に、むしろ教育予算を下げているというふうな形が見えるのですが、町長と教育長の関係で、教育委員会の教育長の意見というのはどのくらい尊重されているのか伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

教育委員会と町長の関係につきましては、今までも度々言われてまいりました。教育に対して町長が口を挟むのはどこまで許されているのだというようなこと、そういうようなものを勘案しながら、今回の場合の教育総合会議ということで地教行法が改正をされました。

そして、その中で今回の学校の改編等についても、教育委員会の内部でしっかり検討していただいて、そして教育委員会の考え方を町民の皆様にお諮りをして、その中で一つの方向がしっかり出た、議会の皆様方にもご相談を申し上げて、その方向を説明したと、そういう中で開かれた教育総合会議で、教育委員会を中心に決められた内容をそのとおりに承認をして、先日議会のほうに報告をしたと、こういう状況でございますので、どこがどうなのか、しっかりお考えをいただきたいというふうに思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、永島氏に関してどうのこうのというのではないのですけれども、今の現状を見ていますと、教育予算の在り方、それから教育のやり方を見てみると、町長に対して、安倍政権に対していろいろなところで忖度している、それと同じ状況が嵐山町でも起こっている。なので、このおかしい状況に教育の状況自体がなっているというふうに考えているのです。特に、実際に本当に教育委員会でこのことが話し合われているのかどうか、いろいろなことがあるわけなのだけれども、一つ一つの問題は言いませんけれども、町長の考え方があまりに強くて、教育委員さんの考え方は町長に忖度していく、実際に教育事務局もそういうふうな形で答弁しているなというふうに聞いているのですけれども、そういう状況が強過ぎるので、町長と教育との実際のバランスというのですか、教育自身が独立していないというふうな形で、今は完全に安倍政権そうですけれども、教育基本法の改正から始まって、そういうふうな状況が嵐山町でも起きていると考えざるを得ないので、町長はそういうふうには考えないということですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

渋谷議員さんのお考えはお聞きをいたしました。嵐山町では、決まりにのっとってしっかりなっております。

〔「忖度を……」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 ご心配なく。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

ここで、永島教育長の入場を求めます。

〔永島宣幸教育長復席〕

◎教育長就任の挨拶

○森 一人議長 ただいま嵐山町教育委員会教育長の任命の同意を受けました永島宣幸様から、この際ご挨拶をいただきたいと思います。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

引き続き教育長を務めさせていただきます永島でございます。微力ではございますけれども、先日決まりました教育大綱「学びを通して夢を実現する人づくり」の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議員の皆様には、今後とも大所高所からご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。言葉整いませんが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 ありがとうございます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第1号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第1号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして会計年度任用職員制度が導入されること等により、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。本条例でございますが、8条による構成となっております。嵐山町一般職員の給与に関する条例ほか7つの条例の一部を改正させていただくものでございます。

まず、第1条でございますが、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法第16条の一部改正により、一般職の職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削られることに伴い、第14条、第14条の2、第15条及び第17条中の規定の一部を改正するものでございます。

また、改正後の第21条につきましては、会計年度任用職員の給与について、別に条例で定めることを規定するものでございます。

次に、第2条は、嵐山町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございまして、第3条、減給の効果について、パートタイムの会計年度任用職員の場合の給料の月額を報酬の額と規定するものでございます。

第3条は、嵐山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正でございまして、第3条、休職の効果に第4項の追加をさせていただき、会計年度任用職員の休職の上限を任期の範囲内と規定するものでございます。

次に、第4条は、嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございまして、本条例の適用の範囲からパートタイム会計年度任用職員を除くことを規定するものでございます。

第5条は、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、第7条では、勤勉手当の支給対象から育児休業中の会計年度任用職員を除くことを、第8条では、育児休業からの復帰時の号給の調整対象から会計年度任用職員を除くことをそれぞれ規定をし、また第21条では、会計年度任用職員が部分休業をする場合の給与の減額を規定するものでございます。

第6条は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございまして、第20条の改正規定で、会計年度任用職員の勤務時間等については、別に定めることを規定するものでございます。

第7条は、嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、第3条の改正規定で、パートタイム会計年度任用職員を公表の対象から除くことを規定するものでございます。

最後に、第8条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、特別職非常勤勤務職員の範囲の厳格化に伴いまして、会計年度任用職員へ移行する職を整理させていただくものでございます。

附則でございしますが、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 会計年度任用職員の条例新設の、これ12月議会に出たわけ
です。なぜ12月議会にこの条例が提出されなかったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

本来でございますと、今回提案させていただいてございます一部改正条例につきま
しても、一括して12月でご審議をいただくのが、それが最善だというふうには考えて
ございましたが、細かい部分をいろいろ詰めるのに時間が多少かかってしまいまして、
今議会での提案とさせていただきました。どうぞよろしく願い申し上げます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第2号 嵐山町下水道事業の設置等に関する条例を制
定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第2号は、嵐山町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについての

件でございます。

地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に財務規定等を適用するため、本条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第2号の細部につきましてご説明を申し上げます。

当議案につきましては、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定によりまして、下水道事業に財務規定を適用するため、本条例を制定するものでございます。

議案書裏面の条例案をお願いいたします。

第1条では、下水道事業の設置を規定しております。

第2条につきましては、法の財務規定等の適用を規定するものでございます。

また、第3条では経営の基本といたしまして、経営理念を1項に設け、2項では区域の規定をするものでございます。

次に、第4条では重要な資産の取得及び処分といたしまして、不動産及び動産の購入、譲渡及び不動産及び動産の信託受益権の購入、譲渡について見積価格700万円以上、もしくは面積5,000平方メートル以上として規定をするものでございます。

第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除といたしまして、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任に関わる賠償額が30万円以上である場合とするものでございます。

第6条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等といたしまして、負担付きの寄附または贈与の受領において、その金額または目的物の価格が700万円以上のもの及び損害賠償額の決定において、300万円以上のものと規定をするものでございます。

次に、第7条では業務状況説明書類の作成といたしまして、1項では業務期間ごとの作成期日を規定したもので、4月1日から9月30日までの上期の説明書類を11月

30日までに、また10月1日から3月31日までの下期の説明書類を5月31日までに作成することを規定するものでございます。

次頁をお願いいたします。第2項では、説明書類の内容を規定するもので、事業の概要及び経理の状況の説明書類の作成のほか、11月30日までの作成分では前年度の決算状況を、そして5月31日までの作成分では新年度の予算概要及び経営方針を明らかにすることを規定するものでございます。

また、3項では、天災その他のやむを得ない事故によりまして書類を作成することができなかった場合の措置を規定するものでございます。

附則の規定につきましては、施行の期日を令和2年4月1日からとするもの及び嵐山町下水道事業特別会計条例の廃止を定めるものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 第4条についてなのですが、これ予定価格が700万円以上の不動産や動産、土地については1件5,000平方メートル以上のものを譲渡したりするとき、この重要な資産の取得及び処分には当てはまるということなのですが、これは上下水道課の中で決めるだけのことで、議会のほうにこういう報告とか議決を求めるとか、そういうものではないわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

第4条につきましては、重要な財産の取得及び処分として規定をするものでございまして、金額が700万円以上、そして土地については1件5,000平方メートル以上のものに限りとして規定をさせていただくものでございます。

以上です。

〔「ですから、議会のほうには出さないの」と
言う人あり〕

○森 一人議長 議会の議決等が必要かと。

もう一度答弁をお願いいたします。

○山下隆志上下水道課長 失礼しました。

予算に関しましては、当然議会のほうにお諮りいたしまして議決をいただくもの
でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ただ、この文だと議会の議決を求めるものとは
なっていないですから、求めなくてもいいような内容になってしまうと思うのです。
どうなのですか、これ例規の担当課として、求めるものであれば少し書き加えたほう
がいいのではないですか。聞いていない。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 暫時休憩いたします。

再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時42分

再 開 午後 3時53分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の2回目の質問に対しての答弁からです。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 大変申し訳ございませんでした。

条例第4条の重要な資産の取得及び処分に関係でございます。こちらにつきまして
は、地方公営企業法第33条第2項の規定によりまして、予算で定めなければならない
とされております。

企業法のほうの文面を読ませていただきますと、「資産のうちその種類及び金額に
ついて政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、
予算で定めなければならない」と規定がされているものでございます。よろしくお願
いをいたします。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっと確認なのですが、そうすると議案は、予算で補正な
り新年度なりで出てきて、それを議決すればいいと、個別の議案では出てこないと。
自治法96条だったかな、15項目ありますよね、あの自治法の対象ではないと、そうい
う理解でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

地方自治法では、取得するのに当たりまして議会の議決を経て予算化をするということになるかと思えます。

公営企業法においては、こちらのほうのかなり免除の規定がございまして、この財産の取得、それと処分に関しては、この33条の2項の規定によりまして、これの取得や処分に関しては、予算で定めてくださいということのみになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第2号 嵐山町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての件でございます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

[青木 務参事兼総務課長登壇]

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第3号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第3号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的に法律の一部改正が行われたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

改正箇所でございますが、第6条第2項中、引用している法律の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と改められたこと並びに法第3条が第6条に繰り下げられ、間に3条が新たに追加されたことによる条ずれを改めさせていただくものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とさせていただくものでございます。

以上で議案第3号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 情報通信技術というのは、具体的にどういうものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

この法律の通称名、行政手続オンライン化法、こういったふうに言われているわけですが、今回の法の改正は題名の改称から始まりまして、新たな条項等々を

入れたものでございます。

新たに追加された法の条文としましては、情報システム整備計画であるとか、国の行政機関等による情報システムの整備等、こういったものについて新たに加えられたと、行政に関してICT技術、こういったものをいかに活用していくか、こういったことを規定した法というふうに理解をしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 固定資産の評価替えて情報通信技術を使うわけですよね。例えば衛星通信から嵐山町の土地を映して、そしてこれはこうだなとかという、そういう技術になるわけなのですか。そうではなくて、もっと違う地図のようなものを使って、こうしようあしようという、そういうことに使いたいということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

本条例の第6条につきましては、書面審理と、こうしたことについて規定をしている条文でございます。

通常審理を求める場合には、書面をもってという手続がなされるということだと思いますが、書面を提出する代わりに電子データを用いて提出がされたらと、そういった場合についても書面をもって提出がされたらとみなすと、こうした規定でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 改正前でも情報通信技術利用法というので、ここで何か使っていたわけですよね、ここまではペーパーでないと駄目で、今後はペーパーレスでいいと、そういう言うっては悪いですけども、その程度の改正が今回の改正だという、そういうことなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 本条例の改正につきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、国の引用している法の題名が変わったということに伴う条例の一部

改正、それと条ずれを改めさせていただくという改正でございますので、本条例で規定している内容について、何かの変更があるということではございません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第3号 嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第4号 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第4号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件でございます。

地方自治法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第4号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第4号は、地方公共団体等における適正な業務処理等の確保並びに組織運営の合理化を図るため、地方自治法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第4条第1項及び第2項におきまして引用しております地方自治法第243条の2が、法の一部改正によりまして第243条の2の2に繰り下げられ、新たに第243条の2が追加されたことに伴いまして条ずれが生じるため、これを改めるものでございます。

なお、改正後の第243条の2の2につきましては、職員の賠償責任について規定している条項でございます。

附則でございますが、本条例の施行日を令和2年4月1日とさせていただきますのでございます。

以上をもちまして、議案第4号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第4号 嵐山町監査委員条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第5号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

[高橋喜代美町民課長登壇]

○高橋喜代美町民課長 議案第5号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11条第2号の規定に基づく措置として、成年被後見人等の権利に係る制限の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。

第2条につきまして、印鑑登録をすることができない方のうち、第2号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正するものであります。

これは、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に一律に排除することなく、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するためのものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日からの施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 意思能力を有しない者というふうな判断は、どこでどのような形で行っていくのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

嵐山町印鑑条例では、第13条に印鑑登録の抹消を規定しております。この中で、第4号「成年後見開始の審判を受けたとき」という条文がございます。これをもちまして、法務局から成年後見登録の通知が町のほうに参りましたら、一旦その方の登録は抹消となります。そして、後日改めて当該被後見人本人が窓口に来て、かつ法定代理人が同行して、この方は印鑑登録をする能力がありますと判断をしていただいた場合に、再度印鑑登録ができることとなります。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 実印を使うときって、不動産を買うこととかが多いわけですから、それで法定後見人がそのところでオーケーした場合に、例えば詐取されるとか、そういったふうな形のものも見て、意思能力を有する者というふうな判断が町で行うことができるというふうな形でいいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

成年後見制度では、成年後見人は判断能力がほとんどない本人のために、原則として全ての法律行為を成年後見人が行うこととなっています。ですので、現実的には成年被後見人となっている方が改めて印鑑登録を申し出ることはいらないとは思いますが、一律に排除することなく、どうしてもこの方の場合には印鑑登録が必要だということを後見人に証していただければ、改めて印鑑登録ができるとさせていただくものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 医師の判断ではなくて、法定後見人が判断をすれば印鑑証明が取れるという、そういうことなのですか。要するに医師の診断は関係ないということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

医師の診断書等の提出の必要性はございません。ただし、成年後見人お一人が来て改めて登録するということはできませんので、ご本人様及び後見人の方、両方が窓口に行きまして状況を判断し、改めて必要であれば印鑑を登録できるということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、意思能力を有しない方でも法定後見人が印鑑登録してくださいと言え、これはできてしまうという、そういうシステムなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

成年後見人は、成年被後見人の人権等を守りながら全ての法律的な行為をする方ですので、その方のことを一番よく知っている方となります。ですので、意思能力が本当はないのに、この方はありますよということで印鑑登録を無理にするということはないのではないかと思います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 答弁漏れですか。

〔「答弁漏れじゃなくていいです」と言う人あり〕

○森 一人議長 では、3問目になりますけれども。

〔「ええ」と言う人あり〕

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） いや、この条例では、意思能力のない方が、法定後見人の方

が印鑑登録してくださいと言えば、システム上はなってしまうということなのですか。

○森 一人議長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 すみません。お答えいたします。

成年後見制度は、先ほど申しましたが、判断能力がほとんどない方のために行われる制度でございますので、成年被後見人の方の意思能力があるかないかの判断につきまして職員が判断することは難しいので、その方を一番よく知っている後見人の方にお聞きをしながら、その場で判断をさせていただくということになりますので、医師の診断書等はなくても、成年被後見人の方が、この方は成年被後見人ではあっても意思能力はありますという申出をしていただければ、印鑑登録はできるという条例改正でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第5号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第6号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第6号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第6号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

〔前田宗利子育て支援課長登壇〕

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第6号の細部説明をさせていただきます。

改正条例新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、町が参考基準とする内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い行うものでございます。

今回の主な改正内容といたしましては、法改正に伴う用語、略称の変更として、条例の全般にわたり「支給認定」を「教育・保育給付認定」と、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」と、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」とする用語の改正をするもの。幼児教育・保育の無償化の実施に伴う利用者負担額及び食事の提供に要する費用の取扱いの変更について、これは条例第13条になりますが、改正するもの。特定教育・保育施設等との連携について、代替保育に係る連携施設の確保義務について緩和する規定を新設するもの。これは条例42条になります。であります。

次に、それぞれの条文の改正についてでございますが、まず、第2条を御覧ください。こちらにつきましては、用語の定義について改正をするものでございます。

次に、第13条を御覧ください。3ページめくっていただきます。第13条につきましては、無償化の実施に伴い利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する改正をするもの及び食事の提供に要する費用の取扱いを満3歳以上教育・保育認定子ども、1号・2号認定子どものうち、低所得世帯及び第3子以降について副食費について免除、満3歳未満保育認定子

ども、3号認定子どもですが、の給食費について免除する改正でございます。

次に、42条を御覧ください。5ページほどめくっていただきます。第42条につきましては、代替保育に係る連携施設の確保義務について緩和する規定を新設するものがございます。

第2項、第3項は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、小規模保育事業A型、B型または事業者内保育事業を行う者を、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとしたものがございます。

第4項、第5項は、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとし、この場合において利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または町が運営費支援等を行っている認可外施設であって町長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として確保しなければならないとしたものがございます。

最後に、附則の第5項を御覧ください。最後のページになります。附則の第5項につきましては、連携施設に関する経過措置につきまして、その期限が5年間延長されたため、10年と改正するものがございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものがございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 13条の食事の件なのですが、満3歳未満の子どもさんは、いずれも無料になるということによろしいわけなのですか。ちなみに、3歳を超えたのは今どうなっているのか。

それと、3歳未満の保育料はどうなっているのか、ちょっと伺わせてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 食事の提供につきましては、今までゼロ歳から5歳まで全てのお子さんに食事を提供しているわけですが、まずゼロ、1、2歳、3歳未満につきましては、主食ではなくて副食のみなのです。主食は、当然ミルクとかです

から与えていませんので、副食のみの費用として保育料に入っているのです。3歳以上のお子さんについては、主食と副食費があります。主食費については、今までも取っていました、各園で。副食費については、保育料の中に入っているという扱いでした。ですので、今回3、4、5歳の保育料が無料になりますので、当然その中に入っていた副食費分がなくなるということですので、当然その副食費分については保育料でありませんから、徴収するということになります。ただ、この条例の中で述べておりますように、低所得者もしくは第3子以降については、それを免除するという規定をさせていただいたということでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第6号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第7号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第7号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正することについての件でございます。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

〔前田宗利子育て支援課長登壇〕

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第7号の細部説明をさせていただきます。

改正条例新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、町が参考基準とする厚生労働省令、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い行うものでございます。

第6条を御覧ください。保育所等との連携ということで、第6条につきましては代替保育に係る連携施設の確保義務について緩和する規定を、第2項から第5項まで新設するものでございます。

第2項、第3項は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、小規模保育事業A型、B型、または事業者内保育事業を行う者を、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとしたものでございます。

第4項、第5項は、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすること、この場合において利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または町が運営費支援等を行っている認可外施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として確保しなければならないこととしたものでございます。

第16条を御覧ください。次のページになります。食事の提供の特例でございます。第16条第2項第3号につきましては、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大について新設するものでございます。家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものでございます。

次に、第45条を御覧ください。右のページになります。連携施設に関する特例でございませう。第45条第2項につきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業者内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、連携施設の確保をしないことができる旨の規定を新設するものでございませう。

附則を御覧ください。附則の第3項につきましては、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長の規定を新設するものでございませう。

次のページになりますが、附則第4項につきましては、連携施設の確保が著しく困難な場合、その確保について、経過措置としてその期限が5年間延長されたため、10年と改正するものでございませう。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございませう。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町に家庭的保育事業者というのはいるのですか。ファミリーサポート事業とはまた違いますよね、これはどういうふうにかんがえたらいいのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めませう。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 嵐山町には、家庭的保育事業者はございませう。小規模はございませうけれども、家庭的保育事業者は現在のところございませう。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第7号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第8号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

[前田宗利子育て支援課長登壇]

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第8号の細部説明をさせていただきます。

改正条例新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、町が参考基準とする厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い行うものでございます。

第10条第3項第4号につきましては、教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とするため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と規定したものでございます。

同条同項第10号につきましては、高校を卒業していない者も放課後児童支援員とな

ることができるよう、5年以上放課後児童健全育成事業に従事していた者であって、町長が適当と認めたものを、基礎資格を新設するものでございます。

附則第3項、職員の経過措置につきましては、その期限を平成32年、令和2年3月31日としておりましたが、3年延長し令和5年3月31日までと規定するものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 放課後児童健全育成事業、民間委託になっているわけですが、これ10条の（10）なのですけれども、これについては町長がどのようにして事業者からそれを認めるのか、どういうふうなものを事業者から提出を求めるわけですか、ここのところをどのような形で対応するのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 第10号なのですけれども、この5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者という、これは中卒の方で、指導員で勤務をしている方がいらっしゃった場合、これは平成27年にこの法律ができて、5年たった後に国は見直しをしますということがあったのです。

今回、国のほうでパブリックコメントを取ったり、いろんな事業所から意見を聞いて、今回のこういった改正をするものに当たるのですけれども、その場合に中卒で指導員をしている方については、放課後指導支援員の資格の講習を受ける資格がないのです。ですから、支援員になれないという状態が今まで続いていたわけです。それを、実際には中学卒業で5年以上働いている方もいらっしゃるという状況があるので、支援員となるべく講習を受ける資格基準として、こういった規定をつけたということでございます。

町長が認めるものということでございますので、実際放課後児童クラブを運営しているのは、父母会であったり、委託であったり、直営であったりありますけれども、この該当する職員の当然そういった資質等を調査いたしまして、町長がその資格を受けるのに問題がないということであれば、その資格、5年以上の勤務状況があれば、

その受講資格を与えるということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、全部の市町村このような形になっているということですよ。そうすると、必ず委託しているところに関してもそのチェックをしていくという形が、そうではなくて大丈夫、5年以上の経験があれば、それは指導員の研修を修了することができますよという形のほうにより解釈をするのか、どちらのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 講習ですよ、支援員としては都道府県知事が行う放課後児童健全育成事業の支援員の講習を受けなければいけないことになっていますので、その講習を受ける資格として、町長が認めるかどうかということであると思っています。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 高校を卒業していない者もこれを受けられるというふうにしたのは、どういう理由でしたのか伺いたいと思います。

それで、これは前にもお話ししたことあるのですけれども、シダックスになるときに。これ厚生労働省が、これは指導員ですけれども、同じ意味ですよ、支援員と。支援員というのはどういうものか。子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。子どもが宿題、自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え必要な援助を行うこと。基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。そして最後に、その他放課後における子どもの健全育成

上必要な活動を行うことということで、これは厚生労働省が指導員に求めている、支援員に求めていることです。やはり私は、ある程度の一定の見識を持った人がならないと、児童の子どもの人格の完成を目指すのが教育だけれども、学童保育だってそうですよね、児童の人格の形成期、重要な時期を学童の支援員は担うわけですから、いかげんな人がなっては困るのです。資格というのはそういうものでしょう。それが何で緩められてしまったのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 放課後児童クラブの支援員の資質ですけれども、議員さんのおっしゃるとおりそれが資質でございますが、子どもの人格形成、何が本当に必要なかということなのですけれども、子どもが自立する力を身につける、もしくは自己肯定感を持つとか、安心して過ごせる場所であるとか、それが一番大事だと思っています。

放課後児童クラブというのは、本来は学校が終わって家庭に帰るお子さんたちが、家庭の代わりに帰るところ。ということは、家庭と同じような場所なのです。ということは、その支援員さんは何をしなくてはいけないか。当然安心して過ごせる環境をつくらなくてはいけません。それと、子どもさんたちがちゃんと自分で、自らいろんなものを選択して、自発的にいろんなことができるような環境にしなくてはいけません。そして、親代わりと言ったらあれですけれども、そういう場所だと思っています。ですから、ただ資格があつてすぐ来ても、ここで5年間という経験を積んでいます。当然例に例えれば運転免許でも、運転免許証を持っていても実際に運転しなかったらペーパードライバーになって、運転できないようなこともありますので、そういった意味でやっぱり経験が大事だと私は思っていますので、ここでは今までは高校卒業で2年間あれば、その資格、国が言っています都道府県知事が行う支援員としての資格講習を受ける資格ができるということなので、それが要するに中学卒業でも、今回のいろいろな国が調べた中で、中学卒業で支援員をやっている方がいらっしやっただけです、実際に。そういう意見があつたので、こういった改正になった。多分おっしゃるとおりな議論もあつたと思います。当然その資格がなくて大丈夫なのかということもあつたと思いますが、そういうものを含めて、ただそういったいろいろな意見を聞いた上でこういった改正になっていますので、国としてはそういったものも考慮した

上だと思っておりますので、この経験5年、ましてやまた町長が認める方ということになりますので、問題ないのではないかと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今おかしなこと言いましたね。免許取っていても、運転していなければペーパードライバーだ、それはそれでそのとおりです。では、経験すれば免許を取らなくていいのかということになりますよね。経験だけでは駄目でしょう、免許を取らなければ。それが資格というものでしょう、交通安全上の。

ですから、高卒も町長が認めればなれるということですよ、これもおかしなことで、社会福祉学、心理学、教育学、社会学等々やっばり学んだ、子どもがどんな発達期に来たのか、これを見極められる支援員が、人格の形成期にとって私は大変重要だと思うのです。支援員の役割というのは、皆さんは、町長や副町長なんかもそうなのでしょうけれども、単なる遊び相手だと、そのくらいにしか思っていないのだと思うのです。だから軽々に、シダックスなんか指定管理を指定してしまうわけだと思うのです。重要性というのは前田課長からも、これでしっかり守れるのだという、その重要性はちっとも語っていないわけですから、大変問題だということと言わざるを得ないと。何かあればおっしゃってください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 放課後児童クラブの支援員の資格は、都道府県知事が認める講習を受けた者なのです。だから、保育士の資格を持っていても、教員の資格を持っていても、この都道府県知事の定めた研修を受けなければ放課後児童クラブの支援員としては認められないです。

ですから、その資格を受ける条件として、今5年間という経験があれば、その資格を取るための講習が受けられますよという今回の改正だと思っておりますので、資格がない、あるという問題ではなくて、国で決めた放課後児童クラブの支援員の資格というのは、都道府県知事が行う講習を受けた者ということですから、まずその講習を受けられなければ資格がないわけですから、そういった意味で、今回はこういった改正を国がしたというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 一番最初に、国はどのような理由で中卒の方ができるというふうな理由なのですかと聞いたら、これないわけなのですか。今そう思うということなことで前田課長が話していたので、国はその説明もなく、こういう拡大をしてしまったと、福祉の資格の大盤振る舞いをしてしまったということ以外にないです。

子どもたちを大事に、人格の完成を目指すよう、そういう学童の支援員を養成したい、なってもらいたい、それで中卒の方であっても十分なのだという、そういう説明がなかったわけなのです。なくてこれを出されているというのは、非常に私は国が問題だと思っています。

同時に、やっぱり皆さんも国がやったからといって、嵐山町の子どもたちにはしっかりした支援員の下に成長してもらいたい、育ててもらいたいというものを持ってもらいたいです。そういうものないでしょう、そういうのは。恐らく支援員、指導員、これ人数少ないですから、ここまで裾野を広げていかないとならないと、やっていけなくなると、やっていけないという状況からこういう案が出てきたのだと思わざるを得ないです。軽率過ぎますよ、そういうことであれば。

人を育てるので、そういう軽率なことで資格を、町長が見るなんて、町長は見やしないです、現場のその人なんていうのは。前田課長だって見やしないではないですか。だって何回行きました、学童保育に。何回も行ってないでしょう。そういう状況の中で企業からこういうものが上がってきたら、ああ、分かりましたと判を押してしまって町長に上げて、ああ、それいいですねで町長も判を押して、それで資格を取ってしまうと、講習を受けて。

それでは駄目なのです、人を育てるので。資格の大安売りなんてしては駄目です。私はそう思います。何かあれば伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 先ほどお答えさせていただきましたけれども、今回のこの改正は、子ども・子育て支援法が平成27年に施行されて、5年後に見直しをしましょうということでありました。

今回は、その5年後の見直しを国が行ったわけですから、それに当たっては、当然国の子ども・子育て会議があったり、関係機関、関係の皆さんのご意見を聞くパブリック

コメントも取ったり、様々な手段をして今回のこの改正になったというふうに理解をしておりますので、決して安易な改正だったとは思っておりません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） 本条例に反対をいたします。

子どもの安全と健やかな発育のために、学童保育の支援員、指導員というのは大変重要な役割を果たすものであります。その役割というのは先ほど申しましたので、ここでは繰り返しませんので、割愛したいと思います。

それで、指導員の、ちょっとこれは古いやつですが、これはでも普遍的な意味はありますから、時代が少し古くなったからといって意味のないものではありませんので、指導員には専門性が求められると、これは誰が言っているか。大臣なのです。厚生労働大臣がこれは言っているのです。川崎厚生労働大臣、2006年のときの発言です。それから、児童憲章では「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」。学童保育の中でも、そういう位置づけというのがきちんとできる支援員でないと駄目だということです。それから、子どもの権利条約、子どもの最善の利益を子どもは受ける権利があるということでありまして。そして、学童保育というのはどういうものか、学童保育は子どもの成長段階に見合った適切な指導、援助が行われなければいけないということなのです。

そういうことで、子どもの形成期、非常に大事な役割を果たす支援員が、5年の経験を踏むとはいえ、十分な見識を持ったとはとても考えられない。嵐山町の子どもを大切に思う私としては、本条例は不十分な条例改正になってしまうということを憂いて、私は反対をいたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第8号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第9号 嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第9号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

◎会議時間の延長

○森 一人議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤健康いきいき課長。

[近藤久代健康いきいき課長登壇]

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、議案第9号の細部説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人及び貸付利率、償還等について、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例を御覧ください。第14条は、市町村の政策判断に基づき低い金利での貸付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸付けを実施できるよう、法第10条第4項及び施行令第7条第3項が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

14条見出しを「保証人及び利率」に改め、第1項は、東日本大震災のときの特例により、保証人がいない場合にあっても貸付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を付すか否かについては、市町村の判断により条例で定めることが適切とされたことにより、援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるもののでございます。

第2項は、保証人の有無に応じて利率を定めることとし、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%以内で町長が定める率とするもののでございます。

また、同項中の年3%以内で町長が定める率につきましては、嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則において1%と定めるもののでございます。

第3項は、保証人の債務負担の範囲を規定するもののでございます。

第15条第1項は、施行令第7条第3項において償還方法が追加されたことに伴い、第1項中「年賦償還」の次に「半年賦償還又は月賦償還」を加えるもののでございます。

第2項は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の範囲の拡大、償還免除の特例等について必要な措置を講じるため、法第13条、第14条及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条が改正されたことに伴い、同条第2項中「償還免除」の次に「報告」を加え、「保証人」を削るとともに、条項を整理するもののでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行となるもののでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。条例本体を見ていないのでわからないのですが、これ援護資金の貸付けを受けている方というのは嵐山町でいらっしゃるのかどうか。

それから、援護資金の上限額というものはあるのかどうか、伺いたいと思います。
これに関して言えば、措置期間中というのの措置期間というのとはどのくらいの期間があるのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

この災害弔慰金を受けた方は、嵐山町ではまだございません。

援護資金の限度額につきましては、条例の第13条に定めておりまして、療養に要する期間がおおむね一月以上ある世帯主の負傷があり、次のいずれかに該当する場合ということで、それぞれ家財の価格のおおむね3分の1以上ある損害とか、あと家財の損害の程度、それから住居の全壊とか半壊とか、そのような状況に応じて上限が設けられているものでございます。

また、措置期間というのとは法で定められておりまして、3年間となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより、議案第9号 嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありません

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月6日は休会することに決しました。

◎延会の宣告

○森 一人議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時02分)

令和2年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

3月9日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第10号 嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 議案第11号 嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止することについて
- 日程第 3 議案第12号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 日程第 4 議案第13号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 5 議案第14号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第 6 議案第15号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第6号）議定について
- 日程第 7 議案第16号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 8 議案第23号 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定について

○出席議員（13名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
5番	佐久間	孝光	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第1回嵐山町議会定例会第12日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時57分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○森 一人議長 3月5日の川口浩史議員の一般質問に対する答弁の中で、内田環境課長より訂正の申出がありましたので、この際、これを許可します。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

3月5日の川口浩史議員の一般質問、こちらの質問項目3、指定ごみ袋についての答弁におきまして、小川地区衛生組合に現状を確認した上で、平成14年5月から消石灰入りポリエチレン袋に切り替えられたという答弁をさせていただきました。しかし、その後に小川地区衛生組合から連絡がございまして、現在の袋は平成20年10月に消石灰を含まないポリエチレン袋に切り替えているということでございましたので、答弁のほうを訂正させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第10号 嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第10号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方自治法の一部改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第10号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。本議案につきましては、地方自治法の改正によりまして、本条例第5条の一部を同法の同条に合わせて改正をお願いするものでございます。

議会の同意を要する賠償責任の免除、第5条中に規定しております「第243条の2第4項」を、項ずれを生じたことによりまして、改正後では「第243条の2の2第8項」と改めるものでございます。

附則の規定につきましては、施行の期日を定めるもので、令和2年4月1日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号 嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正すること

についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第11号 嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第11号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止することについての件でございます。

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴いまして、本条例を廃止するものがあります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

[前田宗利子育て支援課長登壇]

○前田宗利子育て支援課長 それでは、議案第11号の細部説明をさせていただきます。

内閣府で、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、本条例の見直しを行い、保育の必要性の認定基準については、子ども・子育て支援法施行規則の中で規定されており、本条例と重複することから、本条例については廃止をするものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号 嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止すること
についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第12号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）
議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第12号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件で
ございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,004万1,000円の減額をし、歳入歳出予
算の総額を67億7,547万6,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の追加が6件、地方債の変更が6件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第12号の細部につきまして説明をさせてい

ただきます。

補正予算書の6ページ、7ページをまずお願いをしたいと存じます。

6ページでございます。第2表、繰越明許費補正でございますが、年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、農業用施設整備事業ほか5事業に繰越明許費を設定するものでございます。

7ページ、第3表、地方債補正でございますが、事業費の変更に伴い、狭あい道路整備等促進事業ほか5事業につきまして、それぞれ限度額を改めるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。今回予算の総額から1,004万1,000円を減額させていただくわけでございますが、13ページには、その1,004万1,000円減額の財源内訳のほうを国県支出金、地方債、その他一般財源と表記をさせていただいているものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。2、歳入でございます。歳入の全般につきましては、実績見込み等に基づき補正をさせていただくものでございます。表立ったものにつきましてご説明を申し上げます。

1款1項2目法人でございますが、現年課税分といたしまして均等割、法人税割、それぞれ増額をさせていただいております。法人町民税の調定見込額の増額ということでございますが、内容的には段階区分の変更に伴う増が主なものでございます。

一番下段でございます。14款2項2目民生費国庫補助金、介護報酬等システム改修費補助金37万4,000円を新たに計上させていただくものでございます。介護報酬の改定等に伴うシステム改修に対し新たに交付をされるものでございまして、特定個人情報データ標準レイアウト改正、こういったものに充てる費用でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。一番下でございます。15款2項4目農林水産業費県補助金、農村地域防災減災事業補助金1,700万円を計上させていただいております。国の補正予算の成立に伴いまして新たに計上させていただくものでございまして、ため池の調査、点検を行う経費に充てるというものでございます。なお、補助率は10分の10でございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。中ほど17款1項でございますが、寄附金といたしまして、今年度の一般寄附、またふるさと納税、こうしたものの実績見込みに伴いまして補正をさせていただくものでございます。

なお、今回新たに6目災害復旧費寄附金を新たに設けさせていただいているもので

ございます。

また、一番下でございますが、20款4項3目雑入中、その他雑入でございますが、1,280万円を減額させていただいております。こちらにつきましては、プレミアム付商品券の売上げのほうを補正減させていただくというものでございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。3の歳出でございます。歳出につきまして、事業実施に伴う不用額等につきまして減額をさせていただいております。表立ったものについてご説明を申し上げます。

中ほどでございます。2款1項1目一般管理費中、19財政管理事業でございますが、消耗品費、手数料、それぞれ100万円、80万円を減額させていただいております。こちらにつきましては、ふるさと納税の返礼品、あるいは手数料、こういったものの実績見込みに伴いまして減額をさせていただくものでございます。

一番下でございます。5目財政調整基金費、1、財政調整基金等管理事業でございます。今回財政調整基金積立金といたしまして、4,000万円を計上させていただいております。これによりまして、令和元年度末の財政調整基金の見込み残といたしまして、2億4,300万円ほどとなる見込みでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費中、11、介護給付・訓練等給付事業及び12、自立支援医療給付事業でございますが、それぞれ増額をさせていただいております。利用者数の増等々に伴いまして増額をさせていただくものでございます。

次に、28、29ページをお願いいたします。3款1項6目国民健康保険事業費、3、国民健康保険特別会計繰出事業でございます。今回、国民健康保険特別会計への繰出しということで、1,202万5,000円を増額させていただくものでございます。こちらにつきましては、保険基盤安定分、あるいは財政安定化支援事業等々、事業費の見込みに伴いまして増額をさせていただくものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。下段でございます。6款1項5目農地費中、2、農業用施設整備事業でございます。測量設計委託料1,720万円を増額させていただくものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入のところでも申し上げました10分の10の補助金を活用いたしまして、ため池の耐震点検等々を行うものでございます。

また、その下でございます。7款1項2目商工振興費中、6、プレミアム付商品券

事業でございますが、手数料、委託料、負担金補助及び交付金、それぞれ減額をさせていただくものでございます。実績見込みに伴いまして減額をさせていただくというものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。中ほどでございます。8款1項3目道路新設改良費中、4、幹線道路整備事業でございます。工事請負費363万円を計上させていただいてございます。町道1ー3号の整備に要する経費といたしまして、こちらも国の補正予算に伴うものということでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。一番上段でございます。8款3項3目公共下水道費、11、下水道事業特別会計繰出事業でございます。下水道事業特別会計への繰り出しといたしまして1,422万円を増額させていただくものでございます。内容といたしましては、ストックマネジメントに要する追加の経費、こういったものについて繰り出しをさせていただくものでございます。

下段でございます。10款1項2目事務局費中、15、学校教育IT推進事業でございます。機械器具借上料600万円を減額させていただくものでございますが、内容といたしましては、小学校へのタブレットPCの導入及び校務用PCのレンタル、こういった経費につきまして、実績に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。13款1項1目予備費でございます。財源の調整のため、今回151万3,000円を減額させていただくものでございます。

40ページの給与費明細書のところにつきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 15ページの一番上の法人税の関係なのですが、新型コロナの影響で経済が低迷するのではないかというふうに言われているわけです。その影響というのは、この中では反映はされないということで、これはほとんど間違いなく来るという理解でよろしいのでしょうか。コロナによる経済への影響で変更があるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、ただいまの説明で、段階区分の変更で上がるのだという説明だったのですけれども、ちょっとこの段階区分というのを説明していただき、どういうことで上

がるのか、伺いたいと思います。

それから、25ページの県会議員の選挙の件なのですが、県会議員の選挙というのは昨年の4月ですから、何で1年もたって、ここでやっと精算という形になるのですか。1年もかかってしまったのか、もっと早くできたのではないかなと思うのですけれども、人手が足りないのか、ちょっとこれを忘れていたのか、伺いたいと思います。

それから、19ページの説明でありました新規の災害に対する指定寄附金なのですが、これは既にこの目的で寄附が来ているということなのですか。これから280万円も来るのはちょっと難しいかなと思うので、いや、これから来る予定なのですよということであればいいのですけれども、ちょっとその経緯というか、来ているのかどうかも伺いたいと思います。

それから、31ページの上から2つ目の段の保育士宿舍借り上げ事業、これ今までこの制度あっても、ちょっと対象はいなかったということなのですが、今回どうなのか伺いたいと思います。

それから、このページの下のプレミアム付商品券、この交付金が1,600万円も減額だということで、ちょっと事業自体、この制度をつくった自体、失敗だったのではないかなと思うのですけれども、嵐山町ではどのくらいの事業所がこれに参加をしたのでしょうか。それから、これを利用した参加者というのは、当初の人からどのくらい、全員が利用したのかどうか伺いたいと思います。

それから、35ページの教育委員会の事務局の関係なのですが、これもちょっと新型コロナの関係で伺いたいのですけれども、臨時職員は教育委員会関係はいるのか。いれば、学校関係ちょっと休みですから、支払いの関係が少し変わるのかなと思ったのですけれども、いや、変えないでそのまま支払うのですよということであるのかどうか伺いたいと思います。

それと、39ページの学校給食の関係なのですけれども、これもちょっと新型コロナの関係で、運搬はこれでなくなるわけですよ。その関係で、この金額は変わってくるのかなと思うのですけれども、その下のエコキュートの関係も、給食、調理場を使わないわけですから、変わるのかなと思うのですけれども、ちょっとどういう契約になっているのか。それと給食の委託料、これちょっと載っていないのですけれども、委託料は変わってくるのか、変えるつもりはないのか伺いたいと思います。

それと、食材を余ってしまっていると思うのですけれども、食材に町の補助という

のは入っていないのか、もし入っているのであれば、余った食材今どういうふうにご利用しているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 私のほうから、法人町民税の関係で14ページ、15ページにつきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスに関連する経済への影響による法人町民税の補正額につきましては、法人町民税につきましては、事業年度終了日の2か月以内に申告をしていただき、納税をしていただくことになっております。それによりまして、3月までの納付につきましては、令和2年1月の事業終了年度の終了日になっておりますので、今回の新型コロナウイルスに関連しては、ほとんど影響はないかと思っております。

続いて、段階区分の影響につきましてお答えさせていただきます。これにつきましては均等割ですが、均等割は資本金等、町内の従業員数、これによりまして1号から9号までの区分がございます。その中で、今回大きく増額となっておりますのが9号のところ、資本金等が50億円を超える法人、町内従業員数が50人を超えるもの、こちらが年額300万円となっておりますが、当初予算の計上では、こちら3社で900万円ということでしたが、直近のものを見まして5社で1,500万円、プラス600万円、こちらが大きな増の要因となっております。

以上です。

○森 一人議長 続いて、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは、まず24、25ページの県議会議員選挙執行事業の補正につきましてご答弁申し上げたいというふうに思います。

なぜこの時期になったのかというご質問でございますが、今回の補正では返還金という形で198万1,000円を計上させていただいているわけでございます。選挙につきましては4月の執行ではございますが、その後実績を県に報告し、精算し、県から返還金の額が改めて示されたと。この返還金の確定に伴って、今回補正のほうを計上させていただいたということでございます。

それと、18、19ページの災害復旧費寄附金の関係でございます。今回のこの寄附金の補正につきましては、既に収納がなされたものと、実績に基づきまして補正のほう

を計上させていただいておりますので、この災害に対する指定寄附金280万円については、既に収納がなされているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、31ページの保育士の宿舎借り上げ支援事業補助金についてをお答えさせていただきます。

今年度につきましては、その対象者はございませんでした。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、プレミアム商品券の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、商品券の購入できる該当者の方、該当者数でございますけれども、低所得者の方が2,955人、子育て世帯の方316人、合計3,271人ございました。うち低所得者の方の申請があった数、こちらが2,955人のうち1,246人、割合でいきますと42.2%の方が手続の申請をしたという状況でございます。

また、利用者のほうなのですが、商品券が売れた総額で申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、商品券の売れた金額というのが合計で2,411万6,000円でございます。冊数でいきますと、6,029冊分購入されたという状況でございます。この利用状況からいきますと、全体の低所得者の2,955人と316人の3,271人の関係の割合でいきますと36.9%なのですが、申請があった数でいきますと合計1,562人の方が該当するというふうに考えますと、77.2%の利用率、そういった状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 では、私のほうからまず1点目、臨時職員の支払いということでご質問でしたが、学校のほう休校になって子どもたちは登校しておりませんが、様々な臨時職員の方々がいらっしゃいます。成績をつけるのに教員との連携を図ったり、また支援員さん、またさわやか相談員さん等も先生方との連携を図る上で、情報共有を図るということで、必要な部分は出勤していただいておりますので、その分のほうの支払いはございますけれども、やはりほぼほぼ毎日見えていたというような形ではない状況だと思われま。若干そういう面で、出勤の数は減る可能

性はあるかと思われます。

次に、給食の運搬の関係ですが、こちらのほうは川口議員おっしゃるとおり1か月丸々動いておりませんので、今後恐らく変更契約という形、これは教育委員会だけでなく町の契約全体になるかと思いますが、そういった形での変更契約のような形になるかと思われます。

エコキュートに関しましては、これは保守管理ですので、減額等の変更はございません。

あと食材につきましては、嵐山町の給食センター、政府の方針が出た段階ですぐに注文をストップしております。ただ、ストップしても間に合わない分につきましては、廃棄で支払い、牛乳等とかございました。あと止められるものは、その時点で止めさせていただいております。

また、冷凍食品につきましては、各委託先の冷凍庫の中で保管をされておりますが、この休校措置、また学校給食等々がいつまでストップするかという形によっては、また若干変わってくるかと思いますが、食材に関してはそれほど大きな額でなく、廃棄の分で8万から9万円ほどの部分が出てしまいましたが、それ以外に関しては全て注文を停止しております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） プレミアム、これは質問ではないのですけれども、今回のものは全国的にもあまりうまく、利用者が少なかったように思いますので、ちょっと失敗だったなというふうに思います。そういう意見を私持ちました。これはいいです。

それで、教育関係の件なのですが、そうすると臨時職員の方の賃金に、今は賃金ではないですけれども、影響してしまうわけですか。給食調理場の、これも契約も変えるということですよ。ちょっとそういう方のことを考慮しますと、できるだけ働いている方に影響しないような方向をぜひ選んでいただきたいと思うのですけれども、それで可能なのかどうか伺いたいと思います。

それから、食材廃棄になったということで、ニュースなんかでは配ったり、あるいは子ども食堂に渡したりと、配ったりではない、売ったり販売したり、子ども食堂にそのまま持っていったりということをしているようでしたけれども、嵐山町では廃棄をしてしまったわけですか。何かそのときに対応策考えられなかったのかどうか、伺

わせていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

やはり臨時職員の方々に関しては、必要なものは出勤していただくということで通っておりますが、それ以外の例えば給食の調理委託をされている会社については、ほぼほぼ皆さんパートの方が多く、そちらの方々に関しては全く今仕事がないという状態になっております。

それと、あと1点、先ほど答弁のほうで漏れがございました。給食費の食材について町の補助があるかということでございましたけれども、補助のほうはございません。給食自体が停止ですので、3月分の給食費は保護者からもいただいておりません。

あと廃棄といいますか、若干準備してしまった野菜等については、一般の方々にお配りするなり売るといふほどの、もう手をつけてしまったものなので売れない状態でしたので、それについては単価で、グラム幾らということで、調理場に来ていた方々に現金で引き取っていただいて、それを給食費の私会計のほうに入れさせていただいております。

廃棄といいますか、一番金額が大きかったのが、この3月でプリンを用意してあったのですが、やはり全ての児童生徒、園児の分ということで、こちらのほうがもう受け入れてもお出しすることができないので、納品は停止して、金額だけは注文してしまったので、お支払いさせていただいたという形になっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 3点ほどあるのですけれども、26ページ、27ページの自立支援医療給付事業で288万7,000円なのですけれども、人数の増ということでした。実際にどうなのでしょう。これほとんど生活保護世帯の人が多いのかなと思うのですけれども、医療費の具体的な現状というのですか、それを伺いたいと思います。

それから、28ページ、29ページ、在宅超重症心身障害児レスパイトケア事業補助金が80万円の減額で、扶助費が173万1,000円になっているわけですが、これはショートステイを希望していたけれども実際には無理で、そして家庭でのケアに変わっ

たので、扶助費が増というふうな形になっているのか伺いたいと思います。

それから、36ページ、37ページなのですが、学校管理費の中でそれぞれ学校の中の消耗品費が、菅谷小が10万円ですか、そして七小が55万円、志賀小が50万円の減額になっていますけれども、この減額の理由はどういうふうなことなのか。例えば紙代などを減額して難しくなったとか、そういうことなのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

まず、26ページの自立支援医療の増額ですが、こちらにつきましては人数の増というよりは、1人当たり、一月当たり使う金額の増加となっております。

続きまして、レスパイトの関係なのですが、こちらの扶助費の増額につきましては、放課後デイサービスの利用者の月当たりの利用日数が増えたことによる増額でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

各学校の消耗品費の減額ですが、こちらにつきましては来年度4月から始まります学習指導要領の改訂に伴う教員の指導書、こちらのほうを各学校で精査して、全体で各校100万単位のお金の予算をいただいておりますので、冊数と中身を吟味させていただいた上で確定して、このように減額させていただいたものです。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、自立支援医療給付費というのは、入院費が多分多いのかなと思うのですが、具体的にはどのような形で予算の1人当たりの利用料の増になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 お答えいたします。

1人当たりの利用料なのですが、外来で生保の方は町が全額、こちらで全額

負担という形になっているのですけれども、当初の見込みでは一月当たり32万弱を見込んでおりましたが、実際は35万ほどかかっておりますので、その増額の影響となっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 質問いたします。

6ページの繰越明許の関係なのですけれども、土木費の中に橋りょうの改修工事費が入っておりますが、一部実行を当然されているかなというふうに思うのですけれども、この年度末に来て、何か多くのところでいろいろ河川の改修、改良、橋りょうの関係なのか河川そのもののあれなのかよく分かりませんが、始まっているように見えるのですが、ここら辺のところの橋りょうの関係のどの部分なのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、ページ数でいうと34、35の教育費の関係なのですが、学校IT推進事業ということで随分期待しておったところもあるのですが、600万という高額の減額なのですが、実績というふうな説明があって、ただ、実績だけでは分からないので、どういふところの理由でこういう減額になってしまったのか、予定していたものが。内容をちょっとお聞きいたします。

以上、2点だけ。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、6ページの繰越事業の橋りょうの部分について説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、関越自動車道に架かる3橋の橋りょうの修繕工事でございます。この繰越明許をいただく理由としましては、関越自動車道との協議に不測の時間がかかりましたので、繰越明許させていただくものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

IT事業でございますけれども、小学校のタブレットPC192台と校務用のPCの

レンタル125台、内容につきましては縮小等でなく、当初の予定どおりのものでございます。こちらの600万という補正減ですが、こちらにつきましては契約の差額、2つ合わせての差額で600万円安く入札ができたというものでの補正減でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 橋りょうについては分かりましたので、結構です。

そのITの関係なのですけれども、いろいろ想定される中で、タブレットの購入ということで予算計上されたのだというふうに思うのですが、期待されるというか、ITの関係というのは、やはり課が思っているものというのは、いろいろなものがあるかなというふうに思うのです。今回は、タブレットだけの予算に対して実施していくということだというふうに思います。そういう中で、業者さんから納入されるのが、契約が安く済んだということだというふうに思いますが、ほかに予定していたものというものは、これで今年度のこの予算の中へ全て入ったのですか、それだけお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

機械の導入だけでなく、ICTの場合は支援員さんの派遣もこの契約の中に入っております。実際導入に当たって、小学校はタブレット初めてでしたので、小学校の先生方、中学校には既に支援員さんいて先生方と連携しながら授業を構築なされていますけれども、小学校の先生方も各校、一校一校回って事前にタブレットが導入になったところで、先生方こういう活用ができる等々の連携を図っておりまして、既に小学校では子どもたちも授業でタブレットを今使っておりますので、円滑に導入ができたというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、30ページと31ページの農林水産業の県の支出金が1,700万ということで予算がつきましたけれども、これに基づいて委託料が測量設計委託料として1,720万の補正が組まれておりますが、これにつきましては優先される沼があり

まして、耐震性含めてどの程度の設計委託料が及ぶのか、ある程度嵐山町の沼であるというようなところ、そういったものの全体を設計委託料として賄っていいのかどうかということです。それをお尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 30、31ページの農村地域防災減災事業のほうの補正の件でございます。

こちらにつきましては、昨年の台風19号、豪雨等々によりまして、また再度ため池のほうの点検、耐震ということで、今年度から実施をしているものもございます。今年度につきましては10か所やらせていただきまして、これにつきましては国のほうの補正予算のほうで、急遽追加ということで予算のほうに補正がありましたので、それにこちらのほうで手を挙げさせていただきまして、補正といたしましては3か所予定をさせていただいております。

それと、併せまして豪雨点検ということで、今年の台風につきましても、雨によりまして満水になったため池が、要は波等で越流をしてため池のほうの堤を崩落してしまうというふうな箇所も見られたということで、急遽今回は、この豪雨点検ということで、ため池のほうの波等の測量のほうを24か所実施をさせていただく内容が今回組まさせていただきます。これにつきましては全額繰越しということで、予算をそのほうでさせていただいております。

また、来年の令和2年度当初予算のほうにもお出しさせていただいておりますけれども、残りの9か所のほうを実施するという予定でございます。こちらにつきましては、町のある一定の規模のため池、これは県のため池台帳のほうに載せさせていただいておりますため池の中で、県として調査のほうが必要と見られる箇所を今年度と来年度において、全部調査を行うというふうに予定をさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、今の課長の答弁ですと、来年を含めて9か所やれば、大体ある程度台風19号の対策的なものは、嵐山町の沼においては済むというようなことでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 はい、そのとおりでございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、川口浩史議員。

[10番 川口浩史議員登壇]

○10番（川口浩史議員） 本補正予算に反対をいたします。

反対理由は、武蔵嵐山駅西口地区整備事業のお金が入っているということであり
ます。関係者、地権者等の了解を得ているということではありますが、しかし、この事業
というのは嵐山町にとって必要のない事業だというふうに思っております。身の丈に
合った開発でしていかないと、嵐山町は大変な債務を抱えてしまうと、そういうおそ
れもありますので、ずっとこれ主張してきたことではありますが、この考え方を
変えるわけにはいきません。

そういうことで、この予算が入っているために反対をいたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定について
の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第13号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第13号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億6,472万円とするものであります。

なお、細部については担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 議案第13号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の56、57ページをお開きください。歳入ですが、3款国庫支出金は、1項2目システム開発費等補助金が医療保険資格のオンライン確認等に伴うシステム改修費の追加分に対し交付されることにより43万6,000円増額し、補正後の額を118万5,000円とするものです。

次に、4款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、特別交付金の特定健診等分について、今年度の申請に対する交付額が確定したため65万4,000円を減額し、補正後の額を18億508万4,000円とするものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金は、繰入額の確定により1,202万5,000円を増額し、補正後の額を1億488万2,000円とするものです。

繰入金の内訳につきましては、1節保険基盤安定（税軽減分）繰入金を491万1,000円増額、2節保険基盤安定（保険者支援分）繰入金を189万4,000円増額、3節出産育児一時金繰入金を112万円減額、4節国保財政安定化支援事業繰入金を456万8,000円増額、5節その他繰入金を177万2,000円増額するものです。

次に、2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、一般会計繰入金等の増額分の歳入見込みに応じて1,496万8,000円を減額し、補正後の額を2,370万2,000円とするものです。

次に、8款諸収入3項6目特定健診等負担金は、特別交付金の特定健診分について、平成30年度の事業実績による精算交付額が確定したため、過年度分として183万円を

増額するものです。

58、59ページをお開きください。歳出ですが、1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、医療保険資格のオンライン確認等に伴うシステム改修費に標準レイアウトの改版が生じたことにより、電算委託料を65万5,000円増額し、補正後の額を850万2,000円とするものです。

次に、1款総務費、2項1目賦課徴収費、3項1目運営協議会費、2款保険給付費、4項1目出産育児一時金、3款国保事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3項1目介護給付金分、6款保健事業費、1項1目疾病予防費は、繰入金によりその他特定財源を増額し、一般財源を減額する財源内訳の更正をするものであります。

最後に、6款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診受診及び保健指導利用勧奨等業務委託契約の額の確定に伴い、委託料を198万6,000円減額し、補正後の額を1,904万4,000円とするものです。

以上、補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時5分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時04分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 57ページの医療保険資格のオンライン確認等に伴うシステム改修費ということで、こちらは今回、私一般質問できなかつたのですけれども、国民健康保険にマイナンバーが使えるということのシステム改修なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

今回のマイナンバーカード導入に対する国保医療資格のオンライン確認でございま

すが、マイナンバーそのものを使うわけではなく、マイナンバーカードを利用者の事前設定をしていただくことによって、保険証ではなくマイナンバーカードでも医療機関で診療を受けることができる。その方法につきましては、健康保険証、紙の保険証を見せるのではなく、マイナンバーカードを医療機関に設置してあります読み込みのパネルみたいのがある予定なのですけれども、そこに被保険者自身がタッチをする、カードをかざすことによって、その方の資格がオンラインで病院さんのほうで確認できるということで、マイナンバーそのものを使うわけではございません。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうしますと、順次病院側もそういうパネルが設置されて進められていくと思うのですが、大体何年度からこれが活用されるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

令和3年3月、来年の3月から順次このオンライン資格確認を始める予定でございますが、その導入時において、およそ約5割の医療機関でその機械の設置をしている状況というのが国の想定でございます。

また、その翌年度に75%、令和4年度中にはほぼ全ての医療機関において、そのオンライン資格確認をできる機械が設置できる、そういった国の想定になっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。このマイナンバーに関わる問題なのですが、これは嵐山町のほうのシステムをそれで改修していくのか、医療機関のシステムを改修していく経費になるのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

今回のシステム改修費は、町側の改修費の補正予算でございます。医療機関のシステム改修におきましては、国がそれぞれ各医療機関において設置の準備を始めている

ことと思われます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、このシステム整備補助金はマイナンバーに関わるシステムの変更の補助金というふうな形で、町のことに関わるものとして考えるべきであるというふうなもので特定していいのですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 今回のシステム改修費は、医療機関から、先ほど申しましたマイナンバーをかざして、町側のシステムのほうと通信できるような、そういったシステムの構築になりますので、今回は町のシステム改修費に対して国からも3分の2の補助金が出るものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） この国民健康保険会計の補正予算に関しまして、マイナンバーを国保に取り入れるという形で医療機関にそれを入れていく、そのシステムの改修が行われるということで、私はマイナンバーに関しては個人情報も漏れていきますし、非常に問題があると思いますので、今回の補正に関しては反対いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第14号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第14号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億7,906万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第14号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部についてご説明を申し上げます。

補正予算書の72、73ページをお開きください。2、歳入ですが、2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目保険者機能強化推進交付金274万7,000円については、30年度から新たに創設された補助金で、令和元年度分の交付額の確定に伴い増額補正をするものでございます。

74、75ページをお開きください。3の歳出ですが、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、1の第1号訪問事業及び2の第1号通所事業につきましては、先ほど歳入で説明をさせていただきました保険者機能強化推進交付金を充当させるために財源内訳の補正をするものでございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費、1の任意事業費19万9,000円につきましては、配食サービス事業の不足が見込まれるため増額補正をするものでございます。

最後に、6款予備費につきましては、歳出で不用となりました254万8,000円を増額し、補正後の額を362万3,000円とするものでございます。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 73ページ、今課長がおっしゃっていただきましたけれども、この保険者機能の強化推進交付金でございますが、30年度から創設されたということでございます。1,000円の当初の予算の科目設定から、これだけ増えました。担当課として、これだけの金額が増えた、この要因というのはどのように捉えているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

この保険者機能強化推進交付金というのは、それぞれ保険者に対しましてインセンティブの交付金でございます、それぞれの市町村の指標というものがございまして、それを2019年度につきましては、指標が1のPDCAサイクル体制等の構築、それから2としまして、自立支援・重度化防止等に資する施策の推進、それから3としまして、介護保険運営の安定化に資する施策の推進、それぞれこういった項目がございまして、合計点にしますと、この3目で692点が満点の点になっているのですけれども、嵐山町につきましては454点という評価の点でございました。全国の市町村の平均といたしますと、426点でございます。

これにつきましては、各県に、全体のこの交付金の内訳は200億円というのが国の予算額でございます。190億円が市町村、10億円は都道府県に交付されるものでございますが、その各県ごとに配付といたしますか、交付された額、市町村分として。その額が幾らで、うちのほうがこの点でどのくらいの順位に位置しているというのは、ちょっと県のほうに聞いても教えていただけないものですから、その辺は難しいのですけれども、先ほど申し上げましたように、全国の平均点より嵐山町は上回っているということでございますので、それに対する、努力に対する交付金ということで、まずまずの点であったのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定
についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第15号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予
算（第6号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第15号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第6号）議定につ
いての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,468万2,000円を減額し、歳入歳出予算
の総額を7億1,120万8,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の変更が1件、地方債の変更が4件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

[山下隆志上下水道課長登壇]

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第15号の細部につきましてご説明を申し上げます。

最初に、80ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。町管理型浄化槽の設置基数等の確定によりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,468万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,120万8,000円とするものでございます。

次に、81ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。下水道ストックマネジメント計画策定業務1,820万円を2,400万円に増額変更をお願いするものでございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。公共下水道事業債から公営企業会計適用債までの4件の限度額をそれぞれ補正をさせていただくものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

次に、補正予算書の88、89ページをお願いいたします。最初に、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽事業分担金624万2,000円の減額及び第3款国庫支出金、1項1目浄化槽整備事業費国庫補助金1,005万7,000円の減額、また第4款県支出金、1項1目浄化槽事業費補助金431万5,000円の減額につきましては、当初40基を予定しておりました整備基数の実績見込みが22基にて確定となることから、それぞれ減額の補正を行うものでございます。

また、2項1目下水道事業負担金121万2,000円の増額につきましては、下水道受益者負担金の調定見込みとなることから、補正後の額を122万9,000円とするものでございます。

次に、第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,422万円の増額補正につきましては、主に下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料の増額に伴いまして追加の補正をお願いするものでございます。

また、第8款町債、1項1目下水道事業債3,290万円の減額補正及び1項2目公営企業適用債20万円の減額補正は、それぞれ額の確定によりまして総額1億530万円とするものでございます。

続きまして、90、91ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款公共下水道費、2項1目建設事業費の補正につきましては、下水道ストックマネジメント計

画策定委託料580万円の増額及び市野川流域下水道事業の建設負担金の確定見込みによりまして436万円を減額し、補正後の額を5,353万1,000円とするものでございます。

なお、下水道ストックマネジメント計画策定委託料580万円の増額につきましては、下水道管きょ及びポンプ施設を含めました全てのマネジメント計画の発注が困難であることが判明したことによりまして、改めまして追加の補正をお願いするものでございます。

次に、2項2目維持管理費367万3,000円の減額は、それぞれ額の確定及び実績見込みによりまして補正後の額を2億3,271万7,000円とするものでございます。

また、2項3目公営企業適用化事業費18万4,000円の減額につきましても、額の確定によりまして補正後の額を1,816万6,000円とするものでございます。

次に、第2款浄化槽費、2項1目建設事業費2,602万5,000円の減額につきましては、町管理型浄化槽の設置及び施設購入経費の確定に伴いまして、補正後の額を3,244万8,000円とするものでございます。

92、93ページをお願いいたします。2項2目維持管理費50万円の減額は、町管理型浄化槽の維持管理費の実績見込みによりまして、補正後の額を9,312万9,000円とするものでございます。

第4款予備費につきましては6万9,000円を増額しまして、補正後の額を507万8,000円とするものでございます。

最後に、94ページにございます地方債に関する調書につきましては、ご高覧をお願いいたします。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 91ページのストックマネジメント計画の件なのですけれども、580万円、これから何ができるのかなと思うのです、もう20日しかなくて。ほとんど契約に係る初期の保証料のようなものというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、これはいつ頃までに計画を策定する予定なのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

91ページのストックマネジメント計画の策定業務の関係でございますけれども、今回改めまして580万円の増額をお願いしております。これにつきましては、前回12月議会で1,820万円のお願いをしたところでございますけれども、発注に伴います費用に関しまして、全ての業務内容が発注できないことが判明いたしました。今回改めまして、580万円の増額をお願いするところでございます。

内容につきましては、下水道の管きょ、それとマンホールポンプ等のストックマネジメント計画の策定に関わる業務でございます。これにつきましては、この時期でございますけれども、この承認をいただいた後には発注をさせていただいて、年度内に発注を予定させていただいております。

既に12月の議会で繰越しのお願いをしているところでございまして、併せまして業務につきましては、発注後には繰越しということになるものでございます。業務の期間でございますけれども、内容的に約1年を要する業務であるということでございます。したがって、次年度1年度以内になるべく詰め込む形で業務を完成させて、なるべく早いうちに、この管きょ等の更新、マンホールポンプ等の更新の業務自体、工事自体を補助対象として実施できればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今月の事業として580万円は何かできるのかなと思いますと、調査にこれだけの費用を見ているのですとか、何かあるのではないかなと思うのです。あるいは保証料として、ただ工事でないから、計画ですから、そういうの保証料を出しているのかどうか私も分からないのですけれども、この僅か20日間ぐらいの間に何ができるのかというのを、ちょっともう一度伺いたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

この580万円の増額のお申し願に関しましては、予定をしております管きょですとか、マンホールポンプを含めた全ての施設のマネジメント計画が発注できないことが分かりまして、主にこのマンホールポンプ分の580万円を増額させていただくものでございます。

20日間という期間でございませけれども、この後、発注に向けた手続を内部で進めさせていただきまして、発注することを整えて年度内に発注を考えているということでございます。よろしく願いをいたします。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 1点だけお聞きをします。

町管理型の浄化槽の関係なのですけれども、40基を想定していて22基に収まってしまったと。毎年そのようなことは聞くのですが、もともと40基というのはどういうところ、大体町でこのくらいの予算化はできるということが第一ではないかなというふうに思うのですが、まだまだ町管理型ではなくて、合併浄化槽を入れている方もいるかなというふうに思いますが、なかなか単独浄化槽でそのまま来ている方が多いのではないかなというふうに思うのです。PFIの事業者、またはいろいろな努力をなさっているという結果ではないかな、セールスというか、PRに回っているというふうな様子も見かけます。この22基で収まってしまったことについて、担当課とするところのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

この町管理型の浄化槽に関しましては、議員さんおっしゃいますように、計画に基づきまして今年度40基という基数で計画をさせていただきましたけれども、日々のPR等を重ねまして、結果的に22基で落ち着くという形になりました。これにつきましては、常にPFI事業として事業実施をしていただいている会社さんのほうには、日頃の浄化槽の点検等を通じて、この管理型浄化槽のパンフレット等を持っていただいて、これ毎回毎回行いますと徐々に怒られてまいりますので、頃合いを見ながら、若干間を空けながらPRをしていただいているという状況でございます。

既に年数も重ねております。恐らく毎回答弁をさせていただいていると思うのですが、結局は年数がたっいまだに残っている方という部分では、やはり状況としますと年齢的な部分もございませ。それと、次の世代へ引き継げないというお話も伺っていく中で、当然推進はさせていただくのですけれども、いろんな話を現地のほうでは聞いているような状況でございませ、それぞれやはり個別にいろんな事情が

ございまして、その辺に踏み込んでまでもお願いしますと、やってくださいということもなかなかできない部分もございまして、今件数としては伸び悩んでいるというふうな状況でございます。

この後になりますけれども、新年度を迎えますと、今やっている事業が最終年を一応迎える予定でございます。これに関して残りの基数、数字上では400基余りの基数が残っておりますけれども、若干年数が経過しておりますので、基数等の調査を考えながら、この後の整備に関しては協議をさせていただいて取り組む予定にさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。事情は自分でも、各家庭の事情等は大体分かっているのです。ですけれども、この町管理型浄化槽は、合併浄化槽であっても高度処理型といって、通常一般家庭等々ではあまり入れないものなのです。高度の処理ができるということで、私どもも入れさせていただきました。早々と入れさせていただきました。やはり今まで、その前は合併浄化槽ではない単独浄化槽ですから、当然衛生面的にも決していいわけではないのですよね、管理はしていますが。管理を委託しているわけでございますけれども、決していいわけではなくて、なかなか河川の水質等が上がっていないというところから、非常に期待をされたところでございます。

そういう中でも、今課長さん説明があった代が、この後使う予定の人間がいらないのだと、設備をしても無駄になってしまうのだというふうな最終のお話が、PRに行ってもそういうお答えが返ってくるのだというふうなことでございます。ですけれども、自分の責任として、やはりいけないものは外へ出してはいけないという考え方を第一に持っていただかないと、この先もその400基というのがどのくらい潰れていくか分かりませんが、決していい数字は出てこないというふうに思います。やはりこのところで正念場で、業者さん、または関係する町がしっかりこれについてPRをしていく、こういう事情で町は進めてきたのだという経緯もよく説明させていただいて、我々なんかは個々であってもそういうふうな説明はします。何でそんなに一生懸命進めるのだいというふうなこと言いますけれども、今流れたものがどこへ行くのですかと、最終的には水路を通過して川に行くのですよと、それをこういうことではよくない

ということで始めたというもので、よくPRをしていただいで、それでも決断していただければ、その家庭が決めることですから、それはどうしようもないですけども、そういう知らない方もいらっしゃるわけです。ここのところを本当に正念場ということで、何か来年度の中には、広報等を新たに付け加えていただきたいというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、当初は公共用水域等々の水質改善、これ非常に叫ばれている時期でございましたので、そちらをPRしながら、何としても多い単独浄化槽の基数を減らしていくという説明をして各地区を回ったわけでございます。

内容に関しては、担当のほうもこれ再確認をさせていただいて、初心に立ち返って、水質改善について説明をもう一度地道にさせていただくという意味合いも含めまして、この後広報等を通じまして、PRをさせていただくということを今考えたところでございます。

それぞれ個別では事情がありますけれども、ある程度踏み込める部分があるかと思しますので、踏み込める部分、この水質改善等を含めて地道に説明をしていく予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第6号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 森 一人議長 日程第7、議案第16号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 議案第16号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきまして、事業収益を1,144万8,000円減額し、総額を5億2,238万円とし、事業費用を720万円減額し、総額を4億8,218万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を24万7,000円減額し、総額を2億6,071万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- 森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

- 山下隆志上下水道課長 それでは、議案第16号の細部につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の103ページをお願いいたします。令和元年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第3号）によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出のうち、最初に収入でございます。1款事業収益、1項1目給水収益でございますが、平成31年度当初予算からの見込額を計上しておりましたが、平成31年4月から令和元年11月分までの水道料金の実績額に、令和元年12月から令和2年3月分までの水道料金見積額を加算しまして、年度全体の給水収益を算定し直したところ1,400万円の減収が見込まれることから、減額をさせていただくものでござ

います。

2目のその他営業収益、1節の手数料でございますが、設計審査・工事検査手数料のうち10件の増に修正をした結果、3万円の増額をお願いするものでございます。

また、2節の雑収益の加入金を全体で8件の減を見込みまして、46万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、2項営業外収益、2目長期前受金戻入でございますが、当初見込みにより174万3,000円の増額を、また3目の雑収益、1節の不用品売却代金、2節のその他雑収益では、メーター単価等の確定によりまして71万1,000円の増額をするものでございます。

また、4目の消費税還付金でございますけれども、今回の補正によりまして受け取る消費税が減りまして支払う消費税が増えたため、還付金を53万円計上するものでございます。

次に、支出でございます。1款の事業費用、1項1目原水及び浄水費のうち、14節の受水費でございますが、令和元年度の実績額を加味しまして再度見積もりをしたところ、100万円の増額をさせていただくものでございます。

2目の配水及び給水費、8節の修繕料につきましても、メーター交換等の契約確定によりまして718万8,000円の減額を行うものでございます。

4目の減価償却費でございますが、平成30年度決算の額の確定によりまして減価償却費を再計算して計上するため、当初見込額との差額618万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、104ページをお願いいたします。5目の資産減耗費につきましても、平成30年度決算の確定によりまして資産減耗費を再計算して計上するため、当初見込額との差額の95万6,000円を増額補正するものでございます。

2項の営業外費用、2目の雑支出につきましては、収入における不用品売却代金に関しまして22万2,000円を増額するものでございます。

また、3目の消費税及び地方消費税に関しましては、同じく収入における消費税還付金に関連しまして金額を補正減するものでございます。

3項の特別損失、1項の過年度損益修正損の内容につきましては、過年度の水道料金におきまして不納欠損処分とした額412万9,000円を貸倒引当金繰入として繰り入れるものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。1款の資本的支出、1項建設改良費、4目の量水器費、1節の量水器購入費でございますが、メーター単価等の確定によりまして24万7,000円の減額補正をするものでございます。

最後に、100ページ、101ページの令和元年度嵐山町水道事業予定貸借対照表及び99ページでございますキャッシュ・フロー計算書につきましては、後ほどご高覧をお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 103ページでございます。2月、これから先も見通して約1,400万の水道料金の減額があったわけでございますが、それと比較しまして、支出の部の中で受水費、これが100万円の増額になっております。この辺が、県のほうからの予定水量みたいなものがある中でこのようになってきたのか。一般ですと1,400万の減額があれば、この受水費が増えるというようなことは、企業会計ですから少し考えづらいと思うのですが、どのようなことでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

原水及び浄水費の受水費の100万円の増の関係でございます。こちらにつきましては、今年の2月に入りまして、台風後の河川の護岸工事を今現在でも実施しております。こちらが第3水源の真横に当たる場所でございます。この工事に伴いまして、今第3水源の取水を停止してございます。第1、第2水源の水源に今頼りまして、それぞれ配水、配っているわけでございます。第1、第2水源のみですと、全ての町内に配水することが困難でございます。したがって、県水を受水しております吉田地内の第3の配水場において、県水の受水量を今増やして配水をしている状況でございます。そんなこともございまして、100万円ほど受水費が今年度末で上回る想定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私もそれを聞こうと思っていたのですが、初めに水道料金の1,400万円の減収なのですが、この中には、次のページで不納欠損が400万円からありますよね、この分が入っているという理解でよろしいのですか。

それと受水費の関係なのですけれども、今説明を聞いて、第3水源を停止しているわけですか。ああ、そうですか、その分で。いや、課長の先ほどの説明では、実績を加味してこの分を入れるというふうな説明であったわけです。そうすると、今の説明と全然合わないわけなのですけれども、第3水源が停止などという話はしていませんから。どっちが本当なのかというのをちょっと伺いたいのなのですが、実績で言えば、当初4,550万円、それに24万5,000円がその他の受水ということで取ってありまして、それに100万円ですから4,670万円ぐらいになるわけです。過去の、ちょっとこれ昨年の決算で出されたものを見ますと、4,100万円台でずっと推移しているわけです。4,100万円ですから、当初予算だけでもオーバーなわけです。実際は、これより減るのだなと思っていたのですけれども、今度はこれを増やしてしまうということで、その分が停止であるのだったら、私は別にそれはしようがないなと思うのですけれども、課長の当初の先ほどの説明ですと、実績を加味して受け入れるような説明でしたので、ちょっと説明と先ほどの答弁とで合わないの、併せてもう一度伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

まず最初に、第3水源の関係から入らせていただきますけれども、先ほどの説明で実績を加味してというふうなことでお話し申し上げましたけれども、既にこちらのほう、2月の末から県水を調整させていただいております。

そんな関係もございまして、実績というふうに申し上げますけれども、中身に関しては、これ若干増額が見込まれるという内容になっております。今現在でも、県水の受水量をかなり増やした状態で受水を続けておりますので、こちらの関係につきましては、12月までは通常の間でいけるのかなというような部分もあったのですが、工事が始まってからの第3水源の取水に濁りがかなり生じまして、急遽停止をして県水を増やしたという事情がございまして。

そして、給水収益の減の関係でございまして、こちらに関しましては、先ほどおっしゃっていたような貸倒引当金の部分とは関係なく、実際に10月以降の使用水

量がかなり減っているような状況でございます。これは個人のお宅、それと企業さんを含めまして、若干の落ち込みがございます。恐らく10月過ぎてということですので、消費税の関係等もあるのかなというふうに担当では考えているところでございますけれども、そんな状況がございまして、減額の見込みをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 皆さんに申し上げます。正午になりますが、このまま会議を続行させていただきます。ご了承ください。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第23号 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第23号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件でございます。

嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者を再指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

藤永企業支援課長。

[藤永政昭企業支援課長登壇]

○藤永政昭企業支援課長 それでは、議案第23号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理が今年度末をもちまして指定管理期間が満了することから、再指定を行うものでございます。

指定管理者の名称につきましては、嵐山花見台工業団地工業会。住所につきましては、嵐山町花見台1番地19。指定の期間につきましては、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター設置及び管理条例第20条により、5年を超えない期間の令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年でございます。

参考資料のほうを御覧いただきたいと思います。参考資料は、再指定の手続を行うに当たりまして、嵐山町嵐山花見台工業団地管理センター管理規則第12条の規定に基づき、嵐山花見台工業団地工業会より提出された指定管理事業の計画書でございます。

まず、1の基本事項でございますが、表の一番下の指定管理期間は、現在の指定管理期間ということになっておりまして前回と変わっておりまして、その他につきましては、前回と変更がございません。

続きまして、2の指定管理実績から見た貴団体のセールスポイントにつきましては、(1)で管理センターの経営方針について、設置の趣旨を十分認識し、開かれた施設の運営を行うもの。(2)で、管理センターの経営意欲について、町商工業の振興と町民文化の向上を図るため、目的に沿った活用を行うもの。(3)の管理運営についてですが、職員を2名配置し、必要に応じて研修を行い、指定管理事業特別会計を設けて行うもの。(4)で、利用者の要望の把握に努めてまいるといふもの。(5)で、個人情報の保護については、流出が起こらないよう取り組むもの。(6)で、緊急時の対策については、役場、警察、消防と連絡を密にし、対応するといふもの。(7)で、団体の理念として、地域社会に貢献し、施設の維持管理を行うといふ内容でござ

います。

この内容を受けまして、町では指定管理者検証委員会、請負業者等審査選定委員会で審議を行い、嵐山花見台工業団地工業会に施設の管理を行わせることが適正である旨の決定をさせていただいているところでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これ金額が出ていないのですけれども、金額を出すべきではないかと思うのですけれども、それで当初予算を見ますと、使用料の引上げはないのだと思うのですけれども、逆に4万5,000円減っているわけです。この4万5,000円減っている中身を伺いたいと思います。

それと、金額が出ていないという点を伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

ここで、今回この議会のほうで議案のほうを通していただきますと、まず基本協定というものを結んでおります。その基本協定の中に、金額のほうは組み込ませていただいております。基本協定については、毎年毎年協定のほうを結んでいるという状況でございます。

減額につきましては、指定管理料を定める項目、電気代だとかいろんなものがあるのですけれども、その辺の実績を見込みまして、毎年毎年その補助する金額というのを定めておりますので、年によって若干変更する場合がありますというような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号 嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日、11日、12日、13日及び16日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月10日、11日、12日、13日及び16日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時06分)

令和2年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

3月17日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 2 議案第 18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 3 議案第 19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第 4 議案第 20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第 5 議案第 21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第 6 議案第 22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定について
- 日程第 7 議案第 24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）
- 日程第 8 陳情第 1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書
- 日程第 9 発委第 1号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出について
- 日程第 10 発委第 2号 嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則の提出について
- 日程第 11 議員派遣の件について
- 日程第 12 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第 13 議案第 25号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）
- 日程第 14 発議第 1号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について
- 日程第 15 発議第 2号 気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第 16 発議第 3号 全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出について
- 日程第 17 発議第 4号 東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出について

○出席議員（13名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
5番	佐久間	孝光	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅護	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和2年第1回嵐山町議会定例会第20日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件の審査報告書が提出されました。お手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件について審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書について審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。議案第25号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の1件であります。3月13日に提出されておりますので、ご了承願います。

なお、本件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第1号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について、発議第2号 気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出について、発議第3号 全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出について、発議第4号 東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出について、以上の4件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案4件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありますので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

佐久間予算特別委員長。

〔佐久間孝光予算特別委員長登壇〕

○佐久間孝光予算特別委員長 それでは、ご報告申し上げます。

令和2年3月17日、嵐山町議会議長、森一人様。予算特別委員長、佐久間孝光。
委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、議案第17号。件名、令和2年度嵐山町一般会計予算議定について。
審査の結果、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書。

令和2年3月17日、予算特別委員長、佐久間孝光。

1、付託議案名。

議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

2月27日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件を3月10日、3月11日及び3月12日の3日間にわたり審査いたしました。

(1)、3月10日の委員会について。

12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、子育て支援課及び健康いきいき課の順で審査を行いました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

税務課では、個人町民税について一昨年に増えて昨年は減少で、また令和2年度予算で増える理由はとの質疑に対して、参考とする計数は県が作成する課税状況調によるもので、給与所得者の増加が見られたが、想定されるのは昨年同様に年金受給者等の高齢者雇用増が多いとの印象がある。法人町民税については本年度補正予算で説明のあった税制改正によるものは別の要因かとの質疑に対して、令和2年度予算では令和2年10月以降、決算期を迎える企業に対して税制改正により3.7%の減額があるため、法人税割が減少することが予想されるという答弁でした。

総務課・会計課では、地方法人特別税の廃止に伴い、その補てん措置として法人事業税交付金が新設されたが、法人町民税の減額1,195万2,000円の倍近い2,300万円が計上されている。その理由はとの質疑に対して、県の試算によるものであり、内容は各市町村の法人税割を県の試算で案分したものであるとの答弁でした。

また、新年度から適用される会計年度任用職員の想定的人数、期末手当の計上額、交付税措置はされるのかとの質疑に対して、想定人数は100人、期末手当計上額は778万6,000円、交付税措置は標準的な勤務形態に応じて期末手当の額が措置され、その他の会計年度任用職員については包括算定経費として基準財政需要額の中で一括計上され算定されるとの答弁でした。

地域支援課では、公共施設個別施設計画策定については、これから先の人口減少まで踏み込んだ策定となるのかとの質疑に対して、今後の人口動向を踏まえ、前年策定した総合管理に基づき個別の計画を策定するものであるとの答弁でした。

防災対策事業において、町長の施政方針のトップに挙げられた地域防災計画の改定、ハザードマップの作成が計上されているが、この施策によってどのように今までのも

のが改善されるのかとの質疑に対して、現在の防災計画は平成25年3月に改訂されたもので、その後土砂災害の対応、避難所の開設など実務的なものは改正してきたが、本体の改正までは行っておらず、国や県などの対応に合わせて防災計画の見直しを行い改善を行うもので、地震ハザードマップについても地震想定や県の発表する浸水想定区域に準ずるもの等、これから何をどう取り組むかについて、関係各課と調整を図っていきながら必要なものを盛り込んでいく予定であるとの答弁でした。

町民課では、マイナンバー制度に伴う個人番号カードの発行を推進しているが、町ではどのような目標を定めているのかとの質疑に対して、令和元年度の発行枚数は、2月末現在で661枚、3月末で750枚発行を見込み累計で2,899枚の発行となっている。令和2年度の目標は国の交付計画である交付率50%に合わせて、嵐山町では交付率50%、5,000枚程度の発行を目指しているとの答弁でした。

子育て支援課では、学童保育室事業について新年度は5、6年生の入室申込みが受け切れないとのことであるが、新年度の見込みと状況はどうかとの質疑に対して、4か所の学童保育室合計で定員200名に対して210名の入室を予定している。5、6年生の申込みは平成29年度に比べて約3倍となっており、予算策定時に想定できていなかったためであるが、今後についてはなるべく早い段階で解決できるよう検討していきたいとの答弁でした。

健康いきいき課では、障害者等の介護給付・訓練等給付事業が1,005万7,000円の増額となっているが要因はとの質疑に対して、主なものは居宅介護支援、家事援助、施設入所支援等によるものであるが、これまでの家庭での介護が困難になってきた状況が増えてきた印象があるとの答弁がありました。

(2)、3月11日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に開会いたしました。

長寿生きがい課、環境課・上下水道課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、教育委員会事務局の順で審査を行いました。主な質疑と答弁は、次のとおりでした。

長寿生きがい課では、高齢者外出支援事業では利用者の想定をどのようにしているのかとの質疑に対して、65歳以上の高齢者が全体で5,915名、うち運転免許証を有しないなど制度の対象者が1,754名、このうち45%の789名の利用を見込んだ予算としているが、年度内での利用が予算を超えた場合は、補正で増額するなどの措置を講ずる予

定であるとの答弁がありました。

また、高齢者運転免許証自主返納支援事業ではどのような想定をしているかとの質疑に対して、平成30年度で54名、令和元年度は令和2年2月までで58名の方から自主返納支援事業の申請があり、この実績を基に予算の算定をしているとの答弁がありました。

環境課・上下水道課では、自然緑地管理活用事業での除草委託、樹木の間伐の状況とトラスト地管理事業でのさいたま緑のトラスト協会との連携についての質疑に対して、トラスト3号地の町有地部分は、トラスト協会嵐山支部の意見を参考に下草刈り、伐採等を実施している。千手堂小千代山については、早目の伐採など健全な里山を育成していくことを意識して町有地の対応を行っていくとの答弁がありました。

農政課では、千年の苑事業は新年度のイベントは中止となったが今後の方針等はどうかとの質疑に対して、新年度予算では圃場の除草作業等の維持管理経費を見込んでおり、今後の方向性については、DMOのプロジェクトチームにより千年の苑を含めた町内の観光資源を活用して、いかに稼ぐ力に変えていくのか、運営組織をどうするか等の調査研究を行っているとの答弁でした。

企業支援課では、地域活力創出拠点管理事業にある元気回復会議の組織と活動についての質疑に対して、町のにぎわい創出について協議を行うほか、嵐山町ステーションプラザ「嵐なび」の運営を行っており、主にその運営のための人件費を補助しているとの答弁がありました。

また、花見台工業団地の状況についての質疑に対して、現在の企業数は44社、平成25年時の就労者数2,953人、拡張後の進出社数は現在3社が内定しており、周辺の駐車場用地については、団地周辺が山林または農地で適地は少ないと思われるが、相談があれば対応をしていくという答弁でした。

まちづくり整備課では、駅西口地区整備事業について次年度以降も同様な歳入予算となるのかとの質疑に対して、5年間で4割という国庫補助金の補助率であり、今年度は高い補助率となっているが、これは駅西口整備計画の下に全体で4割の補助金をかけて算出している。事業費についても見直しを行っており、今後は年度間調整も行っていくとの答弁でした。

教育委員会事務局では、小中一貫教育推進事業では会計年度任用職員を2名から3名にする理由についての質疑に対して、今まで中学校に2名を配置し中学校から小学

校への連携を図ってきたが、新年度からは小学校に3名を配置して、新しい指導要領に対応した指導と小学校高学年の教科担任制を取り入れて、中学校へのスムーズな対応を企図して配置を行うものとの答弁がありました。

また、学校適正規模等推進事業として委員報酬費を計上しているが、何人で、どのような内容となるのかとの質疑に対して、町立小中一貫校開校の教育目標、校名、校歌、校章などの詳細な事項を決定していくための準備委員会を組織するための費用であり、要項を定め、委員規模は15人から30人規模の委員会を予定しているという答弁がありました。

(3)、3月12日の委員会について。

委員12名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に開会いたしました。

既に全課局に関する質疑が終了したので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、川口浩史委員、畠山美幸委員、渋谷登美子委員、大野敏行委員、青柳賢治委員、長島邦夫委員の6人から届出があり、その順に総括質疑を行いました。質疑、答弁の概要は、次のとおりです。

昨年台風19号による災害で嵐山町でも大きな被害があったが、町長は施政方針の中で「災害に強いまちづくり」を挙げている。市野川のシノの伐採の抜去が進んでいないがとの質疑に対して、市野川の杉山地区では、河川の増水により農業用排水が排出されなくなり、道路の柵にわらくずなどで堰をつくったこと、志賀2区地区の一部においても道路排水が流出できなくなり、床上浸水等の被害があった。河川のしゅんせつについて、都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会を通じて要望活動を行っていく。現在行っている川袋橋下流のしゅんせつ作業では、シノ等の伐採を含めて行っているとの答弁がありました。

外国人労働者数、また高齢者施設入居者数の現状と予測はとの質疑に対して、今年の1月1日現在で外国人人口は594人、そのうち技能実習の在留資格で住民登録されている方は296人で、約50%が外国人労働者である。町内の高齢者施設の入居者で住民登録されている方は、平成30年1月1日で175人、平成31年1月1日で181人、令和2年1月1日で173人である。今後の予測は、各施設には定数があり、現状とあまり変わらないと思われるとの答弁でした。

また、町施策の基礎人口として、外国人や高齢者施設入居者の数を引いたもので考

えたほうがよいのではとの質疑に対し、平成24年以前は外国人登録ということで人口には算入していなかったが、現在は外国人も住民基本台帳に載せており、住民基本台帳上の人数であるので、町施策の人口として算入することは妥当であると思っているとの答弁でした。

昨年いわゆる産後ケア法が成立して、子育て世代に寄り添う支援策の充実が図られた。短期入所（宿泊）型、通所型、居住（自宅）訪問型の3類型が示され、病院や診療所、助産所などを活用することや、新たに施設を設置して事業を実施するなどが想定されているが、嵐山町ではこれこそが子育て支援センターのコーディネーターが努めなければならない取組ではないかと思うが、対応についてはとの質疑に対して、子育て支援センターでは、妊娠期から子育て期までのワンストップ支援を目標に今年度より開設した。町としては予防的な視点を中心とし、全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本としつつ、一方で、特により専門的な支援を必要とする対象者については、関係機関との連携によって対応していきたいとの答弁でした。

昨年の第2回定例会において、総務経済常任委員会の提言として「若者会議」を提案したが、新年度の予算で全く計画されていない。若者たちの意見や提言はどの機関において受けているのかとの質疑に対して、町ではパブリックコメント、町民の声ボックス、町政のご意見箱など性別、年齢を問わずご意見を伺っており、若者や女性の声を聞く機会となっている。また、まちづくりの提言等を聞く機会は各課の委員会、審議会等においてご意見を伺っている。今後のまちづくりには、若者の声、女性の声を今まで以上に反映する必要があると考えているが、若い世代には町に関心を持ってもらうことが重要であり、SNS等を使った若者たちへの情報発信が先決であると考えたとの答弁がありました。

第6次嵐山町総合振興計画と総合戦略の策定がいよいよ始まることとなるが、これからの時代に求められる総合振興計画、総合戦略をどのような姿につくり上げていくのかとの質疑に対して、長期的なまちづくりの基本的方向性を定めた指針であり、町の最上位計画である。人口減少社会に対応できる持続可能なまちづくりを念頭に置いた計画を作成するとの答弁がありました。

武蔵嵐山活性化事業では、川のまるごと再生を通じてバーベキュー場から武蔵嵐山溪谷、遊歩道を通じてトラスト地までの遊歩道の維持管理を行い活性化につなげてい

くもので、風光明媚な景勝地を後世に残す事業であり、バーベキュー場については、被災した浄化槽も修復工事が完了、河原の再生も進み飛び石も復旧が完了した。学校橋河原については、オートキャンプ場として人気が出てきており、観光資源として期待も持てるようになってきている。組織的な課題として、これまで運営してきた千年の苑推進協議会を地方創生事業の主体としているDMOへ引き継ぐほか、観光協会との役割分担などの整理を行って、町の観光事業の「稼ぐ力」に結びつけていきたいとの答弁がありました。

次に、渋谷委員から、令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての議案に対し修正案が提出されたため、総括質疑終了後に、その提案説明を求め、審査に入りました。

修正案の内容は、次のとおりでありました。

歳出における（2款）総務費、（1項11目19節）負担金補助及び交付金のうち部落解放同盟嵐山支部補助金40万円を全額削減し、82万7,000円を42万7,000円とするものです。

（4款）衛生費、総額5億2,165万3,000円を5億2,225万1,000円に増額する説明は、（1項）保健衛生費、（4目）環境衛生費に新規事業、（17）廃棄物減量等推進審議会運営事業を加え、（4）ストップ温暖化推進委員会運営事業の（1節）報酬を1,000円から20万円に、（9節）旅費を1,000円から4万円に増額し、新規事業は（1節）報酬を30万円、（9節）旅費を6万円とするものです。

（13款）予備費1,533万6,000円を19万8,000円減額し、1,513万8,000円とするものです。

歳出合計は変更なく59億4,000万円とする修正案の説明がありました。

説明終了後、1件の質疑があり、討論はなく、採決に入りました。初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により否決となりました。次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

これもちまして、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての審査経過及び結果についての報告といたします。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第10番、川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。令和2年度、2020年度一般会計予算に反対いたします。

反対討論を行う前に、安倍首相は改正新型インフルエンザ等対策特別措置法を強行採決しました。新型コロナウイルス感染症に対して、政府は緊急事態を宣言すれば行政に権力を集中させ、広範な権利制限ができることになります。学校、保育所、介護施設など制限、停止ができ、外出も制限できます。私たちの外出も制限できます。政府が誤った政策を取っても、集会ができなくなり、意見を言えなくなります。そして、情報も抑えられます。これらの強力な私権制限は、国民の生命や健康に重大な被害を与えるおそれがあるなどというだけで、宣言できる仕組みになっています。ここには、専門家の意見も入りません。

それでは、安倍首相はなぜ緊急事態を制定させたかではありますが、憲法改正への抵抗感をなくすために、新型コロナウイルス感染症を利用したものと思います。自民党の憲法改正案には、緊急事態を宣言し、内閣が法律と同じ効力を持つ政令が制定できるとあります。これを見据えての特措法を成立させたのではないのでしょうか。法によって縛らなくても、情報公開を進め、説明責任をしっかりと果たせば、国民は感染予防に協力するものです。そして、法が成立した現在、運用しないよう求めるとともに、政府は感染拡大と医療体制を一層充実させることに全力を挙げることを求めるものです。

それでは、反対討論を行います。初めに、嵐山駅西口に大型バスが入れるロータリーの建設計画は、要望も必要性もないことから、何らの必要のない事業であります。

駅東口には、大型バスが入れるロータリーができておりますが、大型バスが渋滞を起こすほど来ているのなら、これは必要な事業です。しかし、そんなことはありません。西口のにぎわいをという思いだけで始めているわけです。自民党流の開発優先がここにあるわけです。港を整備すれば船が来るだろうと整備をしても、船が来ない港が全国にはあちこちあるということです。また、1987年、リゾート法を成立させ、巨大なホテル、リゾートマンション、ゴルフ場、スキー場などを建設しましたが、経営主体の行き詰まり、倒産が相次ぎ、全国に環境破壊と地域破壊の爪痕を残したのがり

ゾート法でした。何かを造れば人が集まると、甘い夢を見て造ってはみたが、そうはならなかったわけです。

今は人口減少の中、これからは大型バスから中型バスに変わっていく時代ではないでしょうか。町内の事業所が中型バスで社員を送迎しておりますが、その中型バスでさえ満員になるようなことはないように見えます。また、ときがわ町へ行く路線バスも、普段は満員になっているようには見えません。ラベンダーまつりの開催期だけ大型バスが入れるロータリーが必要だというのであれば、この時期だけ東口に行けばよいわけです。にぎわいをつくりたいという気持ちは分かりますが、その保証も展望もない大型バスが入れるロータリー建設は認めることはできません。

次に、学童保育の支援員の資格が、5年の経験で事実上取得できるように今議会となりました。ほかの資格制度と比較しても、大きな疑問が残ります。当初の条例では、教育学、心理学などを修了した者が資格の条件であったわけです。これは至極当然のことで、小学1年生から6年生までは人格の完成の形成期にあるわけですから、そうした資格を持った人が支援員にふさわしいわけです。それを単なる経験だけで認めてしまうことにしたわけであり、経験だけで認めてしまってよいのかが問われております。

例えば教員免許状を取得するためには、教職課程を有している大学、短期大学等で必要単位を習得しなければなりません。そして、採用は各都道府県などが行う教員採用試験に合格する必要があります。これを経験だけで教員資格が与えられるようになることを皆さんは求めていますか。学校の教員は別だというのであれば、保育士はどうか。保育士になるには、大学、短期大学、専門学校など、厚生労働大臣が指定する保育士を養成する施設で必要な科目を履修し卒業する、もしくは国家試験に合格する必要があります。この試験の中で、中学を卒業した方も受験できるとあり、その場合、現場で5年以上の経験が必要とあります。これは、受験資格があるというだけで、あくまでも試験に合格しなければ得られないのが保育士の資格です。これも、町長やこれに賛成した各議員は、経験だけで資格が与えられるようにすべきだとお考えなのではないでしょうか。国が決めたことだと逃げることは許されません。

嵐山町民の子どものことだから、ここにいる私たちが決めることなのです。学童保育の支援員の仕事なんて、誰でもできることだという思い込みもあるのではないのでしょうか。学童保育で過ごす時間は年間で1,650時間、学校で過ごす時間は1,140時間、

510時間も学童保育で多く過ごしています。子どもには、みずみずしい好奇心や驚くほどの鋭い感性があるということです。異年齢の子どもたちが共に過ごす空間は、人づくりの現場そのものだと思います。人格の形成期と同時に子どもたちの安全を守り、学習や自立に向けた支援など、重要な役割を担うのは支援員の役割です。今回の改悪で、学童保育で働く支援員の身分はさらに軽く見られてしまうでしょう。立派な仕事をしているという位置づけを、行政も議会もしなければならぬと考えます。類似業種の資格要件から見ても、支援員の資格の安易な引下げに改めて反対するものです。

次に、企業支援金です。この制度があるから、新規立地や増設があったとは思えません。つまりインセンティブ、動機づけが証明されていないわけであります。証明されていないものを認めるわけにはいきません。

次に、同和予算です。解放同盟への補助金を45万円から40万円に引き下げたことは評価しますが、差別の実証がない状況からすれば、廃止すべきものであります。過去何度も申し上げてきておりますが、同和地区と周辺との差別は皆無です。心理的差別が残っているということもありません。したがって、同和予算は削減ではなく廃止を求めるものであります。

次に、加齢性難聴者への対応がありませんでした。本町の高齢者外出支援タクシー事業では、高齢者の社会参加を図るためと概要にあります。こうした意義は、加齢性難聴者へも向けるべきであると考えます。耳が遠くなると、外出をおのずとしなくなると言います。そして、外出を控えるようになると、認知症のリスクが高まることが指摘されています。

それから、難聴者自身の生活の質にも着目することが重要だということです。QOL（クオリティ・オブ・ライフ）、生活の質と訳すようです。精神的な豊かさや満足度も含めて、ただ生きていることからどう生きていくかという質のことをいうようです。難聴になっても、生きていく目的を失わせないことも行政の重要な役割だと思えます。ますます高まる高齢社会に、QOLを落とさない嵐山町にすることが大事ではないでしょうか。難聴者の社会参加を促すヒアリンググループ（磁気グループ）などの早期の設置を求めます。

次に、人権侵害についてです。パワハラをしたとして処分された職員について、私はパワハラがなかったなどと思っていません。パワハラはあったと思います。同時に、パワハラをしていない幹部職員などいないと思います。したがって、ここにいる職員

は全員しているものと思っています。

ところで、被害を受けたという職員は、同時期に病気になったこと、そして同日に復帰していることなど、しかも医師の診断が3か月というのに、わずか1か月で復帰していることは、どう見ても不自然過ぎるものであります。これらを見て、私は本当にパワハラがあったのかという疑問を持っています。そして、パワハラがあったとしても、本人は懲戒処分を受け処分は終わっているわけです。それにも関わらず、事実上の懲戒である隔離状態を町はしているわけです。これは、人権侵害であるということ認識し、早急にやめるよう求めるものであります。

以上、指摘した点が改善され、または実施されますことを願って、反対討論を終わります。

○森 一人議長 次に、賛成討論を行います。

第7番、畠山美幸議員。

〔7番 畠山美幸議員登壇〕

○7番（畠山美幸議員） 議席番号7番、畠山美幸です。議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

令和2年は、オリンピック・パラリンピックが開催され、景気上昇が見込まれていました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な蔓延により、経済活動に大きな支障を来し、結果として株価の暴落を招いております。

そんな中ではありますが、嵐山町新年度予算は、長年の懸案でありました駅西口地区整備事業が始まります。今後、観光に向け、ラベンダー園、バーベキュー場へ多くのお客様に来ていただき、活性化を目指します。昨年は、バスに乗り切れず大変迷惑をおかけしました。今後、西口商店街の店主の皆様にも、この西口整備事業の理解とご強力を賜り、活性化につながるよう努力を私もしていきたいと思っております。

空き家を利用した居場所づくりモデルケースがいよいよ開設され、健康づくりと憩いの場として期待をしています。

子育て支援では、昨年、子育て支援センターも開設され、保健師、看護師のコーディネーターによる育児相談や訪問を実施しており、育児に協力する体制ができていますが、産後ケアの体制は町でできる状況にはなく、今後広域での体制ができることを望みます。

学校教育においては、小中教育一貫にさらなる会計年度任期付職員の配置を各小学

校単位で1名ずつの加配や、IT推進事業では小学校にPCタブレット215台、中学校には86台の設置を実施していただき、新年度は中学校のPCタブレットリース更新がされます。全教室にWi-Fi整備も終了し、小学校でもプログラミング教育必修化に向けて期待をします。

町民課では、マイナンバーカード5,000枚程度の取得目標を掲げました。人手不足が民間でも問題になっており、今や商店、コンビニ等はキャッシュレスを進めています。マイナンバーカードで、今後様々なサービスを展開していきます。国のマイナポイントも始まりますので、このタイミングで全町民に取得を目指していただく準備をしている内容を伺いました。マイナポイントについて、周知、窓口対応を重ねてよろしくをお願いします。

高齢者外出支援タクシー事業は、障害者等の方々には障害者タクシー券と選択することを導入していただき、感謝いたします。日頃嵐山町では、幸いにして自然災害に見舞われることがありませんでしたが、去年は台風19号の被害があり、新年度は地域防災計画改定、地震ハザードマップ作成業務を実施します。去年、雨天で実施できなかった避難訓練も予定されております。防災対策についての意思決定の場に、女性の参加を一段と進めることが重要です。ただでさえ厳しい環境の避難所であって、女性はもちろん、子どもや高齢者にまで配慮したきめ細かい備えをする上で、男女共同参画の考えが欠かせません。女性メンバーを加えてほしいと思います。

転入奨励金事業は、令和元年で6年間の事業を終え、大きな成果を得ました。しかし、人口減少に歯止めのためには、今後も新たな事業を実施していくべきと考えます。

最後になりますが、現在いろいろ話題にはなっておりますが、1964年開催から56年目の東京2020オリンピック・パラリンピックは、日本の皆様の期待するイベントです。今落ち込んでいる経済を取り戻すべく、聖火リレー、セレモニーが嵐山町で無事実施されることを心よりお祈り申し上げて、私の賛成討論といたします。

○森 一人議長 続いて、反対討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。令和2年一般会計の予算に対しての反対討論を行います。

反対の理由を3つ挙げます。1点目、気候変動に対しての政策がないこと、2点目、

消費税増税による幼保無償化に対して町立幼稚園3年保育を実施しないこと、3点目、第6次総合振興計画策定について、議決せずに町内小中学校5校を1校にする計画を決定し、予算を計上していることを指摘します。

1点目です。気候変動に対しての政策がないこと。今コロナウイルス感染によって多くの方が亡くなり、感染を防ぐための政策で、地球規模で経済ショックが起きています。それに加え、感染症の驚異に加えて気候変動は地球上の海面を押し上げ、海の水温を上げ自然災害を増加させ、地球環境の変化を起こします。100年後、日本の国土は人が生活ができるかどうかは分からない状況です。気候変動による地球の変化は、動植物を消滅させます。そのための対策は、住民の最も身近な市町村が二酸化炭素の排出を抑えるシステムをつくり上げて対応しなくてはならないのですが、国家政策の問題として、嵐山町では対策を組もうとしていません。今の段階で、できる限り日常生活で二酸化炭素を排出しない制度の構築が必要で、これ以上先に延ばすことはできません。それは、国の政策だけではなく、市町村の小さな努力の積み重ねが必要ですが、当初予算では、ごみ問題にしても、交通問題にしても、工場誘致、観光事業にも気候変動に手がつけておられず、財政問題でのみ処理されており、残念です。今後の政策を待っています。

2点目、令和元年10月から消費税増税分は、社会保障の財源と幼保無償化に充てるということになっています。消費税の引上げ増税分は1億9,500万円として、医療及び介護、少子化に係る施策の経費として一般財源に組み込まれました。

町立幼稚園は、それぞれの各答弁から計算しますと、3歳児保育をすると約2,000万円弱ほど必要であるということになります。国の説明では、公立幼稚園、保育園については、地方交付税の基準財政需要額に組み込まれます。そのほか、引上げ消費税を一般財源として組み込むこともできます。ところが、町立幼稚園3年保育を求める町民、質疑する議員によって、町長、教育長の答えが異なります。財務に詳しくない人に対しては、財源がないからと言いますが、財源は国から補償されていると言うと、財源の問題ではなく3歳児に対しての支援の問題だと答弁をたぶらかします。そして、まず保育園の待機児の問題を解決することが先だと言います。現在、保育園の待機児童はいないということです。

子どもを育てている人全てが保育園を希望するかというと、そうではありません。仕事の内容、価値観によって母親への負担が大きくなり、ワンオペというお母さんが

一人で子育てせざるを得ない現状があります。このため、子どもが小さいときは短時間教育にしたいという人もいます。日本では、幼稚園、認定こども園、保育園の3通りの就学前の教育機関がありますが、現在公立の就学前教育機関は町立幼稚園のみですから、3歳から5歳までの教育の無償化には、町立幼稚園の3年保育の実施が必要です。

多様な価値観の若い世代が子育てに何を望んでいるか、分析がありません。町民に対して政策をたぶらかすことなく真摯に対応すべきです。幼児教育や学校教育、子どものことはだんだん民間委託にしていく考え方になっていますが、民間委託していく考え方、学校教育に対しては、まだなっていないと推察しましたが、今は危険な状況にあると考えています。若い世代の女性の多くは、嵐山町って何でこうなのという不信感を持っています。マイナスの現象が起きています。

3点目、第6次基本構想を次年度つくります。嵐山町議会基本条例第11条では、議会は基本構想計画、基本計画の策定または改廃に関して議決することになっています。現在の嵐山町の政策の中で、町立学校適正規模検討基本計画があります。この基本計画は、5つある小中学校を1つにするという嵐山町実質的な形が変わる計画です。第5次基本構想にも、学校統合を考えることは一文入っています。ですけれども、この一文と5つの小中学校を1つの義務教育学校に変えてしまうこととは、その意味、その重さが全く違います。議会の議決もなく、計画も、計画は議会が承認したものとして、既成事実としてこの計画を進めていき、形式的に住民説明会をし、形式的にパブリックコメントを取り、パブリックコメントを出した人の了解も得ず要約し、行政が要約した文をパブコメした本人に了解なく実名でホームページに公開するなど、今まで経験したこともないような強引さでこのことを推し進めていきます。

小中一貫校という学校統合は、文部科学省の政策で、従来であったら3分の1の補助が2分の1の補助になるというものです。今、嵐山町が持続するにはどのような少子化政策が必要であるか、1度この小中学校5校を1校にする計画を凍結し、十分に住民と、そして議会と話し合うべきです。

第5次及び第6次振興計画基本構想は、このところ突然の国の財政需要によって、ある日突然考えてもいなかった政策が出てきて推し進められていきます。国の財政誘導に従った町の政策は、議会基本条例や地方自治の本旨に反するものです。国の財政誘導による政策が、今回も多く見られます。それが、第6次基本構想としてでっち上

げられていきます。地方自治というより、財政危機にある国の財政誘導による中央集権で、政治の統治の在り方が危機的な状況になっていると考えています。

マイナンバーカードのように、国が政策構築をしたために進めていく国策として住民を監視していく、そういった意味がマイナンバーカードにはあります。このような、地方自治として町を経営していくというより、国策だから間違いない、それに従っていけば間違いないという考え方は、統治の在り方として無責任で危険です。稼ぐまち嵐山、日本一の教育のまちのスローガンは、企業ファースト、国家ファーストで、町民ファースト、子どもファーストではなく危険です。第6次基本構想基本計画を策定するに当たっては、次の時代を担う若い人や子どもの将来の負担を少なくし、地球規模の持続可能性をつくり上げる必要があります。

気候変動に関しては、嵐山町も日本ももう後がありません。若い人、特に20代から40代の人、若い女性が意見を出し、その意見が実現できる姿勢を持つこと、循環型社会をつくっていくことで、嵐山町も地方のリーダーシップを執れるもの、そういった形にしていきたいと思います。

以上、反対討論とします。

○森 一人議長 最後に、賛成討論を行います。

第6番、大野敏行議員。

〔6番 大野敏行議員登壇〕

○6番（大野敏行議員） 大野敏行です。令和2年度一般会計予算に賛成討論いたします。

率直に申し上げて、耐えて、忍んで、みんなの知恵を出し合って、財政の際限を復活する元年にしていこうとの熱意と決意の見える予算内容です。

過去数年、岩澤町政は大型事業に取り組んでまいりました。国や県からの支出金や補助金、助成金をいかにもうまく使ったとしても、手前の金も使わざるを得ず、公債費はおのずと増えてまいります。財政を圧迫していくことでしょう。予算特別委員会の質疑に対する各課長、局長の答弁からも伝わってまいりました。岩澤町長を筆頭とする三役からの今年の予算に対する考え方に、強い抵抗もあったことだろうと推察いたします。現場を預かる課長として、部下に的確に町長の決意を伝え、全員一丸となって将来にわたって町民福祉の向上につながるための予算編成を実行し、実践する思いに至ったことでしょう。そんな中においても、民生費は昨年対比8,600万円を増加さ

せております。

また、科目設定として予算計上され、必要に応じて補正予算にて実施される意思もかいま見えます。町債の金額を抑え、公債費をできるだけ返済しようとの決意も見えます。

年が明けてからコロナウイルスが猛威を振るい、世界的なパンデミックとなってきました。幸い当町においては、今のところ被害は出ておりませんが、一旦そのような状況に追い込まれた場合は、持っている財政調整基金が大事な資金となります。穏やかでも回復へ向かい、最小の予算でも最大の効果を出されますよう、全員で心がけてください。

町長の施政方針の第1番目の災害に強いまちづくりについては、昨年度の台風19号の被害を当町も受けてしまいました。地震ハザードマップを早期に作成され、町民の防災意識の向上に役立つようお願い申し上げます。

また、嵐山町全域が体験型観光地であり、ビジネス化を推進するDMO組織が町民皆様の協力も得て最大の実践をされ、稼ぐ力の推進力となりますようご期待申し上げます。

申し上げたいことはたくさんありますが、ただ1点、投資をしてきた分は取り返すとして、財政調整基金を回復していくことを常に頭に置いて、与えられた仕事を超えた実行をされますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

○森 一人議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○森 一人議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時09分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第3、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第4、議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第5、議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び日程第6、議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案5件を一括議題といたします。

本5議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

佐久間予算特別委員長。

〔佐久間孝光予算特別委員長登壇〕

○佐久間孝光予算特別委員長 それでは、ご報告申し上げます。

令和2年3月17日、嵐山町議会議長、森一人様。予算特別委員長、佐久間孝光。
委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順にご報告申し上げます。

議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。
予算特別委員会報告書。

令和2年3月17日、予算特別委員長、佐久間孝光。

1、付託議案名。

議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

2月27日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案5件について、3月13日に議案第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の審査を12名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に審査しました。

(1)、3月13日の委員会について。

議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査いたしました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

歳入のうち、県支出金保険給付費等交付金が2億7,500万円と大幅に減額となっているが、この理由はとの質疑に対して、平成30年度以降町の保険給付費の算出は、国保事業納付金算定時に参考として提示される保険給付費見込額を基に県支出金が算出されており、この見込額が減少したことにより、県支出金をはじめ町の各給付金算定が減額となった。その主な理由は、被保険者の減少等の理由によるものと推察されるとの答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査いたしました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

後期高齢者医療保険の保険料見直しで被保険者への影響はどうかとの質疑に対して、夫婦2人世帯で夫の年金が年額300万円、妻80万円で試算すると、令和元年度の保険料が19万8,700円、令和2年度が20万400円で1,700円の増加となるが、軽減措置の適用段階によって増減額も変わり、一概に増加とは限らないとの答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査いたしました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

歳入の第1号被保険者保険料が前年度に比べて1,997万1,000円の減額となっているが、この要因はとの質疑に対して、前年度予算は補正により2,860万8,000円の減額を行っていて、補正後の予算と新年度予算との対比では863万7,000円の増加となる。要因としては、被保険者の増加による増額があるものの、昨年10月の消費税増額による低所得者層への軽減措置が令和2年度は1年間を通じて適用となるため減額要因もあり、結果として補正後の予算額に対して863万7,000円の増加見込みであるとの答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査いたしました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

施政方針で示された2か所の施設を統合した新たな浄水場及び配水場の建設とはどのような計画なのかという質疑に対して、平成28年3月に策定された嵐山町第2次水道事業基本計画（第2次水道ビジョン）を基にして、平成31年3月に策定した嵐山町水道事業経営戦略において事業収支を含めて計画されているもので、施設の統廃合について年次を含めた計画を定めている。その中で、「第2水源」、「第3水源」、「第3配水場」については存続させ、新たな施設として令和7年度に新浄・配水場を建設・稼働させて、現在の「第1水源」、「第1配水場」、「第2浄水場」については、新施設稼働後に廃止する計画となっているという答弁がありました。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

最後に、議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を審査いたしました。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

新年度の予算執行計画で下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託が計上されているが、この計画が策定されると浄化槽の部分も計画が明確になるのかという質疑に対して、今回策定するストックマネジメント計画は下水道の部分であり、浄化槽は含まれていない。浄化槽については、現状では県からも策定を求められていないが、公営企業会計へ移行する目的から考えれば、将来的にはストックマネジメントの

考え方が浄化槽事業にも適用されて、更新計画の明確化等が求められるのではないかと考えられるという答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上により、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか4議案について、全て審査を終了いたしました。

これもちまして、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第18号から議案第22号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第18号から順次行います。

まず、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○森 一人議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で令和2年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件を議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

[青柳賢治総務経済委員長登壇]

○青柳賢治総務経済常任委員長 それでは、議案第24号につきまして審査結果のほうを報告させていただきます。

本議会において、総務経済常任委員会に付託を受けました議案第24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）について、審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、2月28日午前9時32分から開会、当日は説明員として伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換、採決という日程で審査を進めました。

審査経過につきまして、議案第24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件は、町道菅谷12号線（延長39.00メートル、幅員1.80メートル）の1路線について、隣接する土地の所有者からの公共用地払下申請に基づき廃止をするものです。

説明後、直ちに現地確認を行い、帰庁後、質疑を行いました。

質疑は、内容の確認に関するものが各委員よりあり、質疑終了後、説明員に退出していただき、意見交換を行い、特に指摘事項等はなく、採決に移りました。

採決の結果、全員賛成により議案第24号を原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 隣接する方の要望だと。隣接する方は、どういう使い方をしたいのかというのはご存じなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

○青柳賢治総務経済常任委員長 土地の有効活用ということです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書の件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、副委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

山田文教厚生常任委員会副委員長。

〔山田良秋文教厚生常任副委員長登壇〕

○山田良秋文教厚生常任副委員長 陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書について報告します。

令和2年第1回嵐山町議会定例会第1日に文教厚生常任委員会へ付託されました陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情について、審査経過及び結果を報告申し上げます。

本委員会は、令和2年3月6日午後1時30分から会議を行いました。当日は、陳情者を代表して植木のぞみ様が出席されました。また、執行側の説明員として前田子育て支援課長、村上教育委員会事務局長に出席を求め、学童保育の現状等について説明を受けました。

説明後、質疑応答、意見交換という日程で審査を進めました。なお、畠山委員長、松本委員は体調不良により欠席されました。

まず、学童保育の制度内容と嵐山町の状況について確認するため、前田子育て支援課長に出席を求め、説明を受けました。町内4つの学童における平成30年度、令和元年度の利用者数及び令和2年度予定利用者数に関する説明があり、その後、委員より質疑を行いました。説明後の主な質疑応答です。

問い、学童1人当たりの面積は。答え、1.65平方メートルとなっている。40人で1クラスなので、定員が60人のひまわりクラブは2クラスに分けている。

問い、今年度は定員を超えているが、全員を受け入れたのか。答え、実際は毎日の人数にばらつきがあり、おおむね定員に収まっていたことから全員を受け入れた。

説明員退出後、陳情提出者を代表して、植木のぞみ様により陳情内容の説明がございました。植木様の説明後、何点かお尋ねしました。説明後の主な質疑応答でございます。

問い、今の学童教室は何時までか。答え、6時45分です。

問い、保留通知を受けたのはいつ頃か。答え、2月中旬より前だったと思う。実際の発送は2月6日でありました。

問い、夏休みなど長期休みの経費は。答え、夏休みの経費は少し高いということです。

問い、学校の空き教室でも大丈夫か。正規の指導員でなくもよいかに対して、答え、

大丈夫です。ボランティアがいるのであれば、そういう形で見てもらいたい。時間は今までのままで問題ない。

問い、学校から離れた場所でも大丈夫か。答え、はい。

問い、もしボランティアが見つからない場合、皆さんは仕事を辞めなければいけないのか。答え、仕事を辞めざるを得ないが、仕事を辞めると生活ができない。

問い、学童のほかの学年と分けて、5、6年生だけでやることについては大丈夫か。答え、大丈夫だと思う。

問い、祖父母がボランティアで子どもを見てくれるというやり方に対して、答え、祖父母と一緒に住んでいる人はあまり聞かない。

それから、最後に植木様より、ほかの陳情者より必ず伝えるようにと伝言を預かってきているということで、令和2年4月1日までに子どもたちの居場所をつくってほしいという要望が重ねてありました。

陳情者退出後、前田子育て支援課長と村上教育委員会事務局長に出席を求め、陳情者の説明内容を踏まえて委員より質疑を行いました。主な質疑応答です。

問い、陳情者からの切実な陳情を受けた。何とか受入れ先をとという内容である、前向きに検討してほしい。例えば受入れのできる施設はあるのか。答え、町の施設や地区集会所などを使ってなら可能性はある。

問い、学校の空き教室は活用できないか。答え、学校は児童の個人情報などがあり、管理の関係もあるので難しい、また誰が子どもたちの面倒を見るのか課題である。

それから次、前田子育て支援課長と村上教育委員会事務局長の退出後、委員の意見交換を行いました。委員の主な意見です。

町も大変なのは分かるが、陳情のとおり努力してもらいたい。

次、陳情内容に賛成する。もう少し双方で話し合って、歩み寄る形で解決できればよい。

それから次、町は形式にとらわれず柔軟な対応をしてほしい、町からの呼びかけで話し合いをしていただきたい。

次、陳情を受け入れる5、6年生の受入れ先を4月までつくること、ふれあい交流センターや図書館では難しく、学校内につくるのが基本であると思う。

意見交換後、直ちに表決に入りました。表決の結果、陳情第1号 学童保育入室保留通知に関する陳情書については、採択すべきものに賛成の委員が全員となり、よっ

て採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第1号の審査に関して文教厚生委員会からの報告を終わりにさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 副委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 2点ほど、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、陳情を出された父兄のお話もお聞きになったということでございますけれども、この陳情者の元となる学童の、嵐山町には条例があるわけでございます。その条例があった上に、さらにはその中で規則がありまして、その規則の中に定員があるわけです。そのようなことについては、陳情者は理解をされて陳情されていたように捉えられたのかどうか、委員会としては、それがまず1点。

それから、今いろいろと課長の説明が終わった後、退出されて委員の中でいろいろな意見交換、それから陳情、願意含めて受け止めるべきだというような意見が多数あったと思いますが、この中でその陳情の意図するところの実現性というものについて、委員会としてできるということに捉えた上で採択という判断に至ったのかどうか。この2点についてお尋ねをしていきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山田文教厚生常任委員会副委員長。

○山田良秋文教厚生常任副委員長 陳情者につきましては、定員オーバーしているからということで、町から保留というのを受けているということですから、その辺のところは理解しているのではないかなと推測いたします。

それから、実現性可能かどうかというのは、委員の中では学校の施設設備、校長が管理するところですけども、そういったところが可能ではないかというようなことを考えたわけです。

以上です。

失礼しました。委員としてはです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより陳情第1号 学童保育入室保留通知書に関する陳情書について採決いたします。

本件に対する陳情審査報告は採択すべきものであります。報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、陳情第1号は採択すべきものと決まりました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、発委第1号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

松本議会運営委員長。

[松本美子議会運営委員長登壇]

○松本美子議会運営委員長 それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきます。

発委第1号につきまして、提案説明を申し上げます。

発委第1号につきましては、嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についてでございます。

委員の任期について、任期2年と定められているものを審査等の必要に応じて、随時任期を改める条例の一部を改正するものです。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第11条第2項は、審査会が独自に活動できることを定めてあるものでございます。随時の任期に改正することに伴い、議長の求めに応じるものと改正するものでございます。

また、13条につきましては、委員の任期を2年から審査会の必要に応じた随時の任期に改正し、欠員の規定を削除するものでございます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

- 森 一人議長 質疑を終結いたします。
松本委員長、自席にお戻りください。
討論を行います。

[発言する人なし]

- 森 一人議長 討論を終結いたします。
これより発委第1号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についての件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- 森 一人議長 挙手全員。
よって、本案は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 森 一人議長 日程第10、発委第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。
提出者から提案説明を求めます。
松本議会運営委員長。

[松本美子議会運営委員長登壇]

- 松本美子議会運営委員長 それでは、発委第2号につきまして提案説明を申し上げます。

発委第2号は、嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則の提出についてでございます。

嵐山町議会議員政治倫理条例の一部改正に伴い、委員の選任に関する事項について、同条例施行規則の一部を改正するものです。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第7条、委員の選任に関して公募を規定しておりましたが、審査等の必要に応じた随時の選任で、審査等の条件によって公募の期間が取れないために、議長の選任または公募に改正するものでございます。

以上、提案説明でございます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員派遣の件について

○森 一人議長 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

なお、総務経済常任委員会の特定事件について、その内容から委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を越えて調査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第25号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）、発議第1号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について、発議第2号 気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出について、発議第3号 全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出について、発議第4号 東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出について、以上につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすること決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、議案第25号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第25号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の件でございます。

防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事の施工に関し、変更契約を締

結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸地域支援課長。

〔山岸堅護地域支援課長登壇〕

○山岸堅護地域支援課長 議案第25号につきまして細部説明を申し上げます。

議案第25号は、防災行政無線設備デジタル化部分更新工事について、変更請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。契約の金額、金額の一番上段のものになります。2億8,622万1,700円から変更減額分、上から3段目の金額でございます191万7,100円を減額し、減額後の総請負契約金額、下から2段目の金額でございます2億8,430万4,600円とするものでございます。

続きまして、議案第25号参考資料を御覧ください。1、工事の変更概要でございます。1つ目は戸別受信機の据付け、2つ目は空中線の据付け、3つ目は戸別受信機の撤去、4つ目は運搬費、それぞれ1式でございます。

次のページを御覧ください。建設工事変更請負仮契約書でございます。3、変更事項の(3)、元請代金金額に対する増減額としまして、191万7,100円を減額するものでございます。

次のページを御覧ください。工事の内容でございますが、一番上段の戸別受信機の据付から下から2段目のワイヤプロテクターの取付まで、こちらはデジタル戸別受信機の設置に係るものでございます。それぞれ実績により数量を減ずるものでございます。上段の朱書きの数値が変更後、下段の数値が変更前のものでございます。

一番下段の戸別受信機の撤去につきましては、これまで設置されておりましたアナログ式の戸別受信機の撤去に係るものでございまして、上段の朱書きの数字が変更後、下段の数字が変更前のものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりづらい説明でした。

ちょっと個別に入る前に、これ12月議会で出て、契約は一旦は済んだのですか。済んだのだけれども、また変更ができるように、もう相手方も納得してできるようになったのか、ちょっと1点確認しておきたいと思います。

それから最後の、全体減額するのですからこれは歓迎なのですが、やっぱり理由はちょっと聞いておかななくてはならないので。上から、各デジタル戸別受信機、そしてワイヤプロテクター取付まで、これはどうして少なくて済んだのか。そうすると、これ12月の議会のときにはしっかり見ていなかったということにもなりますので、どうしてこれが少なくて済むことになったのか、伺いたいと思います。

それから、戸別受信機の撤去100台が41台と、そうすると設置のままというのもあるのだということでもいいのでしょうか。そのままでも、別に支障はないということなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1点目の、12月議会でご議決をいただきまして契約変更いたしました。その後こういった変更事項がございましたので、今回またご議決をいただくということで提案をさせていただいたものでございます。

2点目の設置が少なくて済んだ理由でございますが、こちらにつきましては、実際今まで設置していた方等にお伺いして、設置希望をお聞きしたりしたわけですが、設置希望がなかったということもございますし、転居された方もいらしたということでもございました。また、子局の設置位置等を今まで子局のほうも当然変更というか、設置を新たにというか、設置替えをしていますので、これまで音が届かなかったようなところについても音が届くようなところということで、スピーカーの向きですとか位置ですとかいうのを工夫いたしましたので、音が届くようになったという場合もございます。そういったことから、戸別受信機の設置が少なくて済んだということでございます。

3点目の撤去の台数が少なかった理由でございますが、こちらやはり転居等がございました。また、紛失もございまして、こういったことから台数が少なくなったということでございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後の再開時間を午後2時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、発議第1号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） それでは、すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

遺伝子を切り取って人工的に作物の収量を増加させたり、農薬に対しての耐性を持たせる遺伝子を編集した種子で作った食品が消費の場に登場します。特定の遺伝子を切り取って遺伝子をつくり換えることをゲノム編集と言います。このゲノム編集を使

った食品は、現在表示義務がありません。ゲノム編集食品の安全性の確保、消費者としてゲノム編集食品か否かを知ることが生命の安全につながります。食品の安全性の確保のため、本意見書を提出します。

裏面が意見書案ですので、読み上げます。

すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書

特定遺伝子を狙って操作するという宣伝文句で登場した「ゲノム編集技術」は、標的外の遺伝子も破壊する「オフターゲット」作用などが報告され、さまざまな不安があります。それにもかかわらず、環境省も厚生労働省も、外来遺伝子が残らないゲノム編集生物は規制対象外と決めました。届け出も任意とされたため、食品表示も困難となっています。このままでは、ゲノム編集食品が環境影響評価も食品安全審査もされず、食品表示もないまま、私たちの食卓にのぼることになります。消費者の知る権利、選ぶ権利を奪い、私たちの健康に生きる権利を脅かすものです。私たちは、すべてのゲノム編集生物の環境影響評価、食品安全審査、表示の義務付けを求めます。

記

1. ゲノム編集技術でつくられた作物・家畜・魚類等のすべてについて、環境影響評価を義務付けること。
2. ゲノム編集技術でつくられた作物等のすべてについて、食品安全性審査を義務付けること。
3. ゲノム編集技術でつくられた作物等及びこれを原料とする食品について、表示を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月17日。

提出先は、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、消費者庁長官、参議院議長、衆議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この厚労省と環境省の、いわゆる外来遺伝子というのが書かれているのですけれども、ここのところの外部から加えた遺伝子が入っていなければ、厚労省や環境省はいいというような判断をされたわけなのです。それも一つの安全性を担保するものだと思っているのですけれども、まず1番目の環境影響評価を義務づ

けるということは、具体的にはこれを生産するというか、作っていく人たちへ義務づけるということ、どんな内容になるのでしょうか。この1番目の環境影響評価を義務づけるというのは、どういうことをやることなのか。

それと食品の、3番目ですけれども、このゲノム編集技術で作られたという食品というものを、今実際にアメリカではこれを使ってしまっているわけです。そういう材料が日本にも入ってきているという中では、その表示ができないという部分もあるらしいのですけれども、その辺についてこういう意見書が出ていかななくてはならないというのは、ちょっと私は理解できないのですが。

以上、2点。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1番のゲノム編集技術につくられた作物・家畜・魚類についての全てに環境影響評価を義務づけること。これは、例えば牛乳を飲みます。私たちが牛乳を飲むとすると、遺伝子組換え食品で作られた大豆などを使ったというか、そういうふうな飼料を牛が食べますよね、その牛乳について環境影響評価する。全てのことをそういうふうにして、調査していくということです。

ですから、環境影響評価の中に、例えば魚類だったら魚の中に、魚の食べている飼料の中、魚は今ほとんど養殖ですから、そういうふうなものが遺伝子組換えがあったり、それからそういったものがあるかないか、環境影響評価していくということです。

作物に関して言えば、植物に関して言えば、例えばこの農薬に関しては反応しないようにするというのが遺伝子組換えというか、ゲノム編集なのですけれども、この農薬には耐性があるように、その部分を遺伝子の情報を操作するというのが、そういったものなのですが、ゲノム編集技術で作られた作物というのはそういうふうなものなので、ではどんな形でそのゲノム編集をしたかという全てのことを環境影響評価。環境影響評価というのは、具体的にどういうふうな形でどこに問題点があるかとか、どういうふうに影響があるかというのを調べるわけですから、そういうことを環境影響評価といいます。

これは、例えばゴルフ場を造るときなんか、20ヘクタール以上だったら環境影響評価というのをやるわけですが、あれは10ヘクタールなのですけれども、そういったことを食品などにやっていくということです。

これですけれども、3番目のもう既に日本にもゲノム編集の食品が入っているのに、食品に義務づけられていない、アメリカはそうなのですけれども、ヨーロッパはゲノム編集の、これはゲノム編集された食品ですというふうに食品表示があるのです。そうすると、それを基本的に人々は食べない、購入しないです。だから、アメリカの人もそういった形で購入しないという形を取ろうとしています。アメリカでも、そういう運動が起こっています。

今なぜ日本にそれが入ってきているかということ、モンサントという会社が、ヨーロッパでゲノム編集されたものの表示を義務づけたために、モンサントの食品が売れないというふうな形になって、日本はまだそれができていないので、ここのところに入ってきたということで、アメリカと同様な立場になっていますが、アメリカについて言えば、アメリカももう既にゲノム編集、遺伝子組換え食品が、発達障害や何かのものになっているのではないかという形で有機農業が推奨されていますから、ここはまたちょっと日本とアメリカとは違った立場になります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ですから、外部から加えたその遺伝子が残る場合には、安全性の審査は義務づけているのです。ですけれども、このゲノム編集食品というのは、自然に起こる突然変異とか従来の育種技術などによるものでは、科学的区別がつかないのです。そういうふうに科学雑誌に書いてありましたけれども、その辺は渋谷さんはどう思っているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今回のコロナウイルスも自然の突然変異ではなく、ゲノム編集された遺伝子でそれができているのではないかというふうなことが、中国の研究者から発表されています。

そういった形のものがゲノム編集で、外来遺伝子が残らないゲノム編集生物は、外来遺伝子が残らないというのは大体分らないです。遺伝子が、遺伝子进行操作しているのに、その遺伝子进行操作したものが残らないということがあるかどうか不確定ですから、それは厚労省関係のゲノム編集関係を推進している方の科学雑誌であると考えます。いろんな立場の方があると思いますけれども、日本では、食品に関してはゲノム編集食品は表示すること、それが一番最初だと思います。

そして今、遺伝子組換え食品でいろいろな問題が起きているところもありますけれども、日本では取りあえず子どもたちに関しては、そういったものが表面的に出てこない。だけれども、やがて今度加工食品になってそれを原材料の中に使ってきたら、それが分からないので、そういったことも含めて外来遺伝子が残らないゲノム編集というのは、生物は規制対象外と決めましたという形だから、規制対象外だから全く規制しないわけです。そういった形のものが食べ物として入ってくることによって、人間にとって、人間の子ども、胎児なんかにどんな影響があるか分からないので、少なくとも環境影響評価を義務づける。そして、食品安全性審査を義務づける。そして、ゲノム編集技術の作物等であるということの表示を義務づける。これが、子どもの精子や卵子を、子どもといいますか、これから生まれくる子どもたちの精子や卵子を守ることになるわけですから、今おなかの中にいる子どもではなくて、それから後の生まれてくる子どもたちの、そういった精子や卵子を大切にしていくために、こういったことをしてくださいという意見書です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷さんの説明よく分かりませんが、とにかく市場のニーズである経済成長を促すイノベーションでもあると書いてあります。

それで、今回創薬の話がありまして、アメリカで今ここから日本に間もなく入ってくるという、最近保険に認可されたものです。

〔何事か言う人あり〕

○9番（青柳賢治議員） 薬です。その薬のもとになっている編集技術もゲノム編集なのです。そのゲノム編集が、今回1億だか2億する保険に適用されるという保険なのです、その薬が。それが入ってくることによって、少数の子どもたちですけれども、1回ぐらいで効くのではないかとされている制度です。

そういった技術、それはなぜかという、ほかのものをつくっていくときに3年かかってしまう。それが非常に短期間でできるという技術的なものもあるのです。そういう点については、そういう技術は全く不要なのだというふうにお思いですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 食品と薬とは全く違う、研究体制も違うし、厚労省の中でもそういった審査をする場所があって、薬品審議会ですか、そういうふうな形です。

とやっています。私は、これはヒトパピローマウイルスに対しての研究会というのをずっと傍聴したりしていましたから、どういうふうな形でやられているかよく知っています。薬品に関しては、薬に関してはまた、ここでは食品ですから、薬ではないです。ゲノム編集というのはいろいろあります。

今回も、特にコロナウイルスに関しては、突然変異ではなく、人為的にゲノム編集されたものではないかというふうな研究が報告されているくらいなので、ゲノム編集というのとはとても問題があるというか、逆にすごく慎重にやらなくてはいけないものなので、食品に関しては、少なくともそれは義務づける。そして、それは皆さんが分かって、表示されて、その食品を食べたくなければ、それを買わないということが選択できるようにするということが一番ここで言っていることなので、これに関して、特に薬品のゲノム編集とか、それから生物の中でH I Vに感染しないような遺伝子を組み換えた双子を研究したというものが出ていましたけれども、そういったことは全く違うものです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、発議第2号 気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

地球上の生命・人類の将来は、温暖化により危機的な状況であり、少子化の問題以前に2100年に、日本で人が生存可能であるかどうか問われています。緊急に制度の在り方を持続可能なシステムにする必要があります、本意見書の提出を提案します。

では、裏面に移ります。

気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書

地球温暖化による気候崩壊、文明崩壊を防ぐための時間的な猶予はない。

2018年の猛暑による熱中症、2019年の台風による被害等、気候危機は私たちの生活を脅かしている。気候危機は、人の活動による温暖化ガスの大量排出が主な原因であることは、2013年の国連の気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第5次報告で疑う余地はない。

2018年 I P C C より「1.5℃目標」に関する特別報告書が発表された。そこでは、産業革命以前からの気温上昇を1.5℃までに抑えることが、地球環境を持続可能なものとするために必要であるとされている。

気候変動に対する政策を、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるために、2050年頃までの二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていく政策を早急に進めることが必要である。

よって国におかれては、2030年度目標（2013年度比26パーセント削減）の達成に向けて着実に地球温暖化対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、環境大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員にお尋ねしたいと思います。

3.11以降、原子力が今動いているのは何基なのでしょう。今日あたりの新聞にも載っていましたが、テロの、いわゆる対策が取れない電気はちょっと動かさな

いというようなことで、まだ基数も減ってくるというような新聞も出ていました。

そんな中であって、頼らざるを得ないのは化石燃料になるわけですが、そういった国情ということ、日本の置かれる国情、そういったことをどのように理解されているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今資料を持ってきておりませんが、石炭、石油の化石燃料よりも、再生可能エネルギーのほうが若干ですけれども増えている。そして、原子力がなくても現状で行うことができているというのが、今の日本の電力の状況です。ですから、これから今の再生可能エネルギーを増やしていくことで、化石燃料を減らすことができます。

今の状況で、どんなに日本の経済のために地球温暖化政策をしないで、そして化石燃料を使ったとしても、結局は日本の経済というのは、国土が壊れてしまって、そしてオーストラリアのように大火事になって、今の台風被害がどんどん、どんどん続いていくと、経済自体が止まっていきますので、そして皆さんの生活自体もやっていけなくなりますので、日本の経済を振興することよりも、まず子どもたちのこと、それから温暖化を抑えて人々が生活できるようにすることが大切なので、経済の問題ではなく、本当に政治哲学という言葉がありますけれども、政治哲学の上でこれはとても大切な、一番子どもたちを大切にしていって、将来地球を守っていくために、経済よりもこういった大切なことをしていくということが今現在必要だと思えます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷さんのおっしゃっていることはもともとで、我々も化石賞なんという賞を日本が頂くことはどうかと思います。ですけれども、いわゆる日本の実情というものは、今なお原子力と、今言った再生可能エネルギーが拮抗しているような状況なのです、今。今日の新聞ではそう書いてありました。

それで、その中で今回の予算質疑もこうしていきますと、嵐山町のそういった地球温暖化への考え方というのは、かなりなかなか大変だけれども、頑張っていくのだというような答弁もありました。そういった、国もできる限りのことはやっているわけです。そういった中で、こういったことの見解を一議会が出していくというのは、私は甚だ疑問に感じるのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今この気候危機への温暖化対策について意見書を出そう、そしてこういった宣言をしていこうという運動が始まっています。どのような形で進めていくか分かりませんが、私も気候変動危機に対応する議員連盟の一人になっています。

ですから、これはこの小さな嵐山町が行っていくこと、それから東松山市は宣言をしていますし、これから増えていくと思いますし、日本が変わっていくためには、まずちっちゃな身近なところからやっていく、それがとても大切なことだと思いますけれども。

それともう一つ、原子力と再生エネルギーでは、今は原子力はほとんど使われていませんから、再生エネルギーのほうが多いです。どの新聞をお読みになったのか分かりませんが、時々読売新聞ですと、原子力発電を推進する側ですから、そういった形になっていきます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号 気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、発議第3号 全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出について提案理由を説明します。

提案理由ですが、生活費の統計調査では、地方と都心部とはほとんど差がない。しかし、最低賃金は地方と東京との差が大きい。そのため、地方から東京への人口移動が大きい。地方と東京の最低賃金を徐々に同一にしていく政策が必要であり、本意見書を提案します。

裏面です。読み上げます。

全国一律最低賃金制度を求める意見書

最低賃金法は1959年に制定され、労働者の賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保を資するとともに国民経済の発展に寄与することを目的としている。

現行の最低賃金制度は都道府県の地方最低賃金審査会の審議に基づき、厚生労働大臣または都道府県労働局長により決定されている。地域別最低賃金制度は1968年に「労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理である」趣旨より定められた。現在では地域別最低賃金は、2019年では、東京都が最高額で時間給1,013円、最低額は九州地方7県他15県で、790円である。最高額と最低額の格差率は78%となっている。

地域別最低賃金制度制定後50年以上経過し、労働組合や研究者の調査より、労働者の生計費に地域間格差がほとんど存在せず、労働者の生活に最低必要な金額は月額22万～24万円であることが明らかにされている。これは時間給で換算すると、1,300円から1,400円に相当し、現在の全国平均額の901円を大幅に上回る。

最低賃金は、健康で文化的な最低限度の生活を営むための最低生計費を下回ることにはゆるされない。又、地域の人口が都市部に流出する地方においては最低賃金の格差の是正は喫緊の課題である。そのため、以下を求める。

記

1. 健康で文化的な最低限度の生活が可能で全国一律の最低賃金制度を確立すること。

2. 一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上げをはかり、高い地域に接近させる方法で全体の引上げをはかり、地域間格差を縮小させていくこと。
3. 最低賃金の引き上げによって影響を受けることになる中小企業への社会保険料の負担軽減などの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先ですけれども、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、発議第4号 東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[10番 川口浩史議員登壇]

○10番（川口浩史議員） 東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出について提案理由を述べさせていただきます。

東京高検検事長の定年延長を閣議決定で決定いたしました。その理由として、検察官も国家公務員法を適用できると解釈したからだということです。しかし、1981年、

国家公務員の定年延長を決めたときの国会審議で、「検察官と大学教員は今回の定年制は適用されない」と答えております。検察官に国家公務員法を適用することはできず、検察官は検察官庁法第22条で定年が規定されているわけであります。

法律を恣意的に解釈し、自分に都合よく合わせていたのでは、国会の立法権と国民主権を侵害することになります。そのため、恣意的解釈に反対する本意見書を提出した次第であります。

それでは、意見書を朗読いたします。

東京高検検事長の定年延長に反対する意見書

安倍内閣は、前例のない東京高検検事長の「定年延長」を閣議決定した。

森法相は、今回の閣議決定は国家公務員法に基づくものだとしているが、国家公務員法の改定で定年延長が盛り込まれた1981年の国会審議で、政府自身が「検察官と大学教官については、現在すでに定年が定められている。今回の改定法案では、別に法律で定められている者を除き、ということになっているので、今回の定年制は適用されない」と答弁していたことが判明している。

人事院は、2月12日の衆院予算委で「検察官については国家公務員法の勤務延長を含む定年制は、検察庁法により適用除外されていると理解していた」と森法相と正反対の答弁をし、「現在までも、特にそれについて議論はなかったので、同じ解釈を引き継いでいる」と明言した。

しかし、安倍首相は2月13日の衆院本会議で、1981年当時の政府見解を認めた上で、「今般、検察官の勤務延長については、国家公務員法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁した。森法相も2月17日の衆院予算委で「解釈の変更を最終的に政府内で是としたのは本年1月」と初めて明らかにし、東京高検検事長の定年延長のために恣意的な解釈変更を行ったことが明白である。

政府が立法時に示した法解釈を自分の都合に合わせて勝手に変えることは、国会の立法権、さらには国民主権を侵害するものである。

たとえ、検察庁法の改正によって切り抜けようとしても、東京高検検事長の定年延長のための改正という意図を覆い隠すことはできない。

よって、嵐山町議会は、日本国憲法を尊重する立場から東京高検検事長の定年延長に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、法務大臣、人事院であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第4号 東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手同数]

○森 一人議長 挙手が6人のため、ただいま採決については、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

本案について、議長は否決と採決します。

[「理由を言ってください」と言う人あり]

○森 一人議長 理由を言う必要はないそうです。

[「理由があって否決したのでしょうか、これこれこういう理由で」「議事進行」と言う人あり]

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて、本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2月27日に開会をされ、3月17日の本日まで20日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました令和2年度一般会計当初予算をはじめと

する諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜りました。誠にありがとうございました。また、教育委員会教育長の任命につきましても同意を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問等を通じてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

来年度は、町の将来像を掲げた第6次嵐山町総合振興計画、そして第2次嵐山町総合戦略をそれぞれ策定します。さらに、予測の難しい災害に布石を打つべく、嵐山町地域防災計画、これの全面的な見直しを行います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な影響が懸念されております。真に役場力、地域力が問われるのは、物事がうまく進んでいるときより困難に直面したときであります。この対策に万全を期すとともに、今後も町民福祉の向上、この一点に心魂を込めて、愛するふるさと嵐山、この町をしっかりと次の世代に引き継いでまいります。

議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後ともご健勝にてさらなるご活躍を賜りますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日に開会いたしました本定例会も、無事に会期を終えることができました。令和2年度当初予算をはじめとする重要案件について、真摯に議論を尽くしてこられた議員の皆様のご労苦に、衷心より敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

今後におかれましても、より開かれた議会実現のために、諸先輩方が取り組んでこられた議会改革、議会、委員会の在り方の検証等を踏まえ、法令にのっとり、氾濫する情報をしっかりと判断し、さらなる嵐山町の発展に資することができる議会、議員の資質向上を心からご期待申し上げます。

また、岩澤町長をはじめとする執行部の皆様にも、議会、委員会運営の際、特段のご理解、ご配慮を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

結びに、嵐山町の限りない発展と、岩澤町長をはじめとする執行部の皆様、議員各位のご健勝、ご活躍を心よりご祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これをもちまして、令和2年第1回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員